令和元年第2回粕屋町議会定例会会議録(目次)

第 1 ⁻	号 6月7日(金)	
• 開	숲	. 8
· 会詞	議録署名議員の指名	. 8
· 会	期の決定	. 9
•諸/	般の報告	. 9
	段報告	
• 議	案等の上程(第32号~第42号)	·10
• 議	案等に対する質疑	·14
• 意	見書案の上程(第2号)	·14
	見書案に対する質疑	
• 議	案等の委員会付託	·17
	号 6月10日(月)	
• —	般質問	·22
本日	田芳枝議員	
	粕屋町の低投票率について	
	プラスチックごみリサイクルの考え方について	
3.	ふれあいバスと免許返納について	•40
田人	川正治議員	
1.	担税能力を超えた高い国保税を引き引き下げる対策について	•45
2.	保育所と幼稚園の待機児童数と、町立の保育所と幼稚園の施設整備の	
	拡充計画について	.56
太	田健策議員	
1.	平成30年第3回(9月)粕屋町議会定例会の所信表明について	•64
2.	粕屋町内における道路について	.76
案》	浦兼敏議員	
1.	市制への取組みについて	·81
2.	商工業の振興と企業の誘致について	·87
3.	粕屋町の広報・広聴機能の充実について	.94
第3 ⁻	号 6月11日(火)	
· —#	般質問	101

末若憲治議員	
1. 災害対策について	101
2. 学童保育の待機児童解消に向けた取組みについて	113
3. 児童虐待防止に向けた取組みについて	119
川口 晃議員	
1. 支援のいる児童・生徒の問題について	123
2. 地方交付税問題について	131
3. JR福北ゆたか線の駅舎・踏切に関して	135
4. 高齢者・孤独者の問題	140
木村優子議員	
1. ネットを使った課題解決システムの構築を	143
2. 中高年のひきこもり支援の充実を	147
福永善之議員	
1. 10連休期間中の保育ニーズ調査に関して	155
2. 修学旅行中の教職員の昼間の飲酒に関して	159
3. 随意契約に関して(一般廃棄物収集運搬業務の委託契約)	166
第4号 6月12日 (水)	
第4号 6月12日 (水) ・一般質問····································	182
	182
• 一般質問······	182
• 一般質問····································	182
・一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・一般質問····· 中野敏郎議員 1. 昨年12月議会に予告紹介をしていました『ドーナツ経済学が世界を救 う』、それに追加して、内田樹の著書『ローカリズム宣言』、『人口	184
・一般質問····· 中野敏郎議員 1. 昨年12月議会に予告紹介をしていました『ドーナツ経済学が世界を救 う』、それに追加して、内田樹の著書『ローカリズム宣言』、『人口 減少社会の未来学』等の著書を基にして質問いたします·····	184
・一般質問・・一般質問・・中野敏郎議員 1. 昨年12月議会に予告紹介をしていました『ドーナツ経済学が世界を救う』、それに追加して、内田樹の著書『ローカリズム宣言』、『人口減少社会の未来学』等の著書を基にして質問いたします・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	184 194
・一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	184 194 201
・一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	184 194 201
 一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	184 194 201 218
- 一般質問 中野敏郎議員 1. 昨年12月議会に予告紹介をしていました『ドーナツ経済学が世界を救う』、それに追加して、内田樹の著書『ローカリズム宣言』、『人口減少社会の未来学』等の著書を基にして質問いたします 2. 男女共同参画という観点から質問します 山脇秀隆議員 1. 教育の無償化について 2. 消防団員の運転免許について 井上正宏議員	184 194 201 218
 一般質問 中野敏郎議員 1. 昨年12月議会に予告紹介をしていました『ドーナツ経済学が世界を救う』、それに追加して、内田樹の著書『ローカリズム宣言』、『人口減少社会の未来学』等の著書を基にして質問いたします 2. 男女共同参画という観点から質問します 山脇秀隆議員 1. 教育の無償化について 2. 消防団員の運転免許について 井上正宏議員 1. 市制塾について 	184 194 201 218 221 226
・一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	184 194 201 218 221 226
・一般質問・・・一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	184 194 201 218 221 226 229

第5号 6月18日 (火)

•	各委員長の審	査結果報告・質疑・討論・採決	253
	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて	253
	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて	254
	議案第34号	粕屋町教育委員会委員の任命同意について	255
	議案第35号	粕屋町森林環境譲与税基金条例の制定について	256
	議案第36号	北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を	
		改正する条例について	258
	議案第37号	粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について	258
	議案第38号	令和元年度粕屋町一般会計補正予算について	260
	議案第39号	令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について	262
	議案第40号	工事請負契約の締結について	263
	議案第41号	住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法	
		について	268
	議案第42号	粕屋町指定金融機関の指定について	269
	意見書案第2	号 「主要農作物種子法」に代わる福岡県独自の条例制定を	
		求める意見書(案)	271
•	委員会の閉会	中の所管事務調査	276
•	閉 会		277

令和元年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(開 会 日)

令和元年6月7日(金)

令和元年第2回粕屋町議会定例会会議録(第1号)

令和元年6月7日(金) 午前9時30分開会 於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 意見書案の上程
- 第8. 意見書案に対する質疑
- 第9. 議案等の委員会付託

2. 出席議員(16名)

1番	末	若	憲	治		9番	福	永	善	之
2番	井	上	正	宏		10番	久	我	純	治
3番	案	浦	兼	敏		11番	本	田	芳	枝
4番	安	藤	和	寿		12番	八	尋	源	治
5番	中	野	敏	郎		13番	木	村	優	子
6番	太	田	健	策		14番	Щ	脇	秀	隆
7番	Ш			晃		15番	小	池	弘	基
8番	田	Ш	正	治		16番	鞭	馬	直	澄

- 3. 欠席議員(0名)
- 4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(23名)

町 長 箱 田 彰 副 町 長 吉 武 信 一

教育 西 村 久 朝 長 都市政策部長 本 浩 山 総務課長 堺 哲 弘 税務課長 原 雄 中 協働のまちづくり課長 豊 福 健 司 社会教育課長 宅 新 信 久 都市計画課長 田代久嗣 道路環境整備課長 安松茂久 総合窓口課長 渋 田 香奈子 介護福祉課長 石 川 弘一 会計課長 藤川 真 美 総務部長 山 野 勝 寬 住民福祉部長 中小原 浩 臣 今 泉 真 次 経営政策課長 収納課長 井 賢太郎 臼 学校教育課長 早 Ш 良一 給食センター主幹 手 正 治 井 地域振興課長 八 尋 哲 男 上下水道課長 松 本 義 隆 子ども未来課長 近 秀 敏 神 賀 みづほ 健康づくり課長 古

(開会 午前9時30分)

◎議会事務局長(古賀博文君)

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

糟屋地区議長協議会より、長年の議会議員としての功労に対し、田川正治議員並 びに小池弘基議員が表彰を受賞されました。

ここで、田川議員並びに小池議員へ、鞭馬議長から伝達していただきますので、 前方へお進みください。

◎議長(鞭馬直澄君)

表彰状、粕屋町田川正治殿。

貴殿は長きにわたり、議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よってこれを表彰します。令和元年5月13日、糟屋地区議長協議会会長、阿部寛治。おめでとうございます。

表彰状、粕屋町小池弘基殿。

貴殿は長きにわたり、議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。令和元年5月13日、糟屋地区議会議長協議会会長、阿部寛治。おめでとうございます。

◎議会事務局長(古賀博文君)

受賞されましたお二方の議員におかれましては、議席のほうに向かってお並びください。それでは、受賞者を代表して、田川議員より謝辞が述べられます。

◎8番(田川正治君)

本日は、糟屋地区議長協議会様より身に余る表彰状いただきまして、誠にありが とうございます。ただただ、感謝・感激というばかりです。

思えば、粕屋町議会議員に選出されまして、早いもので、あっという間に10年たちました。病気もせずに、元気で、町議会議員の職責を果たすことができたのは、同僚議員や役場の職員の皆さん、妻や家族の協力とご支援の賜物であり、大変感謝しております。

私は、議員の任期半ばで亡くなられました、先輩議員の庄野議員の後継を受けて、 町議会に挑戦いたしました。初当選以来、この間、私は選挙公約で掲げました、町 民こそ主人公、粕屋町に住んでよかったと思われる町、子育て支援、老後も安心の まちづくりを目指して、この10年間、全ての議会本会議におきまして、一般質問を 行いました。町民の皆さんの要望を取り上げて、一般質問をするために、多くのこ とを学び、勉強する機会になりました。町議会議員になって、人間的にも成長でき るということができました。特にこの間、町立保育所の存続を求める保護者の方々 とも、署名を集め、同僚議員とともに力を合わせて、議会でその声を実現すべく取 組んだことで、現在も町立保育所の3園が存続しております。

また、私が議員になってすぐゲリラ豪雨が起きました。町の上流から流れてくる雨水。水路が氾濫して被害が及びました。そこで、地下貯水槽施設を持っている福岡市の実例を紹介して、同僚議員と議会で取組み、町内の3箇所にこの地下貯水槽を建設するということが実現できました。

これからも町議会議員として、本日、この本議会議場で表彰していただきました 記念すべき日を契機に、誠心誠意努力し、精進して、町民の皆さまに喜んでもらえ る、誇れる粕屋町を目指して、本日、ともに表彰された小池議員や同僚議員ととも に、力を合わせて、取組んでまいります。

本日は、大変ありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

◎議会事務局長(古賀博文君)

おめでとうございました、自席へお戻りください。

◎議長(鞭馬直澄君)

改めまして、おはようございます。

田川議員、小池議員におかれましては、長年にわたり、粕屋町議会議員としてご 尽力いただきましたことに、厚く感謝と御礼を申し上げます。

さて、先々週から2週間にわたりまして行われました、町立の小・中学校6校の運動会も、大変好天に恵まれまして、無事に終えることができました。関係者の皆さんのご尽力に、厚く感謝を申し上げます。児童・生徒の皆さんが、元気に一生懸命爽やかに、競技に熱中している姿を拝見させていただきました。粕屋町の未来を担ってくれる、若人たちを大変頼もしく思いながら、楽しく応援をさせていただきました。

それでは、本日、執行部の吉村給食センター所長は、公務のため欠席届が提出されております。代わりに、井手主幹が出席されておりますので、ご報告しておきます。

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和元年第2回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(鞭馬直澄君)

日程第1.「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期、定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、末若憲治議員、及び14番、山脇秀隆議員を指名いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

日程第2. 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月18日までの、12日間といたしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月18日までの12日間と決定いた しました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、日程第3. 「諸般の報告」を行います。

先の5月15日に開催いたしました臨時会におきまして、各常任委員会の正副委員 長互選に伴い、各特別委員会委員の選任の見直しを行いました結果、次の2つの特 別委員会から、正副委員長の互選を行った旨の報告がございましたので、この場で 報告をいたします。

議会広報特別委員会、委員長 木村優子議員。副委員長 案浦兼敏議員。議会報告特別委員会、委員長 末若憲治議員。副委員長 井上正宏議員。

以上でございます。

なお、ほかの特別委員会は、本定例会中に互選について、話し合われる予定となっておりますことを申し添えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議長 (鞭馬直澄君)

日程第4.「行政報告」を求めます。

箱田彰町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長(箱田 彰君)

改めて、おはようございます。

本日、令和元年第2回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に おかれましては、何かとご多忙の中、全員のご出席を賜り、心から感謝とお礼を申 し上げます。

それでは、行政報告をいたします。

まず、法令に基づく報告といたしまして、報告第1号は「平成30年度粕屋町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」でございます。

平成30年度粕屋町一般会計予算の県知事及び県議会議員選挙執行事務、農業振興

事業、街路建設事業に伴う町事業、小学校施設整備事業に係る翌年度へ繰り越した 繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条 第2項の規定により、報告いたします。

報告第2号は「平成30年度粕屋町土地開発公社決算の認定について」でございます。

平成30年度土地の取得及び処分につきましては、当初事業計画のとおり、行われておりません。去る4月17日に、公社幹事による決算監査を経て、4月25日に決算の認定について理事会が開催され、審議の結果、承認されましたことを、ここに報告いたします。

次に、その他の報告としまして、2点の報告をいたします。

まず、防災関係の報告でございます。

北部九州の梅雨入りが間近となりました。ここ最近は降水量が少なく、農業や生活用水の心配もされておりましたが、気象庁によると、これからの8月にかけて、雨量が多いものと予想されており、緊張感を持って、今後の対応に当たってまいります。

この心配される梅雨前のこの時期に、従前より福岡県に対して強く要望しておりました、須恵川の水位監視設備の設置が実現し、既に6月1日から運用が始まっております。この水位計は、危機管理型水位計であり、太陽光電池内臓の24時間型となっており、従来から設置されておりました多々良川の雨水橋の河川監視カメラとともに、一層防災体制の充実が図られたものとなっております。

次に、ブリッジサマーキャンプ2019についてでございます。

第31回目を迎えた、アジア太平洋こども会議イン福岡事業の中で、夏休みに行われるホームステイ事業が、ブリッジサマーキャンプに名称変更されております。

今年度も、アジア太平洋地域の、35の国・地域から226人の子ども大使を招き、福岡県内で様々な交流プログラムを行います。粕屋町でも、受け入れ家庭の協力を得ることができましたので、中国、台湾、パキスタンから参ります9名の子ども大使と1名の引率者の受け入れをいたします。7月17日から7月22日までの、6日間程度の滞在予定でございます。4月から、各ご家庭の方と打ち合わせを既に実施し、今後は、町内小学校への登校や町における歓迎行事について、関係機関と協議を図りながら、相互でよりよい交流事業となるように、準備を行ってまいります。

以上で、行政報告を終わります。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

続きまして、日程第5. 「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会には、町から提出されました 議案は、11件であります。

議案の提案理由の説明を求めます。

箱田彰町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長(箱田 彰君)

令和元年第2回定例会に、町から提案いたします案件といたしましては、専決処分の承認が2件、教育委員会委員の任命同意が1件、条例の新規制定が1件、条例の改正が2件、令和元年度補正予算が2件、工事請負契約の締結が1件、住居表示関連が1件、指定金融機関の指定が1件、以上、11件でございます。

それでは、議案第32号から順次、ご説明いたします。

議案第32号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が、平成31年3月29日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例等の一部を改正したものでございます。

今回の改正の主な内容といたしましては、個人住民税の住宅ローン控除の拡充、 法人町民税の法人税割の変更、軽自動車税の環境性能割の創設等法改正に伴う、所 要の規定の整備等を行ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に 緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたの で、平成31年3月29日に専決処分をいたしました。

よって、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。 議案第33号も、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、 負担の適正化を図るため、賦課限度額及び軽減判定所得の算定方法の見直しを行ったものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に 緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたの で、平成31年3月31日に専決処分をいたしました。

よって、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。 次に、議案第34号は、「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」でございま す。

粕屋町教育委員会委員をしていただいております、青木政広氏の任期が、本年9 月21日をもって満了することに伴いまして、同氏を再度任命いたしたく、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意 を求めるものでございます。

青木氏の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますが、教育委員としての識見、人格ともに優れた方でございます。任期につきましては、令和元年9月 22日からの4年間となります。

任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第35号は、「粕屋町森林環境譲与税基金条例の制定について」でございます。 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が、平成31年4月1日に施行された ことに伴いまして、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、粕屋町森林環境譲 与税基金を設置することにより、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充 てるため、条例を定めるものでございます。

次に、議案第36号は、「北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

北筑昇華苑組合立北筑昇華苑の火葬料金に対する補助金が、組合内で統一された ことにより、補助金の申請用紙が組合統一様式へ変更になることに伴い、条例の一 部を改正するものでございます。

次に、議案第37号は、「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」で ございます。

介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容は、所得段階が、第1段階から第3段階のものの、令和元年度及び令和2年度の介護保険料について、軽減を行うものでございます。

次に、議案第38号は、「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3億944万5千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を、149億644万5千円とするものでございます。

歳入といたしましては、地方譲与税を198万5千円、国庫支出金を6,768万4千円、 県支出金を2,220万円、諸収入を2億1,000万円増額するものでございます。また、 財源不足を補うため財政調整基金から、757万6千円の繰入れを計上しております。

一方、歳出の主なものといたしましては、消費税対策としての、プレミアム付き商品券発行事業費を2億6,610万6千円、農業振興事業費を2,038万4千円、介護保険事務費を1,404万8千円、児童福祉総務事務費を259万2千円増額するものでございます。

次に、議案第39号は、「令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」 でございます。 保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 67万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、24億5,070万6千円とするものでご ざいます。

歳入の主なものといたしましては、保険料を1,380万円減額し、国庫支出金を 42万4千円、繰入金を1,404万8千円増額するものでございます。

一方、歳出は総務費を、67万2千円増額するものでございます。

次に、議案第40号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、仲原小学校第1期大規模改造工事を実施するものでございます。同小学校校舎は、昭和41年に建築され、昭和45年、昭和63年、平成23年、そして平成29年に増築されておりますが、その内、昭和41年、昭和45年、昭和63年に建築された建物については、老朽化が進んでおりますため、今回、大規模改造工事を実施するものでございます。

工事は、今年度から3年間で計画しており、今回はその1期目にあたります。屋上防水工事、外壁工事、外建具工事、電気給排水設備工事、屋外トイレ設備工事などを行い、今後も長期間、児童が安心して学習できる施設として改修を行います。

この工事を実施するに当たり、令和元年5月17日に共同企業体6社による、指名競争入札を行いましたところ、因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者、因建設株式会社、代表取締役 因善嗣が工事請負金額、2億6,458万9,200円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和元年10月31日となります。また、財源といたしましては、国から学校施設環境改善交付金の補助金を受けて、実施いたしてまいります。

次に、議案第41号は、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の 方法について」でございます。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及 び当該区域内の住居表示の方法を定めるにあたり、議会の議決を求めるものでござ います。区域につきましては、別図に示しております区域とし、方法につきまして は、粕屋町住居表示実施基準要領に基づき、街区方式で行うよう、計画をしており ます。

これらの件につきましては、令和元年5月8日に開催されました粕屋町住居表示 審議会において、賛同する旨の答申をいただいております。

議案第42号は、「粕屋町指定金融機関の指定について」でございます。

現在、粕屋町指定金融機関は、株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、

粕屋農業協同組合の三つの金融機関により、2か年交替で行っておりますが、この 度、粕屋農業協同組合から、指定辞退の申出書が提出されました。

これを受け、粕屋町指定金融機関を、株式会社西日本シティ銀行と株式会社福岡銀行の2の金融機関の交替制とするため、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、交替期間を現行のままの2か年とし、その始期は、令和2年9月1日とい たします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、日程第6.「議案等に対する質疑」に入ります。 質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、日程第7. 「意見書案の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出された意見書案は、1 件であります。事務局長が、意見書案を読み上げます。

古賀事務局長。

◎議会事務局長(古賀博文君)

議事日程表の4ページ以降、1件でございます。議事日程表をお持ちの方は、5ページ及び6ページをお開きください。

意見書案第2号、「「主要農作物種子法」に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書(案)」。

上記の意見書案を、会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和 元年5月30日、提出者、川口晃議員、中野敏郎議員、本田芳枝議員。

なお、7ページに意見書案を掲載いたしております。

以上でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

それでは、ただ今から提出者に趣旨説明を求めますが、説明にあたっては議事進行の都合上、簡潔明瞭にお願いいたします。

意見書案第2号、「「主要農作物種子法」に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書(案)」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者を代表しまして、川口晃議員。

(7番 川口 晃君 登壇)

◎7番(川口 晃君)

それでは、趣旨説明を行います。議長が簡略にと言うので文書を作ってきました ので、読み上げて行います。

私は、この主要農作物種子法に関して、昨年の12月議会、また今年の3月議会で2度、廃止の引き起こす問題点について、外国の例も出しながら、一般質問しました。そうした結果、この意見書案を提出するに至りました。最初に、この意見書案の趣旨を読み上げて、私たち提案者の意図を明確にしたいと思います。それでは意見書案を読みます。

主要農作物種子法は1952年に制定され、日本農業・食の安全を守ってきました。 同法によって、「稲・麦・大豆」の品種開発と安全供給のために、国や都道府県の 公的役割が明確にされ、稲、麦、大豆などの主要農作物の種子の生産・普及が実施 されてきました。また、農業者には有料で安価な種子が、消費者には安心でおいし い米などの農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、2018年4月1日付けで、国会において種子法が廃止されました。種子法の廃止によって、都道府県が行なってきた種子の改良や安定供給の取組みに法的な根拠がなくなりました。今後、稲などの種子価格の高騰や地域条件などに適合した品種の生産・普及などが、衰退してしまうのではないかという不安が広がっています。

さらに、地域の共有財産である「種子」を民間に委ねた場合、長期的には外資系 事業者の独占や、改良した「新品種」に特許がかけられ、日本の種子市場が支配さ れていくことも懸念されています。これは、わが国の食の安全・安心、食料主権が 脅かされることに繋がり、県民にとっても大きな問題です。

「種子法廃止法案」の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給、 及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や都 道府県が引続き種子生産などに取組むための財政措置のほか、特定企業による種子 の独占防止などについて、万全を期すことを求める付帯決議がなされています。従 って、福岡県においては、現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農 作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取組みを後退させることなく、農業者や 消費者の不安を払拭するために、種子法に代わる「県独自の条例」を制定されるよ う強く要望します。こういう趣旨でございます。

さて、皆さんには、廃止された主要農作物種子法と主要農作物種子法を廃止する 法律。これ、昨年の4月1日付けの廃止された法律です。それから、最後に、種子 条例を作りました富山県主要農作物種子生産条例を参考資料として置いております。

この種子法に関して、昨年4月に廃止されたんですが、農業団体・消費者団体の 意向を受けて、野党会派から、直ちにこの種子法復活を目指しての法案が国会に上 程されまして、今、継続審議となっております。廃止された昨年中にJAの運動も ありまして、1月25日付けで日本農業新聞によりますと、山形、新潟、富山、埼玉、 兵庫、5県が趣旨条例を制定しました。今年に入って、岐阜県、福井県、北海道が 制定して、現在、長野県、宮崎県がパブリックコメントを出して進行しております。

福岡県の市町村で、県に対して県独自の条例制定の意見書を提出しているのは、昨年の12月議会までに、12市町村と聞いています。今年に入って小竹町、鞍手町、筑紫野市、中間市、小郡市もだったと思いますけれども、結構進行しておりまして、議会のたびに意見書採択の議会が増えてくるのは、当然だろうというふうに思います。条例制定の目的は、各県と同様に、福岡県の風土に適した品種。米では、元気づくし、夢つくし、ヒノヒカリなどの優良銘柄の種子の安定供給を支えていく財政的や施設整備や、それから、新たな品種の開発とか、種子や苗の値段の高騰防止する役割を果たしていくものと思います。

さて、種子法に関する資料を得るために、JAかすやの担当課に電話しました。 粕屋町の6月議会に意見書を提出して、採択を目指している旨を述べますと、担当 者も大変喜ばれました。粕屋町議会でこの意見書が採択されますと、粕屋町の農業 者、消費者の皆さんにも、大きな喜びを持って、受けとめられると思います。

条例の詳細は詳しくは述べられませんので、資料として渡しています富山県主要 農作物条例を参考にしてください。

以上で、趣旨説明を終わります。

(7番 川口 晃君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

説明が終わりましたので、日程第8. 「意見書案に対する質疑」に入ります。 質疑はありませんか。

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

14番、山脇秀隆です。ただ今、るるご説明がございました。今回は、県独自の条例を求める意見書案になっているというふうに思っております。先ほどの説明にも、国の付帯決議によって、都道府県がそれぞれ対応しているというふうに思いました。

意見書案というのはですね、それを応援して、それを実現させていこうというような、後押しをするような感じにはなろうかと思いますので、福岡県でその条例を作る動きが今あるのかどうかっていうのは、まず1点知りたいのと、あと近隣町で、筑豊地区のですね、意見書案が出てるということもございましたので、6町、糟屋地区において、こういった意見書案が出されているかどうかっていうのも含めてお聞きしたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口晃議員。

◎7番(川口 晃君)

県のほうの情報については、私のほうでは今のところ詳しくは掴んでおりませんが、JAのほうではですね、この運動は進んでいるというふうに思います。それから、糟屋地区6町ではですね、宇美町が12月議会から3月議会にかけまして、これは採決されました。それでもって、粕屋町としてもやりたいなということで、3人で共同提出した訳です。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員、よろしゅうございますか。

◎14番(山脇秀隆君)

質問ですから。

◎議長 (鞭馬直澄君)

ほかにございませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、意見書案第2号の質疑を終結いたします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

日程第9. 「議案等の委員会付託」について、お諮りいたします。

本日上程されました、32号議案から37号議案、40号議案から42号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

ご異議なしと認めます。

次に、38号議案の「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」、及び39号議 案の「令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」は、地方自治法第 109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定によりまして、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

ご異議なしと認めます。よって本日上程されました議案等につきましては、付託 表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に久 我純治議員、副委員長に安藤和寿議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則 第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議あ りませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、 議長に一任していただくことに決定をいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前10時10分)

令和元年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(一般質問)

令和元年6月10日(月)

令和元年第2回粕屋町議会定例会会議録(第2号)

令和元年6月10日(月) 午前9時30分開議 於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- 1番 議席番号 11番 本 田 芳 枝 議員
- 2番 議席番号 8番 田 川 正 治 議員
- 3番 議席番号 6番 太 田 健 策 議員
- 4番 議席番号 3番 案 浦 兼 敏 議員

2. 出席議員(16名)

1番	末	若	憲	治		9番	福	永	善	之
2番	井	上	正	宏		10番	久	我	純	治
3番	案	浦	兼	敏		11番	本	田	芳	枝
4番	安	藤	和	寿		12番	八	尋	源	治
5番	中	野	敏	郎		13番	木	村	優	子
6番	太	田	健	策		14番	Щ	脇	秀	隆
7番	Ш			晃		15番	小	池	弘	基
8番	田	Ш	正	治		16番	鞭	馬	直	澄

3. 欠席議員(0名)

4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(23名)

町 長 彰 副町長 吉 武 信 一 箱 田 西 村 久 朝 教 育 長 総務部長 山野 勝 寛 山本 都市政策部長 浩 住民福祉部長 中小原 浩 臣 堺 総務課長 哲 弘 今 泉 真 次 経営政策課長 中原一雄 税務課長 収納課長 臼井 賢太郎

協働のまちづくり課長 豊福健司 学校教育課長 早川良一 吉 村 健 二 新宅信久 給食センター所長 社会教育課長 田代久嗣 都市計画課長 八 尋 哲 男 地域振興課長 道路環境整備課長 安 松 茂 久 上下水道課長 松本義隆 子ども未来課長 神近秀敏 総合窓口課長 渋 田 香奈子 介護福祉課長 石 川 弘 一 健康づくり課長 古 賀 みづほ 会計課長 藤川真美

(開議 午前9時30分)

◎議長 (鞭馬直澄君)

改めまして、皆さんおはようございます。

昨日は、町民卓球・ソフトバレーボール大会が、かすやドームで行われました。 およそ1,000人の町民の皆さんが参加をされ、楽しく1日を過ごされました。

駕与丁公園、野球場、温水プール、弓道場、武道場、相撲場、トレーニングルーム、スポーツアリーナと、これだけのスポーツ施設が1箇所にそろっていることは、 粕屋町のすばらしい宝であります。町民の皆さんが、心身ともにリフレッシュをされ、健康増進につなげていけるように、しっかりと施設の維持をしていきたいと思います。

ただ今の出席議員数は、16名全員でございます。定足数に達しておりますので、 ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今から、一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、また答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、 しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるように声を出して挙手 をされますよう、併せてお願いをいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号11番、本田芳枝議員。

(11番 本田芳枝君 登壇)

◎11番(本田芳枝君)

議席番号11番、本田芳枝でございます。早速、始めます。

今回は、三つの質問を用意いたしました。粕屋町の低投票率について、プラスチックごみリサイクルの考え方について、ふれあいバスと免許返納についてということでございます。

最初に、粕屋町の低投票率ということについて質問をいたします。4月7日に行われた県知事県議選の投票率は、ともに38%台と県内でワースト5位に入る数値でした。特に糟屋郡内では、足を引っ張る形で下落が続いています。ここ数年、町議選、町長選もまた40%を割っています。ただ、国政選挙については同じではないので、それをヒントに今後の対策を問います。

最初に、地域・年代ごとの現状分析とその対策について、ということでございま

す。現状分析の課題は何かということを念頭に置いた答弁をお願いします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

私も選挙を経験した者として、この粕屋町の低投票率については、非常に残念に思っております。また、残念に思うだけでなくて首長としてですね、政治に関心、そしてまちづくりに関心がある、住民のそういった方向性をですね、今後つくらなくちゃいけないというふうに考えておりますが。

ただ、今の地域・年齢ごとの現状分析、そしてその対策については、詳細について担当課のほうからお答えいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

本田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、地域・年代ごとの現状分析というところの数字でございますけれども、まず年代でございますが、平成28年6月からですね、18歳、19歳のほうに選挙権のほうが拡大されまして、投票が行われておりますけれども、やはり、20歳代の若年層というところの部分では、毎回の投票率はやはり低くなっているようでございます。

また、60歳から70歳の間の高齢者世代では、投票率がどこの選挙においても高いという形の数字が表われている状況でございます。地域別、いわゆる投票区別でございますけれども、これは、国並びに県の選挙の際にですけれども、第3投票区ではですね、投票率が高うございます。

また、町の選挙におきましては、多少会場別で投票率のばらつきがありますけれども、常に第1投票区並びに第2投票区の投票率が高くなっている現状が見受けられているところでございます。

また、県それから国、町、そのいずれの選挙においてもですね、残念ですけれど も、第6投票区で投票率が粕屋町では一番低いような状況でございます。以上が年 代ごと、それから地域ごとのですね、現状というところが全体的な数字の押しなべ て見ると、そういうふうな形になっているということになります。

このように地域により投票率の高い低いが発生する原因といたしましては、人口 の構成の違いにより、若年性が多い地域ではやはり投票率が低い。あるいは、高齢 世代が多い区域につきましては、投票率が高いというふうな状況ではないかなというふうに考えております。

この投票率をやはり上げるためにはですね、今後も若い世代を対象とした継続的

な活動が必要であると考えております。子どもたちに選挙を知ってもらい、興味を持ってもらうことを目的に、毎年町ではですね、小・中学校による選挙啓発のポスターコンクールを実施しているところでございます。そのほか、主権者教育として、選挙権を得る直前の高校生を対象に、模擬投票などの参加型で体験をしてもらう出前講座もですね、現在実施しているという形で、その対策をやっているところが現状でございます。

以上でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

今の内容は、従来と変わりませんね。20歳代が非常に低いと。それから高齢者は高いと。それから、第1投票区もですね、区の名前、場所をいうんじゃなくてナンバーで。私はここがいつもひっかかっているんですが、例えば広報に関しても、最後のほうにですね、選挙を例えば今回でしたら4月号だったかな、第1投票区はどこどこの区とありますけれども、結果のところでそれがないんですよね。ただ全体をするだけという形でしてありますが、今でも例えば第3投票区はどこなのか。皆さん聞きながら思いますよね。ご自身がそれは分かっておられるかどうか分かりませんが、多分、分かっておられると思いますけれども。そういったところからもうちょっときちんとした答えが欲しい。

それから、20歳代も少ないんですけれど、もっと私がびっくりしたことはあるんですが、それは、山野部長が実際にその年代別のグラフを見られて、抱かれた感想ですか。それとも、担当課が出した感想ですか。そのどちらかを教えてください。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

すみません。先ほどの投票区としてですね、お答えをさせていただいた件ですけれども、やはり、第1投票区は何々区、何々区、何々区という形で申します。それから、第6投票区が何々何々区。やはりちょっと区名を、あえてこの場でですね、申し上げますと、やはりそういうイメージで、もしとられましたらいけないので、あえて第1投票区という形の区名で、投票区名でご説明をさせていただいたというところでございます。

また、投票率の伸びというかですね、割合というのも、所管のほうからそれぞれ の投票率の数字をもらっておりますし、グラフにもした数字も表もですね、もらっ ておりまして。そういうところも含めてお答えをさせていただいたところでござい ます。

以上でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

私が見たところでは、第3というよりも、例えば第1投票区、場所、場所でいいんですよね。区じゃなくて、分かります。小学校の名前とか、投票所の名前でいいんで、そうすると皆さんすぐ分かりますから。それで第1と第6が共に低いんです。第3は私ども、私が関係してる区じゃないかなと思うんですけど。ちょっとそこが今ないんですけれどね。

全体においては、40歳代の男性が本当に低いんです。20歳代は低いっていうのは当然です。皆さんの常識の中にあると思うんですけれど。40歳代がですね、全体が8,495人なんですけれども、そのうちのですね、2,804人が投票して残り5,691人が棄権しておられるんです。これはですね、両方知事選も、それから町長選のときも同じでした。

40歳代と言えばですね、今まさにこの町のいろんな問題を解決していこうという、自分たちで解決していこうという、そういう世代なんです。それができる世代なのが、31%という非常に低い数字。これは非常に問題だと。結局、10人いるうちの3人ぐらいしかその町政に関わってない、関心がない。この現実をですね、若い人だけではなく、家庭をもってあるいは実際に働いておられて、子どもを育てているこの世代の投票率が低いということをですね、もう少し頭に置いていただきたいと思います。

それでですね、この選挙管理委員会の担当部局、今は総務部長がお答えになりましたけれども、選挙管理委員会っていうのがありますよね。それとそれから町の総務課の関係。例えば投票率が低いということに対して、どこが責任を持ってどういう対策をとらないといけないのかはどこですか。町長、お願いいたします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

選挙の管理執行につきましては、選挙管理委員会が所管しております。

ただその選挙管理委員会には書記長として、総務課長があたっておりますので、 これは選挙管理委員会イコールではないですが、やはり行政的ないろんな指導とか、 指導といいますかね、その協議を行いながらやるというふうで。

ただ、選挙管理委員会が選挙の管理執行をしてるという法的な所管はそうでござ

います。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

私が問いたいのは、投票率が低いということを具体的にどこで考えてどう施策を 進めるのか、そこの担当です。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

今申し上げましたように、総務課と選挙管理委員会が協議して、この選挙の執行 については全てのものについていろいろ決定しているということです。

ですから、法的には選挙管理委員会がやっておりますが、実際の事務事業、施策につきましては、総務課のほうからいろいる協議を申し上げているという現状です。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

それでは今回の選挙に関して、もう6月でございます。次、7月にまた選挙がご ざいます。そういった中で、この低い投票率、非常に県下でも非常に低く、九州全 体でも町村で低うございます。

そういうことに対しての対策を立てる会議をされたでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

低投票率の対策の会議を開いているわけではございませんけれども、選挙管理委員会としては定期的に会議を開いておりますし、その中で当然低投票率の対策ということは話題に上ります。

また、総務課所管しております選挙法制係のほうでも、その対策をどうしようか ということは、常に話し合ってるところでございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

今回です、私がお尋ねしているのは。4月7日に選挙があって、投票があって、 その内容を含めた形で次の選挙に向けてどう対策を組むかということで、今までに 5、6の間、4、5かな。 何か会議を開かれたでしょうか。今回です。

◎議長(鞭馬直澄君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

その間の選挙管理委員会の会議としては、6月に会議を開いております。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

今ですね、今後それをされるということになりますか。それとも6月のこの今7日で10日ですけど、初めにそういう会議を開かれて、その中で低投票率に対しての何か反省点とか、今後の対策とか出ましたでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

今の対策としましてはですね、大型ショッピングモールでございますイオン。こちらのほうで期日前投票、今度7月予定しております参議院選挙。こちらのほうで開所をしていこうということで提案をさせていただきまして、了承もいただいております。

具体的にその中身について、詳細打ち合わせをしておるところでございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

それでは2番目に行きます。

今年参議院選挙において、大型商業施設で期日前投票する予算を組んでおられますが、実際その内容を具体的に話し合いをされたと思うんですね。それで、前回参議院は町議選とそれから町議会選挙は30、40%ぎりぎりなんですけど、国政はですね、50%超えてるんです。

そういったことも含めて、選挙対策を多分考えられたかなと思うんですけど。 その内容でどの程度まで粕屋町としてその低投票率に対してやっていこうという 話は出たでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

国政選挙のほうですけれども、24年の衆議院選までは53.21%ということで50%

超えてるんですけど、その以降はですね、40%台ということで50%割ってきているような状況でございます。

低投票率対策としまして、先ほど申し上げましたように、大型商業施設の期日前 投票の実施ということを今、計画をさせていただいているところでございまして、 4月の26日にその増設予定の場所ですね、ホールですね。こちらのほう実際に確認 させていただくとともに、事前に必要となる選挙システムの改修等が必要になって まいります。

また、配線の工事なんかも必要になってまいりますので、そういった詳細、あるいは備品等の借用や搬入経路等、細かい点を打ち合わせをさしていただいたところでございます。

今現在ですね、7月21日という投開票日が最も可能性が高いというふうに言われておるんですけれども、その日にちを想定して約2週間前の金曜と土曜ですね、二日間にわたって実施をしたいということで計画を進めております。ただ、御存じのとおりこの日程は変更の可能性が今十分にございます。変更となりました場合、早まれば当然システムの改修とか間に合わなくなりますし、また遅くなった場合は、その会場でありますホールの借用ができなくなるということがございますので、実質実施そのものが難しくなるという点も確認をしておりますし、また、そういった形で日程が決まりませんので、事前のPRが非常にしにくいという点が課題でございますけれども、イオンのほうと町のほう双方で協議をしながら、協力してPRするという点についても確認をしております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

今、事前にですね、選挙管理委員会の職員の方とお話をしたときに、その大変さっていうのは今年初めてしますし、それから予算も限られているので、本当にどう 実践があるかどうかということも含めて、大変な状況になっていると思うんです。

実際、その問題とそれから低投票率に対する粕屋町全体の啓発。それは別問題と思います。それを執行するにあたっての注意とか、予算内でのいろんなことをすることと、それから低投票率にそれで期日前投票、2日ぐらいですよね、1日か2日しかないんです。その大型商業施設で期日前投票するのはですね。だからそれがどのぐらいですね、可能性として抵投票率が少しは緩和されるのかっていうのはちょっと分からない状況ですよね。

粕屋町全体で投票率を高める。今度は国政なので、町議選、町長選とは少し趣が 違いますけれども、それに対してどのようにしたらいいかというその啓発活動とい うのは別の部署で相談をしておられ、検討しておられるようですが、それがですね、明るい選挙推進運動の協議会の方たちではないかと思って、そこの様子も調べさせていただきました。その中でですね、その協議会の当初の目的は、選挙違反が多かった。ところが今はですね、低投票率、それから若い世代の投票率が低いという。それに対する対策を立てる場所として考えられているようですが、粕屋町の明るい選挙推進運動についての内容とかそういうのはいかがですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

明るい選挙推進協議会と申します。略して「明推協」とか申しますけれども、こ ちらも所管としましては、総務課のほうで持たせていただいております。

毎年、街頭の啓発リストを配らせていただいて、選挙の直前の日のところに、時期をなるだけ合わせておりますけれども。選挙が実施されるという啓発を行いましたり、あるいは子どもたちにですね、選挙をよく知ってもらって、興味を持ってもらうということで、これも毎年糟屋地区レベルで行っておりますけども。

選挙啓発のポスターコンクールなども行って、グランプリ等、賞を決定して表彰 したりとか、そういったことを実施をしておるところでございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

これは啓発全体について、実際その方たちが、例えばいろんな場所に立って啓発をするということ。それから子どもたち、それは山野部長がさっきおっしゃった内容にも関係すると思うんですね。そういったことはずっと今までやっておられる。これが予算が確か10万円ぐらい毎年ついているんじゃないかと。

予算・決算のときに議会で選挙についていろいろ審議するときは、もうここしかないんですね。だからもう少しその啓発の仕方をこうしたらどうですか、ああしたらどうですかっていう提案はそこでしますけれども、それがそのまま生きてるかどうかっていうのは分からない状況です。

それで、執行部にあるいは町の皆さんにとっても責任ある問題と思いますが。実はこれはですね、町会議員それぞれ町議会にも、関係があると思います。そういったことも含めてちょっと今後討論進めていきたいと思いますが。

町長はですね、広報の中に、6月号に、この町に住み続けたい人が85%。これは だんだん上がっているという数字が出ていましたよね、住民調査で。その内容とそ れから投票率が低いということの、その内容をどういうふうに見ておられますか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

これは、それぞれ住民の方の、人間のですね、内面制のことにあります。ですから、一人一人の方にいろいろ調査して、その心情をお聞きするわけにもいきませんので、私の一つの予想、感想という切り口から申し上げますと、やはりその粕屋町に住んでよかった。そして住み続けたいという方々が8割以上おられることは、この粕屋町が平和で住みやすい町だということだと思います。

反対に言いますと、問題がないと。自分自身の生活にとって、これは問題だからこうしたいんだというようなことをですね、先鋭的に象徴的に考えてある方は少ないんじゃなかろうかという気持ちはします。これは我々行政にとってはですね、非常にうれしいことだろうと思いますが、ただ政治に関心を持つ、まちづくりに関心を持つということはですね、これは住民の方々には私自身も非常に期待したいところでございます。

我々がやってることについての評価をしていただいて、そして、我々が今後やっていくものについてのご意見を頂戴したいという側面から言いますと、無関心では私自身はやはり少し残念な気がします。ですから、今所管のほうが申し上げましたように若年層に対する啓発ですね、これ今もう18歳から選挙権ございますが、例えば高校のほうに行って出前講座をやり、高校生にその若い時から選挙とは自分たちの暮らしに非常に密接に関係するものだと。

そして、将来的にも自分の家族を持ったときに、その時には非常に影響するということをですね、辛抱強く啓発していくことが大事だろうと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

内面の問題だとおっしゃいましたが、ちょっと私はそれにはちょっと違うんじゃないかなと思うことと、それから辛抱強く啓発をしていくと言われてましたが、今まで辛抱強く多分啓発されたと思うんです。でもね、それではもうだめというか、ぎりぎりの段階に来ている。西日本新聞でも出ましたよね、粕屋町の投票率に対して。北九州市が、投票率が低いということの1番上にあったけど、高齢者の方がね、多分多い町ではないかと、地域ではない。粕屋町でもですね、70歳代以上80歳代以上は投票率が非常に低いんです。

つまり、投票に参加されない、できないという状況の方が多いのではないかとい うふうに私は判断しておりますので、それも後で申しあげます。その対策をですね。 それで、私が思うのは、実はですね、町政に対する期待度が低いのではないか。住むにはいいけれども、さあ、じゃあ町のこと。それはちょっと自分とは関係ないよと。町も普通の自治体ぐらいの形でいろんなことをやってくれているから、これ以上のことは望まないと。現状でいいというふうに思っておられる方が多いのではないかと思いますが、その現状維持を続けるのにどれだけ維持費あるいはいろんなことが必要であるかということが若い方は多分お分かりになってない。

例えば営業活動でも、次々に新しい施策をすることによって、現在の営業成績が 保たれるという戦略的な考え方がありますよね。だから粕屋町もそういうふうな状 況だとだんだん沈んでいって、せっかくいい条件が環境的にあるにもかかわらず、 まちづくりに関しては非常に停滞をする状況が続いて、もったいないことになるの ではないかと私は危惧しています。

それでまず第1はね、町に対する期待。どうしたらいいか。私は情報提供だと思います。うちの町はですね、非常に今後これをしますっていう情報はかなりしてありますけど、その結果どうだったか、あるいは今後どうしますか。その一歩踏み込んだ分析、それから町民の皆さんが何かそうだよね、じゃあこうすればいいんだという、その一歩先にする行動を起こそうという、そういう情報が足りないと私は思っています。

例えば、選挙公報でも先ほど第1投票所は何%。それから、第6投票所は何%。 ただそれだけなんです。ところがほかの町では、前回の投票率は何%で今回はこう でした。それから、投票場所もきちんと書いておられる。ずっと見てみたんですね、 この地域の結果をどのように報告しているのか。それは町によっていろいろ違いま すが、私が言うのはそれなんです。実はこの投票率について以前ですね、同僚議員 が質問したときに職員の方は、目標がありますかと聞かれたら、前回の投票よりも その越えるというのが一つの目標であるというふうに言われたんです。それが生き てるかどうか分からないんですけれども、そういう数字を見るときにその数字、そ れだけじゃなくて比較するもの。その数字を見て、次なる一歩をその町の方、それ を見た方が行動できるような情報の提供の仕方が、私は、粕屋町には足りないと思 っているんです。

いいところはたくさんあるんです。だから皆さんがもう少しですね、その情報提供をするという立場でいろんなことをやっていただきたいなというふうに思って。

それがですね、粕屋町町政に対する期待度、わくわく感、じゃあ何か、あっ、こういうことがあるからこうしようという。そういうことにつながるのではないかというふうに思っていますが、町長どういうふうに思われますか。

○議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

今のですね、ご提案本当にありがとうございます。情報提供というのはですね、 情報を出す側の視点ではだめだというふうに思います。情報を受け取る側の視点を おもんばかって、その切り口で情報提供をする。

期待されているのはどれとどれか、どういうふうなものなのかと、いうようなことをですね、やはり、そういう視点で今後も情報発信をしていきたいと思います。 ありがとうございました。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

粕屋町にとって今非常に重要な時期に来ています。それはですね、粕屋町の都市計画マスタープラン、10年間のプランを来年策定ですよね。今年準備期間でしょ。そういった情報を町民の皆さんに提供する。それは皆さんすごく関心があることです。普段から交通問題、土地問題。いろんなことを考えておられますから、町としては今こういうことを検討しているよっていう情報があればですね、それを接続するために町民の方動かれるだろうし、そのことに関してのいろんな内容があればですね、そこに行かれるだろうし。それは実際自分たちの問題にはね返ってきますから。そういう具体的な計画を今どうしている。その検討の結果、今こうですよということを情報提供するということが大事なんじゃないかなと。

これも今多分コンサルタントに頼んで、それを打ち合わせをしておられる段階ではないかと思いますが。その計画の中に自分の思いが入ったということが町民の皆さんが意識すれば、この町に対するまちづくりの意識は非常に高くなって、それは投票活動、あるいはその周りの方への発信によって周りの方も投票するという。それがこの町をよりよいものにしていく。現状ではだめです。現状ではもう沈んでしまいます。だから、やっぱり私たちは次のこと、次のことを考えながら現在の施策をする。そのための情報提供をですね、ぜひお願いしたいと思って今日これをいたしました。以上です。

それで私はですね、町会議員の一人として、目標を定めたいと思っています。それはですね、目標を定めてそれがうまくいくかどうか分からないんですけど、町議会議員の選挙は2年後にあります。その2年後の投票率をせめて45%にすること。それはですね、今の投票者、町議会議員とか町長選挙の人たちの3千人、投票する人を増やさないとその%にはならないんです。だから、その活動を自分ができるか、町議会議員として。あるいは町議会、町政まちづくりに対して皆さんの喚起をです

ね、そこで呼び起こしたいなと。そういうふうなことができたらいいなと思っています。

だから3千人ということを頭に置いて、それがうまくいかどうか分からないんですけれども、やっぱり議会として、個人の議員活動ではなくて町議会にね、皆さんが関心を持っていただくこと。それから町政に関心を持っていただくこと。その関心が自分たちの次につながるということを皆さんが自覚していただくような、そういうことをちょっとどういう形でできるか分からないけど、やってみようというふうに思っています。

では次にいきます。次は2番目のですね、プラスチックごみリサイクルの考え方 についてでございます。

汚れプラスチックが2021年から規制の対象になりました。粕屋町の場合、プラごみは、大牟田リサイクル発電所の燃料としてRDFをつくる原料の一部となっているので、当面の問題はないように見えますが、今後の世界的な動向、クリーンパークの2027年度以降の状況にも影響が出、規制が強くなるという可能性があります。

町としても持続可能な地域社会を構築する。ここが大事なんですね、町としてこういうふうにしていますよという。それを発信する。そういう観点から何らかの取組みをする必要があるのではないかというふうに思って、4点質問を用意いたしました。

プラスチックごみについては、今多くの論議がなされています。今年の今月、主要20か国地域首脳会議の議長国として、プラスチックごみ削減の率先した取組みをアピールする狙いがあるため、原田環境相は法令の制定などの施策を打ち出そうとして、連日さまざまな報道が飛び交っています。そのことを頭に置いて、今日質問をいたします。

まず、基本的な事項として、粕屋町の場合ですね、須恵町外二ヶ町清掃施設組合ではペットボトル以外のプラスチックは、ほとんど可燃ごみとして回収し、RDF処理をしています。ところが、宇美町、志免町は、資源ごみの分別に容器包装リサイクル法に基づいて、プラスチック製容器包装類を設けており、ペットボトルとその他の汚れたものを、つまり洗ったものを可燃ごみとは別に分類をして、ベールという形に形成している内容がございます。

ということで、自治体によっては対応は様々ですが、粕屋町は、プラ容器に関しては、ペットボトルだけを資源ごみとして回収し、それ以外は全部可燃ごみとしてRDFを処理しているということに関して、それで、今の廃プラスチック問題に関しては特に問題はないというふうに思っていますが、その認識でよろしいでしょうか。どなたが答えてくださいますか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

この廃プラスチック問題、これはですね、有害廃棄物、これの国境を越えて移動するというバーゼル条約の締結国で、本年5月10日に汚れた廃プラスチックを新たな対象に加える改正案。これもう180か国が合意して、世界の潮流として、この問題を解決しようじゃないかということで今動いております。

そういった大きな問題がございますが、粕屋町の現状について、まずはちょっと ご説明を差し上げたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

今のご質問の内容ですけど、1番の汚れプラスチックとはっていうところはもう 必要ないということで・・・

◎11番(本田芳枝君)

(許可のない発言あり)

◎都市政策部長(山本 浩君)

そこもですか。分かりました。汚れプラスチックとはという1番の質問のところから答えさせていただきます。

飲み残しやたばこの吸い殻が入ったペットボトル、それから食べ物が付着したままの弁当容器、使え終えたシャンプーの容器、土や石が混じった状態のシートなど、ひどく汚れていたり、他のごみと混じっている廃プラスチックが想定されておりますが、今後、環境省が汚れた廃プラの対象について指針が出されるものと思っております。引き続きですね、本田議員の質問の今の状況からいきますと、2番の質問も併せてされているようですので、2番の資源ごみとしてのプラスチック回収の現状ということで、回答させていただきたいと思います。

資源ごみとして、先ほど言われましたようにプラスチックの回収の現状といたしましては、ペットマークのある飲料用・調味料用のペットボトル、こちらのほうはペットボトル専用の袋で出していただき回収し、クリーンパークに集められたものにつきましては、選別し、有価物として売却しております。

その他のですね、ペットボトルやパック類など、プラスチック類をですね、資源 ごみではなくて、先ほど言われましたように、可燃ごみとして出していただき、細 かく破砕乾燥して固形燃料RDFとして火力発電所の燃料として、再資源化されて おります。 RDFを活用する以上ですね、ある程度こういう可燃物として使用することも必要であろうということで考えております。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

ということは、今の日本の全体的な世界の潮流の中で、粕屋町が今すぐどうこうしないといけないっていう問題はさしてないと、だから静観しているという、そう言ったらちょっと言い過ぎかなと思うんですけど。私も実際そのどういうふうにしたらいいのかなっていうのも含めて、いろいろ考えています。ただ、ごみに対して、環境問題に対しては、もう子どもたちも大人もすごく関心が高いということが、皆さんの頭に置いてもらいたいと思うんですけれど。

先日ですね、このような回覧版が回りました。ちょっと見にくいと思いますが、 実はですね、多分プラごみに、いろんなものが混じっているんですね。だから選別 に気をつけてくださいという回覧版だったと思いますが、この内容についてちょっ と説明していただけますか。

◎議長(鞭馬直澄君)

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長(安松茂久君)

お答えさせていただきます。

その回覧板につきましては、ペットボトルの専用袋にいろんな瓶とか缶あたりが 混入しておりまして、クリーンパークのほうから選別ラインのほうで、そういうふ うなペットボトルに不純物不適物が入った場合、手作業で作業は分別をしておりま すので、それでちょっとラインを止めたり、時間がかかったりするということで、 それがまた粕屋町の袋で出されたというのも分かりましたので、粕屋町の袋であり ましたので、町民の方に再度認識をしていただきたいという思いで回覧板を出させ ていただいたところでございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

今回が初めてですか、そういうクリーンパークからの要請があったのは。

◎議長(鞭馬直澄君)

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長(安松茂久君)

今までもあってはおりましたが、今回、特にちょっと写真を掲載させていただい

ておりましたが、ひどかったということで、周知のほうを再度させていただいたと いうことです。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

この内容はですね、分別に対する意識、ごみに対する意識が低下しているのでは ないかと思われます。

それで、このペットボトルは、有価物としてお金になります。それを調べていただいたら、平成30年はそこのクリーンパークでは270~280万円ほどの金額が上がっております。だから町に対しては、90万ぐらいの金額になっていると思います。そういうほかのものが混じっているとしたら、それは、いわゆる廃プラの価値は先ほど申しましたベールという、初めて私も今回勉強して分かったんですけど、よく皆さん、こういう形がありますよね。プラスチックが梱包されている。

それからプラスチックはもともと、ペットボトルはペレットに細かく砕くと思うんですけど、その砕くときにそういうところに持って行くには、その価値がないということで。多分ですね、幾ら集めてもそれは可燃物として、クリーンパークの中で燃やされているんじゃなかろうかと。一つもったいないという意味とそれから何のために分別しているのか。それから物を生かせない資源ごみであるにもかかわらず、そういうものが入ることによって、資源ごみにならない。

そういったことを見ますとですね、粕屋町も意識の啓発っていうのは必要ではないかと思いますが、その点はどう思われますか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

人口が増えていけば、比例して、やはり啓発が非常に必要になってくる。ルールを守らない方が増えるんじゃなかろうかという推論はございますが、これは先ほどの選挙じゃありませんけど、根気強く啓発を続けなくちゃいけないというんですが、このクリーンパークわかすぎ、一部事務組合に加入してる3町につきましては、同じようなですね、形態で収集をしております。

議員言われた、ほかの2町、宇美・志免ですね、あたりは別の格好なんですが、 このクリーンパーク自体の年数も、もうあと数年ということでなっておりますので、 今の時点で、例えばそういった分別をするラインを新しくつくるという資本投下。

要するに投資はですね、もうあと年数がない部分も非常に無駄になる部分がございますので、やはり根気強く、今のペットボトルになるように、有価物になるよう

に、啓発していくのが今の最善の道ではないでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

大牟田のリサイクル発電所の稼働はあと3年間。それからこの地区として、一応 許されている時間はそれプラス5年。でもそのときにはですね、8年後には既に新 しいごみ処理の体制が決まっていなければならないという状況なので、粛々と今の 状況を続けていくっていうことではもう間に合わない。次の戦略を立てないといけ ないという時期に来ていると私は思います。

町民の皆さんにもそういった形で啓発活動をしないといけないと思いますが、ただ3町、あるいは5町での取組み、しかも議会がきちんとあるので、そこでのいろんな進め方があると思います。だから簡単に口は出せない状況ではあると思います。ただやはりですね、この環境問題に対しては、まちづくりの大きな柱で町民の喚起を呼び起こし、このことに関して、町民は本当に関心が深いので、粕屋町の町政に関心を持っていただいて、町政をよりよくしましょうという形で提案をすれば、これは非常にうまくいく施策になるのではないかと私は思っています。

結局、今のクリーンパークが始まる前は、分別はとても丁寧にしています。今のクリーンパークになってプラスチックごみは全部プラスチックの製品ペットボトルペットボトルは違うけど、包装容器も全部入れないといけないということですごく戸惑って、今のやり方でどうでもいいやみたいな感じになって進んでいる状況が、ひょっとしたらあるんではないかと思いますので、粕屋町のことだけ考えるんじゃなくて、地球全体のことを考えながら、私たちはこの地球をどうやって守っていったらいいのか。

一つの考え方として、自然は、祖先からの預かり、プレゼントじゃなくて、結局、 未来の子どもたちからの預かりもの。そういった形で今を過ごす。その中でまちづ くりをやっていくという、そういう視点をですね、持っていれば、例えばレジ袋の マイバック。レジ袋を受け取らないでマイバックでやっていくとかいう日常的な行 動もスムーズにですね、されるんではないかというふうに思っていますが、結局こ この4番にですね、いきます。

喚起を促し、未来を担う子どもたちへの責任を果たす方策を町全体で考える仕組 みを問いたいんですけれど、そういう考え方、方法、何かありますか。提案は。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

ちょっと話が戻るかもしれませんけど、ごみ処理というのは、やはり全ての自治 体が担う行政サービスの一つでありますので、取組んでいく必要があるということ は認識しております。

それと、先ほど町長のほうからもありましたように、クリーンパークの現状、そういった点もありますので、今後、RDFの施設、検討とか協議とか、こういったことが始まっていきますので、そういった中ではですね、回収、プラスチックの資源化とかですね、そういった回収も含めて協議をしてまいりたいというふうに思っております。あと自治体によって分別の仕方というのはですね、かなり差がある状況ではないかと思います。ものすごく細かくやってる自治体もありますし、粕屋町とか若杉のクリーンパークのですね、この程度でやってるところもありましょうし、そこは施設との兼ね合い等もありますので、自治体の考え方がそこに反映されているものと思っております。

あと今のご質問ですが、直接的に子どもたちへの責任をということで、プラスチック問題はですね、粕屋町だけの問題ではなく、先ほど議員も言われておりましたように地球全体の問題ということで、今社会的に取り沙汰されているところだと思っております。そういった点からも、国におきましては、平成30年6月に第4次環境型社会形成推進基本計画、こちらが閣議決定されておりまして、その中ではですね、一つ目が使い捨て容器梱包等のリユース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減。それから、未利用プラスチックを初めとする使用済みプラスチック資源の徹底的かつ効果的、効率的な改修、再生利用。三つ目といたしましては、バイオマスプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチック等の代替促進等を総合的に推進するというふうになっております。

粕屋町といたしましてもプラスチックについては、マイバックと先ほど議員も言われましたが、こちらを啓発物資としてですね、お配りする等をしてですね、活用していただくとか、ワンウェイの容器梱包を削減していく。それから、バイオマス由来のプラスチックの使用などを啓発推進していくと、こういったプラスチックのですね、3Rとともにですね、温室効果ガスの抑制削減、それから、化石資源料への依存度低減。

今、話が出てます海洋ですね、こちらのほうへの影響低減等を図っていくことが 重要であろうという認識を持っておりますので、これらがですね、町民の方に伝わ るようにですね、今後検討させていただきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎ 1 1番(本田芳枝君)

どうしたら伝わりますか。そこまで言われないと。伝わるように努力しますではだめなんです。どうでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

直接的に今どういうことをっていうのは私のほうでは持っておりませんが、先ほど議員が出されましたように、啓発のチラシですね、こういったものがお配りするとかですね。機会あるごとにそういった啓発をしていくことが一つの方法ではないかと思っております。

定期的にですね、粕屋町のほうでは広報紙等も使ってですね、分別の方法とかですね、それから便利帳を通してですね、どういうふうな出し方があるとかですね、そういうお知らせをしておりますし、新規に粕屋町に入られた方にはですね、ごみの出し方とか、出す場所とかですね、こういったものの啓発も取組んできております。こういったことがですね、つながっていくものではないかというふうに思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

確かに情報は提供してありますけど、従来のやり方の域の範囲内、おもしろくない。やる気が出ないっていう、私は思います。それで皆さんがね、やる気。あっ、やってみようかということを若い方の力で考えて、もうこれはですね、若い職員の方からいろいろ出されたらいいんじゃないかと思うんですが、私はここで一つ提案があります。

それがですね、これ、あのJAFというそういうところが出している雑誌なんですけど、みんなのエコ川柳、川柳を募集して、それに対して表彰するという。だから粕屋町でもですね、こういう形で皆さんに大人から子どもまで、今、あいさつ運動でされてますよね。挨拶運動の標語。あれみたいな形で、例えば図書館が20周年記念になりますけれども、例えば図書館が主体になって、そういう川柳を募集して、それで表彰すると。で、教育委員会はそれを・・・。結局それが粕屋町中に広がると。エコって何なんだ、どうすればいいんだっていうのは具体的にですね、こういうふうに一つおもしろいなと思ったのは、「丁寧に暮らしてみたら エコだった」。それから「竜宮城 プラスチックは 似合わない」、とかいう川柳があるんですね。

そういうふうなのを見るとですね、あ、なるほどなあと。新聞でも連日報道して

いるし、皆さんの関心もこうだし、ごみもこうだから、自分も自分の暮らしをもうちょっと考えよう。そこからですね、次に行くという、なんかそういう促しのサイン、案内をですね、町が広報とか何かを使ってしてくれたらいいなと、うちの議会でも提案できたらいいなというふうに今、はい、時間がないので次いきます。

最後はですね、いつもこれ時間がない。申し訳ないなと思うんですけれど。

ふれあいバスと免許返納について。先日87歳の高齢者が運転する車が、横断歩道 上で自転車の親子をひいて、その命を奪うという事故が起きました。福岡市でも早 良区で非常にびっくりするような事故が起きて、今すごく高齢者の方の自主返納が 進んでいるということなんですけれども。このことに関してちょっと今回取り上げ ようと思ってしています。

制度が始まってからの高齢者の免許返納の実績と町の対策についてというところで、質問してますので、どなたか答えてください。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

高齢者の事故についてはですね、たびたび報道されて、非常に悲しい思いをして おりますけれども、粕屋町におきましてもですね、免許証の自主返納事業というの を26年度から実際事業をやっております。

やはりこれは高齢者の事故防止とですね、公共事業に対する転換する支援対策という形で行っておりますけれども、実績でございますけれども、まず26年度初年度ですが、ご返納していただいたのが6件。27年度が10件。それから28年度12件。29年度36件。前年度、いわゆる30年度ですけれども、64件というふうな形で、年々皆さまの自主返納という意識は高まってきているようでございます。

それに対する町の支援という形でございますけれども、この26年度から本事業を 実施して、高齢者の方が関連する交通事故の減少を目指すとともに高齢者が運転免 許を返納したときの不便さということを解消するために、少しではございますけれ ども、交通 I Cカード5,000円分相当、これデポジット、要するに預り金も含めた ところでございますけれども、1回限りでございますが、ご返納時にですね、提供 させていただいてるというふうなのが、町の現状というかたちになります。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

2番目に啓蒙と書いてますが、啓発ということが正しいのかもしれませんけど、 ほかの自治体を調べると、粕屋町に70歳代は去年からですよね。70歳代からほかの 自治体もそういうことをやっているというふうにいただいた資料の中でございましたが、その検証というか、返納された方に対する、一つのお礼じゃないですけど支援内容がこれでいいのか。あるいはもっと返納してほしいと思うけれど、その辺はどうなのか。あるいは返納した後の高齢者はどうなのか。

そんな思いは調査されたことありますか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

逆に質問です。各町のそういった事業の調査ということでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

返納した場合の、受けられたその後の高齢者の思い。実際やってみてどうだった。 もっとこうして欲しかったとか。そういうのは、調査されたことありますか。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

そこまでの調査は実際的にやってないと思われます。

やはり、気持ちとしてはですね、免許を返納した際に、やはり交通の足が不便になるわけですから、そういう面ではですね、あらゆる支援をしていきたいというふうには考えておりますけれども。

やはり予算の範囲内でっていうところで、今やってるのは5,000円分を一回こっきりというところで。他町におきましてはですね、まだうちのレベルよりも、もう少し多くですね、支援をされているところもありますし、近隣の市町村で言えば、半分ぐらいはですね、私どもと同じぐらいのレベルの金額ではないかなというふうに思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

本田議員。

◎ 1 1番(本田芳枝君)

実際に、例えば介護福祉課、いやどこになるのかなあ返納は。総務課なんですね。 ちょっとその辺が分からないけど。そこで返納される方の話とか、町民の皆さんの 声は届いていないですか。何か届いて、あるいは聞く姿勢がないんじゃないかなと 私は思っているんですけど。

ただこういう事業があります。ああそうですかで終わってないかな。ほかの近隣

の他町はこれと同じぐらいってしてありますけれど、実はこのふれあいバスとの関連でコミュニティバスをね、結構近隣では進んでいまして、そこでのですね、乗車券の交付をしていたり。もっと例えばタクシー券を出したりしていますが、実は私はですね、返納された方が返納するんじゃなかったという話を聞きました。

職員の皆さんでそういう話は聞いてないですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長(豊福健司君)

免許の返納につきましては協働のまちづくり課で担当しておりますが、返納時にいるいろご相談いただくことはございますけど、返納後のご意見というのは、直接、 課のほうにも上がってきておりません。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎ 1 1番(本田芳枝君)

実際聞いた何件かの話ではですね、病院に行くのが困るとか、夜、例えば急に救 急車を呼ぶわけいかないからっていうふうにおっしゃって。それを聞いたときに、 そういったことに対する対策は何かないかなあと。

ほかの町を見ると65歳以上からもうこういうことを早くから取組んでおられる方があるんですけれども。これはどれかを選択するとかじゃなくて、高齢者が運転をするということは、こういう危ない事実もあるということを早くから分かって。

例えばですね、その年をとったから返納じゃなくて、ふだんからできるだけ歩く。 自分の足で歩く、あるいは自転車を使う。そういった活動がひいてはですね、環境 温暖化防止にもなるので、何かそういった観点からの施策としてもですね、考えて いいのではないか。そういった意味でですね、各自が車を持つんではなくて、コミ ュニティバス。私はすぐ何でもそこに結びつけるんで。あれなんですけど、そうい う交通体系を整備するということがですね、高齢者の自主返納も促す。今の状況で は時刻あるいはバス停、いろんな問題があるんですね。

ところが、ふれあいバスの現状ではもう限界に来てるんではないかと思うんですけれども。もう少しですね、私はコミュニティバスとして整備して、きちんと受け皿をつくった上で、高齢者の皆さんにどうですかと。

実際それをやってみてどうでしたかというところまで、この事業としては進めていただきたいと思っていますが、どうでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

ふれあいバスの実際の運行の状況、今、土日の運行を始めたばかりですので、その状況を今見ているところでございます。

ちなみに、4月の時点ではですね、土日運行で710人。全4コースの合計で710人。 平日まで含めますと3,800人のひと月の間でご利用者がございました。そしてまた 大型連休ですね、4月27日から5月6日までの利用者は463名と。普及の周知度も まだ低いだろうと思われますが、この土日の運行を考えながらですね、今後のコミ ュニティーバスというレベルまで上げるのかどうか。

今から随時検討してまいりたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

このバス、ある程度の交通体系がきちんと整備されているということが、高齢者の生活にとってすごく安心安全になるということをですね、もう少し町としても施策として研究していただきたいなと思うんですが。ふれあいバスをそれにするということは、やはり無理があると思います。例えば今3万8,000人と言われましたけれども、実際ですね、その3万8,000人の方が運行する、例えば運転手さんが70歳代の方がいらっしたり、あるいはその雇用体系が臨時職員だったり、交通マネージャーじゃなくて、福祉協議会の職員がそれを担当したり。事故があったらどうするんだろうって。

実際ですね、少しずつ何かちょっと今日そこまで聞きたかったんですけど、よそからぶつけられて今車を修理中とかいう話も聞いています。そういったことも含めて、現状も含めて次どうなるのか。そして各課で担当会議をしていると言われましたけれども、前回の同僚議員の質問の中で。バス運行協議会というのもあるんですけど、その関連も含めてですね、今したから今すぐは何とも言えないじゃなくて、常にですね、現状はどうなのか。

この先をどういうふうに進んだらいいのか、考えながらしてほしいと思うので、 そういう対策をぜひですね、今からとってほしいと思っていますが、どうでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

バスの運行するのにはですね、やはり事故はつきものといいますか、必ずあるものです。いろんなその状況を今後想定しながら、バス協議会で行ってまいりたいと

思います。

私自身も非常にふれあいバスの運行につきましては、今後ですね、細心の注意を 払いながら考えていきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

終わります。

(11番 本田芳枝君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

暫時休憩とします。再開を10時45分とします。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時45分)

◎議長(鞭馬直澄君)

議員の皆さまから向かって左側のカメラが現在、不具合を起こしております。 向かって右側のカメラのみで映し出しますのでご了承願います。

それでは、議席番号8番、田川正治議員。

(8番 田川正治君 登壇)

◎8番(田川正治君)

おはようございます。議席番号8番、日本共産党、田川正治です。一般通告書に 基づき、一般質問を行います。

皆さん御存じのように、消費税10%の大増税が、安倍自民公明政権により10月から導入されようとしております。消費税10%の大増税には、国民からは中止を求める声が日々大きく広がっております。消費税は低所得者ほど負担が重くなる税制で、増税は消費を冷え込ませ、景気を悪化させるだけなく、格差と貧困の拡大に追い打ちをかけます。

かつて増税の旗振り役だったオリックスの宮内元会長は、このように、財界 6 月・11月号に述べております。今、消費税を上げれば、低所得者層により負担がかかりますから、格差がさらに広がることにつながります。国内消費を伸ばす意味では、低所得者に打撃になるような税制にしてはならない。このように警鐘を鳴らしております。もともと消費税増税を迫ってきた大企業、財界。安倍政権に対して、法人税を減税させることを求める一方で、消費税の増税を要求してきました。これにこたえて歴代政府は、法人税を減税し、その穴埋めに消費税分を使ってきたのです。今、日本経済の相次ぐ景気後退が、指標で報告されております。

3月景気動向指数は、6年2か月ぶりに悪化。4月の景気ウォッチャー調査では、

このところ回復に弱さが見られると判断。1月から3月期のGDPは、実質0.5% 増ですが、個人消費や設備投資など内需がマイナス。また、5月の月例経済報告は、景気判断を下方修正。このような国の経済状況のもとで、私は町民の福祉の向上のためにあらゆる施策を考えて、命を守り、生活を保障する。そのような負担軽減策が求められると思います。

そこで本日は、粕屋町による国民健康保険と保育所問題について質問いたします。 一つ目は、国民健康保険に加入している世帯の経済力から見て、担税能力を超え た高い保険料を引き下げるための対策であります。

昨年、4月から開始されました国保の広域化に対して、町は今後どのような施策 を検討されていますか、答弁を求めます。

◎議長(鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

田川議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、持続可能な国民皆保険制度を構築する目的で、昨年度平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となりまして、県は給付に必要な費用を全額市町村に交付し、市町村におきましては、県が自治体ごとに決定した国保事業費納付金を納付する運用に昨年度変わっております。この制度改革によりまして、財政の安定化に加えまして、都道府県ごとに定める国保運営方針にのっとりまして、国保事業の効率化と標準化を目指していきたいというふうに思っております。

しかし、運用が変わりましても、かかる医療費を削減することが被保険者の負担となる保険料の上昇を抑制し、国保財政の安定につながるということは変わりはございません。従いまして、今後も医療費の適正化の取組みや収納率の向上はもとより、特定健診率の向上、そして特定保健指導といった保険事業を更に強化いたしまして、併せて保険者努力支援制度というものが始まりましたので、補助金の増額を図ることを今後力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

今、県の単一化の国保の状況について説明ありましたけど、私は、国保が県単一 化されたもとでも、町として独自に軽減策も含め、取組むべきだというふうに思い ます。その点で、関連して3点質問いたします。

今まで私、一般質問でもこの軽減策を行うためにも、負担軽減というためにも、

一般財政の繰入れをすることを提案してまいりました。今、部長のほうからの説明がありましたように、国はこの一般財政繰入れなど含め、行うべきでないという指導が強力にあります。その一つとして、いつも説明がされてるのは、国保加入者以外の町民に対して不平等になると。だから一般財政の繰入れはできない、このように言われております。しかし、国保に対して差別化するような、このようなことを国は指導しておるわけです。

国民健康以外の健康保険、3月のときにも私、この点について触れたのがありますが。均等割や平等割は国民健康保険にはあるんです。ほかの保険制度には所得割だけです。そういう点で言えば、町民税も払い、徴収される。こういう状況のもとで、国保の人たちだけが別に徴収されると。そして人が、子どもが多くなれば負担が増える。このような制度そのものが問題であるというふうに思うんです。

この点からの検討はされてるでしょうか。答弁をお願いします。

◎議長(鞭馬直澄君)

澁田総合窓口課長。

◎総合窓口課長(渋田香奈子君)

3月にもご質問いただいた内容かと思うんですけど、議員さんのおっしゃること もよく分かります。均等割とか、平等割っていうのはほかの税にはかかってない。 均等割はかかってますね。均等割は、世帯員一人一人にかかってくる重い負担がか かるっていうことも分かりますが。

3月にもお答えしましたように、制度の内容、制度の内容っていうかかけ方っていうところで、平等割、均等割も掛かるようになってますので、そのような算定の仕方をさせていただいております、ということでよろしいでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

この点でどのように、町としてこの施策を負担軽減策を行うのかという問題があります。私も今まで、この質問するにあたって、いろいろ資料をもとに準備いたしてきました。この中ではっきりしたのはですね、自治体が公費を繰り入れる。このことについてはですね、憲法上も認められてるということがあるということが分かりました。

それは、憲法92条の地方自治の本旨には、地方公共団体の組織及び運営に関する 事項は、地方自治体の本旨に基づいて、法律でこれを定める。更に94条では、条例 制定権ということで、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行 政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる、ですね。 憲法第8章の地方自治の権利権限にあたり、こういう一般財政の繰入条例、減免条例の制定なども含めてですね、認められてるわけです。

この立場から町として、地方自治体としての役割を果たし、国保についての対策 を立てるということが求められるんですが、この点について町長の見解を求めます。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

今、議員が冒頭に申し上げられましたように、この国保制度のですね、これも制度的なもの、制度設計の問題ありましょうが、加入者以外のやはり公平性、これがですね、やはり県・国のほうが必ずその市町村のほうに申してくるんですね。

非常にその枠内での市町村の対応ということで、非常に困難なことだと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

この点については、後でまた。

全国知事会とか市町村長会などが国に対して、この均等割について、廃止すると。 平等割ということを提案してるんですね、提言してるんです。

この点についても、質問も行いますが、いずれにしても、今、地方自治体のいわゆる組織である、県知事、全国県知事も含め、今のこの国保のあり方について、問題を呈してるんですね。そういう点からも、この福岡県の場合でも、この問題についてどういうふうに財政を設置するかという問題があります。それについては、県が抱えてる基金など11億あるんですが、そういうものも含めて、毎年、今ここ3年ぐらいは黒字。県の国保、粕屋町ももう4年ぐらい黒字です。こういうのも使って、負担軽減をするための一般財政の繰入れということを考えていくことこそ今求められているというふうに思うんです。

そういう点で、昨年の6月1日現在、18歳以下の子ども2人に対して短期保険 証が出されたんです。ここ数年続いております。また、資格証明書が6世帯、これ は病院で窓口で10割払わないかんという内容でありますので、診療を差し控えると いうようなことなどが起きて、病気がひどくなるということなどが言われてるんで すね。

そういう点から見ても、この国保の制度そのものは、国が国保負担も含めて減らしていくということから来た問題というのは明らかなんです。それが1兆円をですね、いかに減らされた分を均等割とかそういうものに使うようにして、軽減せれということを市長会、知事会などですね、申し出てるという状況なんですね。

そういう点で言えば、国保負担そのものを元に戻せということがあるわけです。 そういう点からも、この粕屋町で子育て支援ということからもですね、均等割と いうのが、そういう負担を増やすものになってるというところについての認識は、 町長はどのようにお考えですか。答弁をお願いします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

国保の制度上のことですので、これはもう法律ですので、感想はちょっと差し控えますが。ただ、その今の枠内では、そういうふうな仕組みになってると。

ただ、これについての改善要求は、県のほうも調べますし、県・国の動向を注視 していきたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

県・国の動向だけやない。町独自で、今私が憲法の問題で国から押しつけといいますか強制でなくても、町でこれを独自にそういう点で取組んでいけるということを述べましたけど、いずれにしても、そういう立場からこの問題を国民健康保険について考えていく必要があるというふうに思います。そういう点から今度、県の都道府県化になってですね、二つの問題が大きな問題としてあります。

先ほど部長のほうからも説明されましたけど、国と県が、この保険者努力支援制度についてですね、もうこれは3年、4年前ぐらいから、取り入れられてきてるんですけど。この点について、いわゆる政府はこの収納率や成績で予算を配分する。こういう仕組みを取り入れるとやってきてるんですよね。今後、国保の都道府県化は6年サイクルで運営されていくということになります。

そういう点では、収納の問題、健康診断の問題、検診の問題、滞納の押さえ、差押え、こういうようなこと、医療の削減、このようなことなどを判断してですね、国の予算を振り向けるいうやり方をとるということなんです。まさにアメとムチの状況を行おうとしてるということなんです。

そういう点で言えば、担当所管の住民福祉部、総合窓口課だけではですね、この 問題、国保の問題だけで解決、国保担当のとこだけ解決できないという問題はある と思います。

そういう点から、この努力支援制度の問題についてですね、町としてどのように、 この制度によって、国保財政が正常になっていくようにするという考えがあるのか、 という点について説明を求めます。

◎議長(鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

田川議員のご質問にお答えいたします。

まず保険者努力制度とはということで、簡単に説明いたしますと、保険者ごとの 収納率や特定検診、健康づくり課が行っております特定健診等予防健康づくりの取 組みなどを客観的に評価いたしまして、支援金を交付するというようなシステムで ございます。

町といたしましても、配点の大きい収納率向上の取組みはもとより、特定健診の 受診率向上や重症化予防の取組みなどの保険事業について、庁内役場の中の関係課 の横断的な連携によりまして、更に強化していきたいというふうに思っております。 次に4、5年後には標準保険料率の水準にまでにということまでお答えしてよろし いですか。はい。

次に4、5年後には標準保険料率の水準までに保険税を引き上げていくことに対する対策、ということでご質問いただいておりますが、県内では標準保険料率をあくまでも参考値として、保険者は個々に応じて保険料を設定している状況でございますが、福岡県の国保運営方針では、「保険料率の県内均一化については、医療費水準の平準化を図りながら、中長期的に行う」とされております。4、5年後に県の標準保険料率までに引き上げを迫られるかどうかは、今現在の段階では不透明な状況と思われます。

粕屋町では、保険税率は、県から示された標準保険料率を参考にしながら、低所得者世帯、子どもの多い世帯の状況を勘案いたしまして、可能な限り、被保険者の急激な負担増にならないように、保険税率・額の検討を毎年行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長 (鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

標準保険料率は参考値、これは安倍首相がそういう立場でですね。

だから、これは決められたものでないということなんですね。そういう点で言えば、この標準保険料率は県から示されても、町としてこの料金、保険料に合わせるということでなくて、今の国保の加入者の現状を見て、引き下げも含め、また引き上げることを抑えるということなどを行っていくことができるということになると思います。

そういう点からいえば、福岡県が算定した、各都道府県が算定した市町村標準保険料率というのがあるんですが、これはですね、この国保税を改定した場合に、国保の増減を試算するということを調査でした、ということなんです。ここでは4人世帯でですね、約8割の市町村が、県が示す標準保険料率で行えば、値上げせざるをえないという事態になるということなんです。

そういう点で言えば、それともう一つはですね、先日私も、国保の学習会を関係者、大阪の社会保障推進協議会の事務局長さんが来てからやったのを行ったんです。そのときに県会議員の人が、共産党のですね議員が言われていたのは、福岡県はですね、今年は単一化に当たってですね、3年間激変緩和措置で値上げしないと保険料が。というふうに言ってたのが、今年は上げさせてくれと、来年度は。いうようなことで、各自治体に対して指導しているということなんです。

福岡市は高島市長はこれに対して、国保の値上げは今、3年間やらないというふうにしとったのを、なぜ行うのかということで強く抗議しているということなども報告されておりました。こういう点から見たらですね、この標準保険料率というのは、示されたものだけじゃなくて、町の状況に応じた保険料を常に、まぁ言えば一般財政の繰入れも含めてですよ。黒字になった単年度黒字になった分の国保財政を使って行っていくということが必要になってくるというふうに思うんですが。

今言われた、説明された点から見てですね、この標準保険料率の基準の内容についての認識は、私が言ったのと一致できるものなんですかね。ちょっとそれについて確認を。

◎議長 (鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

先ほども少し説明いたしましたけども、県が出しております標準保険料率は、あくまで県が示した率でございますので、それを町は参考にしながら低所得者や子どもの多い世帯の状況、各家庭の状況を勘案して、毎年ですね。そういった協議会がありますので、その協議会で検討して税額を決定しているという現状でございます。以上です。

◎議長 (鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

そういう部長が述べられた点についても私も、この標準保険料率の問題について はですね、町が、基準を自らの保険料を決めていくという立場に立って取組んでも らうように、要望していきたいというふうに思います。 次に、先ほども話をいたしましたけど、全国知事会や全国市長会、全国町村会、日本医師会が、1兆円の国費を予算をつぎ込んで、投入して、応益割である平等割、そして、均等割を廃止するということを要求してるんです。これは、協会けんぽ並みにですね、せれということなんです。協会けんぽというのは先ほど言いましたように、平等割と均等割と平等割はないんですね、所得割だけ。そしたら10万円ほど下がるんです。これは40代夫婦で子ども2人・4人の世帯では全国平均で約16万負担が軽減できるという調査もあります。

そういう点からは、全国知事会、市長会、町村会、日本医師会がですね、国に対して要求をですね、要望してるわけです。

この立場から粕屋町としても、国に対して、また県に対してですね、均等割、平 等割の廃止を要求するということをですね、検討してもらいたいんですが。

町長の答弁を求めます。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

御存じのように、粕屋町も全国町村会組織、福岡県の町村会の組織の一員でございます。当然ながら、この組織の統一要求としてですね、福岡県を通じて財政支援の拡充を要望しております。これ厚労省のほうにですね、要望しておりますが。

今後も必要に応じて、やはり単町ではない、組織力を上げて要求を行ってまいり たいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

ぜひ、そういう機会がある会議の中でですね、積極的に発言をしていただきたい というふうに思います。

次に、今、審議をしてまいりました均等割ですね。これの減免条例をつくること について質問いたします。

これは昨年3月にもですね、そのときの藤川課長が答弁されたんですが。埼玉県のふじみ野市を例に挙げてですね、均等割の減免条例を提案いたしました。そのときは、軽減制度の問題も含め、今、町としてはこの条例を作るということには至っておりません、というような説明だったと。私はですね、この減免制度の問題については、条例化をしてですね、対象者に保障できる、支援できる、このようなものにしていくべきだというふうに思います。

今の国民健康保険の制度ではですね、災害とか所得が激減した人たちの一時的・

臨時的に免除する。そういう仕組みはあるんですが、低所得者や生活困窮者に対する保険を免除する常設の免除制度というものがないんです。ですから、全国的にも今25の自治体で、このような条例をつくってきてるんです。特に均等割の問題でですね、多子世帯減免制度が、今増えてきているわけです。第2子から減免するとか、高校生以下とか、大学生まで広げるというようなところまでも出てきてるということが言われてます。ふじみ野市はですね、11万の人口で第3子の対象者203人に対して733万円総額でかかるということで、第3子を減免制度で支援しているということです。

粕屋町の支出としてもですね、この5万の町ということで見れば、それの半分ぐらいの予算を組んだらできるんじゃないかという提案をいたしました。そのとき、藤川課長さんの回答ではですね、高校生以下の人数1,091人についての均等割と支援分の均等割の医療分と支援分についての説明がありました。3万5千円、均等割と支援分で免除するためには2,450万円必要だということの説明があったわけです。私は、第三子からの減免ということなどとあわせてですね、高校生以下でできればなおいいわけですが、負担軽減に役立つわけですが。

こういう点で町としてもこのような制度を検討すべきだというふうに思うんですが、町長の答弁をお願いします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

担当所管が試算しておりますので、お答えいたします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

田川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にあります埼玉県ふじみ野市では、少子化対策の一環といたしまして、国 民健康保険税の均等割の第三子からの減額、全額免除を行っているということで聞 いております。

粕屋町におきましても、均等割については、世帯の所得額と構成人数に応じまして、7割、5割、2割の軽減制度が設けられておりまして、高校生以下の被保険者のうち約68%が、既にこの軽減制度に該当しております。これらを考慮した上で、第3子の全額免除を行う場合は、町で試算いたしましたところ、約262万円が必要ということになりました。

多子、子どもの多い世帯の方の金銭的な負担を考えますと、均等割減免は大きな

負担減につながるとは思われますけれども、一般会計からの法定外繰入を前提としない、運用が求められておりますので、減免による不足分を保険税で賄うことになり、均等割額の減免の実施は、現在のところはちょっと困難な状況であるというふうに考えております。

今後は財政が安定し、十分な財源の確保が見込まれる状況になりましたら、子育 て支援の一つとして、再度検討していきたいというふうに思っております。 以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

今部長が言われました子育て支援なんですよね。

今、保育所保育料の無料化の問題も含めて、消費税絡みで出てるんですが、この問題について後でですね、質問もいたしますけど。子育て支援、そして母親が働けるそういう条件というようなことなどね、あるわけです。

そういう点からいえば働いても給料も含め、パートとかアルバイトというような 条件の中で働かざるを得ないという人たちもおるわけで、そういう点で言えばです ね、この国保の負担というのが先ほど言いましたように、軽減率はこの均等割はで すね、一番負担のもとなんですよ。だから、ここ予算をどう振り向けるかというこ とを考えないと、子育て支援ということはかけ声だけにしかなりません。

そういう点で、私は今まで、先ほど言いました県のほうもですね、基金を持ってるんですよね。町でも、去年が1,400万円ですかね。それこそ3、4年間くらいずっと黒字、国保財政。そういう点で言えば、今言われた262万。これをですね、のために、国保財政の黒字の分も含めてですね、使っていくということなどですね、一般財政の繰入れ等、今してないわけですから。ここもう4年間ですかね、一般財源繰り入れしておりません。そういう中での国保財政ですよ。ということは、国保から集めた金の分から黒字を生んどる分をですね、還元するという立場で考えればですね、この第三子からの均等割はですね、減免することは可能だというふうに思うんですが。

その点について部長か町長の。町長の見解を。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

今の現状ではですね、均等割額の減免の実施、非常に困難でございますが、今後 の検討材料にさせていただきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

もう一つはですね、軽減税率を、軽減をですね、減免制度をどうつくるかという ことが大事なんですが。

もう一つ、次に質問する点はですね、これも非常に、国保とか失業とか病気とか 倒産いろんな状況のもとでですね、暮らしが破壊してるという状況の中から来る低 所得者を含め、一時的な失業状態というようなことから来る問題とか。病気、自然 災害というようなことで救済をする必要があるというのが求められると思います。 その中には国保の滞納者も含めて当然あると。

そういう点からいえば、滋賀県の野洲市ではですね、くらし支え合い条例というのを制定しているんです。私、この内容についてホームページで見ました。担当所管の課長の澁田課長も、ホームページで、野洲市の条例について、手に入れておられます。私この内容を見てですね、非常に今の時代にあったですね、条例の内容だというふうに思います。こういうふうに基本主旨で述べてるんです。市民の共通の願いは健康・安全・幸せです。しかし、地震、水害などの自然災害、また病気、事故、失業、離婚。更には日常生活に伴うトラブル、社会的要因によって生活が立ち行かなくなる場合がある。こういう人たちに対して市役所は、設置した総合窓口を隔離して、公共サービス、専門家、地域の総合力を効果的に発揮させる体制をとって、是して弁護士、司法書士、その他市長が適当と認める人たちで構成をしてですね、正に市役所が、市民の人たちの救済ですか、相談をですね、持ちかけて、話ができる。そういう窓口として非常に、条例も含めですね、喜ばれているということなんです。

そういう点で粕屋町でもですね、今、問題になってます中高年のひきこもり、子 どもと高齢の親子の殺人事件とか、子どもの不登校、教育問題、いろいろあります。 こういう点を解決していくという点で、小中学校での弁護士さんが入っての体制が ですね、できてるということもありますが。

町として、そういう窓口がですね、検討すべきだというふうに思うんですが、町 長の答弁をお願いします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

今現在、この条例につきましては粕屋町はございませんけども、町内にあります 自立相談支援事務所との連携を行っております。 その辺につきまして、担当のほうからご説明申し上げます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

田川議員のご質問にお答えいたします。

滋賀県野洲市のくらし支え合い条例では、生活困窮者等を発見したときは、その者、または他の者からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な情報の提供、助言 その他の支援を行うという内容がございます。

粕屋町におきましても、今町長が言われましたように、条例は制定しておりませんけれども、役場の窓口、そして電話相談などで生活困窮を抱える方に対して、随時相談業務を行っております。また、これ粕屋町内にありますけれども、福岡県の自立相談支援事務所、困り事相談室と呼んでおりますけども、とも連携をしておりまして、専門の相談支援員が支援プランを立てまして、家計改善の指導や滞納金対策などの支援を行っております。

今後もですね、生活困窮者自立支援法やその他の関係法律に基づきまして、国・ 県・町その他関係機関との更なる連携体制強化を図りながら支援を行っていきたい というふうに考えております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

私は、箱田町長が収納課の課長をされてあったときにですね、当時、国保を滞納して短期保険証しかないで病院に行けずにですね、私に相談がありました。そのときに壊疽の状態で、足がもう切断せないかんぐらい死にかけてるという人でした。そのときは、吉原介護福祉課長やったですかね。一緒に来ていただいて、その後すぐ入院することが緊急にできたんです。そのことによって回復されて、足も正常になってですね、今、溶接の技術を生かしてですね、働いてるということで、年齢も70近くなんですけどね。それでも、まだ元気に生きがいを持って頑張ってあります。その方が私にですね、本当に助かったというふうに言われました。

そういう点から言えばですね、粕屋町としてもこのような、やはり受付窓口というとこの範疇でなくて、横断的に粕屋町の役場の中での体制づくりということから見れば、このような滋賀県野洲市もですね、くらし支え合い条例。こういう内容のものに発展させていくということがですね、必要でないかと。

県との関係とか、いろいろな取組みは起きてくるでしょうけど、相談窓口に来た ら、いろんなことがそこで取組みをですね、いろんなことでの対策を立てるという ことができるというものにしていくようにしてもらいたいと。そして、野洲市の市長はですね、皆さんの職場はどこだと思っていますか。市役所の建物や机じゃないんですよと。市内全域が皆さんの職場です、ということで市民の一人一人に寄り添ってですね、声を聞き状況をつかんでくるということがされているということです。

これを聞いてですね、箱田町長がまちに飛び出せ公務員と言われてるように、本 当に町の状況、ひきこもりの人たちとかいろんなことで国保の滞納者も含めてです が、税金滞納しとう人もそうですが。生活実態はそこに行けばですね、分かる。だ から、どう対策をせないけないかということなどもですね、当然生まれてくると思 います。そういう立場でぜひ取組んでいってもらいたいということを申しまして、 次に進みたいというふうに思います。

次に、保育所と幼稚園の待機児童と町立幼稚園と保育所の施設整備の拡充についてです。現状について説明を受けたいんですが、待機児童の年齢別の状況と、待機児童解消のためにどのような対策をとっていかれるのかという点について説明を。

◎議長(鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

田川議員のご質問にお答えいたします。

待機児童数につきましては平成31年、今年の4月1日現在の国が定めた定義での人数におきましては、39名となっておりまして、私的待機を含めますと144名となっております。また、4月1日以降に保育所に入所を希望されている方を含めますと、182名となります。年齢別の待機児童数といたしましては、私的待機を含めた数といたしまして、0歳児が11名、1歳児が75名、2歳児が16名、3歳児が29名、4歳児が8名、5歳児が5名となっておりまして、まだまだ待機児童数が多い状況というふうになっております。

待機児童を解消するための対策ということでございますが、新しい認可保育所を 今後公募する予定にしております。それが待機児童解消の解決の一つとなるという ふうに考えております。

以上です。

◎議長 (鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

1歳児の75人ということで言えばですね、待機児童は0歳・1歳・2歳児ということが非常に多いわけで、そういう点で言えば、保育所が求められてるということだと思います。そういう点からも、保育所の公募をするときにもですね、今の待機

児童解消のためにも、200人ぐらいの定数をですね、増やしていくということの取組みが求められるわけだというふうに思います。そういう点から、事業者との話も含め、申請も含めですね、そういう立場からの業者を、事業者をつくると、探すということなどもぜひやってもらいたいというふうに思います。

次に、今、保育料無償化ということから見てですね、3歳、4歳。いわゆる3歳以上の子どもが無料ということなどある中で、3歳児も増えてるということなどが言われておりました。粕屋町の場合は29人ということですが、先日、西日本新聞の5月19日のを見ましたら、認可保育4人に1人落選と。受け皿整備追いつかず、3歳でも入所難増加と、無償化で需要追いつかず。このように報道してるわけです。正にこの状態になってるというふうに思います。

このような状況の中で、消費税増税を前提にした無償化ということについては、根本的にはですね、認可保育所が不足したまま政府が導入した小規模保育所地域型保育。これで $0\sim2$ 歳児を受け皿にするということできたと思います。ですから 3歳児以上については、私たち厚生常任委員会でも、保育所の特別委員会の中でも話をしてきた中でも、その 3歳児以上ですね。だからそういう点で言えば、受け入れるためには、町立幼稚園の 3歳児保育。それともう一つは、認定こども園、町立のですね。 0歳から 5歳までということで、幼保連携のそういう施設が求められているということだと思います。

これが3歳児のですね、壁と言われるところを解消していく方向じゃないかというふうに思うんですが、この点について、どのような対策を立てておられるのか、 答弁をお願いします。

部長のほうから。

◎議長(鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

田川議員のご質問にお答えします。

幼児教育の無償化により、ますます待機児童が増えることが想定されております。 町といたしましても、受け皿の拡大が必要というふうに考えております。その対策 として、幼稚園での3歳児保育の開始も一つの視野に入れて検討しております。現 在、実施可能な場所や施設の課題等を含めて洗い出しを行っているところでござい ます。また、町立幼保連携型認定こども園につきましても、保育所の建替え問題と あわせて検討の必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長(鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

後でこの町立保育所の建設含めた増設など含め、質問を行っていきたいと思いますが。

いずれにしてもですね、今、3歳児以上の受入れをすることは、認可保育園をつくることが一番いいわけですけど。そういうもろもろの今の保育所の制度上の問題でですね、待機児童を解消していくという対策をいろんなことでつくり上げていかないかんというふうに思うんです。

そういう点からいえば、今までも質問し、提案もしてきましたけど、本格的にですね、その方向をですね、計画をつくっていくということがですね、今なければですね、このまま推移していけば、待機児童が解消しないままで、進んでいくという事態になりかねないというふうに思うんです。

その点について、町長の見解を求めます。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

直前の今の課題に関しましてはですね、やはり、認可保育所の設置がとりあえずの特効薬になるということで、幸い粕屋町におきましても、事業所のほうからですね、設置したいという要望も来ておりますので、これはもう特効薬ということで、町としましても開設につきましては、支援していきたいと思っておりますが、幼保連携といいますか、新しい形の保育園、幼稚園につきましては、財政的な問題もございます。

場所的な問題もございます。過日、委員会のほうからも重要なご提案をいただい ておりますので、それにつきましては、今後も積極的に検討してまいりたいと思い ます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

どうも、よろしくお願いします。

あと二つですね、あります。一つは、あっ二つじゃないか。給食費の問題がある わけですね。

保育料は無償化になっても、給食費は個別に実費が取られるということになる。 ですから、今まで主食、お米ですね、ごはん。持っていったところだけであったの が副食がとられるという事態になってくるわけです。そういう点で言えば、主食は 3千円、副食が4,500円ということで、厚労省の公定価格ではなってるということで、この7,500円を徴収されるということになれば、無償化される保育よりも給食費のほうが高くなるという負担が増えるということなどが言われているんです。

そういう点で言えば、この給食費についてですね、今まで同様、町としてのですね、無償化に応じた援助を取り入れるということはできないかという点について。

それともう一つは、保育施設の事業所はですね、給食の滞納分とか減収分などが 出た場合誰が負担するのかという問題が出てくると思いますが、この2点について、 給食費の点について説明を求めます。

◎議長(鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

保育料の無償化が実施された場合、3歳から5歳までの給食費については、実費 徴収ということになっておりますけれども、国といたしましても、できるだけ世帯 負担が増えることがないように、年収360万円未満相当世帯につきましては、公定 価格上の加算で副食費を免除することとしておりますので、経済的な生活力により 支払えない世帯の方についても、負担が軽減されると考えております。また、0歳 から2歳までの住民税非課税世帯以外の方につきましては、国は今までどおりの保 育料としておりますので、町といたしましても現行制度の運用を行ってまいりたい というふうに思っております。

しかしながら、世帯によっては、当該年度において著しく収入に変動が生じ、保 育料が支払えない場合には、粕屋町保育所保育料徴収条例第6条によりまして、減 免措置がありますので、その規定に該当すれば、減免または免除となる場合がござ います。その場合はご相談いただければというふうに思っております。

以上です。

◎議長 (鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

時間の関係もありますので、次に進みます。

もう一つは、0~2歳児の無償化は住民税非課税の対象者ということであります。 先ほど述べられました、生活保護とか失業とかいろんな状況の中での非課税所帯 の人たちに対応を準ずる人とか、収入で言えば360万円未満というようなことは 言われてるんです。ただですね、この無償化の対象になるのは、年収640万以上の 世帯に約50%、無償化の予算の中で使う。幼稚園では年収680万以上の人。これは 4割近くということだといわれている。 そういう点で言えば年収330万未満の人が5%しかこの無償化との関係でですね、 恩恵に被れないということが出てくるということなんです。私が言いたいのは、こ の640万以下の人。そして360万以上の人。この人たちに対してはですね、そういう 点で言えば、この無償化よりも消費税の負担が増えるということが、給食費の問題 と同じようにですね、生まれてくるということなんです。

そういう点で言えば、この保育料のいわゆる負担に対する対策ということが、必要になるというふうに思うんですか、この点についてどのような対策を考えておられるか。

◎議長(鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

田川議員のご質問にお答えします。

町といたしましてもですね、待機児童解消できればですね、子ども間の格差が生 じないようになることは十分認識しております。

そのために、先ほど申し上げましたけれども、新しい認可保育所を公募して、待機児童解消につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長 (鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

待機児童解消の問題については、今言われたようなことだと思いますが、私が言 うのはいわゆる保育料の問題ですね。住民税非課税の対象とかですね。ない人、か からない人たちの問題についてですね、いろいろと対策は必要ないかということを 質問したわけですが。それについては、また後日、委員会でも審議をですね、深め ていく場にして。

それともう一つはですね、町立保育所の建て替えの問題についてがあるんです。 これは、保育所特別委員会の中で審議もし、提言書も町長のほうに提出をしている という状況でありますけど。ただ、今の状況のもとでですね、先ほど言われました 私立、認可保育所の誘致、公募ということがあるということで進められているとい う点では、待機児童解消とあわせてですね、一定の前進が出てくるというふうに思 うんです。そういうこととあわせてですね、私は町立保育所の建替えについての方 向性をですね、早くもってほしいということなんです。

いつも問題になるのは、今後の少子・高齢化のもとで保育所が必要なくなってくるっていうようなことで、建物を建てても必要ないと。国からの補助金もないとい

うようなことで、負担がかかると。こういうふうなことがいつも、今、国の政策の 中での問題点がですね、こういう点に出てきてるわけですが。

そういう点はありますけど、今の町立保育所の場所に、今後ですね、高齢化の中で使える福祉関連の施設とか、子ども館的なものとか、公共施設、いろんなのに活かせいけるようなですね、方向での保育所の町立の公的役割を果たす場所をですね、確保していくということについての計画については、できたら提案しますというか、報告しますというようなことでしたが。

現状はどういうふうになっておりますでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

新しい保育所をですね、建設するのには、先ほど申し上げましたように、財源 的・財政的な問題が非常に多ございます。それと、同じぐらいの問題のレベルで、 その場所については保育所を継続して運営しながら建て替えなくちゃいけないとい うこともございます。

提言の中でも、土地の提案がございますが、それは、その法律的な問題、そして 現実的な問題もですね、今検討している最中でございます。

財政的なことにつきましても、補助金の調査等も県と一緒になってですね、調査 をしておりますので、早急な結論は出ませんけども、これは鋭意研究検討してまい りたいと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

いずれにしても、計画そのものをですね、町立で建て直すという方向でのいわゆる素案ちゅうますか、いうようなことなども早くつくってですね、提示できるようにしてもらいたいというふうに思います。

次に、町立幼稚園についてですが、これは今まで定数割れがこの頃続いてるんで すが、実際どういうふうな入園状況なのかということについて、説明を求めます。

◎議長(鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

はい。町立幼稚園の定数は560名となっております。5月末現在の入園児数といたしまして、現在319名であります。充足率といたしましては、56.96%となっております。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

56.96といえば、何人。それぞれの幼稚園で何人が、定数より満たしてないということになりますか。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

幼稚園別っていうことでございますので、お答えさせていただきたいと思います。 大川幼稚園につきましてはですね、現在は69名の入所ですね。それと西につきま しては83名、仲原につきましては77名、中央につきましては90名というところでの 各園の状況でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

幼稚園、町立幼稚園を空き部屋っていいますか、いわゆる定数が満たしてないと ころの問題とあわせまして、先ほどから提案しております幼保認定のこども園など ですね、検討すべき問題としてあるわけですが。

これも、私はこれまで敷地が狭い中央や仲原ですね、そして、定員割れしている 3 歳児を入れるという点から言えば、大川と西幼稚園。ここが敷地が広いというようなこともありますので、この二つのところに幼保連携の施設をつくりですね、 3 歳児の受け入れなど含め、二つの方法があるわけですが。そういう点も提案してきたんですが、この点についてもここ何年かはですね、担当の所管の課長の説明では、その時期になったら、保育所の定員割れで一定の条件できたら、考えていくようにしたいというようなことなどが言われておりましたけど。

その点についての計画について説明を。

◎議長 (鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

3歳児保育の関係でですね、今議員が言われますとおり、大川・西ですね。そちらのほうも一つの場所として検討はしております。

ただその幼保連携のですね、認定こども園につきましてはですね、保育園の建替 え問題等もございますので、そちらとあわせてですね、再度検討していきたいと思 っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

ということは、その3歳児の受入れの問題については、ありますよということですか。これは、結局、来年度に向けて段取りをしてるっていうことでいいんですか。いつもそういうことでせないかん、状況を見てということを言われて。もうここ3年か4年続いとるんですね。

そういう点で、この事態になっておる状況、環境整備も含めてですね、はっきり 決めていかないと前に進まないということなんですが、その点について。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

幼稚園の3歳児保育につきましては来年度4月をですね、実施の目標として今検 討しているところでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

田川議員。

◎8番(田川正治君)

時間になりましたので終わりますが。

いずれにしても、今、粕屋町としてですね、保育所の問題と国保の問題など、子育て支援、そして生活を守ると、支援するという立場から、国保の問題、また保育所の問題はですね、町長はじめ、関係部署でぜひ今後ですね、検討し計画を立ててもらうということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。どうもありがとうございました。

(8番 田川正治君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

暫時休憩いたします。再開を午後1時からといたします。

(休憩 午前11時47分)

(再開 午後1時00分)

◎議長 (鞭馬直澄君)

それでは、再開いたします。

議席番号6番、太田健策議員。

(6番 太田健策君 登壇)

◎6番(太田健策君)

議席番号6番、太田健策です。通告書によりまして、一般質問をさせていただきます。

箱田町長は、平成30年第3回9月の粕屋町議会定例会で、町長の所信表明を出されました。この中で四つの所信表明。一つ目は子育てをしやすいまちづくり、二番目は住みやすいまちづくり、三番目は誇れるまちづくり、四番目は安心して生活できるまちづくりということで、所信表明されました。

最初に、この四つにこだわられて出された理由をちょっと聞かせてください。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

こだわったというよりもですね、粕屋町が抱えている問題がこの4点に絞られる だろうと私は考えておりまして、この4点を出させていただいたわけでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

今、町長がこの四つの抱えてる問題点ということで、所信表明されたということでありますので、1番から質問をさせていただきます。

1番、子育てしやすいまちづくりということで出されましたが、町内の待機児童を解消するため、保育の受け皿拡大に取組みます。また、老朽化が進む町立保育所は、改修、整備や建て替え等の問題は、財源を含め、調査検討しますとありますが、田川議員の質問とも重なるところありますが、現状はいかになっておるか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

まず、待機児童を解消するための方策としましては、保育所の受皿拡大のこの取組み、これが大事でございます。

先ほどの田川議員の質問にもお答えしましたけども、新しい認可保育所の公募。 これも積極的にやっていく。そしてまた、町立幼稚園での3歳児保育の開始。これ も来年の4月に向けて、開始できるようなことで準備を進めてまいりたいと思いま す。

そういったことで、待機児童解消のための受皿を拡大していきたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

この中に問題は、財源を含め調査検討しますとありますが、財源はどういう財源 を目的にされておりますか。

その辺を説明をお願いいたします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

町立保育所の建て替えの財源というご質問でございますけども、可能な限り良い 財源をもっと獲得できるようなことをスタンスにおいてですね、県のほうにも調査、 私自身も出向きました。

具体的にはちょっとまだですね、はっきりは言えませんが、単に厚生労働省所管の補助金ではなくて、全く違う視点での補助金も持ってこれないかということで、 農業関係、農業振興関係のことも含めてですね、調査をしているところでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

町立保育所改修整備やるっていうことも、建て替え等の問題ということでありますが、前の町長は、財源の問題で、民間に建て直しをお願いしたいということでですね、保護者の皆さんと、これは問題として大概揉めましたけど、町長の考えとしましてはいかがなもんですかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

私も昨年の選挙期間中にもですね、保護者の方々からそういった切実なお声もお聴きしております。また、昨年の11月に議会の有志の方々から、建て替えについての基本的な考え方の提言も伺っております。

そういった意味で、この保育所、公立保育所の建て替えを検討するというふうに 考えております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

それでは、子育てしやすいまちづくりとありますが、先日改修しました幼稚園で

すかね。天井が落ちたということで、これやったら子育てがしにくいっちゃなかろ うかと思うとですけどね。

早急に改修をしてすぐ天井が落ちたというのは、この前の全員協議会のとき説明 がありましたが、やはり町長としてはこの問題については、どういうふうな対処を されるのかちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

誤解があったらいけませんのではっきり申し上げますが、これ改修によるものではなくてですね、単に2階部分の水漏れ、これが原因で下に浸透してしまったということが起因して、1階部分の天井が落下したということでございます。ただ、原因はともあれ、これはあってはならないことなのでですね。至急、そういった水漏れ等のことが発生すればですね、全体の点検をすべきだろうと。

これ私自身も含めて反省点として、今回感じました。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

町長が反省されるのもいいんですけど、やっぱりその間のですね、連絡体制とかいうのがあり、そういうことが起こったっちゅうことは、職員がそんなとこ外して水漏れが原因になるようなことは、幼稚園、先生たちにしろ、そういうことはされてないと思うんですね。恐らく業者が、そういう作業をした際に、忘れてそういう事件が起こったということと私は思っておりますが。

この問題について、少しやっぱ町としてそういう業者に対しての厳しさが少し足らんとやないかなと思っておりますが、そういう問題が起きたときも、一番にやはり業者に指示して、業者にすぐ行かして修理をやめるというようなことをさせれば、被害も最小限度で終わったんでしょうけど。日にちがたって職員が見て、その後で連絡をとるというようなことが、あったということで報告聞いておりますが。

そこ辺のやはり指示徹底をやはりされるようにですね。やはり、子育てしやすい ということで打ち出した以上は子どもにそういう迷惑がかかるようなことがあって はならないと私は思っておりますが。

そういう連絡、やっぱ体制をですね、やはり幼稚園だけじゃなし、中学校、小学 校、そういうことがあったら、即連絡を徹底するというようなことでですね。

町長には考えて配慮していただきたいと思いますが、お願いします。

○議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

様々な公共施設、特に学校、保育所、幼稚園、子どもに関する施設については、 特に安全管理体制が重要だと思います。

そういった意味では、それぞれの施設の管理者だけではなくてですね、この本庁 舎のほうの管理費のが有しております所管課のほうも積極的に現場の点検も行い、 安全管理に今後も徹底していきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

町長は所管課のほうに徹底して管理をさせるということで、所管課のほうはですね、専門屋がおられませんから、やはり、そういうことについては、やっぱり専門屋さんにやっていただかないと。所管課に回すとそれだけ暇が要りますから、その間やはり保育園を幼稚園を休みにするとか、そういう問題が起きますので、そこ辺のやっぱり指示徹底ね。考えて指導していただくようにお願いいたしまして、次に行きます。

2番目、住みやすいまちづくりということをうたってあります。

住民主体の介護予防生活支援事業の充実、地域公共交通と道路や上下水道と同じ暮らしを支える社会基盤の再構築、公共施設の段差のバリアフリー化を推進し、バス停などにベンチを設置し、高齢者や障がい者、妊婦や乳幼児連れの方々にも住みやすいまちづくりを目指します。

とありますが、住民主体の介護予防生活支援事業の充実というのはどういうこと をされる、目標にされておるんですかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎6番(太田健策君)

住民主体と言いますか、これはやはりニーズをですね調査して、それぞれの介護 予防施策をやるという意味でございます。

住民主体の介護予防事業としましては、訪問型サービス事業と通所型サービス事業がございますが、訪問型サービス事業としましては、生活支援サポーターにその靴を脱がない生活支援。それと、自宅と町内の目的地間の移動時の同行を行う移動支援、これを行っております。

靴を脱がない支援の具体的な内容としましては、買い物、ごみ出し、見守りといった家の中に上がらずできる支援生活支援のことでございます。生活支援サポータ

ーには、現在57名が登録し活動しております。

また、通所型サービス事業としましては、ゆうゆうサロン等ございます。このゆうゆうサロンはもう皆さん御存じとは思いますけども、再度改めて申し上げますが、町内24箇所の公民館で行われており、65歳以上の方を対象に週1回程度、年間40回開催し、内容は運動機能の維持向上のための、かすや貯筋体操、そしてレクリェーション等でございますが、ゆうゆうサロンに行くことによりまして、高齢者の外出の機会を増やすと。そして友人との交流、地域での役割意識を持たせることで、心身の健康機能を維持し、ひいては元気な高齢者を増やす。これは、介護予防になるというふうな目的としております。ゆうゆうサロン、これ現在593名、ボランティアが247名の方が登録し活動していただいております。

今後も、住民主体の介護予防活動に重点的に取組みを図り、なお一層の充実を図りたいと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

太田議員。

◎町長(箱田 彰君)

もう一つありました。それとあとベンチのこと申し上げます。

私の公約でもあります生活弱者、そしてお子さん、親御さんにも対して、優しいまちづくりのためには、それぞれのバス停にベンチが必要だというふうに思っております。

調査もですね、昨年末から行いました。で、令和元年度につきましては、ふれあいバスのバス停5箇所にベンチを設置するために、今その設置位置の詳細な検討、 最終確認を行っておるところでございますが、それが終わり次第、着工する予定で ございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

町長は先ほどゆうゆうサロンの設置の件で言われましたけど、ゆうゆうサロンは 大体24区あるうちの何区ぐらいでされとるんですかね。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

詳細につきましては、担当所管のほうからご説明申し上げます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長(石川弘一君)

町内24箇所の公民館の中で今、21箇所の公民館で行っております。 以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

そうすると、あとの3箇所は、どういう理由で行われとらんとですかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長(石川弘一君)

こちらにつきましてはですね、住民主体の介護予防ということで、地元からですね、そういうふうな要望とかございまして、地元で立ち上げていただいて、ゆうゆうサロンというのをやっていただくということになりますので、そこの立ち上げとかがですね、今、特にされてなくて、されてないところが三つあるということでございます。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

それでは、されてない三地区あたりにはそういうことをやっていただくというような指導か、案内かはされておるんですかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長(石川弘一君)

それにつきましてはですね、地元からそういう要望とかがあればですね、こういうふうなことを行ってますということで、お話は協議とかさせていただいきますけれども。

どうしても地元のほうでですね、ボランティアとかそういう協力が得られないままですね、それちょっと進めるということはできませんので、地元と協議をさせていただいてですね、今後も進めていきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

私は朝日区に住んでおりますが、朝日区は、そういう老人会もなければ、そうい

うゆうゆうサロンも行われてないんですが。やはり、いろんな方から、よそはこういうことがされておるのに、なんで朝日区はないとですかね、というようなですね、相談があるんですね。老人会がないから、そういうことが思い立つ人がおらんから、できないんじゃないかということで、返事はしておりますが、やはり、思うのはですね、一番小さな300戸ぐらいしかない朝日区が、やはり、皆さん方、昔から人が少ない炭鉱跡っていうところで、冷飯食うてきとるんですね。

やはり、何かやはり、皆さんとこから温かい手を差し伸べていただいてね、やはり、公民館もず一つと鍵かかって閉鎖です。公民館使いたかっても、使えないっちゅう現状です。だけん、誰が考えてもそういうゆうゆうサロンしようと思うても、公民館を使われないということやったら、当然だめやろうというようなことも思われてる方が、お年寄りの方はやっぱ実行力ちゅうそういうのが欠けますので、そういう方が多いので、やはり町のほうからですね、何とかそういうことをやってもらえんじゃろうかというようなことで呼びかけされたら。昔からおられる方が、いや、いくらかでも何とか協力体制、横の連絡をとって、そういうチャンスも生まれてくるんじゃないかと思っておりますが。

それで、手上げられないから何もしないということじゃなしに、やはり、やっぱり大きな町内と小さな町内とはですね、やはり温度差がありますから。その辺はしっかりとやはり手を差し伸べてやってできるような方向でですね、お願いをしたいなと思っております。

調べてもらったらですね、もう大変な高齢化なんですね。私もあそこで若かったですけど、私も年寄りの部類に入りましたから。そういうお話があれば、協力してあげろうと思っておりますけど、なかなかそういう話も出てきませんのでですね。ぜひともですねやはり小さな部落には、小さな部落の理由がありますから、その辺を掴んでいただいてね、手を差し伸べていただくようにですね、お願いしたいと思います。

それから、町長にバリアフリー化を推進し、ということに謳ってありますが、私は、もう2年ぐらいの一般質問で質問しています。

町の前面道路の歩道ですね、でこぼこなんですね。木の根が浮き上がってきて。 それと、タイルがでこぼこなんです。半分は前扱いましたから、駐車場をつくりま したから、きれいになっております。あとの半分がですね、見られたらざまないよ うにですね、でこぼこになっておりまして、町に企業・町民の皆さん方、何でこれ は扱いんしゃれんちゃろうかと思うてあると思いますんでですね。私は、もう2年 ぐらい前にこれを質問して、言うたことあるんですけど。町の玄関ですから、ぜひ ともですね、大したお金はかからんと思いますけど、ぜひともこれをですね、やっ ていただきたいと思います。

それと、ふれあいバスの件につきましてはですね、うちの町内の人に聞きましたら、うちの町内には中には入ってきませんから、ふれあいバスを使うことはないというようなことでですね。年寄りがですね。大隈のバス停んとこまで歩いて行かないかんと、中まで入ってきてもらえばいいがなぁというようなこともですね、チラチラ言うて来られます。

これは、我々が議会報告会で足しまして、取り上げてやったけん、あまり我々から特に言い出すのは言い出しきらなかってですね、やはり、そういう先ほども言いましたとおり、やはり、小さな年とった部落にもですね、やはり、少し手を差し伸べていただきたいと思って、お願いをしよるわけでございますが。

町長、どんなふうですかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

ふれあいバスの運行につきましてはですね、様々な地域で問題がございます。 進入路の幅員、若しくはその曲がり角のアールですね、等の問題がありまして、 非常に難しい問題がございますが、バスの運営協議会で住民の方々の要望も含めて ですね、その辺は協議してまいりたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

それでは三番目、誇れるまちづくりということで、将来の市制施行を見据え、教育・子育て・福祉行政の充実、農業政策や商工業の振興など、自立した基盤の整備の取組み。これからも粕屋町に住み続けたいと思えるような、シビックプライドの醸成。地域の問題解決に取組む郷土愛の精神を育むこと。ランドマークである駕与丁公園の整備、町民花火大会の開催についての取組み状況ということで、なっておりますが。

この中で、教育・子育てっていうことは先ほど聞きましたけど、福祉行政、農業 政策や商工業の振興ということに、うたってありますが、この辺の振興をどういう ふうに考えてあるのか。お願いいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

まず、農業政策でございます。

今ですね、非常に農産物の海外からの圧力によりまして、非常に今後の農業の未来への展望が開けないような状況がございますが、この当町におきまして、今、農業をですね、踏みとどまって、やはり農業の維持を図るためには、農地の集約化、あるいは、その働き手の育成が必要なんですが。

地元の要望としましては、とにかく経費をかけないで。膨大な経費がかかりますので、例えば農業機械の共同利用あたりも進めたいという機運がありますので、この補助制度につきましても、今年度見直しを図っております。そういったことで、その下支えをしたいなと思っております。

また、商業関係でございますけれども、これは商工会とも定例的に打ち合わせを 今、行っております。

今年度は特に、プレミアム商品券等で商工振興は図ってまいりたいと思いますが、 粕屋町がほかに誇れるような商品といいますか、商品開発も今後一緒にやっていこ うというふうな基本的な考え一致しておりますので、検討に入ってまいりたいと思 っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

町長は御存じかとは思いますが、商工会の職員はですね、全部県の職員なんです。 町の職員やないんですね。それで、今もう、県の中で職員の異動がされております。 だけん地元との密着っちゅうのがですね、あんまりないんですね。地元の商工会員 との接触なんちゅうのは、もう我々が商工会長しとうときは、いろいろまだそれが 地元の町の職員やったから、そんなことなかったんですけど。今もう県の職員にな りましたから、いつどこのとこにやられるか分からんような問題を抱えております けん、町の県の職員だけでなく、町のほうの事業に真剣に取組むっちゅうことがあ ってないような気がします。

それでやはり、町のほうもただ補助金を出すだけではなく、その辺をですね、もう少し中身をどういう事業やって、粕屋町のためになるようにやっていただかんと、やはり補助金も出しませんよというぐらいのですね、やはり、商工会との話もですね、していただけない。ただもう今、投げやり的で、ただ補助金もらうというような、もう楽々安全な商工会。町からお金をもらわれるから。一時期ありました商店振興会も、今もう会長さんもなり手がないということで、商店振興会も一時期、私がしておりました花火大会には一生懸命協力していただいた。そういうところも今んとこは、もうばらばらになってしまって、どうしようもないというようなことで、自分とこで浄化をしきらんですから、ぜひとも町のほうでですね、その辺をやはり

商工会と連携をとっていただいてですね、商工会が一生懸命してもらうことが、粕屋町を発展させるようなことにつながってくるっちゃないかと私は思っております。 ぜひとも、ただ、ぬるま湯の中に浸っとう商工会じゃですね、家賃もとってない、 土地はただで貸したというようなことではですね、成長しないと思うんですよ。 ぜひとも、やはり町長には何事でももう少し厳しさを持ってですね、対応していただきたいなと思っております。どうですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

確かに商工会の職員の形態というのはそうでしょう。

ただ実際ですね、商工会の加盟の方々、商工会の幹部と言われる方々、人心一新もこの頃されておるようでございます。特に若い方の、青年部といいましょうかね、そちらの方々ともよく会合でお話をするんですが、やる気は十分にあります。私自身の話にもよく耳を傾けるし、その青年部の今後の商工、粕屋町の商工のあり方、そして粕屋町のまちづくりのあり方についても、熱く議論は闘わせておりますので、そういった機運をですね、やはり私自身は大事に、今後盛り上げていきたいと思っております。

当然県のほうにも直接、私は、粕屋町の商工振興についてもうちょっと真剣に考えてくれという要望はしてまいりたいと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

それで、やはり町長は、今回、提案されてる中で、駕与丁公園の整備、また、町 民花火大会の開催について、うたってありますが、これについては、どういうお考 えですかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

花火大会単独のですね開催、以前私も副町長時代には、その開催には、尽力させていただきました。

あの当時は、花火大会そのものがですね、非常にその町民の方々が、粕屋町に周辺の花火大会がなくなっておる状況の中で、粕屋町だけが大きな花火大会をしておるというふうな、一つの町民の誇りとするような大会でございましたが、それから以後、なかなかですね警察の指導、あるいはその安全の確保について非常に厳しい

ものがございます。

これは時間をかけてですね、解決はしてまいりたいと思いますが、今年の花火大会はですね、私も商工会ともいろいろお話をしていく中で、商工祭りがございます。これはもうYOSAKOIかすや祭りと同日開催でございますが。それはそれで非常に盛り上がる祭りですが、その最後のフィナーレの部分で花火を今まで以上にですね、中身が濃いものにして、いこうということで意見を一致しておりますので、その協議を進めておるところでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

どの規模の花火大会を考えてあるのか分かりませんけど、この花火大会するのは やはり、大変な事業でありましたですね。町挙げての事業になると思います。

ぜひともですね、町民はこれに期待しておるところでございますので、ぜひとも、普通のやり方でしよったらできません。ずっとできません。やはり、何らかの手を打って、将来的に花火大会を続いていくような組織づくりをしないと、簡単にちょこっとYOSAKOIと一緒にやったとか、商工会の商工祭りと一緒にやったぐらいの花火大会では、どっちもつかんような花火大会になってしまいますので。ぜひとも、町長が言い出された以上はですね、この問題にやはり真剣に取組んでいただいて、やはり、箱田町長は、やはり約束は守られっしゃあ町長やなというようなことで考えていただきたいと思います。

それと、駕与丁公園の整備については、町長からも今聞こう、声が出らんやったんですが。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

駕与丁公園はですね、住民の方々等しく、これは粕屋町のシンボルだと。

実際、テレビ番組等で粕屋町の紹介があるときには、駕与丁公園は外れることなく、広く放映もされております。

そういった意味で今の駕与丁公園が、スポーツの殿堂。また確かに体育館があり、体育館の中には非常に充実した設備もございますが。また、そして遊歩道をジョギングあるいはランニングしたりする住民の方々が多うございますが、それでは、もうちょっと駕与丁公園の魅力度アップにはならないということで、憩いの場、そして健康増進の場。こういった観点で、今後の整備を進めてまいりたいと思っておるとこでございます。

また、バラ公園も先日バラまつりで1万2,000人ぐらいの来場者を数えたぐらい、 非常に名前の浸透も行っておりますが、駐車場も含めてですね、規模的にはまだま だ拡大の余地はあろうかと思います。

駕与丁公園の全体のスケールの拡大、これも含めて考えてまいりたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

四つ目の安心して生活できるまちづくりということで、重要河川の監視体制の充 実や、ため池などの内水面の整備は急務となっている。防災の日の設定についてと いうことでありますが。

我々議会もですね、この防災についての大阪に行って、昨年度ですか、講習を受けてまいりました。それで、防災のまちの日が防災の日に設定して、防災訓練をやるというようなことで、議会としては待っておる状況なんですが。

防災の日の設定ていうのはまだされてないんでしょう。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

防災の日、そのものの具体的な日にちはまだ決定しておりません。

ただ、防災の日という日にちを設定してもですね、中身をやはり伴わないとだめですね。これは自主防災組織が今、町内もう非常にその二つの区以外はできております。ただつくっただけのところも、本当にそれだけの区もございます。

従いまして、自主防災組織が有機的に本当に効率よくですね、住民のための安心 安全を担保できるような訓練、あるいはその組織として成り立っていくのを、今一 生懸命担当課もですね、つくっておるところでございます。

そういったことが全体、町全体で整備ができ、そして町内の総合防災訓練等ができるような状況になりましたら、ぜひとも防災の日を設定し、その一日を粕屋町民が等しく我々のこの町の、この住民のための安心安全のための防災を考える日にしたいと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

防災について分かりました。

五番目についてですね、私は町長四つの所信表明されましたが、これだけではで すね、粕屋町を発展させるのはちょっと難しいかな。もう少しやっぱ粕屋町を発展 させるには、中心市街地を開発、設けるとかですね。やはり、今の混んでおる道路 を広くするとかいうようなことも。ほかにもこの四つの公約以外にも公約すること は、たくさんあるかと思いますが。

何か町長が思いつかれて、これだけは町のためにやらないかんなということがありましたら、お願いいたします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

町の基幹的なプランとしては、もう総合計画。これもう上位に位置する町の将来 像を描いた計画でございます。

そしてまた、都市計画上も都市計画マスタープランで、具体的に粕屋町の将来のまちづくりをゾーン化して計画を立ててやると。10年、20年の非常に長期の計画なんですが。そういった中に、この町をどうしていこうかと。人口がただ増えるだけでいいのかという問題点も、最近では本当に叫ばれております。私自身もただ人口が増えるだけではなくて、企業、そして商業、そして働く場を創出できるようなまちづくりを目指したいと思っております。住民の方々、人口が増えると同時にバランスよく企業産業が増えていく。そういったまちづくりを行ってまいりたいと思います。そういったことを具体化するために、今まさに都市計画マスタープラン。そして、来年へ向けて、総合計画。これを練っておる状況でございます。

今、議員がご指摘のこの四つの計画以外、これはもう本当に四つのことにつきま してはですね、非常にその喫緊の課題とは思いますが、それ以上に長期的にはプラ ンでこの粕屋町の将来を考えていきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

次に行きますが、粕屋町内における道路についてということです。

計画道路が粕屋町内に何本か入っておると思うんですが、それについて、やはり 地主さんから、計画道路かかって、いつになったらできるか分からんのに、土地の 利用もできないということで困っておると。

ちょいちょい尋ねられるんですが、粕屋町には都市計画道路が大体今何本通って、 今の現状としてはどうなふうになってるんですかね。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

詳細につきましては、担当所管のほうからお答えします。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

太田議員のご質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

都市間、地域間を結ぶ広域交通道路網として都市計画道路というのは位置づけられております。

粕屋町では、現在整備を行なっております井尻・粕屋線、福岡東環状線ですね。これを始めといたしまして、14路線町内に計画があります。総延長はですね、3万510mとなっております。都市計画道路が決定されており、福岡箱崎ふ頭・粕屋線ですね、これ国道201号線のことになるんですが、こちらなどですね、1万4,027mが、現在整備済みであります。1万4,027メートルといいますと、全体の46%になります。それと現在整備中ですね、これは町内にですね、先ほど言いました井尻・粕屋線、福岡東環状線。それから粕屋・宇美線といいまして筑紫野・古賀線のことになるんですが、それと、東環状線の沿線続きでですね、福岡市との境のところにありますが、粕屋・久山線。この三路線がですね、現在整備をしてしておる途中であります。

この延長が3,590mとなりまして、整備が終わりますとですね、57.7%、大体6割近くの粕屋町内の都市計画道路の整備は終わるという状況であります。

◎議長 (鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

それで、町民の方から、聞かれる声はですね、その都市計画道路にかかって、も うどうしようもないというのは、いつになるかも分からないというような状況で、 税金か何かの減収かなんかはされとるんでしょう。

かかった土地に対しての。

◎議長 (鞭馬直澄君)

中原税務課長。

◎稅務課長(中原一雄君)

太田議員の質問にお答えいたします。

都市計画道路に関しては、固定資産税について補正を行っております。面積に応じて三段階で補正を行っておりますので。

以上です。

○議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

それもですね、やはり補正をやったら、やはり土地を持ってる方にもう少し親切に、どういうことで税金を免除しとるとか、やはりかかっとるとこで、ちょこっと少しかかっとうとこと、余計かかっとうとこと、やっぱ条件が違うてきますよね。

そういうほうも同じ税率で安くしとうというようなことで言われますと、それぞれやはり、その道路についてはいつ頃までにどういう方向に進みますからそれまで待ってくださいというような、やはり親切に、説明書か何か送ってやらないとですね。もう道路にひかかったら何も使えないというようなことで、悔やんである方がたくさんおられます。その辺も、かかっとう人と、かかっとらん人の差がでないようにですね、ぜひとも親切に説明してやって、町長のその道路ができるかできんかも分からんと。生きとう間にできるかできんか分からんじゃ、どうしようもありませんので、できんとなら、できる方向に進むような手を打つとかですね。町民のためには、努力は払っていただきたいと思っております。

それとあの、この607号線の渋滞がですね、やはりひどいんですけど、ちょくちょく電話かかってきて、この道路広うならんとねと。計画道路はやめてこっちのほうが広うしちゃらんねとかいうような、声もかかってくるんですよね。

そういうことは分かりませんが、やはり、607号線の渋滞がひどいとと、これについては、町長は将来的にはどういう考えを持ってありますかね。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

今、現状をですね、まずちょっとお答えしたいと思いますが、道路の渋滞という のは、大きく二つの要因があると思います。

個別的には、例えば交差点で集中する。右折車線がない。そういったことが交差 点での渋滞を招いて、ひいては全体の交通体系の中で障害となると。

もう一つは、流入量が非常に多い。粕屋町内はもう御存じのとおり、都市高速、 縦貫道、そして北への南北をですね、糟屋郡の南北を貫いている道路が走っており ます。そういった中で通過町ではございます。そういったふうな位置的な問題もご ざいます。その交差点の問題につきましては、ほんとつい先日ですね、若宮交差点 が右折車線拡幅工事が終わりまして、右折車線ができたおかげでですね、解消の一 助になったと思います。

また、全体的なその流入の交通量。この制御につきましては、やはり渋滞の抑制としては東環状線、福岡東環状線の整備。これは重要だろうと思っております。東

環状線っていうのはもう名前が表すとおりに環状的に福岡の交通の流れを制御する と。直接行くんじゃなくて横を通るというふうな渋滞の緩和策でございますが。

これをですね、今扇橋で止まっておる状況ですので、それから先の延伸。これは 今後、今若干何年かちょっと止まっておりましたが、今後進んでまいります。

そういったことで201号線との結節によりまして、その緩和は少なからず図られると思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

渋滞、沿線の商売をしている方からも苦情ばっかりで、商売にならないというような話もたくさん出ておりますので、ぜひとも渋滞の解消によろしくお願いいたしたいと思います。

三番目にですね、長者原踏切の渋滞が大変ひどいんで、前の因辰美町長のときに、アンダーパスをつくったらどうかっちゅうことで質問いたしました。長者原踏切の下にくぐって道路つくるってやつ。アンダーパスだけであると町にも負担、県にも直接負担がかかりますので、ぜひとも、区画整理でこれやったらどうかと。中心市街地をやはり長者原の一角に中心市街地をつくるようなことでですね。九電の変電所。あれはもうやっぱり街になるとこについてはもう目障りですね、あれは。何とかあれは下に沈めるか、地下に潜らせるかですね、移動させるか。九電も町がそういう計画を出すと、協力はしてもらうと思いますが。

そして、やはり長者原の駅の前、地下鉄の来うか来んめ一かというような話も署名活動とかあっとりますので、ぜひともここを何とか開発して、駅からこの役場まで直線道路で結ぶとかですね。あそこに中心市街地をアンダーパスと一緒に考えて、やるとお金はかからないと。周辺の住宅の容積率あたりも考えてやれば、ちゃんとそちらのほうの理解も進むっちゃないかと思っておりますが。

ぜひとも、その辺の粕屋町にはそういう中心市街地がありませんのでですね。 ぜひとも、その辺のアンダーパスを利用した中心市街地をつくっていただくよう な計画を考えていただけると思いますけど、町長。考えはどうですかね。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

非常に壮大な計画でございます。

その中心市街地構想というのはですね、これはもうそうですね、10数年ぐらい前から、原町駅、長者原駅をあの一帯を全体をその区画整理事業で行ったらどうかっ

ていう構想は確かにございました。ただ、周辺住民、該当の住民の方々のなかなか協力、理解をですね、得るのは非常に困難だということで、そのままになってる状況でございます。

その区画整理事業につきましてはですね、やはり道路の整備、これはもう一番ですね。この道路インフラを整備しないともう区画整理事業になりません。しかし、今言われたように県道でございますので、今アンダーパスのことを具体的におっしゃいましたが、私はそのときにはちょっといませんでしたので、そのときの問題点も含めて、副町長のほうからちょっと説明をいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

アンダーパスにつきましてはですね、以前からですね、うちのほうも要望はしております。

ただ、県のほうがですね、以前、平成の19年3月、県の事績によりますとですね、 JR踏切の立体化の調査を行っております。この調査のときにですね、立体化によ る周辺の家屋移転とか、取りつけ道路等の整備ですね、アンダーパス工事等で費用 が掛かり過ぎるということでですね、県のほうも事業自体をですね、取りやめとい うことになっております。現在もですね、県事業としてそれを行うということはち ょっと難しいということでございます。

これはもう、今議員が言われますようにですね、区画整理で一緒にやるということであればですね、どこが事業主体になるのか、区画整理、酒殿でもやっておりますけど、莫大な費用かかっています。それをどうやってやるのかということもありますよね。

組合を設立してやるとか方法はいろいろあるかと思いますけど、今のところですね、ちょっと構想的にですね、大きい問題でございますので、簡単にはちょっとできないということで、ちょっとご理解をお願いしたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

実を言いますとね、大隈の財産区の山を開発しようかっちゅう計画を立てたんですね。それで、それJR住宅が500戸ぐらい買うと、大隈の財産区とも話し合いをして。それやったら駅がいると。駅がないとちょっとあそこへ500戸建てても買い手がないよというようなことで、JRと話したところ、ちょうど私の家の近所に駅をつくろうということで、JRが内諾してくれました。

それで長者原までの沿線、複線化にせないかんからということで、調査したんですけど。そんときに、アンダーパスはできますよっていうような業者から返事をいただいたんです。そういうこともありましてですね、ぜひともやはり難しい問題じゃあるばってん、やはり難しい問題にぶつかっていって、何とかやらないとですね、難しいけんって言ったら、もうこれ一生できませんので、粕屋町が市になろうとするならばですね、やはり、町長大隈区のほうもですね、やっぱもう田んぼばっかりで今、大変なことになっとります、あっちのほうも。

子どもたちも学校が遠い、大隈、上大隈、門松あたり、朝日区ですね。やはり、 あっちのほうもやはり発展するような、ふうな計画も立ててやらないとですね。偏 りばっかして、冷飯食うとかなったら、やはり、町として、片手落ちの開発になら ないように、やはり、ぜひともですね、難しい問題でありましょうけど、難しい問 題はもう業者に任せれば何とかクリアしてくれるはずですので。

ぜひともその考えにですね、早く取組んでいただいて。副町長あたりもその経験がおありですので、ぜひともその辺の話を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

(6番 太田健策君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

暫時休憩いたします。再開を14時10分といたします。

(休憩 午後1時59分) (再開 午後2時10分)

◎議長 (鞭馬直澄君)

再開します。

議席番号3番、案浦兼敏議員。

(3番 案浦兼敏君 登壇)

◎3番(案浦兼敏君)

議席番号3番、案浦兼敏です。もうしばらくおつき合いください。

今回の一般質問では、1問目で市制への取組みについて。2問目で商工業の振興 と企業の誘致について。3問目では、粕屋町の広報・広聴機能の充実について、町 長の考えをお聞きします。

では、一般質問通告書に従い質問いたします。

まず、市制への取組みについての質問です。粕屋町の現在の人口は約4万7,700、 5月31日現在で、4万7,686名っていうふうに町のですね、ホームページに載って おりました。人口5万人に着実に近づいております。市への昇格は目前となってお ります。市への昇格につきましては、地方自治法第8条に四つの要件が規定されておりますけども、国勢調査時点で人口が5万人を超えていることが、第1の要件でございます。国勢調査につきましては、5年ごとに実施されておりましてから、直近では来年の2020年10月、その次が2025年10月となります。

さて、2016年3月に策定されました、第5次粕屋町総合計画では、将来人口フレームを今から6年後の2025年に5万2千人と設定されております。しかしながら、現在の粕屋町は、転入人口とともに転出人口も多くなっております。同じように糟屋郡内でも、人口増加が多い新宮町では、粕屋町ほど転出人口は多くございません。そういうことによって、人口の伸びがちょっと鈍化しているんじゃないかということを心配しております。

そこで、まずの質問ですけども、こういう状況でありますけども、現在の見込みでも、設定人口2025年には5万2千人ていう設定人口に変わりはございませんでしょうか。

また、人口が5万人を超えるのは大体いつ頃、2000何年頃になるっていうふうに 想定されておられるのか、まずお尋ねいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

人口の伸びにつきましては、今議員がご指摘のとおり、ほぼそのとおりでございます。

ただ、国勢調査人口。これが5年毎のですね、これが一つの市制の要件というふうになるわけですが、実際の住基人口、住民基本台帳でいう人口。これあの外国人ももちろん入っておりますけども、多分、令和5年、西暦でいいますと、2023年頃には5万人を超えるんではなかろうかと思っておるところでございます。ただ、確かにですね、月によって人口の増減は非常にございます。

ご指摘のとおり、粕屋町は流入、流出が多いという町でございますので、例えば、マンション等の建設がとかアパートの建設が少し低迷になると流出が多くなったりする、というのも現実的にはございますが大きな流れとしては、多分2023年頃、5万人の実際の住基人口になるだろうと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

人口が2023年に5万人になるんじゃないかということで、5万人に近づきますと、 市への昇格が現実のものとなりましてから、それに伴って考えるべき、様々な問題 が出てくると思います。

最近の昇格事例としましてはですね、昨年10月に那珂川市が昇格しました。ここもですね、いろいろ人口増のいろんな施策をしまして、やっとですね、昨年10月に那珂川市が誕生しまして、祝賀ムードとかがメディアに取りあげられましたけども。 実際に本当にどのようなメリットがあったのか、そこら辺を確認する必要があるんじゃないかというような気がします。

そこで質問ですけども、粕屋町が市に昇格した場合、まず、そのメリットとして どのようなものがあるか、想定されているかお尋ねいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

メリットを先に言うべきか、デメリットを先に言うべきかというものがございます。これは印象的な問題でございますが、メリットから言うとですね、まず、その都市的なイメージ、これは非常にその上がるというふうなことはもうもちろんございます。この都市的なイメージ、これイメージだけではなくて、例えば事業所、法人あたりのですね、名称もそれで変わったりします。ましてやその住所につきましては、糟屋郡が除去されるわけですね。福岡県から何々市というふうに非常に都会的なイメージがアップする。それによって、企業のイメージにアップにもなるし、その企業の業績にも少なからず影響があるというふうに思います。

反対にデメリット、デメリットというべきでしょうか。これは住民サービスの向上にはつながると思いますが、行政的な費用といいましては福祉事務所、これが設置が義務づけられると。今、県が行っております生活保護等の事務の決定とか実施、そして障がい児手当の認定、それとか児童虐待などの子育てに関する家庭児童相談所、この事務は市が直接行うというふうになります。

そういったことが、これはメリットでもあるんですけども、行政事業的にはデメ リットというふうに考えられると思います。またそういう、本当に移行する際の事 務的な費用ですね。

これは当然住居表示等の変更もございますので、そういった煩雑な手続が必要になってくるということは考えられます。

◎議長(鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

町長のほうからデメリットまで含めてですね、説明していただきました。 全国的に見ますとですね、まぁ例えば広島県の府中町。これは平成2年、1990年 の国勢調査で、ここも5万人を超えたものの、まだ町として存続しておりますし。 例えば岩手県の滝沢市のようにですね、5万人超えてから14年、この平成26年、2014年に、やっと村から町を飛び越して市になったっていう例もあります。まぁ、どこもやはり10年以上の時間かけていろいろ検討やっておるようでございます。やはり、まずそういうことで、やはり自治体の判断の基本となったのはですね、やはり住民投票とか住民アンケートに住民の意思が大事であります。そのためにやっぱり意思形成するためには、やっぱり時間をかけてからやってきてるわけです。そのためにはやはり、町民へのですね、十分な情報提供が必要であります。

さっき聞きましたように、市へ昇格した場合のですね、メリットは何なのかデメリットは何なのか。これはやっぱり町民にきちんと説明してですね、町民の理解を得るということもありますし、もう一つはですね、町民によってはですね、そのまま町のままでいいじゃないかという人もありますし。市に昇格したほうがいいという人もありますし。この際、ほかと合併して、例えば福岡市とか周辺の市町村と合併して市になったほうがいいというような、いろんな考え方の方がいらっしゃると思います。

やっぱりそういうね、意見を聴きながらですね。ですから、国勢調査から言いますと、あと6年後ですか。次の次の国勢ということですから、あんまり時間的にはですね、ないと思います。ですから、そこら辺をやはりもう少しですね、メリットデメリットなど等についても、住民に説明してから、できるだけ早い時期にですね、住民の意思合意形成に向けて、単独で市に昇格するならその準備を進めるべきだろうというふうに考えております。

ちなみにえっとですね、岩手県のね、滝沢市が市制移行に関するQ&Aということで、メリット、デメリットということで書いてまして。さっきの町長と反対に福祉事務所とか専門職の配置によってですね、生活に最も身近な保健福祉の分野での利便性と迅速性が向上します。確かにですね、費用から見ますとそれだけの事務所とか職員を置かないかんから、そういう面ではデメリットかもしれませんけども、住民の福祉向上という面からいったらね、メリットっていうことになります。それとやっぱり市になることで多くの権限が国やら県から移譲されます。そういうことで事務地域の実情を反映した行政のサービスの提供ができますということと、あと、権限移譲と財政支援の強化によって、地方交付税のほうもですね、市になればそれだけ配分が増えるというふうなことも書いてあります。

一方デメリットはないと考えており、ほとんどありませんということで、移行に かかる一時的な経費ですか。祝賀行事とかいろいろありますけど、そういう経費が あるけどもですね、あまりデメリットはあんまりないっていうことを書いてます。 これは滝沢市の考えであって、粕屋町においてもですね、いろいろ検討してそこら 辺のメリット、デメリットをですね、町民に知らせるべきだろうと思います。そう いう意味で現在ですね、粕屋町の若手職員を中心に、ワーキンググループ市制塾が 立ち上がっとって、市に昇格するのに関するさまざま課題について、検討されてい ると聞いております。

そこで質問ですけども、市制塾メンバーはどのような内容について今検討されているのか、お尋ねいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

市制塾はですね、一番年長者が係長のメンバーです。あとは多分、粕屋町が将来 市になるならばですね、そのときの中心的メンバーになるだろうと思われる若手の 職員を中心に構成をして、月に1回程度の会合を目処にですね、その間それぞれい ろいろなテーマを決めて、研究といいますか、しておるとこでございます。

人数的にはですね、10人程度で行っておりますが、男女、女性の方もおられます。 そしてまた、今の所属の分野的にもですね、総務部、住民福祉部、都市政策部、いいバランスでおられます。これは、それぞれの部に所属しているから、その部の研究をするという意味ではございません。今おる所属の部がそういうことでございますが、自分の仕事とは分離して、離れた分野で研究を行っている状況でございます。立ち上げのときにはですね、私のほうからも、どういったことをやってほしいという依頼をしております。

まず、市とはどういうものか。そして、その市と町の違いは何なのか。それで市制を施行したときの、するための条件は、要件は何なのか。そしてまた、市町村合併。合併によって市制を施行するところもございますが、その場合と単独市制施行の場合の違い。今、例として議員もおっしゃいましたが、府中町のようにはるかに昔、5万人を超えてもですね、いまだに、市制施行しない自治体の調査も入れております。

そして、最終的に市になったときのメリット、デメリット。これはイメージではなくて実際のですね、生の声も聞いてくるようには言っております。これはですね、非常にそのボリュームがある調査内容ですので、それぞれのテーマに分かれて職員が行っておる状況でございます。その中で、今もし、議員も申し上げられました岩手県の滝沢市。これはですね、平成26年に市制を執行しておりますが、やはり人口がですね、非常にやっぱり伸びているとこ。

例えば市制になったとして、5万人をやはりはるかに超えて、まだ伸びていくと

いうようなとこがですね、いやこれはもうデメリットはないだろうという観点は、もう当然感想としてあると思うんですね。5万人を超えてそのまま人口が停滞してるとこは、人口だけは5万になって市制施行したけれども、非常に例えば福祉事務所あたりでは、生活保護あたりの事務のために、2、30人の職員を抱えたままになってるというような行政経費的なデメリットもあると思います。人口伸びていけば、当然税収も増えますので、その辺はデメリットとしては考えられないというようなこともあるようでございます。

今現在、その実例とか、調査もこれは現場のほうにですね、なかなか出向いていく、時間とお金もございませんので、今の段階ではインターネットあるいは電話等の調査で行っておりますが。

テーマを絞ってくれば、いずれ現場に行ってですね、生の声を聞いてくる必要も あろうかと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

市制塾でいろんな観点から検討されているというふうに聞きまして、実際に心強 く思っております。

そういう中で、先ほど申しました那珂川市なんかは比較的近くでございますんで、いろんな情報は取りやすいと思うし、那珂川市のほうでね、実際のメリット、デメリット。そこ辺が一番こうですね、分かりやすいと思いますし。また、滝沢市はちょっと遠ございますけども、インターネットとか電話でですね、向こうのほうのあそこは盛岡市のね、すぐ北西部で一体となってますんで、そこら辺の情報等もですね十分踏まえた上で検討をお願いしたいと思っております。

そこで、市制の実現に向けまして、今後の検討の方向性とかスケジュールについて、町長の考え方をお伺いいたします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

市制の施行、これはですね、やっぱり、住民の総意だろうと思いますね。

住民の方々が本当に市制をひいたほうがいいのか、いや、今のままで町のままで 静かな環境がいいという方もおられると思います。そういった意味では住民のアン ケート等を、その市制を施行した団体は行っておるようでございます。

住民の投票まではいってないのがほとんどでございます。住民アンケートをして おるようでございます。ちなみに、那珂川はですね、平成20年ごろに行った結果で は、住民が70%の方が賛成だと。市制をやってくれっていうような結果が出ておる と。市制を施行する直前では90%以上の方々が、市制については賛成だと。これは、 この那珂川市さんがですね、やはり、市政に移行するための、やはり民意の醸成を されたと思いますね。ですから情報発信、あるいはそのいろんなシンポジウム等も 含めてですね、市制をアピールした結果で住民の総意が得られたと。

冒頭、議員がおっしゃったように、その市制を施行するっていう決定をですね、 最終的には、最終的に行うのは、町議会の議決。そして知事への申請を経て、県議 会の議決、最終的には総務大臣へ提出届け出をして官報で告示というふうになりま して、およそ、その間2年間の期限が必要でございます。ですから、遡りますと国 勢調査を5万人を超えた段階から2年間っていうことですので、最短で8年後とい うふうになろうかと思いますが、その間でですね、その国勢調査の前に住民の意向 調査を行って、やはり、民意を酌み取る必要があろうかと思っております。

私は、市制を目標にするというのは今の段階ではですね、差し控えたい。あくまで市制を施行してもいいぐらいの足腰、基礎体力づくりをするべき今段階だろうと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

確かにおっしゃるように、まだですね、市制施行につきましてはですね、足腰まだいろいろ鍛える必要がありますし、そのための準備期間だと思っております。その間ですね、まず住民への町民への情報提供ですか、情報提供していただいてから、住民の総意に基づきましてから、そういう方向づけをやっていただきたいというふうに考えております。

次は、2番目の商工業の振興と企業の誘致に関する質問でございます。

粕屋町の産業の置かれている状況を把握するため、昨年9月にはですね、農業振興について質問いたしました。この10年で農家戸数は11.6%減の374戸、農家人口は25%減の1,070人、農業の産出額は32%減の3億8千万との答弁があり、非常に寂しい思いをしたところでございます。しかしながら、粕屋町が緑豊かで暮らしやすいまちであり続けるためにも、やはり、農地を守っていくことが大事だろうというふうに考えております。そのためには集落で、集落営農組織で、農地を守っていくことが不可欠であります。そのためには、町の支援が今後とも必要であると考えますので、よろしくお願いします。

さて、今回は、町の賑わいや活力を創出する、商工業の振興について質問いたします。

今回、粕屋町の特色を生かした何か地域活性化策を検討する上で、主要な産業はなんでしょうか。そこで質問ですけども、粕屋町の全産業の中で、従業者数、年間販売、生産額の面から、大きなウエートを占めているものは何かお尋ねします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

詳細は、所管のほうからお答えします。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

それでは、案浦議員のご質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。 商工業関係の従業員数などのご質問ですが、平成28年度に実施されました経済センサス活動調査結果、こちらをもとにですね、答弁させていただきたいと思いますが、商工業に関するものは、事業所の合計がですね、1,578箇所となっております。 産業分類で多い順で言いますとですね、卸売業小売業が550、次いで運輸業・郵 便業がですね、150箇所。建設業がですね、135箇所。飲食サービス業が124箇所。 製造業が121箇所。生活関連サービス業・娯楽業の108箇所。以降はですね、2桁の事業所数となっております。従業員数で言いますと、卸売業・小売業の5,454人、運輸業・郵便業が3,931人。製造業がですね、2,950人。医療福祉が1,949人。建設業が1,140人。飲食サービス業が1,138人となっております。売り上げ金額順で言いますと、卸売業・小売業が1,016億7,500万円、製造業が564億700万円、運輸業・郵便業が230億100万円、生活関連サービス業・娯楽業が195億8,700万円、建設業が163億3,600万円となっております。

以上が、町の商工業に関するデータとなっております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

いろいろ上げてもらってありがとうございます。ここでですね、やはり粕屋町は やっぱり、倉庫、流通倉庫とか多い関係でですね、卸・小売業というのが多いと思 います。特に卸売業はですね、そういう流通倉庫の関係で多いことかと思います。 そういう特にそれで、粕屋町の特に地場の商工業は小規模経営が多く、経営も厳し いものがあると思いますけども。

それで、これらの企業、中小企業に対しましてから粕屋町としては、どのような 施策を講じておられるのかお尋ねいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

町からの中小企業支援策といたしましては、商工会及び、先ほども太田議員のと きに出ましたが商工活性化、こちらのほうの委員会に対するですね、補助等を行っ ております。

一つはですね、プレミアム付商品券事業。それから中小企業のですね、融資保証制度。これは保証料に対する補助を行っております。あと中小企業融資の預託金ですね、これの貸付等も行っております。あと、商工まつり等に対する補助、それから創業支援事業に対する補助、こういったもので支援を行っております。あと、町からの直接的な補助ではありませんが、平成24年から27年にかけてですね、粕屋商工会のほうでですね、ブランド化事業というようなことで、国等のですね、補助を受けられまして、約1,200万円ほどですね、活用しながらですね、地域力活用新事業、全国展開プロジェクト等を取組まれております。その際に、粕屋ブランドというようなことでですね、バラ、それからブロッコリー等を活用した製品の開発。それと開発された製品をですね、東京等でですね、展示等を行う。こういった事業に取組まれてきております。

一定の成果がありましたが、まだ粕屋町の知名度をですね、上げる地域ブランド 化が確立されるといったところまでは行われてない状況ですので、今後ですね、町 のほうも協力しながらですね、取組んでいきたいというふうに思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

ありがとうございました。詳しくありがとうございました。私も県がなかなか情報なくって、県が発行している福岡県の商業という統計書を見まして、粕屋町26年度の粕屋町の状況を見ますと、先ほど申されたように卸小売業の合計が事業所数364名、従業員者数が4,095人、年間販売額は2,353億3千万ということで、郡内7町で見ますと1番多ございます。そしてまた小売業につきましてはですね、特に、志免町に次いで2番目でございます。町には大型商業施設がありますが、特に小売業につきましてはですね、地元住民の生活に密着しており、地域に活気をもたらすものと思われます。

昨年9月の議会だよりが150号を迎えましたところから、議会であれば、昭和 50年代に発刊されたということで、その50年代の写真をいろいろ取り寄せて、それ と現在比較をしたわけでございますけども、この写真を見てたら、編集広報の特別 委員会の委員一同、やっぱり旧201号線沿いの商店街の活気がだいぶね、失いつつ あるなというふうな、そういう感想でございました。

本年度補正予算としてプレミアム付商品券の発行で、予算が2億6,600万円余りですね、提案されております。これは、消費税対策として一時的な効果があると思いますが、やはりもっと継続的で多様な施策が必要ではないでしょうか。

そこで、ある人に聞きましたところ、志免町ではですね、消防団員の確保と絡めて商工会加入の店で消防団員は10%の割引を受けられるように検討されてるっていうことでございます。これも一つの振興策かもしれません。

やっぱり先ほどから聞きますとですね、町の振興策はすべて商工会補助ということで、何か町の主体性とか商工会頼み的な感じの印象が受けまして、町のやっぱそういう姿勢というのはなかなか見えてきません。それからもっとやっぱり町民に寄り添った、楽しい粕屋町らしい振興策を考えてほしいと思っております。

幸いですね、例えば一例として例えば旧役場、庁舎跡地ですか。あそこも今後どう活用するかっていうことなんですけども。例えば昼間平日はですね、駅や商店街を利用する駐車場として、商店街を利用される方は、1時間無料券を発行して。そうやって例えば日曜日にはですね、地元の特産品とかそういう地元のそういう食べ物を売るマルシェ、市場ですか。その開設の場として活用してから、あそこに少し町の賑わいを創出するなど、町民の皆さまからいろんなアイデアを出してもらってですね。やっぱり活性化策を考えたらどうかというふうに考えております。また、粕屋町にはですね、JR駅が6つもあります。しかしながら、駅前にはあまり賑わいが感じられません。

現在、区画整理をやっております酒殿駅前についてはですね、区画整理によって から、小規模な駅前商店街ができるかもしれない。その予定でございます。原町駅 前は店はあるものの、ちょっと寂しい気がいたします。

粕屋町はコンパクトシティーをめざす粕屋町として、確かにこの先ほどの太田議員のあれもあったんですけど、やっぱコンパクトシティーでやっぱり身近なところで買物とかいろんな用がたせるという、コンパクトシティーっていう考え方が粕屋町の都市計画マスタープランの中にもあります。そういうコンパクトシティーを目指す粕屋町として、現在、都市計画マスタープランの中間見直し。10年間の計画の10年のちょうど中間の見直しを行っているわけですけど、先ほど太田議員がちょっと言われましたけども、再開発の手法なども検討の余地はないんでしょうか。もう、まぁ少しは考えてほしいと思ってます。

そこで質問ですけども、町内にある商店街の活性化に向けた取組みについてどの ように考えておられるのかお尋ねいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

商工会頼みではだめだと非常に厳しいご意見なんですが、粕屋町のこの今の企業 の形態を言いますと、正にその運輸とか卸、そういった企業非常に多ございます。

町に貢献していただいてるのを、そういった費用、当然売り上げが多ければ税収も多ございますし、償却資産を含めた固定資産税も非常に納めていただいております。そういった意味ではそれを住民サービスに還元して、個人個人の住民の方々にその恩恵をいただいてるのは確かに企業の方々でございますが、町の賑わいというのは、そういった大きな企業だけではなくて、やはり身近な商店が昔のですね、今じゃシャッター通りと言いますけども、やはりアーケード含めた身近な商店街が賑わいを持ってるのは、非常に住民にとって、この町が活性化してるなというような実感を捉えられると思います。

そういう側面で言いますとですね、町ができるのは何か。直接的なもちろんその商店さんに補助金出すわけにいきませんので、やはりその売上に協力したいという意味ではですね、販売チャンネルを増やす意味で、ふるさと納税、これあの大阪、関西の泉佐野市が非常に問題になって佐賀のみやき町もそうですが、やはり、原点に返ってですね、地元の物を地元の自治体が売るんだと営業マンとして、全国的に売り出すんだということに原点回帰をしたいということで、今年度ですね、私自身も直接商店さんのほうに出向いたり電話したりして、新しい商品のほうの提供も受けております。

なかなか個人ではですね、経費もかかりますから、その販売チャンネルは増やすことができません。ですから、町としても、楽天あるいはふるさと納税を企画をしていただいてる業者とも契約をしながら、地元の商品商店を全国的に売れるようなことを今後も拡大していって、何もああいったふうなことをですねしなくても、粕屋町が自動的に、粕屋町の商工業が潤うようなことも考えていきたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

そうですね。ふるさと納税ありますけど、私はそういう産品のこともありますし、 商店街としての活性化ですかね。

やっぱり、こう町の賑わいということで、例えばですね、原町商店街とかね。原 町駅前商店街とかね、長者原駅前商店街とか。そういう、駅に近いところの商店街 としての町の活性化がですね、図れんだろうかっていう。そのためにですね、いろいろ都市計画マスタープランの中でその中で位置づけして、こういうとこはこういうところを誘導する地区とか考えてですね、そういうふうな条件整備ですか、ができないだろうかということも踏まえて、ちょっとご質問したわけですけど。

確かにですね、さっき町長の話ありましたように、粕屋町の統計で見ますとやはり、工業部分でもやっぱり食料品関係は結構13事業所、従業員者数1,088人ということでですね、多いのが目を引きます。

それで町長はさっきおっしゃったように、ふるさと納税のやってからですね、の増加を図りたいということで、そういうことで食品関連の例えば企業の連携コラボレーションによる、新たな食品・商品開発ということで、町として支援することはできないのかっていうことをお聞きしたいと思います。これにつきましては例えばですね、そういうよく異業種交流とか。同じですね、産業の部分で食品産業集まってから、そういういろいろ交流会とか情報交換する中で、これとこれとね、お宅とうちとでこういう組んでからこうゆう産品をね、出しましょうとか。

そういうことを町としてですね、そういう場を設定するなり、することによって そういう新商品開発の支援とか、そういうことができないのかっていうことで考え てますけども。

これにつきまして町長のお考えを。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

ご意見ありがとうございます。町のですね、様々な企業、今ある企業だけではなくて、今から起こすようですね、起業される方も含めた、そういった異業種交流の場を必要であろうと私も思っております。

今後それは検討してまいりたいと思いますが、それとともにですね、今あるその それぞれの商店あるいはお店の売り物になるようなものをですね、やはりマルシェ という形で提供できるような、そういった場をつくり上げたいと思っております。

これは先ほどの質問の中でもありましたが、粕屋町の町民が一番シンボライズに 考えているのは、駕与丁公園と。この駕与丁公園がそういった意味でもですね、活 用できるような場に持っていきたいなと私は思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

それでは次ですね、町長は将来の財源対策として、企業誘致をですね考えておら

れるようでございますけども、企業誘致するとなればですね、そのためのいろんな 条件整備が必要と思われます。

そこで町長はどのような企業を誘致したいのか、どの地域に誘致したいのかお尋ねしたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

誘致といいますか、当然粕屋町は非常に交通至便であり、様々な有利な立地条件 の中で、様々な企業の方から企業進出についてはお話は常日頃からございます。

ただ場所、そして時間的なものも含めてですね、立ち消えになったようなものも、本当、残念ながらございますが、この企業進出については、公共インフラの道路インフラを含め、上下水道インフラも含めてですね、そういった側面で支援していきたいと。これはもう3月議会でも申し上げているところでございます。

業種で言いますと、確かにその水の関係で食品関係の立地。これも大変魅力があると申し上げているところでございますが、食品関係に限らずですね、様々な業種でも、その業種にあった立地条件を検討することは、粕屋町では可能であると思います。というのは大規模な空地がいまだにあると。これは先人の方々が、農地農用のための空地も残していただいております。

粕屋町が空港に隣接し、また地下鉄の話もあるような立地条件でございますので、 そういった空地を利用した大規模な開発を今後ですね、そういったお話があれば支援していきたいし、今現在も3箇所程度は、そういったお話を聞いております。

その中で、企業の方々の要望も聞きながら、できる限りの支援をして粕屋町の税収を、今後ともサスティナブルといいますか、もう持続可能な限りですね、右肩上がりになるように、考えていきたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

また誘致に当たってはですね、当然のことながら、どこのね、市町村もいろいろ 企業誘致っていろんな優遇措置等を講じておりますけど、これも検討の必要があろ うかと思いますが。

それで、今後こういう形で具体的になってきた場合ですね、どこの部署でこういうこと企業誘致等とか、その優遇措置とか、そこらへんはどこの部署でね、検討することになるかがちょっと私もちょっと分かりませんので。

こういうこと、案件につきましてはどこが担当をすることになるんでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

お陰さまをもちまして、粕屋町も部制の復活ができました。

それぞれの所管の農業関連、今言いましたように、農業的な空地もございます。 そして、都市計画、当然都市計画の将来像もありますので、そしてまた道路関係の こともございますので、やはり都市政策部が大きな所管となって、このプロジェク トも進めてまいりたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

分かりました。次には、3番目の粕屋町の広報・広聴機能の充実に関する質問で ございます。

本年度はですね、ホームページのリニューアルによりましてから、粕屋町の町民に知らせるいわゆる広報機能について、大幅に改善されると思います。しかしながら、町民から聞く広聴機能についてはまだまだ不十分でございます。そこで、今後ホームページの事由に合わせて、ホームページに、例えば多度市みたいにアンケート機能。多分、検討されておると思いますけども、それを持たせるなどしてから、もっと住民から、町民からのですね、意見を聴くような仕組みを設けてほしいと。

そこで、期待しておりますのは、町長が就任のときに言われてました地域に、ま ちに飛び出せ公務員という言葉に、職員がどれだけ応えてくれるかであります。

そこで質問ですけども、町長就任後このスローガンのもと、職員にどのような指導を行われたのか、またその成果が出ているのかお尋ねいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

就任以来ですね、まちに飛び出せ公務員、地域に飛び出せ公務員、という私もスローガンをですね、多分職員は、非常に耳障りに最近なってるんじゃなかろうかと思うぐらい言っております。

私が呼びかけをしまして、ほぼりか月ぐらいですね。この間言ってきましたが、 じゃあ今の実態はどうなのかというのをですね、たった今。ただ今、アンケートを 職員のほうに回して、その調査をしておるところでございます。期限が来てません ので、当然集計もしておりませんが、粕屋町の職員の実態を把握し、そして足らな い部分があればこれは補うように、私も助言をしてまいりたいと思います。 職員がやはり外に出て、外の方々と同じ時間・空間を共有して、様々な情報を取り入れると同時に、粕屋町の情報を伝えるという非常に重要な機会を職員が今、逃がしてる状況と思います。

これはそういうふうな機会をとらえてですね、今後、粕屋町が活発になるように するために必要であると私は思っておりますので、これは推進してまいりたいと思 います。

◎議長(鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

これは関連してですね、昔福岡市のほうで地区担当課長制というのがあったんですよ。小学校区ごとに、課長がですね、どこどこ校区をもって、その方がその校区については全てのですね、いろんな要望聴いたり、相談乗ったりする、そういう仕組みがございまして。それがしばらくして、それが地元の意見の吸い上げなりね、地元に対する市の考え方の伝達とか、それに大変役立ったことがあります。

これは、現在やってるかどうか分かりませんけども、そういうことによってからですね、これ確か山崎市長時代だったと思いますけど、そういうこともやったことによってやっぱり地域の意見をできるだけ吸い上げろうというような時期もございました。それも一つの手法としてあるかなという気がいたします。

現在町では出前講座などですね、地域に出向く事業ありますけども、やはりこれも出前講座もですね、地域からそういうリクエスト、要望がなければですね、出向かないわけで。またテーマについてもですね、やっぱ偏ったテーマが多いような傾向であります。ほかのそういうことで、広聴事業として他の自治体の例といたしまして、あまり福岡市の例ばっかり言って、ちょっと恐縮なんですけども、一応例として挙げさしてもらいます。

例えば福岡市では、公聴事業ですね。個別広聴、集会広聴、調査広聴、この三つに分けて事業を実施してまして、個別広聴では、市民相談とか。またハガキやホームページのそういう専用ホーム。要するに、アンケート機能によって基づいてからですね、そういう要望等を書き込んで、市政への提案とかを提するとか。またそういう寄せられた市民の声を公表、市政だより等で公表し、また集会広聴としてですね、昔はこんにちは市長っていうことで市長がずらっとね、全部で7区ありましてから、7区の公民館ですか。今年度は東区はどっかの公民館行って、ずうっとっていうことでも回っとったんですけど、今はそういうこんにちは市長は、こんにちは区長なんて。区長さんがですね、それぞれの区のですね、校区に行ってから、そういう市民との意見交換とか行ってます。

逆に市長はなんするかといいますとですね、市長はですね、市長の出前講演会ということで、7区ありますけども、毎年どっかの公民館に行って、その年の当初予算の内容とか、主なね、今年度はこういうことについて重点的に取組みますとか。そういうことを市長自らがね、市長が公民館に行ってから説明して、そこで住民との意見交換をする。それをやってるようでございます。あと出前講座というのはね、粕屋町でやってますけど、そういう。そして調査広聴としては、市政に関する意識調査とかアンケート調査、これはもう粕屋町でもやったものと思います。そういうことをやっております。ですから、結構少し高島市長もそういう形でやっぱり毎年、各区の公民館に言って、そういうお話をしてあるっていうことでございます。

こういう中で、粕屋町において、粕屋町議会でもですね、年2回議会報告会を行っておりまして、予算決算の説明とか、身近なテーマについて町民との意見交換を実施しております。しかしながら、議会としての取組みについては、限界があると思います。例えば予算決算に関する質問に対しまして、責任持った回答はできないっていうことですね。それとかいろんな意見要望が出てきますけども、それはもうやはり持ち帰って、執行部に確認してからしか回答できない。で、持ち帰って、後で回答しますということで、タイムリーな回答ができない。こういう課題が残っているところでございます。ですから、議会としてはもう少し大きなテーマでですね、やってはどうかと、私個人的には思っておりますけども。そういう状況にあります。そこで質問ですけども、例えば町長自らがですね、実際例えば地域に出向き、町の主な今年度の取組みを説明してから、町民の意見や要望を聴く。例えば、こんにちは町長です、とか的な事業を実施してはいかがでしょうか。

町長の考えをお伺いいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

住民の方々と膝を交えてですね、意見交換。これは要望を聴くだけじゃなくて、 我々の今から先やりたいことの説明もするという意味では、その意見交換というの は非常に大事と思います。

従来ですね、これは私が職員時代にも各区のほうにお申し出をして、そういう場を設定してくださいというふうにやってた時代は結構あってました。やはり一月に1回ぐらい出るようなこともございましたが、最近ではですね、区長さん含めて、区の役員の方々のご苦労があるかと思いますが、なかなか手を挙げられない。呼びかけても、あんまりないというふうなことがございますが。

やはり、内容といいましょうかね。やり方についてもうちょっと気楽にですね、

形式的な、のたまうような講義形式でなくてですね。お互いに意見を自由フリートークでできるような、コーヒーでも飲みながら、お茶でも飲みながらできるような場が、やはりこのコンパクトシティ粕屋についてはあってるんじゃなかろうかと。大都市福岡市みたいに大きな公会堂でやるんじゃなくてですね。膝詰めの、そういったカフェ方式のこともですね、やってみる必要があろうと思います。事実、その数年前は、マスタープランをつくるときにですね、そういったことで、町内の3、4箇所でしょうか、そういったこともありました。活発な意見が出ております。

当然、来られる方はもう行政に関心のある方、まちづくりに関心のある方、そして、子育でに関心のある方、個別的な興味もあるっていうことで非常に積極的にご参加をいただいております。

そういったこともですね、今後、私もやりたいなと思っておるところです。

◎議長(鞭馬直澄君)

案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

確かにそうです。やはりこう各区でね、公民館に行くといってもね、区長さんに言ったら、やっぱり人集めせないかんとか、いろいろあってね。なかなか断られるケースもあって難しいと思いますけども、そういうふうに地元の区のほうにあんまり負担かけない形でですね、やっぱりそういう今後先ほど言いました市への昇格の問題もありますし、そういうこと等も踏まえましてですね、やっぱり町長には、町民の方とそういう意見交換する場がですね、必要ではなかろうかということで、前向きにとらえていただいてから、そういう場ができることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

(3番 案浦兼敏君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

これにて本日予定いたしておりました一般質問を終結いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆さまにお知らせをいたします。

議会運営委員会における協議結果によりまして、本日のは4名をもって終了いたします。なお、明日11日火曜日及びあさって12日水曜日にも、各4名の一般質問を実施いたします。時間のご都合がつきますれば、明日、あさっても引き続き、お越しいただきますよう御案内申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時6分)

令和元年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(一般質問)

令和元年6月11日(火)

令和元年第2回粕屋町議会定例会会議録(第3号)

令和元年6月11日(火) 午前9時30分開議 於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- 1番 議席番号 1番 末 若 憲 治 議員
- 2番 議席番号 7番 川 口 晃 議員
- 3番 議席番号 13番 木 村 優 子 議員
- 4番 議席番号 9番 福 永 善 之 議員

2. 出席議員(15名)

1番 末 若 憲 治 9番 福 永 善 之

2番 井 上 正 宏 10番 久 我 純 治

3番 案 浦 兼 敏 11番 本 田 芳 枝

4番 安 藤 和 寿 12番 八 尋 源 治

5番 中 野 敏 郎 13番 木 村 優 子

6番 太 田 健 策 14番 山 脇 秀 隆

7番 川 口 晃 16番 鞭 馬 直 澄

3. 欠席議員(1名)

15番 小 池 弘 基

8番 田川正治

4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(23名)

町 長箱田 彰 副町長 吉武信一

教 育 長 西 村 久 朝 総 務 部 長 山 野 勝 寛

都市政策部長 山 本 浩 住民福祉部長 中小原 浩 臣

総務課長 堺 哲弘 経営政策課長 今泉真次

税務課長 中原一雄 協働のまちづくり課長 豊福 健 司 新宅信久 社会教育課長 都市計画課長 田代久嗣 道路環境整備課長 安松茂久 総合窓口課長 香奈子 渋 田 介護福祉課長 石川 弘一 会計課長 藤川真美

収納課長 臼 井 賢太郎 川良一 学校教育課長 早 村 健 二 給食センター所長 吉 八 尋 哲 男 地域振興課長 上下水道課長 松 本 義 隆 子ども未来課長 神近秀敏 健康づくり課長 古 賀 みづほ

(開議 午前9時30分)

◎議長 (鞭馬直澄君)

改めまして、おはようございます。

本日、議席番号15番小池弘基議員から、所用のため欠席届が提出されております。 ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今か ら本日の会議を開きます。

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今から、一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に。また、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるように声に出して挙手 されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号1番、末若憲治議員。

(1番 末若憲治君 登壇)

◎1番(末若憲治君)

改めまして、おはようございます。議席番号1番、末若憲治です。

本日は大きく三つに分けて、災害対策について、それから学童保育の待機児童解消に向けた取組みについて、児童虐待防止に向けた取組みについての3点の質問をさせていただきます。それでは、早速、通告書に従って質問をしてまいります。

まず、防災対策から減災対策へということで、今回もう配っていただいている粕 屋町の防災マップにも、減災対策は住民の皆さんが主役ですということで、既にも う減災の取組みをされていただいてますが、まだまだその防災という言葉のほうが 私としては目立ってるような気がしてますが。

減災について、現状粕屋町はどういうふうに考えていらっしゃるか。また、今現 状、減災に対して取組んでいらっしゃることがあれば教えていただければと思いま す。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

ハード面、そしてソフト面の両面からのご質問ですので、まずハード面からお答えしたいと思います。

最近ですね、激甚化する災害、非常に多くなっております。施設性能のそれぞれ

の向上を図り被害を防ぐことができなくても、できる限り軽減すると、被災を軽減 するっていう施設等の整備、そういう方針で行っておりますが。

主なものとしまして、町内の小・中学校について、平成19年度から順次耐震診断を行い、平成24年度までに耐震補強工事を終了し、児童生徒の安全確保と災害時の避難場所。避難場所としての利用に備えております。また一方は町内を流れる河川についてでございますが、私は今議会の冒頭にお話ししましたように、須恵川に危機管理型の監視機能を備えた装置も設置をされています。そういった河川を流れる監視体制管理体制もこれは随時県と協議を行いながら、その河川に対する減災防災については、対応を図っていきたいと思っております。

なお、直面する問題としましては、やはり河川の浚渫、これが多々良川須恵川どちらもですね、非常に喫緊の課題だという認識をしておりますので、これにつきましても、精力的に県のほうと協議を重ねてまいりたいと思っております。また、内水面。池そして水路の関係でございますが、これは適宜改修を行い、水害を未然に防ぐ対策をとっておるところでございます。

一方、ソフト面につきましては、これは自分の命は自分で守る。それを基本に広報紙やホームページでの啓発、そして行政区単位での自主防災組織の育成組織化、これを行い、防災講座、避難訓練を積極的に働きかけて自助、共助意識の向上と日頃からの備え、知識をそれぞれの住民の方が習得し、防災減災対策に努めていただくように啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

そうですね、やっぱりその防災という大きなかたちではなく、やっぱりどれだけ その被害を抑えられるかということは、今から大事になってくると思いますので、 引き続きまたお願いしたいのと。

今、言われていただいたその須恵川のカメラの件。その場所とかですね、私がちょっと気になってるのは、その鉄砲水といいますか、バァーっと水が出てきたら、やっぱりその上流の段階である程度その水が増える前に情報キャッチすることも必要かと思うんですけど。

例えば1箇所ではなく何箇所かとか、そういったのが詳細が分かれば教えていた だきたいんですけど。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

○議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

今回設置されてるのはですね、扇橋の中央部の下流側に設置されています。

基本ですね、橋梁にですね、添架する場合というのはですね、水害等の可能性がありますんで、添架物っていうのは基本的には全部下流側につけるようになってますから、今回も下流側のほうで設置されております。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

では須恵川も多々良川も、多々良川は雨水橋のほうだったですかね。だからその 上流とかでは、まだそういうカメラとかついてないという感じですかね。

例えば町を例えば須恵とか、須恵町とかほかの町でも構いませんけど。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

雨水の場合はですね、左岸側のほうにカメラが、右岸側のほうにカメラのほうが 設置されておりまして、そちらで監視しながら、高さを確認するということになっ ております。河川のですね、ほかの定点の観測位置っていうのはちょっと今、こち らのほうで把握しておりませんので。あと、水害があっておりましたので宇美川あ たりはですね、志免の町域の中でカメラは設置されております。

あと情報としてはですね、上流にダムがあるところについてはダムのですね、貯留のかさとかですね、ダム付近での雨量の状況とか、そういったものがですね、県のほうの防災のほうのホームページのほうで随時確認できるような体制はとられております。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

はい。茨城だったですかね、鬼怒川なんかは氾濫したところはさほど雨が降ってなかったけど上流の雨でということもあるんで、ちょっと質問をさせていただきました。

あと川の浚渫等もそうなんですけど、どうしても須恵川なんかはカーブが結構あるので、水がこう横の斜面といいますか、土手っていうんですかね。にもなんか結構影響が出るんじゃないかなと、私も消防団をして川見てて、そこら辺が崩れたりとかっていうこともちょっと思ってたんですけど、そういったその浚渫以外に土手

の工事とかっていう計画は特にはないでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

正にご指摘のとおりですね、河川は真っすぐだったらもう直その水流が下流のほうに流れるんですが、やはりカーブをしてるような河川だとそのカーブの地点で、どうしても水位が高くなる。

極端に言いますと、水量が多いとですね、水そのものが傾いたような形で流れていく。当然例えば、右側に曲がってたら左岸側のところについて、土手が、堤防が決壊したりっていう恐れがあります。河川の堤防につきましてはですね、これは町の職員も見回ったりしてますが、県の職員が、これは随時確認をしております。大雨のときには、もう大体危ないところが分かるからですね、それは重点的に監視をしている状況でございます。

それと先ほど議員がご質問された、カメラ等のですね、監視装置。これは県としてもですね、やはり不備なところはやっぱり多かったんじゃなかろうかということで、なるべく軽微な金額でできるように電源を伴わない24時間型といいますかね、太陽光発電で発信できるような、情報発信できるような、そういった装置を今回も10箇所ぐらいだったんですかね、県内につけておるようでございます。粕屋町にはですね、今、部長が山本部長が言いましたように、多々良川の雨水橋。そして今回の須恵川の扇橋の2点しかございません。

ただ、今回その須恵川についたことは非常に大きな前進だったと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

私も本当にその須恵川が大雨のときは、ずっと目視で推移を確認してたんで、す ごく助かると思います。

私が一般質問の通告書を出したときにはまだちょっと配付されてなかったので、 作成状況はということになってますが。ハザードマップですね、もうこちら新しく でき上がったやつ、しっかり拝見させていただきましたが。

もう一応全て、全戸配布が終わってるというような形で認識してよろしいでしょ うか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

所管部長のほうに答えさせます。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

ハザードマップの作成状況についてでございますけれども、浸水域の見直しに伴いまして、ハザードマップにつきましては今月、すみません先月ですね、先月下旬に組合長さんを通じまして、6月中旬までには各戸の配布が完了する予定にしております。

また、今回のハザードマップは、粕屋町全域のものでございます。これを後にですね、今度は詳細の部分。今、現行で校区別につくっているものを配布しておりますが、そういう形で小学校区別にですね、また新たに少し詳細のところまで載せたものをですね、作成しまして、早めに作成後はですね、全戸配布するように今計画をして準備を進めているところでございます。

以上でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

はい。今も配っていただいて、私も組合長を今させていただいてるんですけど、 今配布をもう終わってるような状況なんですけど。

すみません、委員会のときにもちょっと出たと思うんですけど、組合に入ってない方とかの家とかっていうのは、そのときも少し話題に出たんですけど、そういった対策はどういうふうに結局されたのかというのを。

◎議長(鞭馬直澄君)

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長(豊福健司君)

配布の際に広報紙と同様に、組合に入られてない方にも配布をできるだけお願い しますということで、組合長さんからお問い合わせ等があった場合につきましては、 お願いのほうをさせていただいております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

末若議員。

◎ 1番(末若憲治君)

そうですね、大事なやつなので、ぜひうまく活用を活用といいますか、全戸配布 していただければなと思います。

また、これを配ったような形でこのハザードマップ防災マップをもとに何かこう、

今後これを使って取組むこととか、取組むことを予定していることとかっていうの はありますでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

これ、少し次のご質問とも関連するかと思いますけれども、このハザードマップはですね、ご承知のとおり、27年に水防法が改正されまして、県が30年に改定されたことによって今回町も改定しております。

この見直しによってですね、以前指定避難場所、緊急避難場所等ですね、指定をしておりましたけれども、それあたりが変わってきております。それあたりも周知も含めてですね、今回、作成し、配布をしたところでございますけれども、公民館や小学校に避難できない方々の地域につきましてはですね、実際のそういう方々については、新しい避難場所としてですね、こういう避難場所がありますよというものをですね、広報等を通じて、これからも以前もやってますけれども、これからもこの防災マップを通じまして、周知をしていってお住まいの方々の日々の安全をですね、守っていきたいというふうに思っております。

また、この防災マップを含めてですね、自主防災組織の中でいろいろな訓練に使っていただければというふうな形で、またその使い方もですね、今後、区長さんも含めてですね、その会議等で、周知あるいはご指導していきたいというふうに考えております。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎ 1番(末若憲治君)

はい。実際配られても、どうしても、そのときは、見ているけど、結局家のどこにいったか分からなくなって、あまりこれが活用されないということになると、やっぱり私としても悲しいなと思ったので、ちょっとそういった質問をさせていただいたんですけれども。

次の今、ちょっとお話も出ておりましたけども、どうしてもその公民館や小学校が、この防災マップを見ると、避難場所になってないと、先ほども今言っていただいたとおり、もう3メートル未満のですね、浸水が可能性があるということでなってますけども、ずっとこの作成以来ですね委員会の中でもちょっと私も言わしていただいたんですけど、そうなると中央小学校だったり仲原小学校に避難をしてくださいっていうふうに、言われたと記憶してるんですけれども、やっぱりどうしてもその早め早めの避難っていうのはすごく大事なんですけど、その大雨の中で川がそ

うやって氾濫する可能性がある状況の中は川を渡って避難をしていくっていうのが、 非常にやっぱり危ないなというふうに私は感じてまして、自分の地域のところも入 ってましたので、地区の総会だったりとかで、そういった形で皆さんにお話はして きたんですけれども。

そのときに、民間の避難所だったりとかは載りますかって言ったときに、ちょっと私記憶がちょっと曖昧であれなんですけど、はっきり詳しい答えをいただいてなかったと思うんですが、今回イオン福岡東サティですかね、とミスターマックスの駐車場が載ってますけども、それも含めて、その対策といいますか、今後の計画とかもあれば教えてください。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

これは3番の民間との応援協定という形も含めてでよろしいございますでしょうか。

現在、議員さんも言われましたように、この中にはですね、旧サティ、イオン九州さんとか、ミスターマックスさんとか、大型施設とのですね、協定の中で、避難場所として協力いただいております。現在、民間業者の応援協定の締結の状況につきましてはですね、緊急避難場所や医療、飲料水並びに食料等の提供並びに燃料等のですね、給油とか重機等の提供なども含めた、公共施設公共機関、あるいは先ほど少しお話に出てきました大型商業施設等のですね、民間業者を合わせまして33の相手方、企業さん等々、などとですね、協定を締結しております。

そういうことでこの33の方々と一緒になってですね、町民の方の有事の際に、備 えた協力体制を現在備えているところでございます。

今後もですね、皆さんに協力していただけるような事業者さんを率先的にですね、 こちらからもアプローチをかけながらですね、協力体制を整っていきたいというふ うに考えております。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

ありがとうございます。3番、民間業者商業施設いや、ごめんなさい、コンビニエンスストアですね。商業施設、スーパー、ガソリンスタンドなどの応援協定の現状はというところの質問も合わせてお答えいただきましたけれども、私ちょっとホームページのほうで災害応援協定一覧というのをですね、1番最後に、なってるのは、平成27年11月11日分までしか多分ホームページのほうに載ってなかったかと思

うんですけども、その中では22協定を結ばれていらっしゃると思うんですけど、今 現状33ということですか。

一つ一つ言っていただくとまたお時間もあれなんですけど、私いろいろとちょっとその中で協定を結ばれてるのを見たら、どちらかというとこの災害を早く復旧させるための協定が多いのかなと思ってまして。

1番に私コンビニを入れてますけども、そういったその物資のほうの協定がちょっと少ないかなというふうにこの一覧、最初この22協定の中で見ると、そういうふうな感じを得たんですけども、考えられるその応援協定っていいますか、応援をいただく中でその食料だったり、飲料水の物資関係で、早急に災害から復興する、復旧するための、協定とかっていろいろあると思うんですけどもこの33種類の中で、大体のその内訳っていうか、そういうふうなものっていうのは、今現状お分かりになられます。ありますか、資料。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

それぞれの応援のですね、内容については分けるっていうことは非常にその困難です。というのは包括的な応援協定というのは今最近ではですね、やるんですね。

一時的にとにかく緊急避難する場所。例を言いますと、2階部分、屋根部分があるようなイオン九州さん。それこそ今議員がおっしゃられたサティ、そして今回、福岡イオンモールルクル昔ルクルと言ってましたけど、イオンモール福岡等もですね、2階以上の建物があって高台にあると。それもあります。そして同時にですね、そちらは物資の供給も包括的に協定を結んでおります。物資だけの供給は、例えば農協あたりはそれがございます。

またですね、これは最近の例なんですけども、災害発生時における福祉避難所、 この福祉的な避難所として酒殿区にあります、三活会が行ってます緑の里も最近で は、ちょっと違う例だろうと思います。

またですね、これが30年、去年の11月に結んでおりますが、医療の救急活動に係る協定、要するに優先的にですね、災害があって病気、けがとかされた場合には、 粕屋医師会のほうからのトリアージとか最近よく言いますけど、そういった派遣を ですね、即座にできるような体制を組んでもらっております。

いろんな面のでも、応援といいますか支援の協定を今後もですね、積極的に結んでまいりたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

新たにそういうふうな形でいろいろ増えているので、今状況変わって、私が持ってる資料とはちょっと状況変わってるんですね。

いろいろと充実した内容で、やっぱり協定を結んでいただいてるというふうに私 も今思いましたし、どうしても今自助、共助、自分で守る、ご近所さん助け合う、 で後、次が公助になるんですけど。やっぱりその公助もやっぱり限界があるという ふうに私はやっぱり考えるので、そういった民間の力を活用してですね、なるべく 協定を多く結ばれて、よりいい協定を結ばれてですね、災害時には役に立つといい なというふうに改めて思っております。

もう一つその民間業者のことなんですけども、大きな枠で例えば県で協定を結ばれてるセブンイレブンさんとか大きなところは、県で結ばれているところもあると思うんですけど、そういう店舗とかではもう結ばれずに県で結ばれてるんで、っていうののほうがやっぱ多いってことですかね、今お店ごとにそういう協定を結ぶっていうあんまりないんですかね。

そこだけちょっと。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

今、議員おっしゃいますように、福岡県が結んでいただいているところはですね、 私たちも関与市町村もですね、それに伴って応援協定を結んでるという形の認識で 検討も協議しております。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

もうその上で結んでいただいてるという、県で結んでいただいている、店舗では もうしない。店舗ではないということですね。分かりました。

それでは、次にまた先ほども出てますけれども、自主防災組織私の感覚で大変申しわけないんですが、一昨年とか、去年とか何か自主防災組織の熱がすごい高かったように感じて、今少し自主防災組織自体がどういう状況にあるのかなというふうにちょっと心配をして、心配といいますか、気にしておりまして。

今この30年度、自主防災組織の避難訓練などの活動状況並びにその31年になって からあったものも教えていただければと思いますが。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

ご質問、30年度の自主防災組織についてということで、少しお知らせをさせていただきます。

平成30年度でございますけれども、自主防災組織の訓練などの活動状況についてでございますけれども、五つの自主防災組織で訓練を避難訓練を計画しておりましたけれども、実際二つの自主防災組織の訓練時にですね、台風とか大雨とか、そういうことで残念ながら中止という形になっております。

30年度はですね、実際的には三つの自主防災組織の中で、訓練等のですね、実施という形になった運びでございます。そのほか、防災講座をそのときに実施しておりますので、今後はですね令和元年度もにおきましても現在のところ、三つの自主防災組織のほうからですね、申し込みがあって、訓練をしたいという形で申し出があっておりますので、その三つの組織にですね、全力をかけてご指導のほうをやって、地域住民の防災意識の高揚に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

自主防災組織が今24行政区中22行政区あるですよね。その中で三つ、ちょっとこう少ないようにちょっと私は感じるんですけど、なかなかその当然区長さんを初めとする区の役員の方がやっぱりこう動いていただくのに、なかなか町側からその、やってくれというふうにあまり言うのもどうなのかなと思うんですけど、実際この現状はどういうふうに思われてます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

今議会の冒頭にも私は言いましたが、自主防災組織をですね、組織するためだけ ではだめだと。

機能的にどういった活動、具体的にどういったルートで避難したり、どういった 救助ができるかっていう、具体的なその活動訓練はですね、やらないとその組織と してただつくってるだけ、形骸化する恐れがございますので、こういった防災訓練 をですね、どんどんやってくださいと、職員もどんどん積極的に支援しながらやっ ていくっていうお願いをですね、常々しております。せっかく計画をしておられた のに、その雨天とか台風とかというような自然の状況によりましてですね、中止に なったこともありますが、結果的には30年度は三つ。

ただ、本年度はですね、もう今既に三つの自主防災組織の避難訓練が予定されて

おりますので、今年度以降どんどんその訓練をされるように、私も区長さん並びに それぞれの地区の役員の方々には、お声かけをしていきたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎ 1番 (末若憲治君)

ありがとうございます。本当におっしゃるとおり、なかなか浸透していかないというかですね、やっぱり私もちょっと自分の地区に戻って住民の皆さんとお話してる中で、うちの地区も自主防災組織で避難訓練を一昨年ですかね、地震のほうで11月にやらせていただいたんですけど、そもそもその自主防災組織で避難訓練をしていることを知らないという地域の方もいらっしゃって、あまり地元のことをいうと怒られるちゃうとあれなんですけど、あ、これそんなぐらいしかまだ何て言うんですかね、浸透してないんだっていうふうに私は感じてちょっとびっくりしたんですけども、やっぱりこう、どうしてもいいことをやってるのになかなかこう、一部の方しか参加されないとか理解されないというのは非常にもったいないなというふうに思ってますので、どんどんこの自主防災組織をやっぱり22行政区があるということで、どんどんですねやっぱり活発に活動をしていただいて、もう本当に町民の皆さん、誰もが知ってるような形で自主防災組織がいいように行くといいなというふうに改めて思っております。

もう次の質問に移りますけども、その小学校校区。先ほどその防災マップを今度 は細かい形で小学校校区に分けてですね、お作りになられるということで、自主防 災組織も確かに地域で共助の部分で、すばらしい取組みであると思うんですけど、 やっぱり小学校に通われてる保護者の方とかは、やっぱり小学校を中心に何か考え たほうが、私としては、すんなり皆さんが入ってきやすい状況なのかなというふう なもありますので、そういった形で今度小学校校区の新しい校区のハザードマップ をつくられた際とかに検討されているのかっていうのをちょっと教えていただけれ ばと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

やはり防災はですね、いつどうなんのときもやってくるというふうな形で、自主 防災組織、訓練していただいておりますけれども、何回もしてですね、何かもう1 回じゃやっぱりだめなんですね。何回も何回もしていただいて、やっと皆さんも1 人でも多くの方が出席をしていただいてですね、訓練のことが身になってやっとで きるというふうに思っておりますので、議員おっしゃいます、小学校区などの訓練 ということですけれども、小学校区など、自主防災組織から一歩進んだ形の訓練ということなんですけれども、災害は先ほど申しましたように、まずは地域の公民館にやはり避難していただくということが前提で、自主防災組織の中でですね、訓練をしていただいております。

地域の方が地域の公民館にスムーズに避難することができるように、訓練をする ことが最優先というふうに考えております。

そういうことで全ての住民の方が地域の公民館にスムーズに避難するようになってきてですね、やっと小学校区単位でですね、訓練ができるような形になるのかなというふうな形で思っておりますので、そういうことも含めまして、自主防災組織の立ち上げ並びに訓練、そして組織強化を今の現段階ではですね、進めていって、議員言われるような、小学校区の単位ですね、早く、そういうふうな訓練ができるように、私どもも頑張っていきたいというふうに思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

ありがとうございます。先ほども言ったとおり、保護者の方とか、どちらかというという語弊があるかもしれないですけど、行政区よりも小学校の保護者の方とのつながりが強いように私も、感じているので、ぜひ早めの取組みをお願いいたします。

災害における質問の最後になりますが、以前私もちょっと質問をさせていただいたんですけども、実際やっぱり災害が起きたときのこの受援体制のやっぱ構築っていうのが非常に大事になってくるのかな。社会福祉協議会さんの福祉センターでの、やっぱりボランティアセンターといいますか、そういった形で開設されるようになるのかなというふうに私は思ってるんですけども、そういったそのマニュアルですね。すみませんガイダンスと書いてますけど、マニュアルみたいなことの作成予定また状況というのを教えていただければと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

非常にやっぱ災害時はですね、受援計画というようなボランティア等もですね引き受けるっていうことも非常に大切というふうに考えております。

この受援計画につきましては、昨年度、福岡県がですね、全体の受援計画を6月、 昨年度の6月だったと思います。策定をしております。それを受けて、各市町村も ですね、おのおのの市町村によって受援計画をつくるようにというふうな形になっ ておりますので、町においても、今現段階、その準備に取りかかっているというふ うなところでもございますので、もうしばらく待っていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

よろしくお願いします。では次の質問に、学童保育の待機の解消に向けた取組み についての質問に移っていきたいと思います。

前回の質問でもですね、少しこの学童のことについて、話させていただいたんですけれども、今現状西小学校のほうで2クラス80名の増員を今現在取組んでいただいているかと思うんですけれども、そのほかに待機児童解消に向けた取組み等あれば教えていただきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

末若議員のご質問にお答えいたします。

今現在ですね先ほど議員が言われましたようにですね、令和2年の3月に西小学校においてクラス数が3クラスから5クラスになります。それにおいて来年の4月から定員が80人増となる予定でございます。

それ以外でですね今現在、学童のほうでですね、児童に対する対策等はですね、 受け入れ数の拡大は、施設整備及び保育指導員の配置等を予算面や人材面の確保が 必要ですので、全ての学童保育所では早急な拡大を行うことが難しい状況ですので、 今現在はそのほかのことは、まだ計画というか考えてはおりません。

以上です。

◎議長 (鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

小学校も、私この小学校の運動会に行って、西小学校なんですけど、グランドが狭いなと思って。なかなか小学校の中でこれからまた学童をどんどん増やしていくっていうのは難しいのかなとかも、いろいろ考えながらも私も質問を考えてたんですけれども、そうなればやっぱり民間の活用とかですね、いろんな形でその学童に、今の現状の学童に代わるものといいますか、探していかないといけないんじゃないかなというふうに思いまして。

民間学童の、粕屋町の民間学童ありますよね、今の粕屋町の民間の学童の状況を

教えていただいてもよろしいですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

民間といいますとですね、町から委託料の支出を行って町の学童保育所の一つとして、運営してもらう場合とですね、あと民間独自のやり方で学童保育を開設する場合が考えられます。で、今は大川小学校がこれに当たるんですけれど、今ですね、確かに大川小学校は人気がありましてですね、結構待機児童数が増えております。それはやはり学童自体でですね、いろいろアイデア等をですね、踏んでやってあると思います。

それで、今ですね一応民間のほうのですね情報等をですね、一応今収集しているような段階でですね、以前ですね、民間からのですね、見積り等をとってですね、 委託料とかですね、あと民間独自のイベント等の情報をですね、今収集している最中でございます。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

では、今業務を委託しているのが一つ大川小学校、大川保育園のほうになる、委託してるという形になるんですけど、いやもう全くその民間のほうに関しては、今現状探してるというか、そういった形で今理解してよかったですか。

探してる、探しているというか調べているというか。

◎議長(鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

すみません。今のところはですね、現在の状況で運営はしていく予定ですが、将 来的にはですね、民間の情報等を収集して、それをまた活用していきたいと思って いるところでございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

民間の学童も調べてて、ちょっと福岡市と比べるのはちょっとあれですけども、 結構送り迎えもしていただいて、塾のようなのだったりとかいろいろ種類っていう か、何か形があるんだなというふうに私も思ってて、どうしてもやっぱりその小学 校内でできるのが一番いいのかもしれないですけれども、なかなかそれは厳しい状況にあるのであれば、やっぱりその次の手というか、次の矢を打っていかないといけないのかなというふうに、思いますので、できればその民間の学童のところがですね、粕屋町のほうに入ってきていただけるとありがたいなというふうに、思っております。なかなかですね、その民間の学童も実際、町がどういうふうにやっていくのかっていうのは難しいと思うんですけど、一応その粕屋町の放課後児童健全育成事業になるんですかね。

その中で民間の学童のほうも別に参入されるというか、やつもこれに入ってるっていう感じになるんですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

放課後児童支援クラブとかですね、今おっしゃった内容、それから学童、言葉は 違いますけど、粕屋町では学童保育っていう言葉使っております。

それから、送り迎えはこれは条件ですので、送りはいりませんよね、学校からそのままいきますから。迎えは来ていただくというような条件でございます。今、ちょっとおっしゃってましたようにほかのところにですね、民間の方が学童つくった場合の送り迎えってなると、送れるということは親が動けるっていうことになりますので、これは基本的にあり得ないと思いますので、学校の中にやはりつくっていく。やっぱり子供の安全面から考えるとですね。だから、民間がですね、例えば学校外にそういった施設を建てて、そこで学童預かりますよってなったときと、通学路の安全面といいますか。これの確保はやっぱ最優先になるかと思います。

今、学童のほうもですね、親のほうからよく言われてるのは、もう迎えも勘弁してくれと。子ども自分で帰って来きりますからというような話もちょっとあるんですよ。しかしそれは審査項目の大事な部分になりますので、これは迎えに来てもらわないと、やはり、5時、6時の時間帯、子どもの安全というのを何をおいても最優先は安全面になりますので、そこは譲れない部分になります。それと1点だけちょっと追加させていただきますと、私立の保育園保育所っていうのかな、それから認定外の保育こども園あたりのですね、卒園者については預かるところもありますので、ここを民間ととらえれば民間なのかもしれません。

なので大川保育園に隣接してる学童だけではなくてですね、そういったのもありますので、人数的に少のうございますけど、そこも預かっていただいているのをちょっとつけ加えたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎ 1番 (末若憲治君)

ごめんなさい、私の説明が多分足りなかったんだと思うんですけど、親御さんがというか、その民間業者が学校まで多分迎えに来ていただいて、学童連れて行ってるような民間の業者が多分あるような感じで、私もちょっとネット情報なんですけど、送迎っていうのはそういう業者さんがという意味でした。

やはりですねその小学校につくるのが、原則というのはそちらのほうがいいということで、当然それが、私も一番安全で通学例えば移動中の事故とかもないしっていうのが一番あると思うんですけど、今、すみません、現状空き教室はまだどこも使ってないんですか。

普通の学校の授業をやってる教室を使わずに、学童の教室でやってるっていうということで良かったですかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

はい、そのとおりでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

私もその学童保育のいろいろ調べたら、やっぱりそのこれはあくまでこれ、厚生 労働省が出しているやつだったかな。空き教室を20全体のですね、28.5%が余裕教 室っていうのを使ってることです。

これはもう、全然学校授業があってない、余裕教室の空き教室ということですかね。もう子どもたちが少なくなってるから、教室空いてるんでそこを使ってるということですかね。

◎議長 (鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

議員の今おっしゃってるとおりだろうと思います。今の全国的に少子化になってますので、学校の統廃合、それから空き教室がかなりあるということでの有効活用としてですね、この学童の件は、そういったものをどんどん発信されてます。

ただ粕屋町においては、御存じのとおり小中学校も空き教室が今ないぐらい、少 人数指導ができないぐらいですね、もう本当に今教室が足りません。

そういった中で学童にそれを使わせるっていう、その余裕は皆無でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

なのでやっぱり私もそれぞれの教室を使うといろいろ盗難の問題だったり、先生たちも大変だろうというのがあったので、新しい施設を建てるのが厳しくなってきてるんで、やっぱり民間業者などを活用していくのがやっぱりいいんじゃないかなというふうなことでこの、2番目の項目の質問をさせていただいたんですけれども。あとその民間なんでですね、なかなか町がどこまで携わっていけるのかっていうのもあったので、次は私は考えてるのは、寺子屋事業などいろいろ既にやってらっしゃる事業、事業をやっぱり進化した形で学童としてのやっぱり役割を担えないかということで、次の3番の質問をさせていただいたんですけど。

私ここに書いてますけども、そもそも寺子事業というのが学童に代わるものとは 思ってませんけども、そこら辺のちょっと考え方という説明をいただければ助かり ます。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

学童についてはですね、以前、ここでお話ししたかと思うんですけど、公民館の ほうで活用できないかっていう区長さん方にも相談したことがあります。

で、学校があってる期間、いわゆる月曜日から金曜までの平日の放課後、それから土曜日も学童やっております。それから長期休養中、いわゆる夏休みもやっております、学童をですね。これを公民館で果たして継続的にそういった場所、または人をですね配置できるのかということを聞きますと、やっぱり公民館は公民館の自治活動がございますので、サークルあたりで何曜日と何曜日は貸せませんよとか、こうなるとその期間だけはその子どもさんたちが預かれない状態になるのでちょっと公民館のほうに預けるのは難しいかなということで今ちょっと粕屋町は学童で公民館を活用しているのはありません。また、こういった話も実際区長さん方ともやりとりはやっております。

そこで寺子屋事業に移りますけど、寺子屋事業につきましてはですね、社会教育 課長のほうから、その趣旨と、どういった活用を今やってるかということについて お話をさせたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長(新宅信久君)

今、寺子屋事業ということでご指摘がございましたので、お答えをさせていただ きます。

今寺子屋事業につきましては2種類ですね、一つは小学校の放課後の図工室とかそういったところを利用しながらですね、小学校の放課後教室としてPTAの方々にご協力をいただきましてですね、宿題とか復習などの見守りを行っている放課後の教室がございます。

議員ご指摘のように待機児童解消の向けた方策としてですね、学童保育と放課後 教室と連携していくこと、これもですね、解消に向けた有効な手段であるというふ うに私も思っております。先進地事例行ってもですね、先ほど粕屋町がちょっと空 き教室がないということで、飯塚市など空き教室があるところではですね、うまく そこら辺で空き教室と児童クラブですかね。そういうところと連携しながらやって いる自治体もございます。

それで、昨年各学校に学校運営協議会というのが立ち上がりました。これはですね、地域と学校が協働して活動していこうということでですね、立ち上がったわけですけれども、一応今学習支援員さんが各学校PTAの方になっていただいております。まず、この支援員さんの確保が問題になってまいりますので、この学校運営協議会の中でもですね、そういったことを論議としてお諮りを申し上げていきたいというふうに考えております。

方策としては私も末若議員の方策は有効な手段というふうに考えております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

今3番の寺子屋事業と4番の公民館の活用について教育長のほうからもお話いただいたので、そこも併せてもうご質問をさせていただきたいと思うんですけど、先ほどからずっと出てるように公民館をそのまま使うのはやっぱり厳しい。

もう私もやっぱり当然公民館を何度も使ってますので、当然ずっと確保しないといけないわけですから、ほかのところも入れないということもありますし、どうするのかなって思ってたらですね、放課後子ども教室推進事業というのがまた別に、これが文部科学省ですかね。逆かな、いや文部科学省のやつがありまして、ちょうど新宅課長が正にこう言っていただいたんですけども、学校運営協議会の中で地域の方と一緒になって支援員の方などを含めてですね、やっていくというようなお話がありましたが、まさにそこがやっぱりその地域の方も巻き込んでですね、中々その学童だとおっしゃるように土曜日もしない、長期休暇もやらないといけないっていう状況にあると思うんですけど、放課後子ども教室推進事業であれば、例えば、

曜日の中で月曜日、水曜日とかですね、飛ばしたりもできますし、土曜日はやらなくても、長期休暇の中でも午前中だったりとか、逆に、もうそれも日にちを飛ばして曜日を飛ばして毎日する必要がないというような性質のものだと思うんですよね。そうなるとやっぱり、保護者の方も結局毎日正社員というか、そういった形で働いていらっしゃる方は、当然この放課後子供教室推進事業というのは多分使いづらいっていいますか、あまり役に立たないのかなと思うんですけど、アルバイトだったりパートだったりとかをされてる方だったら、そういうふうな形で子ども教室推進事業のほうでいけばですね、対応できるんじゃないかなというふうに私考えますけれども、そこら辺はいかがですかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長(新宅信久君)

議員ご指摘のようにその推進事業ございます。

ただですねこの推進事業をするにあたってはですね、地域コーディネーターをまず備えなさいというのが一つの大きな条件になっております。それともう一つは、放課後子ども教室の運営委員会を別途で切り離してですね、立ち上げることも条件になっておりますので、今、学校運営協議会を立ち上げたばっかりですので、こういうふうな地域コーディネーターの人材確保がですね、まず問題となってまいりますので、そこら辺も含めて、学校運営協議会の中でも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

一応今後は粕屋町としても、放課後子ども教室も視野に入れて検討していただけ るという。うなずいていただいて、ありがとうございます。

やっぱりですね、何とかを新しい方法を考えないと、全国的に見ても例をみない 町の性質がありますので、やっぱり新たなことですねいろいろ考えていければなと いうふうに思ってますので、私もしっかり考えていきたいと思いますので、よろし くお願いいたします。

では、もう最後の質問に行きたいと思います。児童虐待防止に向けた取組みについて。

数日前ですかね、2歳の札幌のほうで、2歳の女の子がまた、被害を受けたということで、本当にですね、そういった悲しいニュースがドンドン続いてるわけですけれども、衆議院の厚生労働委員会の中でも、ちょっとこう書いてますけども、安

倍晋三首相もですね、子どもの命を守ることを最優先に児童虐待の根絶にあらゆる 手段を尽くすというふうに述べられておりました。

町長もですね、いろいろとこの対策について考えていらっしゃると思うので、そ のお言葉をいただければと思いますが。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

毎日のように新聞紙面をですね、非常に悲しいニュースが飛び交っております。特にその中でもこの児童の虐待、これは何とかできなかったかっていう、もう忸怩たる思いをしておるわけですが。当然虐待は絶対どういうふうな場面でも、どういうことであってもですね、許されるものではない。子どもは、粕屋町は特にそうなんですが、日本の中で、今後の国家を背負っていく人材です。子どもの健全な育成なくしては、国家は存続しないと私は思っております。そういう子どもを、例えばいじめたり成長を阻害するようなことはですね、もう民族の何ですかね、根絶につながる。極端に言うとですね。そういった大きな問題もはらんでいるんじゃないかと思っております。

議員が言われますように、確かに国会でですね、親による体罰禁止規定を盛り込んだ児童虐待防止法それと児童福祉法の改正案は、これは衆議院で可決され、6月中旬にも、今国会中にも成立するというような見通しになっております。

もう町といたしましても、現在設置しております要保護児童対策地域協議会、これにおきまして、関係機関とまた特に連携をとりながら、早期発見による児童の虐待防止に努めてまいりたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎ 1番(末若憲治君)

ありがとうございます。そういう力強いお言葉の中で今回、今年度何か新たに取 組まれていることとか、今後取組んでいきたいなということがあれば教えていただ ければなと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

先ほど申し上げました要保護児童対策地域協議会、その中でですね、実際に活動する実務者の会議を2か月に1回実施しておりますので、そのメンバーに粕屋警察署の担当者の方も入っていただいて、養保護児童等の実態や支援内容を総合的に把

握した上で、より連携を深めて、本当に現実的な対応をしていきたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

末若議員。

◎ 1番 (末若憲治君)

どういうふうな形で虐待を防止していくか、虐待をなくすかということが最終的なゴールになろうかと思うんですけれども、私は今回その三つ目に書かしていただいてる子どもの権利条例ですね、これを近隣では志免町がもう既に条例を締結され、条例を結んでいらっしゃいますけれども、その条例をつくることがゴールではない、むしろスタートだと私も思うんですけども。

こういったその子どもの権利条例をつくってですね、町をあげていろんな形で取 組んでいくことがいいんじゃないかなというふうに私は考えておりますけども、そ ういった検討されてますでしょうか。また、何か子どもの権利条例に関してあれば ご答弁いただければと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

直近では志免町、これが子どもの権利条例、平成19年ですね。古賀市が子ども子育て支援条例が令和元年度に制定されたばっかりでございます。

こういった近隣の状況もございます。これは担当課のほうでも検討はしておりますが、まさに議員が言われたように策定がゴールではない。策定するだけでは、実際の効果はないんですね。

どういった現実的な対応、体制ができるかっていうのが、もう一番要だと思いますので、その辺を含めてですね、検討してまいりたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

志免町のそれこそちょっと私も参考にさせていただいて、子どもの権利条例見させていただいてるんですけど、結構やっぱりその、子どもに関していろいろ書いてあって、特に、プラスこの権利条例に関する委員会が二つぐらいですかね、やっぱり設置されてて、本当、子どもを取り巻く環境が何かより強いものになるのかなというふうに私も思いますし、子どもの権利の日ですかね、そういった日も制定されているようでして、本当になんか町をあげて子どもの権利を守ってるなっていうふうな印象を受けましたので、今回取り上げさせていただいたんですけども。

なかなかこの権利条例、デメリットというか、結構子ども、18歳未満の方を子どもっていうような呼び方をするので、なかなかこうデメリットで子どもをお守りすると何か言うこと聞かなくなったりとかっていうことも書いてあって、そういった面もあるんだなというふうに思ったんですけども。やっぱりこう全体的に見たときに、今虐待がすごい問題になってる中で、こういう子どもの権利条例をつくることによって、本当に粕屋町では、虐待が起きない町っていうことのスタートが切れるんじゃないかなっていうふうに私思って、今回出させていただきました。

権利条例をつくることが本当に目的ではないので、本当に子どもの虐待がない町になるようにですね、しっかり歩みを進んでいただければなというふうに思います。 私から質問は全て項目終わりましたけども、何か。

大丈夫ですか、町長から何か最後、熱い言葉はなくて大丈夫ですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

もう言うまでもなく子どもは宝です。人権っていうものではなくてですね、今は もう命そのものを救っていかなくちゃいけない。各警察も含めて児童相談所、県、 国等協議しながらですね、連携をとってこういった虐待はなくす。

子どもの健全な育成を育んでいくというふうに私自身も進めたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

末若議員。

◎1番(末若憲治君)

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

(1番 末若憲治君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ここで暫時休憩とします。再開を10時40分といたします。

(休憩 午前10時26分)

(再開 午前10時40分)

◎議長(鞭馬直澄君)

再開いたします。

議席番号7番、川口晃議員。

(7番 川口 晃君 登壇)

◎7番(川口 晃君)

皆さん、こんにちは。議席番号7番、日本共産党の川口晃です。これより一般質 問を始めます。よろしくお願いします。 最初に、支援のいる児童生徒の問題で、小学校・中学校での支援学級の増加問題の実態について質問したいと思います。

去る4月の粕屋西小学校の入学式のときに、校長先生がこう言われました。

全生徒853人のうち、支援のいる児童が98名、特別支援学級は11教室ですと話されました。私もそうですが、他の来賓の皆さんもびっくりされました。私は昨年9月にいただいた資料をですね、それを持ってるんですけども、29年の5月1日の現在の資料と比較しましたが、あ然としました。それではですね、西小の生徒数が、以前の資料は西小の生徒数は725人、特別支援学級の生徒は確か22人で学級数は11学級でした。約2年ですが、生徒数は約128人、支援のいる生徒は76人、学級数は同じですが、正に激増という感じです。

ほかの小中学校もそうでしょうけども、教室をカーテンで間仕切りして支援学級を増やしていると聞いています。どうしてこのように増えるのでしょうか。聞くところによりますと、お母様たちの中で、粕屋町は福祉政策が他の町に比べてよろしいとのことがネットなどで共有されておって、若い家族さんが移住してこられ、そういうのが原因ではないかというふうに聞いています。

そのことそのものは大変これは嬉しいことでありますけども、いろいろな問題が 生じてくるように感じます。物事を解決するには、まず現状を知らなければなりま せん。粕屋町の各小中学校のデータは、一昨年のとありますけど、昨年度と今年度 分は持っておりません。できたら、一番新しい現状を知りたいというふうに思いま す。今年の4月1日付けがあれば、欲しいんですけども、次の3点について報告し てほしいと思います。

生徒数、それから支援のいる児童の数、支援学級数を述べていただきたいと思いますが。全体を述べられると時間がかかりますので、私は西小学校校区が管轄でありますので、西小学校に特区して説明してほしいと思います。

西村教育長、お願いします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

川口議員の質問にお答えいたします。

西小学校ということでですね、今年の5月1日時点でのですね、調査票をもとにお答えいたします。支援学級のクラスは16クラス、そして児童数は95人、それで全体でですね、全体の人数は853人です。

以上です。

○議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

分かりました。校長先生がおっしゃられたことは、大体正解だったというふうに思います。いずれにしましても、非常に多いということを感覚として感じました。 それで、一応どういう関係で多くなるのかっていうのは、説明できたら説明していただけますか。激増の原因ですけど。

◎議長 (鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

他町に比べてもうちは多いほうでございます。なぜ多いかという質問ですね。 私はいろんなとこで受けるんですが、特別支援教育、いわゆる委員会を持ってる。 昔言いましたのは、就学指導委員会っていう言い方をしよったんですけどね。いろ んなデータ、若しくは見取りをしましてですね、特別支援学級のほうがいいのか、 通常学級のほうがいいのかという打ち合わせをする会がございます。これも専門の 方が来られたり、学校の先生たちが来られてっていうことで、かなりの多人数でこ の委員会を開くわけなんですが、そこにかけるまでの話がですね、粕屋町は多ござ います。なので、幼稚園、私立の幼稚園もそうですけど、保育園もそうです。から 小学校に上がってくる子どもたちにそういったデータを上げると。その時点も多ご ざいます。

そしてまた例えば、小学校2年生から小学校3年生に上がるときに、通常学級で今までやったけどちょっと勉強のほう遅れてるし、ちょっとこの子どうなんかなと LDEのほうかなとかいうような話でですね、この特別支援学級のほうにかけてみて、その専門の先生から判断をしていただくとかですね。そういった形で新入生ばっかりが増えてるんじゃなくて、途中で進路変更っていいますか、それもありますので、トータルでいきますとだいたい増えてはいるのは、そういった先生方の見る目といいますか、関係者がこの子はどっち側のほうがいいだろうかという視点でですね、やっぱ子どもたちを日頃から観察していただいてる、僕は成果だろうと思います。

なのでほかの町の先生方がこの視点が低いとか言うつもりじゃないんですけど。 私はより高い意識を持っていただいてる先生方が粕屋町にいらっしゃるんだろう というところが結論でございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

認識は否定ではなくて、肯定的な意識として見ているという回答だったと思います。

2番目は周辺町の傾向についてですが、4月に志免町の我が党の議員さんと話す機会がありました。志免町も同様にちょっと特別支援学校の件がですね、問題になってるらしいです。支援学級の件がです。我が町と同様に支援のいる生徒は増加しており、教室をやっぱ仕切ったり支援学級を増やしているそうです。

周辺自治体がどのような状況かっていうのを、もし把握してあったらですね、特 徴的なものでも結構ですのでおっしゃってください。

志免町はどうなっているのか。

◎議長(鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

周辺町に関しましては、平成27年度から平成30年度までの粕屋町を除く、糟屋地区1市6町の学級数の推移を調べております。平成27年度から読み上げます。

小学校は、平成27年度は91、中学校は32です。平成28年度小学校は104、中学校は33。平成29年度小学校は129、中学校は37。平成30年度は小学校148、中学校は43ということで、どこの町も年々増加傾向でございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

川口議員、ちょっと待ってください。お願いがございます。答弁者の方は、もう 少し大きな声で手を挙げてください。

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

今のは、志免町のことですか。全体ですか。全体ですか。そうですか。はい、分かりました。

それから3番目に、希望する児童生徒、それから支援学校希望する児童生徒のあり方についてです。

私の経験を申しますと、約20年前でしょうか。西小学校の当時のPTAの役員をしていた後輩たちが、私のところに来ました。ある区の保護者の方がですね、身障者の娘さん、この方は車椅子での移動しかできませんでしたが、この子を地元の粕屋西小学校に入学させたいと相談があったということで来られたんですが。私は当時、粕屋中学校のPTAの役員をしていた頃だったと思います。先輩議員の川口學議員に相談するように進言しました。彼女は周りの人たちの援助でですね、無事、粕屋西小学校で地元の子どもたちと一緒に学ぶことができました。確か西小学校としては彼女が最初のですね、受け入れ児童であったというふうに思います。私にと

ってもこれが最初の遭遇でした。詳しいことは知りませんけど、確かこの教育をインクルーシブ教育とかいうことで、そのとき初めて聞きました。

もう一つは、私が議員になって最初のころ柚須区の保護者の方から相談で、やは り前の方と同様にですね、地元の粕屋西小学校を希望されました。その旨を教育委 員会に相談しました。結果は可能になりましたけども、最終的には家族で相談され て、古賀市の特別支援学校を選択されました。

親御さんたちにとってはですね、やっぱり子どもの将来がかかっていますし、また、一家の生活全体に影響を及ぼすことでもあります。難しい判断を迫られたと思っております。いずれにしましても、文科省の判断では、発達障がい児は、児童さんは増えていくという判断であったと思います。インクルーシブ教育をですね、選択される保護者も当然多くなるんじゃないかと思われます。

今の小中学校の教室のつくり方で間に合うのかどうか。例えば仲原小学校の大規模改造工事が今期から3年間で始まります。その辺のことは考慮されてあるのかどうか。

西村教育長にお伺いしたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

仲原の大規模改修についてはですね、外壁それから内部のことですので、増築と はちょっと違いますので、ちょっと今の話とそぐわないかなと思います。

それからあの、インクルーシブ教育っていう言葉を今おっしゃいましたが、もう本当にこれは非常にノーマルな言葉になってしまいました。いわゆる共生の社会ということで一緒に障害のあるなしにかかわらず、一緒に充実した社会生活を送っていこうというところは狙いでございますので、現在ですね、私たちの教育支援委員会っていうこの委員会の中で、この子にとって支援学校がいいのか、地域の学校がいいのかという一定の判断はいたしますけど、最終的には親の方と教育委員会との合意でですね、決定をしていくということになっております。

最近よく言われるのは、やっぱり幼稚園時代から一緒に生活をしてきた子どもたち。しかもまた将来的には、この粕屋町でこの子は生活をしていくことになるので、地域の学校にあげたいということよくおっしゃっていただきます。私たちのほうはそうですか、だけじゃなくてですね、この子の育ち、成長の段階においては支援学校のほうで手厚くやっぱり支援をしていただくほうがいいんじゃないかということもお伝えしながら、多いときで10数回の面談を重ねるわけですけど。そこで最終的な進路先を決定をしていただいております。

ほとんど今は、そういった希望を持ってあるところはですね、地元の小学校のほうで受け入れております。

事前に校長との面接もしていただいております。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

そもそもですね、際限なく支援学級を増やしていくわけにはいかないんじゃないかと思いますけども、生徒が増えていくのが何年続くのか。その判断が非常に難しいでしょう。しかし、行政は無策であってはならないと思います。その辺の見通しをですね、お聞きしたいと思いますけど、同時にですね、政府としてはどのような考えでしょうか。教室増加についての特別な予算措置とか何かあるんでしょうか。その辺について教育長お伺いします。二点です。見通しについて。

◎議長 (鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

生徒数はですね、今、住民福祉部そちらのほうで出生数が分かりますので、そこは大きく今変わってないということをお聞きしております。なので小学校のほうもですね、今500、600人の中の3歳児、4歳児がおるというふうに私もちょっとこの前データを見させていただきました。これはあまり大きく変わっておりません。従って今の小学校の数、在籍生徒数がしばらく続くだろうと。

今5、6年生がちょっと今少ないんですよね。なので中学校にこの子たちが上がってくると2、3年後にはですね、中学校のほうも1,000人を超える。今700と720の中学校なんですけど、これがもう1,000人を超えるかもしれないという状態にあります。

それで特別支援を要する子どもたちはですね、これは比例はしておりませんので、その年その年によって変わってきます。ので実際ここ数年のデータ調べてみますとですね、その委員会にかかってくる、子供の数が180人であったり140人であったりということで、ここはやっぱ波がありますので、一概にこれが生徒数が増えるから、申請者も増えてくるというのはちょっと申し上げにくいかなと。

ただ、今言えるのは、最初はですね、全校生徒の5%ぐらいだったのが今10%約1割ですね、西小もそうだろうと思いますが、約1割の子どもたちが今特別支援学級のほうに在籍してると。これがしばらく続くとすると、子どもたちの全体数があまり変わらないということを考えるとですね、今のまんまで何とか小学校は乗り切るんじゃないかなと。しかし、中学校はちょっと厳しくなるかなってというところ

で、今ちょっと検討中でございます。

◎7番(川口 晃君)

(許可のない発言あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

ちょっと私そこ勉強不足ですが、特別支援学級だけを別に増築するっていうこと じゃなくて、通常学級を半分に割ってという対応を今しておりますので、これは補助金は恐らくなかったんじゃないかなと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

分かりました。続いて4番目に移ります。

粕屋中南部に特別支援学校の建設をということです。

先ほどの志免の町議との話の続きになります。粕屋の特別支援学校の問題はどうなっていますか、というふうに尋ねられたんで、私は、宗像の教育大学に併設される計画で進んでいますと答えました。彼は、やはり、糟屋中南部に一校は欲しいなというふうに言っておりました。古賀市の特別支援学校まで行くのは遠いですね。宗像はさらに遠い。規模が小さくてもいいからですね、近いにこしたことはありません。親御さん家族の負担もですね、比較にならないほど軽くなるはずだというふうに思います。

ここにあります。これは、宗像の市会議員、私のところの我が党の市会議員が出 した報告書ですけど、議会報告ですけども。これに、このように載っています。

宗像市は党としてはこのことは大歓迎していると。だけどこれには問題点があるというふうに言ってます。宗像市はですね、誘致の条件として調査測量費を初め、用地造成費など約4億円を全額負担するそうです。予算委員会ではですね、総額は4億円以上になるのではないかと、我が党の議員が質問したら、それを否定しなかったというふうに言います。土地をですね、無償で提供しろという条件がありました。しかし、宗像市では形を変えて4億円の、またそれ以上の負担を強いています。何だか変です。これは本来、県が建設しなければいけないのにですね、誘致している自治体に金を出させるっていうのはひどいと私は思っております。

そのことも宗像のことだから、それはそれはそれでいいんですけど、いや、やは り使い勝手のよい特別支援学校の建設はできないでしょうか。定員が300人、400人。 それぐらいでもいいんじゃないかと思いますけど、そういう考えはどうでしょうか。 金がかかりますけども。

これ、県が負担するという条件であれば、それに行きつけばですね、いいんじゃないかと思いますけど、教育長はどういう考えでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

ストレートに言いますとですね、それは町にあったほうがいい。

それがやはり、ほかのところに私も毎朝こう見るわけですけど、古賀特別支援学校のバスが迎えに来て、8時前にここを出発をされる。また、玄関前にもですね、新宮町にある福岡特別支援学校のバスが来てるということを考えるとですね、町内にあったら親御さんたちも大変助かるだろうなと、毎日のことでもあるしっていうのはありますが。ただ、やはりその土地とかですね、予算面ですとかそういったものをちょっと考えると、なかなか難しいのかなというふうに思っております。ただ、要望については、今県のほうがですね、議員も今おっしゃってましたけど、宗像のほう、それから糸島のほうに新しく新設をすると。

それともう一つ、早良区のほうに県立高校の敷地内にっていうようなことでありましたから、そこに一応三つつくるということで、一応県のほうはですね、24年までの間にそこをつくるということのみしか今レールを引いてないので、それ以降についてですね、また、そういった要望があればということは、上げていく必要があるのかなというふうに思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

また、支援学校の件につきましては、同僚の議員が後で質問されるんじゃないかというふうに思っております。続いて税金の問題について議論を進めていきます。

地方交付税問題についてです。私もまだ地方交付税とか税金の問題についての理解がまだ進んでないんですが、最初に新設された特別法人事業税とはどういう性格のものかっていうことで、教えていただきたいなということもあります。それと、これと交付税との関係も教えていただきたいと思うんですが、2019年の3月2日付けで報道されました。1日の衆議院の総務委員会と衆議院の財務金融委員会の模様が掲載されていました。我が党の本村議員ですが、女性の方ですが、総務委員会で地方税法等改定案に対して、地方交付税の決定率を引き上げて、財源保障機能と財政調整機能を発揮させることを要求しています。

また、安倍政権が拡大の意図を持つトップランナー方式について、地方交付税を

削り、自治体にアウトソーシングを押しつけるのではないかと批判もしています。 アウトソーシングについてはですね、お隣の須惠町が非正規の職員の外注化を今年 度から実施したんじゃないかというふうに聞いてるんですけども、政府にとか自治 体に浸透してきているんじゃないかと危惧しています。

さて、本村議員が新設された特別法人事業税に関して、地方の財源を国が取り上げて、他の自治体に配分するもので、地方税制にゆがみを持ち込むと批判しました。 特別法人事業税でについては、地方が徴収した特別法人事業税を国に納めて、国が 特別法人事業剰余金の名称で地方に配分すると規定していると述べています。

この特別法人事業税を徴収するの、これ県ですかね、町村でしょうか。それとも、そうですね、県か市町村かをまず聞きたい。そして、粕屋町にはどれくらいの金額が譲与されてくるのか。ということと、譲与税と交付税の関係ですけど、譲与税を渡されると交付税が減るというような、こういうそういう連動があるのでしょうか。そのこともお聞きしたい。3点をお願いします。

町長、お願いします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

特別法人事業税につきましては、税務課のほうからお答えしますが、大きな話と してですね、財源が地方に来ればその分の交付税は減ります。

これ基準財政収入額が減ると需要額という歳出のほうが変わらなければ当然収入 が増えるとその差額についてはですね、引かれますので、交付税分は地方交付税制 度上も減るというふうになります。大きな話です。

個別につきましては、ちょっと担当所管のほうからそれぞれお答えします。

◎議長(鞭馬直澄君)

中原税務課長。

◎稅務課長(中原一雄君)

川口議員のご質問にお答えいたします。

この特別法人事業税につきましては、法人事業税と一緒に都道府県に対して申告納付を行うものであり、納める法人としましては、法人事業税の納税義務者であります。あと、これはいずれは県から国のほうに納められて、国のほうから特別法人事業譲与税という形で、都道府県のほうに譲与される予定になっております。

これは消費税が10%になった段階、10月からになりますので、国から譲与されるのは令和2年度からになります。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

これは県に譲与されるのであって、町村には譲与されないということですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

中原税務課長。

◎税務課長(中原一雄君)

県に譲与されるもので、市町村には譲与されません。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

分かりました。じゃあ、次に質問を移っていきたいと思います。

地方交付税の計算に自治体職員を増やすと、交付税が減額されるとかのペナルティーがつくというようなことが記事に載っておりましたんで、そのことについて質問します。

3月2日の総務委員会で我が党の山下議員が児童虐待の防止のために、児童相談所や一時保護所体制強化や地域の受け皿づくりが必要だと強調して、そのように質問しました。職員を増やせば交付税が行革努力算定で減額される仕組みを改めようと、政府の政策で増員しているのに、交付税を減らすなどやめるべきだと追求しています。林崎という自治財政局長は、交付税の算定方法を20年度以降見直すものの、18年度までの増員については従前どおり減額すると。19年度の増員は減額にならないと回答しています。

このやりとりでですね、一時保護所の職員配置基準が3歳児で4人に職員1人ということになって、現場の実情が検討されてね、これでは増員の可能性を引き出したんですけど。問題は、行革努力算定で交付税を減額する仕組みが現実に機能しているのではないかということです。

今年度につきましては、町の職員をかなり多く採用したと思いますが、そうする と行革努力算定で交付税を減額されるということになっちゃうんですね、理論的に。 そういうことがあったんでしょうか、どうでしょうか。

箱田町長答弁をお願いしたい。

◎議長(鞭馬直澄君)

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

地方交付税の基準財政需要額において、地域の元気創造事業費という算定項目が

あり、その算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方団体の行革努力の成果を反映することとになっています。行革努力の具体的な内容には職員数削減率があり、全国平均との比較によって補正係数にプラス加算されることとなります。

粕屋町においては平成30年度は加算されており、今後、職員数が増える、削減率 が下がれば加算が減りますので、交付税も減額になる可能性もございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

やはり機能してるというふうに考えていいわけですね。

そしたら政府の林崎局長の回答では、20年度以降見直すということで回答しておりますけど、それについて何か指針とかなんか政府のほうから来てるんですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

申し訳ありません、まだ20年度についてですね、資料等がございません。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

分かりました。そういう減額措置はいかがなものかというふうに思っております。 地方自治は現行憲法の基本的な原則であります。職員を増員するのか、減らすの かは、その自治体の固有の権利であって、政府の介入は許されないと私は思うんで す。まして、交付税の算定基準を20年度以降見直すらしいっていうんですが、これ が逆の意味を持つということになれば、これはまさしく大変なことですから。

この見直しがですね、減額をしないというような見直しになることを私は期待しております。

そういう観点で箱田町長はどう思われますでしょう。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

この行革元気創造事業っていう、その算定項目。これは、国のいうとおりに職員 を減らせば、交付税でみるよということなんですが。

実際ですね、行政需要としては、粕屋町のように人口規模が増え、事業所が増え、 いろいろな財政需要、行政施策が必要な団体におきましては、職員を増やさざるを 得ないと。これもマンパワーですのでですね、そういうふうな実態を捉えて国は手 当をするもんだと。これは、あの地方交付税制そのものが国税を吸い上げて、それぞれの市町村に需要が高いところに配ると。これはもう単位費用といいまして、それぞれの計算の中で10万人規模の団体を基準として、自治体の規模によってそれを配分しているわけですが。その中で大きく国勢調査人口が非常に大きなウエートを占めております。

御存じのとおり、市制施行をするような、背景もあるような人口が増える粕屋町におきましてはですね、当然、職員の数もいる、施設もいるというようなことをですね、これは国のほうにも私も要望しながら、今後対応を図ってまいりたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

そのようになるべく努力していただきたいというふうに思います。

それでは3番目に移ります。他に、町の財政を増加させる方法の模索をということですが、私は常々思ってることがありますので述べてみます。

須恵川に流された食品工場の排液の問題をですね、一般質問してきました。下水 道課長さんの話によりますと、県が許可を出して、今年度から処理水を流すやに聞 いています。その工場の1年間の下水道使用料金は約9千万円ぐらいだとの回答で した。そもそもあの土地はですね、産炭地振興政策で税制などの保護を受けて、最 初は有名なラーメン工場が建設されました。いくつかの変遷があったんですが、何 らかの保護政策が利用されてきたんじゃないかというふうに思います。

まず、自分のところでつくったごみがですね、企業だったら自分とこで処理するのが僕は当たり前じゃないかと思うんですが。1年間でですね、9千万円の減額になるっていうことは、これは下水道会計としては今、黒字ですけど、かなりの影響が出てくるんじゃないかと思うんですけども。

これは担当課の課長さんがどういうふうに意見を持ってあるのか、見解を聞きたいというふうに思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

松本上下水道課長。

◎上下水道課長(松本義隆君)

お答えいたします。

当然、公営企業でございますので、収入が減れば営業っていうか、圧迫するということにはなります。

今回の水を直接放流するということではあるんですけども、これはもう以前、工

場処理済み排水の直接放流の裁判等があっておりましてですね、これは企業努力の 範囲内で流していいということで、判決も出ておりますのでですね。

これということでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

私も県にこれをかけ合いまして、そういうことは許されないんじゃないかという ふうに言いました。しかし、県としても規則なり、法令以上、これ以上のことはで きませんとか何かいうことでしたけども。

私は、若い時青年団の活動をしてたんで、こういう経験があるんですが。

公害問題が起こりまして、20、30年ほど前ですかね、日本で大発生したんですが。 静岡県の清水川がだったか何か川がありまして、そこにパルプ工場がパルプ廃液を どんどん流してたんです。それで、青年団とか地域婦人会とか行政関係が交渉をし まして、廃液の処理水を流さないとなりました。だから、その工場の姿勢もあると 思うんです。非常にこれは残念でたまりません。何とか私は防ぐ手段があったら防 ぎたいというふうに思っております。柚須区の農区長は印鑑を押してませんので、 断固として、やれるんだからやりたいと思います。

そのほか、新しい新税なるものは考えられるのかっちゅうことですけど、政府は それぞれの自治体に新税を考案せよとか言ってますけど、住民はですね、各種の税 金とか社会保険料が値上がりしてもう大変なんですよね。それで、ほかに何か財政 力をつけるような方法っていうのがあるんでしょうか。あるとすれば回答していた だきたいんですが。

町長は常々ふるさと納税のことを言っておりますけど、何かほかで収入を得る方法というふうな何かありますでしょうか。あれば、回答をお願いします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

収入を増やすことが町の財政を潤すと、これもう当然のことでございますが。 やはり、その制度は法律で結構がんじがらめになっておりまして、なかなかその 新税についてですね、市町村の思い通りにいかないという部分がございます。ただ、 今の法律の枠内で考えられるのはですね、やはりふるさと納税の強化。これはいろ んな知恵を出し合いながらやって、ちょっと知恵の出しすぎで非常にペナルティー を受けたような自治体もございますけども。この枠内でですね、精いっぱいのこと をやっていきたいなと思ってます。 感触としてはですね、ある程度の感触はつかんでおります。総務省が言うそのふるさと納税の厳格化っていうのをですね、反対に、このピンチをチャンスと捉えるような形で、ほかの自治体が消極的になるような危惧もございますけども、粕屋町としては、これ反対に積極的に拡大をしてまいりたいと思います。

それと、当然のことながら、今持っております保有財産の活用。そして、規模は 小さいですけども、何とか広告料の収入も上げていきながら、町の財政を増加させ ることに努力したいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

市町村がこういうこと使うのはどうかと思うんですけど、例えばクラウドハンティングとかいうのがありますけども、例えばオリンピックを目指す選手なんかが練習費用を捻出するのにクラウドハンティングを使って、700万円をいただいたとかいう例もあります。それから、法隆寺の何かの宝物みたいなものの修理か何か。それを全国に呼びかけて収入を得るとかという方法もありました。何かこう、そういう福祉事業関係でですね、何かそういう、クラウドハンティングを使う方法とか、何か将来できれば考えることができるとすればやってみられたらどうかということを提案して、このことは終わりたいと思います。

3番目に、JR福北ゆたか線の駅舎踏切に関してです。

これについてはですね、もう困難なことは十分承知の上で、私は質問することになります。柚須駅駅舎の改築と準急化の問題の動向についてですが、JRは国鉄から民間企業化する段階で、公共輸送機関としてですね、国鉄の役割を引き継ぐことを国民に約束しました。しかし、本当にこの約束が果たされているのでしょうか。残念ながらこの約束が反故にされているんじゃないかと思わざるを得ません。北海道での相次ぐ鉄道の廃止、それから卑近な例としては、今問題になっている日田彦山線の福岡県や地元の自治体の熱望する要求を無視したバス輸送への切替えの問題などです。

緊急な国民の要求があるとすれば、株主配当を凍結してでもですね、必要な事業は、国民に対する約束として果たさなきゃならないと私は思います。JRのほうはどっち向いているのかというふうに思います。さて、柚須駅駅舎の改築ですけども、この多くの負担は当粕屋町に負わされます。土地の購入または借り上げ、駅舎の建築、周辺整備などです。一日の乗降客が7,800人にも及ぶ駅が、あのような小さな駅でよいのでしょうか。博多駅発の終電はですね、0時5分ごろですけども、ほぼ満員の様相です。柚須駅の改札口の事務所は、大体8時か9時ごろ閉鎖されます。

無人化されます。

毎年5月には、JRとの定期打合わせがあるというふうに聞いてますけども、駅舎問題についての協議が、話し合いか何かあったのでしょうか。

箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

準急化の問題、そして駅舎の改築の問題。粕屋町は六つの駅がございますので、 それぞれ乗降客が伸びるとはいえ、JRが思いどおりに答えてくれないっていう非 常に難しい問題でございます。

個別にはですね、いろいろ協議をしておりますので、所管課のほうからお答えします。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

川口議員さんのほうからですね、言葉の中でも難しいことは分かってるということで、最初から言われております。

確かに駅舎の改築となりますとですね、周辺の企業、それから状況的に言うと、 もう周辺がもう建ち並んだ状態があります。また、今現在もですね、現在の駅にで すね、投資してきてるということもあります。

昭和63年に駅が開所しておりますが、その後ですね、2階建ての駐輪場であったり、昨年もですね、昨年じゃないですね、27年から28年にかけてもですね、駅のバリアフリー化等のですね、事業を行ったりということで、今の現在の駅に投資をかけてきたという経緯もありますし、現状の地理的状況から言ってですね、改良というのはなかなか難しいと。復旧費、建築に伴うですね、費用はもちろんですが、それに伴うですね、仮設等の復旧費等かかりますので、状況としては難しいというのが現状であります。準急化については、また後ほどということでいいですかね。

5月というお話でしたけど、今年の5月に関してそういった会議等は行われておりません。

◎議長 (鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

分かりました。この会社ですね、会社の土地を会社がそこで営業してるんですけ ど、西側部分の土地をですね、柚須の方がこれを賃貸してる。それで、まず彼との 接触、考えてもらいたいなとは思うんですけども。

私としてまだ正式にですね、この問題について土地の地主さんに話してないんですけど、何かこう、まずその辺からでも動かしてみたいみられたらどうかというふうに思います。また、粕屋町の総合計画、マスタープランの作成が今から計画されていくと思うんですけども、柚須駅の建設計画をぜひですね、マスタープランの中に記入していただきたいというふうに思います。

再度、箱田町長の見解を伺いたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

交通関係のトライアングルゾーン、これはもう粕屋町が六つの駅を抱えて、それ ぞれの交通拠点を中心として町の賑わいを見せる。

これはあの大きな意味でですね、町の総合計画、そしてまた都市計画マスタープランの中には位置づけられますが、個別にはまだそのちょっと先行きは不透明ということで、なかなかその具体的な計画として上げられないという事情がございますので、その辺ご理解お願いします。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員

◎7番(川口 晃君)

はい。続きまして準急化の問題ですかね、準急化の問題に移ります。

昨年の議会報告でもですね、原町駅に快速を停めてくださいとの住民の要求があったんで、この問題を言うことにしました。私はこの件に関してですね、過去にも 質問したことがあります。

準急化についてはですね、一日中快速を停める必要はありません。原町駅の1日の乗降客が、乗降客は2,800人に達してもういるのかな。ちょっと分かりませんが、その必要はありません。朝夕のラッシュ時のだけでも結構ではないかと思うんですよね。日中でも乗降客が増えていけば順次拡大していく、それでいいと思います。

そういう柔軟な姿勢でですね、の要求であってもいいと思うんですが。えっとですね、粕屋町の町政要覧でいうのを私持ってるんですけれども、平成29年度まではですね、一日の乗降客の人数をこれ計算していたんですけど、昨年からですね、一日の平均乗車数。そうですね、乗る人になっています。これによると原町駅が1,500人です。単純に2倍化すると3千人になりますから。

JRがエレベーターつけるんじゃなくて、町がつけなくちゃいけないらしいですね。そういう基準になるんですね、統計の出し方がもうJRとしても何か姑息な感

じがするんですけど。JRの説明では一律2,800人以上であれば、エレベーターの 設置が必要になるというね。これは見解でしたね。

さて、が問題にしたのは準急化ですけど、現在どのような見解になっているのか、 担当者お願いします。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

言われるようにですね、昨年度からJRのほうの発表がですね、それまで乗降客で発表していたものが、乗車客のほうで発表されるようになっております。

それで、そういった関係もありましたので、直接うちのほうからですね、先ほど 2,800人と言われましたけど、3千人っていうのが一つの基準になっておりますの で、3千人に達しているかというような問い合わせをしております。

ただ、JRのほうからの回答としては3千人には達してないというふうな回答になっております。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

残念なことです。それじゃあ、原町駅の南側に改札口の設置をということと、それから、門松駅は駅の北側に踏切の設置をということを二つあります。

原町駅の件については、田川君の質問も何回かされましたし、されました。門松駅については、今回初めてですけども、それは門松駅の件は、上大隈の以前の区長さんから要求されていたものですけども。やはり、上大隈、大隈側からですね、二日市古賀線を歩いて門松駅に向かうと、高いところに登っていって、降りないけないということで、かなりきついそうです。この前、若い人たちが走ってですね、あれを登ってあったけど、汗かいてでですね、登っておりました。柳川うなぎ屋さんの前を通っていきますと、正面に冊があって、昔あそこ道があったと思ったんですけど、渡ることができません。ここに冊を取っ払って通行できるように、遮断機を付けて歩道をつけてほしいというのが要求でした。

柚須駅のところの遮断機つけて歩道をつくることは大変だったんで、なかなかこう、動かないとは思うんですけど。

二つ合わせて回答をお願いしたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

まず、原町のほうからお答えさせていただきたいと思いますが。

原町駅の南側からですね、駅を利用する際には現在、原町駅の構内を通ります地下歩道。こちらのほうを利用していただいております。それまではですね、原町駅の西側にあります踏切ですね、そこまで迂回していただいてですね、利用するというふうな状況でした。もっと昔はですね、確かに今言われたような形でですね、駅付近をですね、線路を横断して利用しとったと。

そういった過去もあるかと思いますが、やはり安全性の観点からですね、そういったことはできないようにフェンス等が設けられてですね、そういうふうな迂回が必要になってきたということに対しまして、町としましてもですね、歩道の整備をするのではなくてですね、そういった地下歩道ということを設置した対応をさせていただいております。

改札口の設置につきましてはですね、以前JRのほうに相談を行った経緯もありますが、駅の管理上安全面から難しいというふうな回答を受けたところであります。 他町でもありますが、こういった新たな改札とかをですね、基本的な改札位置以外のところで設置する場合はですね、そこの人件費、駅員を置いたりする費用、それから整備費用、そういったものを全てですね、自治体が賄うと。そういうふうなことでないと対応できないというのが現状のようであります。

あと、門松駅の北側から歩行者、自転車ですね、こういったもの方が利用される際のですね、対応するためにということで、現在言われたように大隈の陸橋、こちらを利用していただいております。ただし陸橋の先にはですね、階段とスロープ。こちらのほうがですね、駅に向かうためにですね、整備されております。駅に近接してですね、踏切を設置することはですね、遮断機をまたごして利用したりとかですね、そういった事故のもとにもなりますし、安全面から考えますとですね、かなり難しい整備ではないかというふうに思っております。

現在はですね、駅のほうに行かれる、安全なですね、歩行経路をお願いしたいというのが、町としての考えであります。門松駅につきましても、以前もですね、今原町駅で言われているようにですね、北側にですね、改札口をというお話も起きたこともありました。

その際にもJRとも協議をいたしましたけど、原町と同様の回答をその際もいただいてるのが経緯であります。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

JR問題については、なかなか解決しないんですけど、私、人権連として政府と

交渉することもありますので、これ詰めていきたいと。

最後に高齢者・孤独者の問題について移ります。時間が過ぎてきておりますので、 かいつまんでいきます。

孤独者の現状について、現在調査中の孤独者の数と調査項目はどのようなものかということですけど。数か月前からですね、あの家のお母さんの顔が見えないからどうしているんだろうかという話が聞こえてきました。また、民生委員の人もですね、ひとり暮らしの高齢者の調査とか孤独なひきこもりの、これは若い人も含めてですが、調査しているらしいっていう噂が区民の間で話題になりました。

たまたま先に申しました人の件がクローズアップされてしまったんですが、孤独 とか孤立とかという定義はちょっとありますが。定義は抜きにしてですね、老いも 若きも、ひとり住まいとか、また家庭でそれぞれの人が孤独な状態になっているよ うな人を対象にしていると考えていってみたいと思うんですが。

先ほど申しました民生委員の方が調査されていたのは、どのような調査かってい うのは、町として分かりますか。

簡単でいいですから述べていただきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

川口議員のご質問にお答えします。

こちらのほうとしてはですね、高齢者についてのみしかですね、把握しておりませんので、その数字をみていただきます。

65歳以上の独居高齢者の数はですね、2,198名でございます。そのうちですね、75歳以上の独居高齢者の数は1,248名です。65歳以上の希望される方、それから75歳以上についてはですね、全員の方に対しまして、民生委員による見守り活動を行っております。

調査項目につきましてはですね、緊急時に対応できるように連絡先。それからですね、住所とか、組合とかですね、それから、ゆうゆうサロンに来られておるのかとかですね。あとは、もう民生委員さんの情報とか備考欄ですね。

そういった調査項目がいろいろあります。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

分かりました。私は、孤独な人とか世間から孤立したような人の問題っていうの

を取り上げる、このことを取り上げるようにしたんですけど。

川崎市のバス停での痛ましい事件があってですね、もうちょっと気が重くなってしまったんですね。柚須区においてもですね、いろいろな例があります。で、ある通りはですね、4、5件がずらっと夫婦のどちらかが亡くなって、ひとり住まいの...。それとか、あそこのご近所さんは10件ぐらいあるんですけど、半分が同様に夫婦のどちらかが亡くなって、ひとり住まいになって。また、ある家は親御さんが亡くなって、兄弟たちが住んではいるけども、兄弟のつながりがばらばらになっていると。そういう例もしばしばあります。

最近ではマスコミでもこうした問題が頻繁に取り上げられておりますから、ひきこもりの人が60数万人いるというようなマスコミ報道もありました。それで、孤独死の問題に行くんですが、孤独死は年々増加していって、その原因が一人住まい。ただ、一種不安定な家庭とか、そういうことがあります。こういう関係でですね、粕屋町としてこういう調査をしてあります。ひとり住まいとか、さっきおっしゃったけど一種不安定な家庭。例えば、ちょっとどうかっていうような感じ。

それとか孤独死の件数とかというのは調査されてますか。

◎議長(鞭馬直澄君)

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長(石川弘一君)

川口議員の質問にお答えします。

孤独死の件数とかについてはですね、ちょっと、特に調査はしておりません。 ただ、民生委員さんとかですね、地区の近所の方とかがですね、最近ちょっとい ろんなとこに出てこられないっていうような話でですね、ちょっと見ていただけな いかというような話とかがあればですね、民生委員さんが回っていただいている。 回って見守りをさせていただいているところがあるというふうにあると思います。 以上でございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

粕屋町のですね、次に移ってですね、粕屋町の孤独者支援政策の中身の問題について移ります。

孤独者というと孤独死のことがすぐ浮かぶんですけど、一般的には孤独死の原因としてはですね、四つほどあると。ひとり暮らし、社会とのつながりが不足、高齢化、貧困というふうに言われております。それでは孤独者支援とは何かと。もちろん孤独死を防ぐことが、いの一番になります。それから、孤独者が抱えている問題

を解決していく相談システムの構築。そして、行動に移る実行手段の構築ということになると思います。

粕屋町のホームページを開きますと、ゆうゆうサロン事業、それから粕屋町すみよか事業、配食サービス事業、緊急通報サービス事業、生活支援サポーターサービスというような事業が掲げられています。昨日の質問では、田川議員が述べた滋賀県野洲市の暮らし支え合い条例ていうのもこれに匹敵するものと思います。

また、私たちの団体であります、人権連として山口県でですね、こういうのをやっております。農村のある区、地区ですね、120戸ぐらいの地区なんですけども、買い物とか病院への送り迎え活動。それについてですね、無料で送迎をやっております。全体として自立を支援していく活動が、支援孤独者支援政策の方向やないかと思います。

粕屋町としてほかにどのような支援事業がありますでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

今言われましたように、ゆうゆうサロンとかですね、いろいろな教室があります。 それと、高齢者の独居高齢者の方に対してはですね、福祉サービスとしては大きなところで言いますと、配食サービス。それから、緊急通報装置貸付サービスというのがあります。これは65歳以上で要件に該当する方に対しても、こういったサービスを提供しております。

また、介護が必要な方に対しましてはですね、介護保険法に基づきまして、訪問型、それから通所型サービスなど、いろんなサービスを今現在提供しているところでございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

川口議員。

◎7番(川口 晃君)

大体町村などの末端の行政機構が行う事業は圧倒的に対人事業が多いと思います。 私は無料法律相談事業をしてるんですが、悲しい相談がこれにはつきまといます。 子どもが職についていない、私たちは年金暮らしで精いっぱいの生活をしている、 私たちが死んだら子どもはどうなるんだろうかとか。こうした家族は孤独な世帯に 近いというふうに感じます。

友人や親類に相談しても解決見出せないので、私たちのところに来るのです。法 的には、成年後見人がついているんですが、そういう方法もあるでしょうが、成年 後見人も人間ですから、24時間対応できません。 そういうことで、最後に質問ですが、粕屋町として誇れる特徴的な支援事業とい うのは、何でしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

もう時間がありませんが、簡単に。平成31年、今年からですね、粕屋町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業というのを開始いたしております。

これはですね、いろいろ踏切とかの事故、認知症の方が踏切とかなったら、そういったニュースが時々ありますけども、そういった方のための保険を粕屋町が加入しておるということでございます。

これは県内でもこの事業を行っているのはですね、とても少なく、糟屋地区では、 今、4月1日現在では粕屋町だけが行っております。

◎7番(川口 晃君)

どうもありがとうございました。これで質問を終わります。

(7番 川口 晃君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

(休憩 午前11時41分) (再開 午後1時00分)

◎議長 (鞭馬直澄君)

それでは再開いたします。

議席番号13番、木村優子議員。

(13番 木村優子君 登壇)

◎13番(木村優子君)

こんにちは。議席番号13番、木村優子です。通告書に従って質問いたします。

まず1問目です。住民と協働での課題解決をめざし、よりよい町づくりを行うために、ネットを使った課題解決システムの構築をということで質問をしてまいります。

行政では、目の届きにくい小規模の道路の修繕や、公園遊具の破損、ごみの不法 投棄といった問題や違法ポスターなどに関して、現状では、住民が気づいて役場に 電話、あるいはわざわざ出向いて改善のお願いを行う。若しくは、町内会会長、議 員に伝え、そこから役場の担当部署に要請を行うという状況で、時に急がなければ ならないと思われることでも、解決までに時間がかかっていることもあります。

そこで、まず1の質問です。区長さんを通してではなく、直接住民の方より、町

内にある問題や課題、今申した目の届きにくい、小規模の道路の修繕や公園遊具の破損、ごみの不法投棄といったような問題ですね。それから、違法ポスターなどに関して、年間どのくらいの件数が寄せられているのか把握されていましたらお答えをお願いいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

詳細につきましては、所管のほうからお答えしますが、ネットを使用するというのはですね、この時代の流れっていうのも必ず必要なツールとして、これからも自治体は取り入れるべきだろうと思います。ただ反面ですね、この使用に関してのルールあるいはモラルの関係をやはり整備しないといけないという、新たな問題も生じてきておるのが現実的な課題と思います。

以下、詳細につきましては、所管のほうからお答えいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

私のほうからは、木村議員さんの冒頭にありましたネットを使ったというふうなところもございますので、私のほうからも、電子関係でですね、ホームページのほうからご意見箱で今いろいろなご意見をいただいております。それの分類につきまして少しご紹介させていただきます。

このホームページのご意見箱につきましては、町政についてお気づきのことだとか、いろんなご意見を町づくりに関して生かしていただきたいという形で設置しております。昨年度、一昨年度ですね、このご意見箱に寄せられた意見の中からですね、紹介させていただきたいと思います。

まず、29年度ですけれども総勢63件、ご意見箱のほうにはご意見が寄せられております。この中様々なご意見がありますけれども、そのうち道路とかですね、交通問題とか、そういうに関する問題は7件でございました。それから公園とか、その環境問題に関する問題につきましても、同じく7件程度という形になっております。

30年度につきましては、総件数54件、同じような分類の中ではですね、道路交通問題につきましては6件、それから公園環境問題につきましては9件という形で、中には先ほど議員おっしゃいました危険な箇所ですね。カーブミラーが見にくいだとかですね、公園にとってこういうふうなごみが落ちてるとか、様々なご意見が寄せられて各担当部署にですね、迅速な対応をしていただいておるような状況でございます。

電子関係では以上になっております。

◎議長(鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

実際ですね、役場に来られての状況をちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。 よろしいでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

これにつきましても、所管のほうからお答えいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長(安松茂久君)

町民の方が直接来られてっていうことでございますが、道路に関係いたしましては、基本的な苦情はよく入ってますが、その都度対応しているところでございまして、その件数っていうのはちょっと、実際にちょっと把握はしておりません。

しかし、区からの要望につきましては、道路については、平成30年度は84件の要望があがっております。主な内容といたしましては、歩道拡幅や側溝ふたの改修などの道路改良が25件とか、あと防護柵設置や、カーブミラーの設置などの交通安全対策が31件となっております。

生活環境に関するこれは苦情とちょっと位置づけておりますが、30年度におきましては、133件の苦情があっております。その内訳といたしましては、騒音や大気汚染などの典型7公害の苦情が21件。不法投棄や犬・猫のその他の苦情が112件となっております。

これも対応といたしましては、迅速に現場確認をいたしまして、必要に応じては 関係機関と連携しながら対応を行っているというところでございます。

以上でございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

かなりの件数寄せられているんだなという感じも受けました。

今ホームページのご意見の分で教えていただきまして、大変参考になりました。 さてですね、若者がですね、うちの町は多くてですね。また働き手が多いと思われる町でございます。そういった方々が、役場が開いてる時間帯にですね、果たし てどのぐらいの声を届けることができるのだろうかということを考えてみました。 そこで、スマートフォンや i P a d など、ネットを使って住民からの危険箇所な どの気づきをいち早く解決できる方法をと思い、今から2番のほうの質問に入って まいります。

例えば、道路に穴があいていて危険、危ない箇所があるとします。スマホで撮影をし、役所に即連絡。担当者が投稿を確認し、対策が必要と判断されたら、対策を行うことで速やかに解決ができるというものでございます。担当者のメリットといたしましては、窓口で応対しないでよい、投稿に位置情報もついてくるので、わざわざ地図を開いて場所の確認の必要がない、といったものになると思います。住民のメリットとしましては、役所に出向かないでよいということ。それからまた土・日、夜間ですね、ゆっくりして投稿しようかというようなことででもSNSなどのものを使えば、情報を役場のほうに届けていただくことができるということになると思います。

お隣のですね、志免町におきましてツイッターを利用して都市整備課、上下水道課、生活安全課、我が町で言ったら協働のまちづくり課になるのかなと思って拝見しておりましたが、この3課で共有をして、将来的には、災害時の活用をというふうに考えていらっしゃるようでありました。

こういった取組みはご存じだったでしょうかということで、ちょっとお答えを。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

志免町ではですね、今ご紹介していただいたようなツイッターを利用しているところ。あるいはちょっと遠いですけれども、草津市ではですね、安全安心アプリという完全にもうアプリ化、アプリケーションを通じて、これGIS、地図情報も完全に独立した形でもつくってあるような形で運用されているところもあるようでございます。

まだまだ少ないですけれども、こういうところもですね、参考に、今後はしていくというようなことも考えていくべきだとは思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

木村議員。

◎ 1 3 番 (木村優子君)

先にお答えをいただいたような形になったんですけれども、兵庫県の芦屋市ではですね、LINEで。LINEを使用して同様の取組みをされているということで。割と私とかでもですけども、ツイッターよりLINEのほうが多かったりするので

ちょっとLINEって使いやすいのかなと思ったりして、ちょっと拝見をした次第です。

ここで、またちょっとお聞きをしたいんですけれども、粕屋町もですね、ホームページのリニューアルを本年度やっていくということで、様々な取組みを考えていらっしゃると思います。また、このLINEやツイッターなどのですね、無料アプリを使用して、住民の身の回りの困ったことや、危険な道路環境などを少しでも早く対応解決ができるように、こういったインターネットを使っての課題解決の方法をということで、先ほど町長に冒頭にお答えをいただいたような気もいたしますが、どのように考えるのかっていうことで、再度お聞きをいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

この電子自治体っていうかですね、電子関係のインターネットを使った課題解決としてですね、先ほどいろいろご紹介していただいたアプリとか、ツイッターとか、そういうことではですね、道路情報だったり、ごみ情報だったり、あるいは広告物、災害等にですね、今後は利用できますので、今年度粕屋町でもですね、公式ホームページのリニューアルを今取りかかっておりますので、現在のホームページからのご意見箱は県のシステムでございますけれども、ふくおか電子申請サービスを利用したもので少し限られたところがございますので、この新しい今度ホームページを作成する際にはですね、いろいろなものを機能を付加したものとしてですね、いろいろ検討をしながら、ご意見いただいたものも含めてですね、住民の方がよりよい迅速にご利用できるような形でですね、改良していければなというふうな形で今検討を進めております。

◎議長(鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

期待をして待っておきたいと思います。続きまして、2番目の質問に入らせていただきます前に、川崎市で児童を巻き込んで非常に痛ましい事件がございました。 この事件でお亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げるとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

この事件の容疑者の男は40代で、長年ひきこもりであったとの報道がなされてありました。またこの後にも、東京都練馬区で発生した元農林水産省次官による長男殺害事件で、元次官は動機について、川崎市の事件が念頭にあったとの趣旨を供述をしているようです。

今回、中高年のひきこもりに対して、質問しようと考えておりましたところに、この事件をお聞きいたしまして大変に胸が痛くなる思いがいたしました。厚生労働相は、この事件に関して、安易にひきこもりなどと結びつけることは厳に慎むべきだと述べ、慎重な対応が必要との考えを示しております。私も全く同感でございます。そういった思いも含めまして、質問に移ってまいりたいと思います。

さて、学校や仕事に行けず、自宅に半年以上閉じこもり、家族以外の人との交流 がほとんどなくなることを、ひきこもりと言っているようでございます。

ひきこもりは、1980年代以降、若者の問題として扱われてきました。しかし、その期間が長期化して本人が40代、50代になると同時に、親も高齢化して生活が困窮するケースが相次いでいると言います。現在注目されている8050問題。80代の親がひきこもりの50代の子どもの面倒見る現象を、このように呼んでいるようです。

そこで、中高年のひきこもりの支援が急務と考えて質問を進めてまいります。

まず1番目の質問です。中高年のひきこもりに対する粕屋町の現状の把握ができているのかをお聞かせ願います。

◎議長(鞭馬直澄君)

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長(石川弘一君)

木村議員のご質問に回答いたします。

中高年ひきこもりの現状把握でございますが、80代の親が50代の子どもの生活を 支えるといういわゆる8050問題は、社会的な問題になってきております。議員が言 われましたとおり、内閣府はひきこもりを自室や家からほとんど出ない状態に加え、 趣味の用事や近所のコンビニ以外に外出しない状態が6か月以上続く場合、と定義 しております。

粕屋町では、随時窓口や電話で、ひきこもりに関する相談を受け付けておりますが、中高年のひきこもりの特徴といたしまして、悩み事を誰にも相談しない、昼夜逆転の割合が高い、などといったことがありまして、全体の把握がなかなか難しいのが現状でございます。

以上でございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

木村議員。

◎ 1 3 番 (木村優子君)

現状の把握は難しいと、確かにそうかなというふうに思っておりますが。

今、窓口で電話、そうですね、受付をしているということでの答弁をいただいた んですけれども、実際に相談が町にあっているということで把握をさせていただい てよろしいですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長(石川弘一君)

相談はあっていることはございますけれども、それがひきこもりだけじゃなくてですね、生活困窮に関するものとか全体に係るものがありますので、全体的に見て、ひきこもりについての相談もあるということでございます。

以上でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

その頻度です、はどのくらいでしょうか。多いでしょうか。少ないでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長(石川弘一君)

ひきこもりということに対しての頻度といえば、先ほど申しましたようになかな かちょっと相談に来られない場合とかが多いっていうこともありまして、頻度とし てはあまり多くはないというふうに認識しております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

ちょっと後で、またその部分に触れていきたいんですけれども。

この後の質問でも使用するんですが、福岡県の、福岡県ひきこもり対策推進事業の業務報告書っていうのがございました。それをちょっと拝見させていただいたんですが、平成29年度の報告書によりますと、年代別居住地が出ておりました。

粕屋町を見ましたところ、電話相談が7件。うち20代が3人、40代が2人、不明が2人というふうに出ておりました。そして、来所相談が20代の2名ということで、粕屋町の状況としてのここにデータが出ておりましたので、このデータをちょっと頭に置きながら質問を進めさせていただきたいと思います。

ひきこもりが長期間にわたると親も高齢で働けなくなる上、これに病気や介護が重なるとたちどころに生活は逼迫し、親子共倒れの危険性もあります。また、親亡き後の不安も大きい。国は15歳から39歳のひきこもり状態にある人を約54万人と推計をしており、本年の3月に初めて40歳以上のひきこもりの実態調査を行っております。結果、40歳から64歳のひきこもりが61万人に上り、7割以上が男性で、ひき

こもりの期間は7年以上が半数を占めるというデータが発表をされておりました。 福岡県においても、先ほどの福岡県ひきこもり対策推進事業の業務報告書から、 男性が多い状況ということで書かれてありました。このデータからすると、粕屋町 にひきこもりで悩んでいる方がかなりの数いらっしゃってもおかしくないと推定を されます。なのに、先ほど述べましたこの対策の部分でですね、相談件数が少ない ということは問題なのではないのかなっていうふうに私は捉えております。

ひきこもりが長期化してしまう原因は様々ですが、世間体や偏見を気にして、SOSの声を上げられない本人や家族が多い。また、育て方が悪かったのではないかと自らを責め、相談する気力さえ失っている家族もいて、問題は潜在的に広がっている恐れがあると指摘をされております。正にこのデータが物語っているのではというふうに思っております。ここで、次の質問に入らせていただきます。

福岡県は、ひきこもり地域支援センターを春日市の福岡県精神保健福祉センター 内に開設をし、相談助言など様々な支援を行っております。

これが2番目の質問になるんですが、町が現在、この引きこもりの方々に対して 行っている支援があるのかっていうことで答弁をお願いいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長(石川弘一君)

町が現在行っている支援についてでございますが、ひきこもりにつきましては、 その方自身、その家族、環境など、さまざまな要因により引き起こされるものでご ざいます。

そのケースごとに必要な支援が異なり、内容も多岐にわたります。生活困窮に起 因する場合であれば、窓口や電話による相談や粕屋町内にあります福岡県の自立相 談支援事務所で困り事相談室と連携し、支援を行っております。

また、障がいのある方であれば、障がい福祉サービスによりまして移動支援、同行援護による外出支援、地域活動支援センターによる社会との交流の場の提供、就労系のサービスやデイサービスなどの日中活動系のサービスによるやりがいや居場所などの提供を行っております。また、どうしても外出が難しい場合につきましては、ホームヘルパーなどの訪問による家事支援や見守り、専門の医療機関による訪問診療や訪問介護をつないで適切な治療を受けていただいております。さらに、町職員や委託している相談支援事務所による相談対応も行っております。

以上でございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

今、ひきこもりに限ってではないですかね。今のお答えはちょっと把握が難しい ということで、全体的な感じでちょっと答弁いただいたのかなと思ったりもするん ですが。

一応ですね、この春日市にある福岡県が設置しております、この支援センターとの連携ですね。は、どのように粕屋町はとられているのかっていうのをちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

◎議長(鞭馬直澄君)

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長(石川弘一君)

議員が言われましたように、春日市に福岡県センター内にひきこもり地域支援センターがございますが、それに町村におきましては、各保健福祉事務所ごとに、ひきこもりや子どもの問題について相談窓口が設けられておりますので、まずそちらのほうにですね、つなぎまして、どういうふうな形でですね、行ってほしいかっていう様な連携を図って相談を行っておるものでございます。

以上でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

分かりました。えっとですね、今回私この質問するにあたって、我が町どういう ことやってるのかなということでホームページで検索をさせていただきました。

調べるにあたってどうやって調べようかなと思いまして。ひきこもりということでひきこもり支援というような感じで入れてですね、検索をさせてもらったら、ヒットしたのがですね、28年度のひきこもり家族教室の御案内のチラシっていうところで、でできたのが、これがちょっとコピーをとってきたものなんですけど。これがちょっと載っているだけだったという感じです。どうやってここにつないでいったらいいのかなっていうのがすごく疑問、疑問っていうかですね、どうしたらいいんだろうって私も戸惑いました。

電話相談はですね、してみようかと思い立ったときに、この状態ではですね、とてもじゃないのではないかなっていうふうに思いまして。また、今すぐにでもですね、福岡県のひきこもり地域支援センターとかですね、これリンクできるような形で載せていただくなどの配慮をですね、まずできるのではと思いますので、ここをお願いしたいなというふうにも考えておりますが、いかがでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

ひきこもりの方はですね、これは偏見じゃありませんが、やはりSNSとかインターネットを使った、ご自宅におられるっていうのが主ですので、そういったツールを使ってあるのはもうほとんどだろうと思います。

そういった意味では、この手段を使わない方法はないと。相談するにあたって、 やはりキーワードでヒットすることで、本当何ですか、ワラをもつかむような思い で、そこに頼られるということから類推すると、粕屋町の情報発信は非常に弱いと いうふうに私も痛感します。

ご意見ありがとうございます。早速、その方法につきまして検討させてまいりた いと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

ぜひ、期待をしております。また今、8050ということで、親の方がですね、今度 逆にですね、検索をされるっていうことは、高齢化になりますとネットに弱かった りとかいう方もいらっしゃいますので、広報かすや等でもですね、定期的にと申し ますか、相談の場所であったり、そういったものの啓発をするというようなことを していただきたいと思いますが、そちらに関してはいかがでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

もちろんでございます。

これは50代の方でもですね、やはり紙媒体じゃないとなかなか情報が拾えないというのがございますので、両面からその辺は周知徹底してまいりたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

よろしくお願いいたします。

それでは、長期のひきこもりであっても、適切な支援を受けることで、本人が自信を取り戻し社会参加につながるケースもあります。また経済的に困窮する家庭が多いことから、生活や福祉の支援は欠かせません。しかし、自治体が行うひきこもりのサポートは若者の就労支援に重きが置かれている場合が多く、中高年への対応は十分でないと指摘をされております。神奈川県の相模原市では昨年4月に開設し

たひきこもり支援ステーションで、当事者や家族らの相談に応じたり、課題の整理、 関係機関との連携を担っております。

私がちょっとここなぜ注目をしたのかっていうところを今からお話をさせていただくんですが。同施設のホームページやパンフレットには、対象者を18から64歳と明示をされたというところです。中高年も利用しやすい環境づくりを進めているというところで拝見させていただきました。中高年者は相談できないと思い込んでいる人にも情報が届くようにと、あえて64歳までと明記をされているということでございます。小さなことではあるんですが、確かに64歳までと記載があれば安心して相談できるのではと感じた次第です。ちなみに福岡県は相談対象者の欄は福岡県にお住まいの方やその家族、概ね18歳以上の方というふうな記載がされておりました。では、最後の質問に入ってまいります。

厚生労働省は、平成21年度からひきこもり対策推進事業を創設し、平成30年度からは生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、訪問支援等の取組みを含めた手厚い支援を充実させるとともに、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化を図っています。このひきこもり対策推進事業は二つの事業から構成をされているようです。

一つがひきこもり地域支援センター設置運営事業で、ひきこもりに特化した専門 的な第一次相談窓口としての機能を有するひきこもり地域支援センターを、都道府 県・指定都市に設置し運営する事業です。

二つ目がひきこもり支援に携わる人材の養成研修、ひきこもりサポート事業で、 この事業はひきこもりの長期高齢化やそれに伴うひきこもりの状態にある本人や家 族からの多様な相談にきめ細かくかつ継続的な訪問支援等を行うことを目的とする 事業です。

私ここの継続的な訪問支援っていうところにちょっと注目をしてるんですが、具体的には、各都道府県・指定都市において訪問支援等を行うひきこもりサポーターを養成し、養成されたひきこもりサポーターを地域に派遣し、訪問支援等を行うものです。また30年度からは、市町村において利用可能な引きこもりの相談窓口や支援機関の情報発信をするとともに、ひきこもり支援拠点、居場所、相談窓口づくり等を行います。主立った県の事業ではありますが、住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実強化し、すき間のない支援を実現するために、30年度から生活困窮者自立支援制度との連携が強化をされております。

私はまず、悩んでいる本人や家族の声を引き出すこと、そして第三者が関わっていくことの重要性を感じております。相談するだけでも心が救われて一歩前へ進むこともできるのではと思いますし、また継続的な訪問支援が本当に大切になると感

じております。

以上のことを踏まえまして、最後の質問になりますが、町として、ひきこもり対策をどのように推進をしていくのかということをお聞かせ願います。

◎議長(鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

議員さん言われますように、ひきこもりという定義が非常に難しい状況で、私どももまだ把握してない状況でございます。

言われましたように、福岡県では春日市にひきこもり地域支援センター、そして 粕屋所管内でも、粕屋保健事務所の中に引きこもりや心の問題などの相談窓口が今 あります。

町といたしましてもですね、そこら辺の施設あたりとですね、情報交換なりですね、情報収集に、そしてひきこもりにかかわる色々な関係機関、民生委員さんあたりもそうだろうとは思いますけども、そういった身近なところからともですね、情報の共有を図りながらですね、定期的な支援にですね、今後つなげて、まだちょっとぼやっとした答えになりますけども、そういった形で支援していきたいというふうに思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

訪問支援というところで、保健師さんがですね、こう色々回られたりしている中で、そういった情報をですね、掴んでこられることもあるんじゃないのかなと思ったりしております。

そういったものは情報共有していただきながら進めていただけるといいのかなと 思っておりますので、併せてお願いしたいなと思いますがいかがでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

今言われますように保健師がですね、保健相談で地域の方に回ったりいたします ので、そのときあたり、もう気をつけてですね、情報収集に努めるように言ってい きたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長 (鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

あらゆる角度から支援をしていただけるとありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますので、町長のほうから何か最後に一言お願いいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

抜本的な解決策はない、だからこそですね、それぞれの機関が連携をし合って、 大きな問題に取組むべきだろうと思います。

粕屋町においてもですね、今非常に遅れた部分も確かにあると思います。 それをですね、情報発信も含めて、積極的にこれから展開してまいりたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

木村議員。

◎13番(木村優子君)

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(13番 木村優子君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

暫時休憩といたします。再開を1時40分といたします。

(休憩 午後1時31分)

(再開 午後1時40分)

◎議長(鞭馬直澄君)

それでは再開いたします。

議席番号9番、福永善之議員。

(9番 福永善之君 登壇)

◎9番(福永善之君)

議席番号9番、福永善之です。一般通告書に従って質問をいたします。

今定例会は三つですね、質問内容をまとめております。

一つ目がですね、これが10連休ですね、先般あった10連休期間中の保育ニーズ調査に関してということ。二つ目が、粕屋中学校の修学旅行中の教職員の飲酒、この問題に関してということ。それから最後に、随意契約に関してということで、これは焦点を絞らせていただいてですね、焦点は、一般廃棄物収集運搬業務の委託契約ということで、三つ質問をさせていただきます。

では初めにですね、10連休期間中の保育ニーズ調査に関してということで質問を

いたします。

私もですね、今46歳になって、ちょうど議員になる頃はですね、まだ保育園児をですね、自分自身抱えていたということです。保育園のですね、ありがたさっていうことをですね。自分が実際にその立場になればですね、分かっていたということであります。それから時が経ってですね、子どもたちの手がかからなくなって、保育ニーズに関するですね、自分自身危機がちょっと薄れていたかなという面も正直な感じで思っております。

それでは、先のですね、3月定例会において、私は認可保育園に園児を持つ保護者の保育ニーズに関する質問をしました。子ども未来課長からは各園からは声は上がっていないとの答弁でした。しかしながら議会だより3月号を読まれたある保護者、これ匿名でですね、私のメールのほうに一報を入れていただいております。から切実なメールを受領しました。これはですね、4月26日付ですね。ちょうど土曜日、10連休が始まる初日ですね、その日に承ったと。なお参考までに、近隣の古賀市はこの期間中にですね、4月30日、5月1日、同じく5月2日の3日間、市内の認可保育所3園、これはですね、認可保育所でですね、やってもいいよというところが3園あったみたいなので、その3園で休日特別保育を実施したようです。

まず初めに、この期間中の保育ニーズ調査はどのようになされたのでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

はい。福永議員のご質問にお答えします。

同期間中の保育ニーズはどのようにされたのですかという質問ですが、これ調査というよりも、子ども未来課のほうで認可保育園含めた、各保育園に聞き取りをしております。その中ではですね、保護者の方からのご意見は特になかったということでお聞きしておりますし、また子ども未来課のほうにおいてもですね、特にそういったご意見はなかったということで聞いております。

以上です。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

はい、聞き取りに関しましては、各保育園の園長さんに口頭で聞き取りをされた ということでよろしいですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

園長だけではないです。園長とですね、あとは主任と言われる方に関してもですね、そのときに電話いたしまして聞き取りで、こちらのほうからお聞きしたという所でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

そのときに、例えば、紙媒体で配布をしてとかですね。いついつまでに期日を設けて希望とるとか、そういうところの指示はされたんでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

そこまでのお願いはしておりません。園を開けるかどうかの分につきましては紙 媒体でですね、こちらのほうからお願いして、それに記入していただいたというこ とがございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

園を開けるかどうかっていうのは、これは園自身に調査をされたということですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

認可保育園も含めた形でですね、全ての園にこちらのほうから用紙を配ってです ね、それで回答していただいたというところでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

その中で、認可保育園としては同期間中は、特別保育はできないという結論に至ったということでよろしいですか。

◎9番(福永善之君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

こちらのほうからですね、ゴールデンウィーク期間中に園を開園されますかとい

うふうな形でのご回答で、ほかのところは、じゃなかった、ゴールデンウィーク期間中については開けないというところで、こちらのほうにご回答いただきました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

まずニーズ調査があってのですね、そういう実施する園に対するですね、開ける開けないの判断になってくると思うんですよね。その匿名の方がですね、書かれたのが、自分たちは夫婦そろって粕屋町の人間ではないと。同期間中、夫も私も働かないといけないと。預ける先がないと。この期間中もそういう状況であったので、県外のですね、お父さんのご自宅にもう預ける段取りを組みましたということです。それからもう一つですね、これが大事なことなんですけど、保護者がですね、そうやってせっかくのお休みの期間中にですね、先生方を休ませるわけにはいかないという、そういう心持ちもやっぱりあると思うんですよ。そういう言いにくい状況ですね。ましてや役場のほうにですね、保護者の方たちが、必要だと訴えることができるかといったら、これもかなり難しい。

みんながみんな、できることではないというやっぱりそういうですね、感じで受け取れないかなというところがあります。そういうところはいかがですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

確かにですね、議員さんが言われますとおり、行政といたしましては幅広くです ね、町民の方からの声をお聴きしないといけないという必要性はあるかと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

もう済んだことなので、これはですね、一つの教訓としてですね、今後またこういう事案が発生することは多々あるとは思うんですよね。今もう正直時代がですね、やっぱり変わってますので、今、旦那さんだけの給料で生活していくことがものすごく厳しいという状況。それにプラスアルファして、やはり奥さんのほうもですね、働かないといけないという方もいらっしゃいます。そういうところをですね、やっぱり考えてですね、行政サービスをですね、やってるという自治体の責任としてですね、こういうニーズ調査というのは、やっぱりちゃんとですね、とっていただきたいなというところがあります。

私もですね、さっき冒頭に申しましたように、もう一旦子育てを正直離れており

ますので、こういうところのですね、感覚がちょっと鈍かったっていうのは正直反省をしておりますが、今現在はですね、先ほど申しましたように夫婦でですね、世帯収入というかですね、大体粕屋町内で400万円いくのはほぼ難しいんじゃないかっていうところの。層がですね、もう大半と考えていただいたほうがいいと思います。そういう方たちにとって、やはりサービス業っていうのがあると思うんですけど、サービス業っていうのは人がですね、一般の例えば公務員の皆さんたちがお休みのときにですね、働かざるを得ないと。そういうときは書き入れ時になりますので、やっぱりそういう現実を直視されてですね、今後ですね、やはりニーズ調査が必要なときにはちゃんととっていくという対応をですね、していただきたいなと思います。

では、続きましてですね、修学旅行中の教職員の昼間の飲酒に関してということ で質問をいたします。

今年の1月のですね、今年の1月に粕屋中学校の修学旅行に引率した教職員2名。 これは校長と主幹教諭、学校で言うと、ナンバーワンとナンバースリーですね。そ の方お2人が、勤務時間中の昼間に飲酒した事案が、4月にマスコミ報道で発覚を したということです。

5月24日の金曜日に、教育長及び学校教育課から議会に対して、現在校長は自宅待機中。主幹教諭は学年主任及び技術職員の不足により、勤務継続中との説明があっております。その下にいろいろ書いておるんですけど、6月7日のですね、定例会初日にですね、教育委員会のほうから議会に対して、この問題に関するですね、中間報告をしたいということがありましたので、その中で中間報告を受けております。その中で処分がもう、福岡県教育委員会から出ましたということでありましたので、処分内容に関しましては、校長が6か月間の停職、その6か月期間は、給与が発生しないと。それから、主幹教諭に関しましては、給与の10%の減額が3か月続くという、そういう処分がなされたようです。

まず初めに、校長と主幹教諭の修学旅行費を、これに関しては負担はどうなっておりますか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

福永議員のご質問にお答えいたします。

まず、この議員の質問の1番から4番に関しましては、県の教育事務所より修学 旅行引率時における職員の飲酒に関わる聞き取り調査等ということで、私どもが複数回、質問をして、その分の事情を聴取した結果のことを回答に書いております。

まず1番ですが、これは自己負担ということになっております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

これは一般的な規定では自己負担ということですか、それとも今回こういう問題を起こしたから自己負担にさせたということでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

修学旅行におきましては、子どもは各家庭からお金をいただいてます。教員については出張旅費という形で県費のほうになります。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

今回っていうか修学旅行費用とかについては、引率する教職員の費用というのは、 県費ですよね。はい。では、2番目ですね。勤務時間中の昼間に飲酒をしたことは、 該当される2人のほうも認めていると。

その費用に関しては、自己負担か、それとも県費負担かっていうところはいかがでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

これも自己負担だと確認しております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

はい、ちゃんと出張精算書っていうのが恐らくあると思うんですけど、経費精算ですね。

そこまでは、ちゃんと確認をされたということでよろしいですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

これは一応県のほうにですね提出、添付書類としてですね、幾つもの書類を出させた中の1枚にそういうこの明細書等全てを提出するようになっておりますので、

それで確認しております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

続きまして、福岡県のですね、教職員の懲戒処分の基準というのがですね、これは全国の都道府県がですね、一応作成をして、文科省のホームページのほうでアップをされております。その中で、修学旅行中の飲酒に関することですね、これはまだ明文化をされていないと。参考までに京都府に関しましては、明文化されておってですね、いるという感じになります。

このたびの該当されるお二人に関しましては、修学旅行中の昼間が勤務時間だという認識はあったのかどうかということをお聞きします。

◎議長(鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

これも聞き取り調査なんですけど、職務専念義務があるという意識はありましたが、認識が甘かったというふうに聞いております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

マスコミ報道にですね、ちょっとこれはマスコミ報道、あくまでマスコミ報道なので、マスコミ報道からすると、夜食っていうか夕食の後にですね、教職員間でミーティングはやったということが書かれておりました。

そのミーティングにですね、酒が入った状態で参加されたということが、ここは ちょっと明記されてなかったんですけど、その辺はどのような感じなんでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

その件に関しましてはですね、そのミーティングに出られたほかの先生とかのも ちろん聞き取り調査もしております。

それで、なかなかそのときにですね、飲酒をしていたかどうかっていうのは、ほかの先生たちがですね、あまり確認ができなかったということで、それでご本人このお二人の方はですね、やはり先ほど言いましたように、やはりそのミーティング時間もですね、勤務時間でありますので、認識が甘かったというふうに話してありました。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

今の要約すると、ミーティングの時間中も出席をされて飲酒した状態でされたということでよろしいですね。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

粕屋町立小・中学校修学旅行実施要綱というのがありますよね。その中で、第2条に修学旅行の計画ということが明記されております。その中で計画、修学旅行の計画ですね。この日は何をするとかですね、この時間帯はどうこうすると。そういう計画に関しましては、校長が旅行計画を練る。最終的に教育長、教育委員会のほうに了承求めるということが明文化されております。

今回、生徒がですね、自由行動の時間だったと思います。生徒の自由行動の時間 は計画はこれちゃんと明文化され、明文化というか策定はされたということでよろ しいでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

生徒の2日目の自由行動につきましてはですね、バスを使って班ごとで動いたということ。そして1番目にどの神社に行って、2番目はどの神社に行く、昼食はどこで取るという計画書は学校のほうに出て、それは全てしおりに載っておりますので、把握はできております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

生徒の移動計画というのはちゃんと策定されてたと。

要は、その生徒が自由行動で移動してる間のですね、今回教職員が13名引率しておりますので、各教職員の配置というのも策定されてたということでよろしいでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

生徒のしおりと同時に、教員のですね、詳細な今度は仕事分担表のしおりという のは別に作成をいたします。

これについては2日目の京都散策の時間でございますが、何班に分けたかはちょっと覚えておりませんが、ホテル待機組とそれから最初に先発組でここを回る班とかいうふうな形でですね、分担をしているはずです。今回については、チェック場所っていうのをつくらなかったように聞いておりますので、全員そこを通ったかどうかっていうのは把握しなかったと。

これはそれぞれ行きたいとこがあるだろうからっていうような配慮で、今年はそのチェック場所は作らなかったというふうにお聞きしております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

以上です。

◎9番(福永善之君)

引率された教職員も、担当が決まって、分担が決まったということですね。 その中で、時間帯に当該者である二人の分担というのはいかがだったでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

私が聞いてるのは、フリーで回るというふうにお聞きしております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

では4番目にですね、これは、以前にもですね、各都道府県の教職員によるですね、修学旅行中の飲酒が発覚し、戒告等のですね懲戒処分の事例があったということです。

恐らくですね、恐らくじゃなくて、この度のこの該当される2人はこの事例を認 識してたのかどうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

早川学校教育課長。

◎学校教育課長(早川良一君)

これもお二人に聞き取りをしました。それでですね、結局二人ともですね、新聞に掲載された時点で認識をしたというふうに答えております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

えっと、通常、教職っていう同業ではないですが、恐らく自分たちの例えば福岡 県内だけではなくてですね、福岡県外の都道府県の教職員の懲戒処分にかかった人 達の事例っていうのは、恐らく自分がもし同業であれば認識をするんですよ。

だから、そういう認識があったかどうかのですね、質問を今してるんですけど、 いかがでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

本人たちに聞いたのは、今課長が申しましたように、新聞に熊本県の話でしたかね、確か。で2008年か9年、随分前のお話だったと思いますが。それが同時に掲載されておったからそういった質問になるんでしょうけど、本人たちが前もってですね、そういった事例があったということを意識しとけばですね、これ、だろうの少数の意見なんですが、私は飲酒はなかったのかなと。恐らくその意識はない、認識がないのか、忘れていたのかいろいろあるかと思います。

えっと、学校の教員の不祥事というのは、いろんなマスコミ新聞等で出た場合はですね、必ずっていうか、私はそうだったし、今、校長先生方には、そこ私もお願いしてるとこなんですが、必ずその記事を出して一言コメントをですね、うちの学校からこういったことがないようにということはしていただいてるはずです。私もそうやってきましたし、今の校長たちもその指示をしています。

おそらく、粕屋中学校の校長にも私その指示を出しておりましたので、ほかのいろんな不祥事については出されとったと思いますが、ちょっと修学旅行の飲酒っちゅうのは私も最近見てないのですのでですね。ちょっとそこの直の指示はなかったんじゃないかなと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

今の要約すると、もうご本人たちは飲酒はいかんということの認識はもあったということで、こちらも了解しといてよろしいですか。はい。

これ、今後のですね、これはもう再発防止という感じでですね、お聞きしたいと思います。んで、今回ですね、私も教育委員会が今つくってるですね、条例とか要綱をちょっと見てみました。その中で、学校長のですね、権限っていうのはものすごい大きいというのをですね、知りました。全てにおいてですね、例えば、教職員が休むにしろですね、休暇中にですね出張するというか、県外に出るのにしても、

全て校長にですね、報告しないといけないとか。校長の権限のものすごい大きさをですね、ちょっと条例と要綱と、あと規則ですね。そっからちょっと読ませてもらいました。

今回、6月7日の定例会初日にですね、教育委員会からの説明を受けました。その中で、校長に関しては先ほど申しましたように停職が6か月ですね。6月7日から8日か、6月7日から停職期間が始まるので、12月の6日にですね、処分の期間が終わると。12月の7日からですね、ご本人曰く、復帰をしたいという感じで申されたということです。私もよく、なぜかなっていうことをですね、調べたら、教職員に関してですね、人事と金。教職員の給料ですね。これはもう県が全部持つんだと。服務規程に関してのみ、監督ですね、服務監督ですね。のみが、自治体の教育委員会が持つということが明記されてましたので、これは町の教育委員会が何だかんだっていう問題ではないなということは自分自身認識をしております。

ただ、今回、問題点としてはですね、6か月の期間中に教頭先生のほうが校長の職務代理、これも先ほどの条例の中に明文化されておりました。されると。その中で6か月もの長い期間をですね、教頭先生が今回、今後、自分の色をつけたっていうかですね、自分の方向性で持っていかれると思うんですけど、そういう方向性を持っていったときに、校長先生が復帰してくるっていうところ。イメージが私には湧かないんですよね。やはり、もう、教頭に任せてその期間中は教頭先生にですね、主導権を持たせて、やはり学校運営をさせたほうがですね、教頭先生としても戻ってくると分かってる人がいればですね、やはり自分がこうしていきたいというところの色が出せないと思うんですよ。

だからそういうところをですね、なかなか難しいと思いますが、考えていただきたいなという感じで考えてますが、いかがでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

停職処分は、身分はそのままであるが、職務については全て停止ということになりますので、教頭が校長に相談するっていうこともあり得ませんので、全て教頭のほうの判断でこれは、物事が進んでいくと思います。

ただし、今おっしゃるように校長の権限というのはかなり重とうございますので、 教頭のほうからは私たちのほうにいろいろ相談をしていただいたりとか、私たちの ほうからアドバイスをしたりとか、指導主事を常にその中学校のほうに派遣をする とかですね、そういった支援のほうは考えておりますが。

今おっしゃるように、学校のほうの全ての業務については、教頭のほうに一任と

いうか、させるように考えております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

私がちょっと危惧するのが12月7日以降のですね、やっぱりトップと今までやってきた人のやり方っていうかですね、そういうところをちょっと危惧する次第でありますので、そこはそのような考えであればですね、それはそれでよしとしておきましょう。再発防止策に関してはいかがでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

修学旅行の飲酒も改めていうまでもありません。本来は、私もあってはいかんことということで、しょっぱなから保護者説明会のときからもうこれ言ってるわけですから。今後、あり得ない、若しくはあってはいけない。若しくは、あるかもしれないのでしないようにという、いろんなことでですね、これは臨時の校長会を開いて、この昼間の飲酒、勤務時間の飲酒にかかわらず、子ども、いわゆる小学生、中学生を校外に引率をした場合、宿泊を伴う伴わない関係なしに、その期間中の飲酒は全て禁止するということを指導しております。

それと、これは修学旅行の今飲酒事件のことなんですが、これはもう皆さん分かったというよりも、当たり前だろうというふうな話でですね、これは言っていただきましたが。それ以外の、例えば今問題になっております不祥事防止ということでですね、もう一度この校長会のほうから各学校のほうに落としていただいたのが体罰、わいせつ、それから公金横領、個人情報の漏えい、そして今の飲酒ですね。この五大不祥事と言われるものについては、再度また指導をしたところでございます。それと県の懲戒指針ということで、今回、校長の処分が重うございましたのは、やはり管理、指導する立場は更に重い懲戒をを科すという一文もございましたので、そういったことも含めてですね、指導をしたところでございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

では続きまして、3番目のですね、随意契約に関してということで。

これは、一般廃棄物収集運搬業務の委託契約ということで質問をいたします。

まず、当町は一般廃棄物の収集運搬業務を2社に限定し、長年にわたり、これは 年度更新ですね、の契約書を締結し、随意契約として発注しているようです。随意 契約にあたっては、この種の契約は、競争入札には適さないというふうに考えてあられます。

まず一つ目にですね、糟屋郡町村会と古賀市は、平成10年から4年間、粕屋清掃 事業協同組合と一般廃棄物収集運搬手数料の決定に関する覚書を締結しております。 単価はですね、これは一世帯当たり1,080円というふうに設定をされております。

平成30年度の単価も同じ金額でありますが、この単価が平成14年4月以降、覚書が切れた以降ですねも据え置かれた理由は何ですか、ということで質問させていただきます。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

今、福永議員のほうから言われましたように、糟屋郡町村会及び古賀市、こちらのほうで粕屋清掃事業組合ということで、平成10年から平成14年、ごみ収集運搬手数料を一世帯当たり月額覚書を取り交わしております。

平成14年度以降のごみ収集運搬手数料の改定につきましてはですね、それを求める陳情書の提出と業者側のほうからもあっておりますが、具体的な協議にまでは至っておりませんので、その後も、同単価で現在に至っておるという状況であります。 陳情におきましては、平成13年度並びに15年度等で行われておるところでございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

13年度、15年度も陳情が出てるということで、16年以降っていうのは、もう出てないということでよろしいですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

直接14年度以降には出されておりません。そういった経緯もありまして、現在も 同単価で締結を行っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

分かりました。陳情書が2箇年にわたって出されたが、もう15年、16年以降です かね、出されていないと。単価はもう据え置きでそのまま進んでるということです ね。はい。

では、2番目に、この料金設定では、これ世帯が増えるほどですね、とかマンション等の集合住宅が多いほど、また、これはですね、自治体の面積が狭いほどイコール人口密度が高いほど、業者にとってはですね、利益面、コスト面で有利に働くと考えられます。

この点は、行政としては同じ認識でよろしいですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

単に単価とですね、世帯数だけを比較すればそういうふうな結果になるかと思いますが、この時代の変化の中でですね、賃金等も変化してきておりますので、一概に言えないものではないかと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

はい。一概に人件費は確かにですね、変動はしていくと。高くなっていくってい うのは通常通例でありますので、その人件費に関しては、確かにそうだと思います。 そのような傾向にあるということのですね、認識で、単価設定が16年以降ですね、 陳情も出てないのに、据え置きでされてるっていうところはいかがでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

据え置いているっていうことに対しては、その間に業者のほうも努力された結果 ではないかというふうに思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

どのような努力が挙げられるんですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

この単価につきましても、町といたしましても、収集運搬の費用等のですね、試算等も行っておりますので、試算を行った場合のですね、算出額からいくと、業者の方の努力があっての現在の単価ではないかという判断をしております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

業者の費用の試算って言われると、業者が実際にかかった費用、人件費も含めて、 例えばいろいろな経費を含めた資産を見られて、そう判断しているということでよ ろしいんでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

今言われたように業務内容の試算を行ったものと、現在の単価等を比較した場合、 現在の単価で運営できるのは、業者の努力がある結果ではないかという判断をして るということです。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

業務内容の試算とかは紙ベースでちゃんと見られて、作られているということでよろしいですか。もしあれば提出をしていただき、見せていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

内部的な資料になりますので、その紙ベースで提出するというのがあれですが、 現実的にですね、平成31年度という設定の中で、委託料、これは世帯数、それと、 先ほどから出ております1,080円ですね。これをあと先ほど福永議員が密度によっ て変わるということを言われましたが、密度的なことを補正する係数等も掛け合わ せたところでですね、計算したところ2億7千万ほど、年間費用がかかるようになっております。

町のほうで試算した結果としましては、3億5千万相当かかるというふうな試算を行っておりますので、それからいくとですね、本来の費用からいくと76%程度でですね、現在行えているというふうに判断しております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

今ので分かりました。今既存の業者のほうが1年間ですかね、に2.7億円ほど費

用かかってると。町のほうで試算したところ、これは3.5億ほどかかるから実質76%ぐらいの支払いにしか至ってないので、町としては妥当ではないかということでよろしいですね。はい。

では、3番目にですね。これはですね、長年にわたり、同じ業者への発注が続いているということがついております。単純に考えると、業者が廃業しない限り、若しくはですね、何か問題を起こさない限り、今後も随意契約としてですね、発注がついていくのかどうかっていうところを、ちょっとお聞きしたいなと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

前段のほうからちょっと説明させていただきたいと思いますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こちらでは市町村は一般廃棄物の統括的な処理責任があるというふうに定められております。具体的には収集運搬業務に際して、衛生、美化、臭気等の問題への配慮。迅速かつ円滑な収集運搬のための設備の保有、道路網の熟知、収集日ごみの分別、区分や集積場の清掃等への配慮、業務の継続的、安定的遂行ができるかということが、受託業者のほうには求められております。

現在の業者につきましては、廃棄物処理法施行時、昭和45年になりますが、一般 廃棄物の収集運搬の経験を有しておりまして、町内の廃棄物の状況を熟知し、住環 境の美化に必要な経験を有する業者であります。また、収集運搬に必要な車両等の 設備も有しておりますし、多量の廃棄物を種別ごとに効率的かつ安全に当該地域の 業務に遂行できる業者だと。

この判断のもとで町としてはこの業者を選定しております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

ではですね、例えば視点を変えてですね、コスト面、これは町民に降りかかってくるコスト面ですね、から考えるとですね、例えば、今業者が2.7億円ほど1年間に費用がかかってますよということを出してます。で、町のほうは3.5億円かかるよと。執行率が76%ぐらいの間で、今の業者でいいんじゃないかとかですね。今、部長のほうから言われましたように、いろいろとちゃんとやってくれてるからという、そういう側面もあると思います。ただ、一方ではですね、例えば、もし新規参入があった場合に、この2.7億円よりもですね、安くできるとかですね。例えば、今現にノウハウというのをですね、ノウハウというのはおそらくごみ集積場の拠点をですね、どれだけ把握してるかっていうところが一番のノウハウの最大値になる

と思うんですけど。

そういうところをいかに知ってるかとかですね、そういうところを鑑みたときに、もし、2.7億円よりも安くですね、できる。プラスごみ収集に関しては、町民に迷惑をかけないという条件のもとでですね、そういう提案があった場合に、町民の税負担の観点、若しくはごみ袋ですね、これがごみ袋にもおそらく間接的に反映されてると思うんですけど、が安くなるという観点に置いた場合に、この随意契約が果たしていいのかっていうところはいかがでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

随意契約云々っていう話とはですね、若干違う話ではないかと認識しております。 それはなぜかというとですね、社会的責任というのをこれ自治体が問われている わけなんですよね。この業務を遂行するということは、価格的な面からではなくて ですね、自治体の責任として、先ほど言いましたような内容をですね、十分対応す るべきだと。実際においては、直で直営されるところもあるかもしれませんが、委 託するんであればそれに相応する業者を選ぶべきだということが決められておりま すので、それに基づいて業者の継続的な選定を行っているというのが現状です。

これは、裁判的なことも発生しておるようで、社会的にはですね。一般廃棄物処理計画、この適合性に係る許可要件に関する市町村長の判断にあたってはというようなことで、申請にかかわる区域における一般廃棄物処理適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該地域における需要需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるということで、現在行われている業者に対する適切な考慮が必要だということも裁判の中でも判断がされております。

廃棄物処理法においても、一般廃棄物処理は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられないと、こういった判断も出ておりますので、町といたしましても、現行の対応を行っておるところであります。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

その裁判というのは、例えば、随意契約にしないといけないという、そういう裁判の結果ということでよろしいんですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

随意契約にしなければいけないという判断ではないと思います。

先ほど申し上げましたように、廃棄物処理法において、一般廃棄物処分は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられないものと、こういう判例が出ておるということでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

では、もしですね、万万が一ですね、例えば今、粕屋町で廃棄物の減量及び適正 処理に関する条例っていうのを設定しておりますよね。その中で、第24条許可の取 り消しというところがあります。例えば、許可業者がですね、何か問題を起こした と条例の規定に違反したとかですね、不正の手段をやったとか、町の指導監督に従 わなかったとかですね。そういう場合にはですね、許可を与えた町は、半年以内の 期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命じることができるというふ うに明文化をされております。

もし、そういう事態に起きたときにですね、今現在、先ほど部長のほうから言われましたように、対応ができるのか、町民に迷惑がかからないようにですね、ちゃんとルート回収されて、できるのかっていうところはいかがですか。例えば6か月間、例えば業務停止とかですね、一部とか全部業務停止ができた場合にですね、そういうことが可能であるのかっていうのはいかがでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

現行の業者に対して、それが起きた場合ということを言われておるんですよね。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

それはそうでしょうね、許可の取消しとありますので、現行に許可を町として与えている業者が、もしそういう事案に発生した場合はいかがなさるのかというところですね。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

もちろんそういうふうな事態があればですね、その決まったことに基づいて対応

するべきだろうと思います。ただ、町といたしましては、そういうことを起こさないっていうことを判断して、その業者と契約をしているということであります。

また、一般廃棄物の処理計画、こちらの業者に関しましてはですね、一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を切実に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分または許可更新処分を行った、こういった場合にはですね、逆に、既存の業者にはですね、それに対する訴える処分に対する取消しを訴えることも可能であるという裁判での判断も出ておりますので、町としては現行の業者をそのまま継続をさせておるという現状であります。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

では、今、言わんとしてることは裁判結果がもう全てですよと。

先ほど申しましたように、今現行よりも安い金額で、例えば、町民負担が今より も軽減されるのに、そういう提案が指定される業者よりも、裁判結果が全てですよ という判断でよろしいんでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

裁判結果というよりも、裁判の結果で社会的な判断がされているということをご 説明させていただいたわけです。先ほどから、既存の業者にもし何かがあった場合 ということを問わわれておりますが、逆に言いますと、今の業者より安価にできる 業者が、果たしてそれだけのことを成し得るのかっていう判断もあるかと思います。 じゃあ、その新たな業者がですね、同じような事態になったらどうするのかと、 そういったことも含めて包括的に考えていただけなきゃいけない問題ではないかと 思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

今おっしゃられることはもちろんだと思います。ただ、やはり今現状よりも、やっぱり例えばほかの新規の業者がどれくらいやれるのかとかですね、そういう提案を見ないことには、おそらく今言われてましたように包括的な判断というのはやっぱり客観的にできないと思うんですよね。だから、新規の業者ができないという条件ではなくて、その新規の業者がですね、仮にこういう提案もできるのかというところをまず見てみないと、なかなか物事っていうのは先ほど言われましたように裁

判の判例ではこうなってると、それが永遠に続いていくと思うんですよ。だから、 町民の軽減負担の観点もですね、やっぱり中に入れてもらってですね、やはり今の 業者が悪いって言ってることではないんですよ。

ただ、適正な価格ですかっていうところをですね、判断していただくためにはやはり新たなですね、新規参入されたいと思ってられる方の見積りも見ていただいて、どういう提案でされてるのかというところを見てもらった上でのですね、客観的な判断が必要かなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

今見積りというお話が出ましたので、言わせていただきたいと思いますが。

先ほども言いましたように、この業務というのはですね、本来町がやるべきことというようなことで定められておりますし、単に金額だけではなくてですね、衛生、美観、臭気、こういった問題への配慮とかですね、円滑な収集運搬、それからそれに耐えうるような設備、それから経験的なですね、道路網の熟知、こういったものが適切にできるかと、そういったことの全てをですね、捉えたところでの判断が必要だろうというふうに思っております。これは、自治体が社会的に責任を果たすためにですね、現在の使用が妥当ではないかというのを今判断しているというのを申し上げさせていただいております。

裁判のことにつきましてはですね、社会的に認められた結果とこういう結果が出 てますという意味でですね、引用させていただいたところであります。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

いや、おっしゃることはごもっともっていうのは、もう重々認識はしてるんですよ。ただ、ほかのですね、業者、例えば新規参入したいという方のご提案を見て、 それを比較検討しながら考えないことには、そこが本当に妥当なのかっていう金額 というのは非常出てこないと思うんですよね。

あと言われましたように、金額以外の面に関してもですね、恐らくそうでしょう。総合評価としてですね。ただ、そういう明らかにここだけですよということであればですね、じゃここがいつまで続くのという感じがやっぱり町民の皆さんから出てくると思うんですよ。だから、例えばですね、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の中のですね、これは第17条、一般廃棄物処理業の許可基準というのがあります。それにはですね、明文化されているのが、申請者が、町の区域内の事業所若し

くは営業所を持ってる方は申請できますよとかですね。必要な人員とか車両とか設備及び経済的な基礎ですね、会社の体力ですね、財務的な体力があればこれも大丈夫ですよとかですね。それとか、町税の滞納がないこととかですね、そういう基準にですね、合っている方たちがもしいらっしゃるとして。その方たちはもう、もうはなからそういう町に対して提案ができないということなんでしょうか。

条例には明文化されてるけど、今、部長が言われたのは、今の既存の業者さんしかできないような感じで言われてますが、こういう条例には、一応こういう方たちも申請はできるよというふうに書いておりますが、それはいかがですかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

申請されるっていう行為と、業者として採用されるという行為はちょっと別の話ではないかというふうに思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

申請と許可されるってもうそれはもちろんです。ただ、今現状の町の方針としては、今の既存の業者さん以外に新規参入とかですね、そういう新しい提案をですね、受け付けるような町の体制が整ってないということが原因だと思うんですよ。聞いてなかったですか。今の町の体制ではですね、既存の2社以外にですね、新しく自分たちだったらこうやるよとかですね、そういう新しい提案をですね、受け付けるような体制になってないというところがちょっと問題だと思うんですよ。もし、そういうところがあればですね、例えば2.7億円というのは本当に適正なんだなとかですね、町民負担に関しても、この2.7億円っていうのは本当に適正なんだから、町民負担も今現状なんだよとか、そういうところを発信はできると思うんですよ。ただ、2社に限定した状態で、あくまでも3.5億円というのは町がですね、試算した金額でありますので、新しいところがもし2.7億よりも低く出しますと。金額だけじゃなくて、サービス内容に関してもこうしますよとかですね、包括的にやっぱり客観的に見るためには、やはりそうやって町のほうで2社だけにバリケードを張って受付をしないんじゃなくて、いろいろな提案を持ってきてくださいというようなですね、やり方をされたほうがいいんではないでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

長年続いているということが大きな要因にはなっているかもしれませんが、現在のですね、2業者、こちらにつきましては、車両等も完備しておりますし、議員の4番目の質問等にですね、減価償却等のお話もありましたが、車両台数等の確保等から考えますとですね、減価償却等のですね、期間等の問題も生じないものというふうに思っております。

現在の業者一般廃棄物のですね、運搬の経験、先ほどから言っておりますように、 町内の廃棄物のですね、状況等の熟知、こういった点からもですね、あえて変える 必要性を町としては思っていないというのが現状です。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

変える必要を持ってないということではなくてですね、町民負担の観点もですね、 やっぱり視野に入れていただきたいと思うんですよね。

今2.7億円よりもですね、仮に安くですね、ご提案をできる。若しくは、それ以外のですね項目ですね、町民に迷惑かけずにちゃんと、例えばごみが残さない状態で回収していくとかですね。そういうとこも総括的に見るためにはですね、今の2社だけが、あくまでも町の指定ですよっていうことではなくて、そういう新規のところも見ていかないと、客観的なコストとか出ていかないんじゃないんですかというところです。

4番目にですね、先ほど部長言われましたので、ちょっと申し上げます。これは 提案ですね、もう。この一般廃棄物の収集業務にあたってはですね、最大の投資と いうのは、これもうパッカー車のですね、購入になります。大体ですね、トラック 等のですね、運送に関しましては、5年から7年が減価償却というふうにですね、 見られております。これが一番のですね、やはり投資会社としてやっぱり負担がか かってくる要素ではないかなと。それは私もですね、認識はしております。

パッカー車のですね減価償却とあわせたですね、例えば契約にしていくとかですね、例えば5年ないし7年の契約で一区切りつけるとかですね、そういうやり方プラスですね、やはり一つの業者が自分たちの会社の売上のですねもう、8割以上ですね、一つの、例えば今回、粕屋町ですね、粕屋町から得る収入に頼るっていうことをですね、やはり脱皮していくっていうやり方もやっぱり必要かなと思うんですよね。民間からも、やはり自主営業しながらですね、利益を上げていくと。いうそういう体制をつくっておかないとやはり、人間だからこれはもう同情もあるでしょう。これがなくなったら、やっぱり仕事がなくなっていくとかですね。ただ、そういうやり方をですね、例えば契約期間を5年ないし7年にしますよと。

その間に例えば、総収入の偏りはやめてくださいと、自主営業もしてくださいと そういうですね、やはり投げかけもしていく必要があるんじゃないかなというふう に私は考えますが、まずパッカー車の償却期間に合わせるですね、契約期間という ことに関してはいかがでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

山本都市政策部長。

◎都市政策部長(山本 浩君)

現在、業者のほうは2業者の方とですね、一般廃棄物収集運搬業務に伴う2業者の方がですね、業務をされておりますが、パッカー車はですね、それぞれ基本的に4台ずつ使用されております。

それぞれ4台っていうのもですね、入替え時期等が異なりますので、先ほど言われました減価償却期間をですね、委託期間というふうな設定の仕方っていうのはですね、適さないのではないかというふうに思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

福永議員。

◎9番(福永善之君)

もうこの問題を要約すると、もう、2業者以外に入り込む余地はないとかですね。 これよりも安く提案できる新規参入があっても受け付けないという、町の方針と 理解してよろしいんでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

今、部長はですね、議員のご質問に様々な形で答えましたが、今の契約する業者 さん、問題がない。全体的、総合的な評価は高いというふうにあると思います。

それは議員も認められた内容のこともおっしゃってました。そしてまた金額的にも、公的に試算した金額よりも安価で今現在契約し、推移してるという状況を考えますと、先ほどの裁判例でありませんが、ほかの業者を入れた一般競争入札という形には適さないんじゃないかという判例も考えますと、今のところこれでいかざるを得ないと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

福永議員。

◎ 9番(福永善之君)

分かりました。なかなかですね、立場的には、もうすごく分かる案件ではありますが、やはり、これがいつまで続くのかっていうところをですね、やはり判断をし

ていただいてですね、やはり少しずつやはり町民負担の軽減の観点も含めてですね、 考えていかないと、おそらく、おそらくじゃなくて確かにですね、以前、この業界 でですね、特に初代の方ですね。初代の業者さんというのは、もうものすごく苦労 されてるっていうのは私も認識しております。

ただ、その苦労された方がお辞めになって、2代目、3代目っていうふうにですね、その方たちがずっと同じ立場で随意契約にしていくことが、果たしていいものかというところも視点に入れていただいてですね、今後ですね、行政として何かの考える機会をつくっていただければありがたいと考えております。

では、私の一般質問を終わります。

(9番 福永善之君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

これにて、本日予定しておりました一般質問を終結いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆さまにお知らせいたします。

本日は4名をもって終了いたします。なお、明日12日水曜日にも4名の一般質問を実施いたします。お時間の都合がつきますれば、明日も引き続きお越しいただきますよう御案内申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時42分)

令和元年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(一般質問)

令和元年6月12日(水)

令和元年第2回粕屋町議会定例会会議録(第4号)

令和元年6月12日(水) 午前9時30分開議 於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- 1番 議席番号 5番 中 野 敏 郎 議員
- 2番 議席番号 14番 山 脇 秀 隆 議員
- 3番 議席番号 2番 井 上 正 宏 議員
- 4番 議席番号 10番 久 我 純 治 議員

2. 出席議員(16名)

1番	末	若	憲	治		9番	福	永	善	之
2番	井	上	正	宏		10番	久	我	純	治
3番	案	浦	兼	敏		11番	本	田	芳	枝
4番	安	藤	和	寿		12番	八	尋	源	治
5番	中	野	敏	郎		13番	木	村	優	子
6番	太	田	健	策		14番	Щ	脇	秀	隆
7番	Ш	口		晃		15番	小	池	弘	基
8番	田	Ш	正	治		16番	鞭	馬	直	澄

3. 欠席議員(0名)

4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(23名)

	町		長	箱	田		彰	副町長	吉 武	信一
	教	育	長	西	村	久	朝	総 務 部 長	山 野	勝寛
į	都市	i政策部	祁長	Щ	本		浩	住民福祉部長	中小原	浩 臣
	総	務課	長	堺		哲	弘	経営政策課長	今 泉	真 次
;	税	務 課	長	中	原	_	雄	収納課長	臼 井	腎太郎

協働のまちづくり課長 豊福健司 学校教育課長 新宅信久 社会教育課長 給食センター所長 都市計画課長 田代久嗣 地域振興課長 道路環境整備課長 安 松 茂 久 上下水道課長 総合窓口課長 渋 田 香奈子 子ども未来課長 介護福祉課長 石 川 弘 一 健康づくり課長 会計課長 藤川真美

早 川 良 一 吉 村 健 二

八 尋 哲 男

松本義隆神近秀敏

古 賀 みづほ

(開議 午前9時30分)

◎議長(鞭馬直澄君)

改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、た だ今から本日の会議を開きます。

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっと り簡単明瞭に、また答弁者におかれましては質問にそれることなく的確に、しかも 簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手を されますよう、併せてお願い申し上げます。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号5番、中野敏郎議員。

(5番 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

おはようございます。今日は、久山町議会の方が来られてるということで、久山 町議会の皆さん、おはようございます。一般質問、こういうふうなイレギュラーが あるとちょっと私も緊張してしまいましてからあれなんですが、早速スタートして いきたいと思います。

前回3月議会で私は、出口治明さんの話をしました。町長とこのあたりすごく合うなあ。何かといったら飛び出せ公務員というのがいつも出てくる。今回も出てきましたが、彼が人、旅、それから、本というふうな形で職員に対してというか皆さんに対して、ね。今までいつも会うような人に会うんじゃなくて、いろんな人と話をしようとか、ね。自分がいつも読んでるような本だけじゃなくて、ちょっとよその本も読んでみようとか旅をしようというふうなことをよく言っておりますが、公務員の方々と言うか、私もそうなんでしょうが、10日間今度連続ありまして、そんな中で皆さんもいろんな教養あるいはいろんな人と出会って、そういう知識というのが今度のアンケートに出られ、それを私も覗くっていうのが、本当、楽しみにしているわけですが。

さて、今回というのは、この3冊というの課題図書みたいな形で私提言、こう書いているんですが、皆さんの中、どれだけ読まれてるか。大学生でもこんなふうな形で3冊与えてもですね、なかなか読まないっていうふうな、ね、現実があるかと思いますが、かいつまんでまた話はしていきますが。レベルを落とすというふうな

形じゃないんですけど、私のレベルに落として今日別の本を持ってきたんですね。 全く予期せずに。これは私自身も全く予期しないで持ってきた本です。つい3週間 前ぐらいちょっと本屋さんに寄った。ふらっとこの本を買ってしまったんですよ。 BE-PALという本です、町長もご存じですよね。町長。御存じですよね。ね。 雑誌ですね、雑誌なんですよ。何をこの雑誌で言いたいか。今日は雑誌でまとめた いなというふうな気がしてるんですよ。これは2年前の6月に買った本です。たま たまなんですが今度、これはついこの間の5月に買った本なんですね、5月ぐらい になると私はこの本が手に入るっていうか、手に入れようとするんですよね。なん でかって。やっぱ自分の気持ちの中に、これがあるんでしょうね。多分これ、5月 の連休の後に買ったんですが、5月の連休やなどうのとか、今回の場合は、もうす ぐ一般質問あるな何か課題をつくらんといかんなと思いながら、ちょっと気休めに 本買っとこうと思ったら、このBE-PALというのが、私の今回の本筋を形づく ってくれたんですね、あららららと思って。これが出た年代は1981年です。何で覚 えてるかと。私が教員になった年、24歳のときの9月ぐらいに出てるんですね。も う30何年も出てて、公称10万部でしょうか、何万部か分かりませんけど結構出てお ります。変な話ですが、この間、川崎で変な事件があったときに、彼の家宅捜索が 行われて、どんなものが彼のね、部屋の中にあるかというときに何か報道で出てお りましたよね。2冊ぐらいちょっと大量虐殺の本があったと。そういうふうな記事 もありましたが、私のうちに家宅捜索が入ったときには、このBE-PALがいっ ぱいあって、こいつは何者だっていうふうに思われるような世界かなと。私の家の というか私の事務所の2階にたんまりとあるんですね。本というか雑誌というのが その人の人生っていうか性格を語っているかなと。そういうふうな意味でいったら 私の思いというのをこの中にいっぱい持ってるんですよね。何でか。やっぱり外に 出て何かしたいなと。それが原点です。

教員やっててから、前も言いましたかな。試験をやっててあおぞら見てたら青空のもとにバイクでも走らせたいなと、そんなふうなことを思って7年で教師をやめて、そしてそのあと造園の仕事をやってきました。ところがね、ずっと順調にぼんぼんぼんばん仕事ありました。ガーデニングブームというのもありました。残念なことに、最近に嫌なことばかりが起こりました。5月の24日でしたか、町長がですね、商工会の総会で祝辞を述べられましたですね。そのときに町長言われたこと。そのときオキシダント、まあスモッグ発令ですね、そういうことが前日やらその日とかですね、行われたそんな日でした。そんなことが起こりました。その次の日、日付は違ってるかもしれませんが、5月の25日ぐらいか。これは東中学校で体育祭、体育会の開会式がありました。その時、町長も横におられてですね、齋藤校長が話

されたんですよね。今回のプログラム、東中はプログラムを急きょ変えてあるんで すね、前日ぐらいに。なんでかって言ったら、子どもたちがやりたいものを先にや ろうと。ひょっとしたら昼からですね、また発令が出たらもうできないかもしれな いから、というようなことで、校長先生はそんなことを言われて。だから午前中に みんなのやりたいことをやるんだっていうふうな話で、もうプログラムが変えられ ておりました。そういうふうなことがあった。それから1週間後、大川小学校の運 動会のときっていうかですね、そのときに何があったかと。ちょうどたまたまその 前の日にですかね、テレビでっていうんですか。G20前にアピールするというふう な話が出てたんですよね、何をプラスチックごみの。大川小学校は大川の横にあり ましてね、そういうプラスチックごみが流れていく。あるいはそれが海側に流れて いくというふうなことで、そんなことを町長とですね、ちょっと話をしたんですが。 残念ながら今どういうことが起こっているか。そんな記事を集めたらもういっぱい です。私は束になって持ってますが、これは海の鳥が9割異物に何かでやられてる と。昔は釣り針ぐらいでそれが体にひっかかってとかいうふうな記事が多かったで しょうが、今はっていうか、もう海洋に住む生物っていうのがほとんどがこういう ふうな形でプラスチックごみのね、問題に毒されてしまっているというふうなね、 話が出てきたわけですよね。こういうふうなことからっていうんですかね、私は、 これ単純に人間だけの問題じゃなくて、これは生物界、地球というふうな目で、い ろんなことを考えていかなきゃいけないんじゃないか。じゃあ、それが町の政策に っていうか、どう反映していくべきかというふうなことを考えて今回質問をさせて いただきます。

前置きがいつものように長くなりましたが、まだ前置きになります。すみません。やっぱり、今回の町長の話の中でも出ましたが、持続可能かっていうふうなところ。サスティナブル、サスティナビリティっていうんですか。そういうふうなことが世の中に繁栄して、繁栄と言ったらおかしいんですが、残念ながらいっぱい出てくるんで、そういうふうなところから、今回の一般質問の骨組みっていうのをつくったわけですよね。そんな中に出てきたのが、やっぱりドーナツ経済学。これが地球を救う、世界を救うって書いてあるんですね。何かといったら、先ほどの話、案浦議員のときに町長言われたんですが、サスティナブルでそして右肩上がり、っていう。僕らは簡単に想像できるんですよね、右肩上がりの経済成長を。そういうことをずっと言ってきた。経済の指標として僕らが一番に頭に入ってるのはそういう右肩上がりの資料。それからもう一つ言えば、バッテンになってて、真ん中で需要供給の曲線とかですね、そういうのが頭にあるんかなあと思うんですが。この作者彼女は、そうじゃないんだ。この地球というのは、そういう目線で見ちゃいけないから皆さ

んに想像喚起します、ドーナツて、どうなっていったら洒落になりますから言いませんが、どんな形ですかね。大体想像するのは丸くて二重丸で真ん中が抜けて、それを想像してください。そういうふうな経済状態、地球状態、いろんな形でやっていかなきゃいけないんじゃないかということをこの本には書いている。この本を一番知ってる人は誰かっていったら、これはアメリカの人かな、イギリスの人が書いた本なんですが、これを訳した人なんですね。彼が後書きにすばらしいことを書いているんです。本当に何か長い話ばっかりこうしているんですけど、絶対このあたりというのは大切なことだと思いますので、あえてちょっとだけ読ませていただきます。

本書では地球上から貧困を根絶することと、地球環境を保全することの両方を一緒に実現すること、言い換えるなら地球環境を守りながら人類全員を幸せにすることが21世紀の経済の目指すべきこととして、力強く唱えられているという、自分の後書きを書いてあるんです。まだ読みたいところもいっぱいあるんですが。そういうふうなことで書かれている本、それから人口減少社会の未来がある、それからローカリズム宣言って。これは、両方とも内田樹という哲学者というか、そういう方の書なんですけど。その方も何を言ってるか。やっぱりもうこういうふうな形の右肩上がりじゃなくて、経済というのは定常おんなじような量ではないのかと。あるいは循環していこうよと。ね、人口の増減とかいうふうなことももうちょっとしっかりね、考えていかなきゃいけない。で、人口のことをずっと最近記事にも出ますから、私もいろんなところで目にします。

今年の3月の議会の中で、健康課ですかね、健康づくり課のほうでしたか、随分補正がありました。随分といったら失礼なんですが、ありましたよね。なんであったかっていったら、子どもの数の出生数が随分、ちょっと狂ったっていうか。それでその分の費用を計算してたんだけど、それがそうじゃなかったと。私も昨日も、その前もずっとここに持ってきてから、この人口ピラミッドを見ながら、0歳児というのが640人ぐらい。それから1歳児が、すみません590人ぐらい。で、1歳児が674人ぐらいなんですね。結構増減があったら、こんなにあったら、よむのは大変だろうな。大体600ぐらいでこうきてるんでしょうけど。これは移動していく人ももちろんいますので、その辺の変動ありますが、そういうふうなところでなっていってるんですが。よく考えていったら、その人たちは子どもです。子どもで何かといったら、割り算っていうとこの分母の上にあるという分子なんですよね。だけど、その分子といわれる人たちがだんだんだんだん20年、30年たっていったら、下のほうの代になって、分母になっていく。で、そういう分母がこれまた減っていく。今年の子どもの出生数全国で91万人。なんぼっていうふうな言われる方されてます。

2年前にうちの孫ができたとき、たまたま100万人を始めて切った。97万人台になりました。去年はおととしは94万人です。毎年毎年3万減ってきて、だんだんだんだんこう減ってきている。そういうふうなことも考えながらっていうんですか、今回ずっとこの質問どうしていこうかなというふうなところを見ていったんですが。

そういうことと先ほど合わせましたような、例えば地球が温暖化していく。そしてから、だんだんだんだん自然災害も起こっていく、そういうふうな中で町の一つのビジョンとしてというんですか、どうあるべきなのか。確かに毎年3月にね、施政方針というのが出ます。これは1年です。それからもう一つ、今日も持ってきてるんですが、10年の目安での一つの総合計画というのを立てますが、おいおいなんか欠けてるんじゃないかと。そういうふうなところの思いから、私は今回、一般質問こうやってやっていってるわけですが。

町長も本どこまで読まれたかっていうふうなの、私もね、さっき確認したんですが、もともと経済学士でありますから町長。プレッシャーを与えますが、そういうふうなところで、こういうところに対してっていうんですかね、まず一言、どういうふうなローカルな粕屋町としてどんなことがやれるんか。

そういうふうなところをお聞きしたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

非常に勉強になりました。ありがとうございます。今ですね。このローカリズムというのはドーナツ理論ということもありますし、藻谷浩介先生の里山資本主義。あるいはもうちょっと大きなことでいうと、国、政府が行っております、片山さつき大臣が地方創生担当大臣として、これからの日本は要するに、東京中心の一極集中型ではなくて、地方が元気になって国全体の底力を上げるというそういう潮流に乗っていきつつあると。そういう、進行形だろうと思っております。

内田樹先生は、ターン族と。要するにUターン、Iターン、Jターンという、その中央に今まで集中していた人間力、人材、資材、経済力、そういったものをですね、地方のほうに向けて、国全体が浮揚するようにっていう、そういった理論なんですが。

実は今朝ですね、皆さんも御存じと思いますが、西日本新聞の朝刊に粕屋町のことが載ってました。2面に。これは全国版といいますかね、総合版ですので全国に発信されますが。粕屋町の中で、要するに西暦730年のですね、8世紀初頭に令和のこの元号の起源となった、初春令月にして気淑く風和らぐと。そういったこの万葉集に載っております、この梅花の宴が催された太宰府で、大伴旅人、これはあの

太宰府の長官だった方ですね。そちらが病気になって見舞いに来られた方を送るときに、大伴旅人の息子さんですね、長男。大伴家持。この方が万葉集の編集者でもあるんですが、の方々が詠まれた句が、日守の神社の側に万葉集の歌碑として立ってます。その中での夷守という地名があり、志賀の浜辺ていう歌があって、これ正に粕屋町が本当最近発掘されましたけども、内橋の坪見遺跡、駅家という非常に要人をもてなすような、そういった場所があって、粕屋町が中央から九州地方に来られる方々の要所になってたと。西は鴻臚館、南は太宰府の官道を通って太宰府に行くというその粕屋町が要所になってて、九州の玄関口として栄えてたというふうなことだろうと思います。

この万葉集の中にもありますけれども、そのときやはり京都の都がですね、非常に栄えてたんだけども、九州がアジアの玄関口として、まあ遣唐使もありましたけど、そういった地理的な要件でも、地方が元気にならなくちゃいけないという思想がその当時からございました。そういった意味で、今まさにそのローカリズム宣言あたりを代表するように、この九州地方が脚光を浴びております。

回帰現象とは思いますけども、そういった気運にですね、この粕屋町も乗って今後のまちづくりを考えていきたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

中野議員。

◎5番(中野敏郎君)

長々とありがとうございました。いや私もうれしいです。なんかそうやってから言われると、私も長く言えるんじゃないかとか、そんなことも思いながらですね、思ったんですが。確かにっていうんですか、そういうふうな地方、読まれてんじゃないかな、ちょっとはですね。彼はターンとかいうふうな本にずっと寄稿してたというか。そういうことをまとめていろんな人たちにですね、書いてる。 I ターン、Jターン、Uターンとかね、そういうふうなことがありますが、そういうふうなところっていうのが私も思うところでもありますし、そういうふうな意味で、町長がそうやって昔、歴史まで紐解いて発言されることに、大いに私のやってることが意味あるなとも思ったりしたんですが。

で、第2点目ですね。実はもう第2点目に入っていくんですが、この辺のところが私もびっくりしたんですね。SDGsっていうふうな言葉を実は、ね、書いているんですが。このあたりのことについて質問していくんですが、私も実は今からこの話をしていくんですが、1か月前までは、これをSDGsというふうな読み方で読むというのも知らなかったんですね。えぇと思いながら、これがまた大きな問題だなと思ってから、今から皆さんどれだけ知ってるかというのも、不安でありなが

らというか、皆さんのほうからまた教えてもらいたいというか、やっぱりこれ町の中に反映すべきことだと思っているので、私の足りない知識をさらけ出しますので、 それ以上の方が大いに発言していただきたいんですが。

実はこれは、SDGsっていうのは、サスティナブル・ディビロップメント・ゴ ールズっていうんですか。最後のGはゴールにSがついてゴールがいっぱいあると いうふうなことなんですが。持続可能な開発目標というのを、これっていうのは、 国連が掲げているわけですね。私も全然知らなくてついこの間でもですね、安倍首 相が経団連の総会に出ました。そのときに安倍首相は、得意気にしゃべっておった んです。なんてしゃべってたか。解散風があったと言いながらですね、何かそうい うことで自分のほうに注目向けてたんですが。私はあんまり得意なほうではないの で、その背面を見てたらですね、経団連のその総会の総会のスローガンがボンと目 に入ったんですね。そこに何て書いてあったか。Society5.0 for SDGs という各国くずりで、で、新たな時代を切り開く。ね。経団連っていうのがこれが 一番のスローガンで、自分たちの事業を今から立ち向かっていこうというふうなこ とをやってた。へぇと思ってそれから初めて私は経団連のホームページを見ました。 そしたら、ソサエティという言葉もここでは説明しませんけど、そういうことやら 分かって、彼らが考えてることっていうのは分かったなと。まだまだ成長も、ね。 考えてるんかなあというふうなとこ。成長しながら持続可能のっていうふうなとこ ろもあるんですが、私からしたらどうなんだろうか。そういうふうな思いも持った わけですね、それからいろんなとこに参加しました。

ある町のある市の議員の何て言うんですかね、対話集会に行ったとき、ある方がどの町も今はSDGs、ね。Gsでもうあふれんばかりにこの言葉が飛び交ってるんじゃないんですかって言われたんですよね。私は、うちの町で聞いたことはあったかなぁ、ですよね。というふうなところだったんですよね。そういうふうなことでネットで何かしてたら、たまたま近くで研修会があって、早速天神に行きました。これは全国的に東京、大阪、それから福岡でも同時にSDGsの勉強会というふうな形で無料で行けたんですけどね。大学の入学を目当てにっていうなこともあったんかもしれませんが、僕は勉強できたことがうれしく思っております、無料で。この本は自分で買ったものです。こうやって勉強していったら、この世界というのがですね、すごいなんか広がっていってるな、というふうな思いを持ったんですが、何かおかしいよね。何でうちの町には、そういうふうな思いを持ったんですが、何かおかしいよね。何でうちの町には、そういうふうなことが何もなかったんだろうと。北九州市では、SDGsクラブとかいう、北九州SDGsクラブとかいうものを作ったりしてですね、すごいアピールしている。この本にも登場してるんですが、市長誰だったですかね、あの方がいろんなところの総会に行ってから、北、う

ん、北橋市長ですね。彼がいろんな講演会やら行って、かっこよく言ってあるんですね。何て言っているかと。やっと世界の町がうちに追いついてきたと。そうですよね、北九州というのはこういう面で、すごくリードしていたと。そういうふうなお隣まちがあったと。ところが、残念ながら、じゃあうちの町はどうなんかと。これが実はいろんな町が応募してるんですよね。参加しようとしてから、してるんだけど、うちの町ではそんな話がなかった。そうしたらよく見ていると去年の今頃ね、そういうふうな募集とかそういうことがあったんですが。

ここで副町長の出番なんですね。これっていうのは私たちの町にも話が来ましたですね。その頃、町長代理でしたから、そういう立場でしたから。

そんな話はどういうふうな形で来てましたかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

すみません。存じておりませんでした。中野議員から言われて、後から勉強しま した。

◎議長(鞭馬直澄君)

中野議員。

◎5番(中野敏郎君)

じゃあこれ、経営政策課どうですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

詳しくは存じません。

◎5番(中野敏郎君)

(許可のない発言あり)

◎議長 (鞭馬直澄君)

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長(今泉真次君)

それは、ちょっと分かりません。

◎議長 (鞭馬直澄君)

中野議員。

◎5番(中野敏郎君)

全てを語ったと思います、ね。そういうふうなことなんですが、実は日本の国の 自治体の中で政府はというか、外務省はというかこういう世界はですね、30%を目 途にっていうんですか、これをみんなSDGsのっていうんでそういうふうな取組みをやってもらいたいというふうなことをしてるみたいなんですよね。うちは本当、確かに反省すべき点があるかな、去年の今頃、ね。もうそんな段じゃなくて、このスタートがあったのは国連で話があったのは2015年9月です。その頃というと、うちも給食センターができて、つくり始めてそのあと町長選あったりしてとかいうふうな形でばたばたして、私も議員なって、こういうところには全然目に入らなかった。だけどこれって私のことを代弁してくれてるよね。サスティナブルというのは、私の世界の中では随分前のいろんな本から知っててこんなことをやんなきゃいけないよねと思ってて。例えば、総合政策このときに総合計画に私もまだ議員である前、委員で入ってですね。私も結構いろんなところで、山本部長ぐらいは知ってるんですが、意見を言わさせてもらいました。そのときに揉めたことも一つあります。

快適という言葉があったから、快適とかいうのをこれに書いていいんですかね、とか。そういうふうなことを思ったりしたんですね。もう今からこんな快適までを書けるぐらいのというふうなことも論議があったりして、それは結局は書かれるような形になったんですけどね。そういうふうなことがありながらっていうんですか、今僕が言いたいのは、これなんですよね、実は。これを読んでいったらすごい傑作なことが起こったんですよ。何が起こったかといったら、粕屋町の将来フレームというのは皆さんも議員のほうもよく見てあると思うんですよね。

このページは人口がどうなるかとか、その右側にまちづくりの目標ということで、1から4まで基本目標があるんですよ。これを見て、私もこの委員に入ってたから私にも責任があるんだけど、1から4もちろんこれを言えるような人は誰もいないと思いますが、ね。1から4まで読んでいきます。そしたらそのおかしさが分かるんですよ。副町長、ね。今見られてるかと思いますが、本当おかしいんですよ、笑いますよ。さっと分かる方は笑ってください。基本目標1.「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち」。これがうちの町の一つ。2.「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」。基本目標3.「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」。これが3です。イメージしてくださいね。4.「健全で持続可能な行政経営をめざすまち」。この静けさをどう捉えていいか分かりませんが。持続可能なっていうのが付いているのは、行政経営は持続可能してくださいよ、ほかのところはついてないんですよ。

今言ってるSDGsというのはですね、実はこんなもの全てにね。S、サスティナブルというふうなことを付けましょうというのが今の主流。これには17の目標というのがあって、その下にターゲットということで、それぞれ10ぐらいですかね、ターゲットがあって、169ぐらい目標があるんです、いろんな。私が今日一般質問

している2番目のことももちろん入ってるんですよ。貧困とか、ね、そういう社会福祉なんでも入っている。そういうのを網羅できるんだけど、うちのこのレベルの中ではっていうか、ちょうどこれを組み立てる頃、そういう国連で話があってて、だんだんだんだんこれが動いてきよって、だけれど残念ながらうちのときには、言葉は持続可能というのは出てきてたんかもしれませんけど、それは行政だけにしか与えられなかった。そうじゃないんですよね、行政っていうのはこれっていうのは、町全体がいろんな形で生きてるからこそこれがあるっていうか。そんな根本がやっぱ抜けていたんだというふうなところなんですね。

SDGsのもう一つすばらしいのは、一人の人間も取り残さないっていうんですか、置いてきぼりにしない。それもダンっと大きなテーマであるんです。これすごいな。でこれをどうにかね、やっていかなきゃいけないんじゃないかなんていうふうなことをそう思っていたら、昨日おとといですか、ちょっと私の一般質問の中身も変わったんですが、なんで変わったかといったら、たまたま今度まちづくり創生と総合計画の後期のっていうんですかね、プロポーザルですか。そういうふうなことがホームページに出ておりました。だもんで、私もコピーとってから見ました。やるんだよな。じゃあ来年からか、ですね、後期になるんだけど、こういうふうなところでプロポーザルやっていって一つの話し合いが出てきてるんじゃないかなと思うんですが。町長がこの間、町カフェ的なのをやりたいなあとか言われてたの。確かにね、これでやれるしな、ね。そういうふうな形でね、やってもらいたいしっていうね。ああやれるなぁと思ったんですが、じゃあこういうふうな部分のSDGsみたいな、ね、世界っていうのは入らないかな。

今私の話を聞いて政策課長でもいいですし、ね、町長でもいいですが。 そんな思いを私は思ってるんですが、どうでしょうかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

非常に広範囲な目標をですね、いろいろ提言されましたが。

SDGs、これは正にに持続可能な基本目標なんですが、私のですね、31年度の施政方針の中にも、若干ですがそれは触れております。持続可能なまちづくりを目指すというふうなフレーズで行ってるんですが、その基本となるのは総合計画、そして都市計画マスタープランにおいて、そういうものを調和可能、持続可能な都市をつくるんだというふうに大きな目標は掲げております。

今正にその計画のいろんな企画をしながら、やり方をですね、検討しておるとこ でございますが。都市機能と自然環境機能がやっぱり総合的にバランスされた町が、 この粕屋町の位置的な関係、そして交通機能的な関係でもですね、非常にその何でしょうかね、こう、恵まれた土地だろうというふうに自覚をしております。そういった好環境の中で、持続可能なまちづくりをすることが、この粕屋町の命題ではなかろうかと思っているわけでございます。その中でも、住み続けられるまちづくり、これはSDGsの中の第2項目であります。

まあ第1項目は、基本的に発展途上国で飢餓を0にとか、貧困なくそう、全ての人々に健康というようなことをですね、うたいながら、次の段階ではエネルギーとか、経済成長、働きがい、まちづくりの話、いろいろございますが。その中で11番目として住み続けられるまちづくり、これはどうしても人間の居住的な包括的安全、強靱かつ持続可能なまちづくりをするんだというふうな大きな項目として、国連でも取り上げられておるところでございます。

粕屋町の今後のまちづくりもこれに沿った形で私もやりたいなと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

中野議員。

◎5番(中野敏郎君)

そういうふうな形でっていうか、私も思うんですが。1年というふうな計画、それから10年という計画。で、このSDGsの最終目標は2030年ですかね、そういうふうな長期にわたる、うちのはちょっと狂ってはしまうんですが、なるべくやっぱり長期的なことも考えていかないと、どういうふうな、ね、私たちの今のいるこの町っていうのがですね、長い目で見たときのっていうふうなところでいうときに、言葉が随分変わってくるんじゃないかと。

町長が発言されました記事を、私もね、チェックさせていただきました。私も、読んでて気になるところは、この間のほかの議員の質問の中でも出ておりましたが、空地という空き地、ね。空いた土地っていうふうな捉えっていうのがありますが。私もね、そういうふうな開発の余地っていうふうなのをね、どう捉えるかというふうなところも大きなですね、これからの問題になってくるんかなと思いますが。このあたり、この中で述べられたことでも結構ですね。

町長何か思いがあられましたら、一言お願いしたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

前問の中でもお答えしましたけども、粕屋町に住まれてある方の、要するに満足度を高めるにはどうしたらいいかと。

非常に交通至便で便利なまちづくりをめざすのもいいが、しかし、例えば福岡市

内に勤めから帰ってくると、非常にその憩いを感じる、安らぎを感じるような自然環境の中で恵まれた、ゆっくりした暮らしをしたいという方も数多くおられます。 そのためにはどうするかと、ゾーニングしかないと思われますね。粕屋町のこの 14平方キロの狭い自治体面積でございますが、その中で住み分けをするようなゾーニングが必要だろうと思います。

そういった意味では、先日の質問の中にもありましたように、農振農用地区あたりで先人が残された粕屋町の財産である土地について、これから開発なり、自然環境の持続可能な自然環境のまちづくりをやっていくというふうに考えております。

◎議長(鞭馬直澄君)

中野議員。

◎5番(中野敏郎君)

総合計画の中にもですね、そういうふうな思いっていうか、コンパクトシティー というふうな言葉も入ってたんですが。これは前の前の町長のとき、なんかぽこん とですね削られていくみたいな、ね、変なあれがあったんですが。確かにそういう ゾーニングであるとかですね、ポイントをつかんでやっていくというのが、これか らのまちづくりかなと思います。私もこの勉強しながら、過去の先人のすてきな言 葉をいっぱいなんかを覚えたんですよね。本田議員もそういうふうなことも言って ありましたが。私が見た、もう国連で討論された中身の一つっていうのは、次世代 の人々のニーズを損なうことなく、現在のニーズを満たすことこれが、環境開発に 関する世界委員会が言ったことなんですよね。そんなことっていうのはいっぱいあ りますよね。Think GLOBALLY Act Locally、要するに世界的にね、考えてください よ。そして動くのは、ね、地域的な形で、そうやって地球規模で考えなさいってい うふうなことですね。それから、Think Future、口がもう固まってしまって英語が 言えません。思いなさいっていうんですか、未来を考えて今を生きよって。やっぱ りこういう視点もですね、しっかりまだまだ取り入れないと、とんでもない21世紀、 22世紀になっていくんかなというふうなところも思いますので、最終的には私はそ うやってやっていくときに、ね。幸せとかどうのこうのっていうのは、ね、どうな んだろうかとか思ってからいろいろ考えていたんですが。

実は今日来られている久山町というのをですね、久山町の方々はよく御存じかと思いますが、このSDGsの著者の1人である馬奈木先生ですかね、馬奈木先生というか、九州大学と九電と久山町というのは結びつき、提携されて、いろんなそういうふうな持続可能なっていうんですか。あるいはもう一つ言ったら、新国富論っていうんですか、幸せっていうのは何なのかなっていうか。これは福岡県ではですね、日本一ね、幸せな県をめざそうとか。GNPではかるっていうんですかね、そ

ういうふうなこともありました。GDPじゃなくて、GNHですかね、ハッピー度。幸せ度っていうふうなこともありますと、そういうふうなこともいっぱいめざしてる人いる。それから実はその話も私もしたかったんですが、昨日ついたばかりの本、まだ開封もできないのでその話はもう置いときます。

実はSDGsさっき言いましたように、男女共同のことも全く一緒のことだと私の中には思ってるんですんね、何か。未来をつくっていくのは、やっぱりこの男女共同参画の社会が基本になっていかなきゃいけないんではないかということで、今日ね、女性少ないんですが、女性のためにというんじゃないですよ。自分たちの未来のためにもう一つ発言していきたいと思っております。

一番最初の問というのは、この男女共同参画計画というのね、出されていますが。 これ皆さんと同じようなレベルにするために、最初にこの1番目の問いを答えても らいたいと思います。男女共同計画の1番、問1。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

男女共同参画についてでございますけれども、議員もご承知のとおり、平成11年 に男女共同参画基本法は施行されまして、男女共同参画社会を実現するために、基 本理念と、国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされたところでございます。

粕屋町においても、男女共同参画社会の形成を進めるための政策についてですね、教育並びに保健、福祉、子育て支援、労働、基本活動など広範囲において、また、 多岐にわたって施策の展開をしているところでございます。総合的かつ計画的な推 進を図るために、平成27年から、約10年間をですね、基本計画として、先ほどの男 女冊子を見せていただきまして、御覧いただきましたけれども。粕屋町の男女共同 参画計画を作成しているところでございます。

これにおきましては、基本理念でございます、「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」という基本理念のもとにですね、各施策を取組んでいるところでございます。

今後この計画もですね、後半に入っているところでございますので、後期の計画に、現在策定に取組んでいるところでございます。この指標あたりも、この指標についてですけれども、総合計画、先ほどお見せいただきました第5次総合計画の中ではですね、各種審議会の参加というところも含めてですね、目標値をですね、平成32年という形で40%という目標値を掲げてですね、いろいろなところで男女共同参画の取組みという形を行っているところでございます。

以上でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

中野議員。

◎5番(中野敏郎君)

今、目標値っていうのが40%というふうな形で出てきました。私もね、このところに関してっていうんですかね、ちょっとううんと思ってですね、今回ね、こうやって意見を言って質問していくというか。3月議会で、それから4月の入学式でこういうふうな思いを持ちました、2点についてですね。

まず1点目のというのは、人権擁護委員のですね、審議っていうのがございました。これは私は前にも言っていたんですが、こういうふうな基本になるような人権擁護委員の任命というのは絶対にというか、基本的に半々であるべきじゃないかっていうふうな思いを持っておりました。委員会の中で総務委員会の中でそのことも述べたんですが、堺課長のほうからですね、返答もいただきました。それがね、いいかどうかというのは今からまた言っていくわけですが、そういうふうなことを言っておいて、そして実は本会議の中で私がそうやって男女ね、半々にならないような委員決めしていいのかというふうな意見というのは、抹殺されてて何も出なかった。これじゃいけない。

箱田町長も終わった後に私のほうに言われて、何で今回賛成したんかとかいうふうなことをですね、話をちょっとしたかと思いますが。私は、ここで徹底交戦しようかなと思いました。何でか。あのときにもう1人の人をですね、入れとけば半々になってですね、ちゃんとした5割になるんじゃないか。ならないっていうのは何か理由があるというふうなこと確かに言われた。そういうことをやっぱりこういう場で大きく言っていただいて、じゃあそれを改善すればいいんだろうというふうなことを思うんですよね。

なのでもう1回です、これ2番目の質問ですよね。なぜね、こんなふうに共同、 ね、あ、ごめんなさい、すみません。男女共同参画の意味からいってから、格差が ついたのかっていうふうなところを問いたいと思います。2番。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

人権擁護委員さんの問題でございますが、私もですね、男女の比率は半分にしたかったというふうに、もうすごく私自身の決意もですね。しかしながら、人選に取りかかっておりました、当時ですね。目標値も今、総務部長が言いますように32年には40%、そして36年には50%というふうな目標値もありますので、そういったことにも寄与するということであります。

そしてまた、やはり男、女の観点から、その切り口から人権を考えるというのは 非常に大事なことだろうと思いますので、女性の候補者も私自身もこれあたりまし た。ただですね、実際、女性の候補者の方とお話しすると、やはり自分の生活、子 どもさんの関係もあるんでしょう。最後の数回の交渉にあたってもですね、やはり 遠慮させてくださいというふうに答えられてました。ですから、それじゃ無理に勧 めることもできません。

従いまして今回は、男性をですね、3月議会で人事案を提案させていただいて議 決をいただいたわけですが、今後はですね、男女比を半分にするような努力を私自 身も積み重ねてまいりたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

中野議員。

◎5番(中野敏郎君)

町長が今答えられたところのね、ただっていうかね、その方にずっと接していくと、最終的にいったらこれは家庭の事情なのかな、女性の役割なのかなあとかね、そういうふうなところもかいま見えてくる。そういうところを含めてのね、男女共同参画というふうなことを考えていかなきゃいけないんじゃないか、ね。そういう社会の現実があるというふうなところをですね、もう一歩踏み込んでいかないといけない。なもんで、私は、今回決意したんですよね。よし、もう半数に満ちてないような任命同意というのはみんな反対するぞと。そんぐらいしなきゃ、変わらないじゃないですかね。と私は決意しております。ここを決意表明の場ではないんですが、そんな思い持っております。

そういうものをつくっていくっていうのは、やっぱりもっと前から子どもたちの中からね、出てきてるんじゃないかと。もう1点目は学校のほうです。入学式と言いましたが、これはうちの小学校中学校の入学式ではありません。入学式でもいろいろ思ったことはあるんですけど、すごい男女平等っていうか、小学生なんかですね。もう、出席名簿というかそれ混合名簿になってですね、男女とかいうふうなことが何ちゃ関係なく、中学校はそうじゃなかったんですが。じゃなくて、私がもう一つ言いたかったのは、皆さんも目に触れた耳に触れたんじゃないか。東京大学の今年の入学式のときに上野千鶴子という女性ですね、ジェンダーの世界で結構有名な大学教授だった。今ね、東大の名誉教授ですが。彼女が祝辞を述べるというふうなことを東大は許可をしている。このことっていうのは結構ニュースになりましたよね。皆さんも読まれてるんじゃないか、そういう担当する方もちろん読まれてるんじゃないか。私も何回も読みました。今でも読めます。東大のホームページに行けばもう、べんっと彼女が言ったことを書いてあります。ずっと女性が虐げられた

ことを、彼女がぼんぼん書きましたね。東京医大ですか、そういう入試のですね、 女性の方が格差つけられているとか、浪人がつけられているとか、そういうふうな こと。いろいろあげていけば彼女があげていけば、もう時間がなくなってしまいま す。なので言いませんが、そういうことがいっぱいある。で、私が言いたいのとい うのはね、こういうふうなことっていうのは、じゃあ学生たちもどんなふうなこと を思ってるか。学生が東大の学生、新聞記事の連中がまた調べていくんですね。そ うしたら、やっぱり男性に比べて女性のほうが関心があって、女性の方のっていう んですか、思いというのがやっぱり分かっていないという現実がある。東京大学は 何か入学生が10何%でしたっけ。私も調べてはいたんですが、少ないんですよね。 学生の割合の中で女性の数が。10数%でございます。17%ですかね。それから典型 的な大学で慶應とか早稲田は37%ぐらいとかいう話です。女性のですね、もちろん 大学に行く数も女性の方が随分少ない。それからそれに比べて、ヨーロッパの大学、 アメリカの大学とか、大体50%。ハーバード、イェールとかプリンストンとかです ね、ほとんどそういう大学。MITというね、あんな工学系の大学でも46%いる。 それで、アメリカの大学がすごいね、よくなってるかどうかそれは分かりませんが、 そういうふうな比率までに達しているという現実がある。私たちが目標としてる 50%をクリアしてるわけですよね。そういうふうな現実があるのに、そうなってい ないっていうね、ところで。

だから、これは別の面で見ていったら、小学校中学校に行って色々本当勉強にな りました。運動会、小学校の運動会とかかけっことかですね、男女一緒に走ってま したもんね。もうなんちゃ差がない。体力の差がないっていうかですね、そういう ふうなのあるし。並んでるときも、これは男子の列かな、女性の列かな。私の価値 で見てたらそうやったけど、そうじゃなくて、自由にっていうか、自由じゃなくて 一応ですね、背丈とかで並べているんです。こんな自由度があるんだなあ。だけど ね、中学校に行ったらね、例えば入学式で、あるいは卒業式で男女どうのこうのっ ていうふうなところあるんですよね。そういうふうなところに関して、やっぱりこ の世代からもっともっとできるんじゃないか、そういうふうな感性というか感覚を もう徹底的に植えつけたほうがいいんじゃないかと私は思ったりして、そういうふ うなことがないといつまでも何かへんてこな発言をするんですよね。はっきり申し ますが、私も30年前教員やっていて、その当時、西村教育長もよう分かると思いま すが、こういう場で保護者のことをね、父兄なんていうことはもう言ってませんで したもんね。30何年前から言ってないんですよ、誰も言わない、ほとんど言わない と思いますね。だけど、この現場に来たら、もう目を合わせるのが辛いぐらいの方 が言われます。後ろにおられる方も言われます。平気で言われるんです。ね、こん な感覚がまだまだ遅れているんだ。ちょっと考えてください。いちいち言いたくないけど、そんなことじゃいけないんやないか、前に立つのかね、全面に立つのか分かんないんですか。そういうふうな思いを持ちました。今日私がここで言ったから皆さんも一歩考えてね、おられるかと思います。

そういうふうなところの小学校の教育の良さとか、そういうふうなところ。西村 教育長ね、はっきり言えますからね、言ってください。そしてその後、私が聞きた いデータっていうんですかね、この辺の分のデータを誰かに報告させてください。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長 (西村久朝君)

男女共同参画社会、随分前から言われておりますし、私も現役時代からいろんな 研修も受けました。

まどかぴあのほうでもこういった本部があってですね、そういったところにも研修も行きましたし。現在、学校現場においては、生徒会長、児童会長が女の子であったり、またPTA会長が女性の方が今の粕屋町、随分増えてまいりました。またこういうふうにですね、女性がこういうふうに出て、会長になられましたとかいうこと自体も、私ちょっと問題があるのかなと。また、この数値を半々に持っていきたい、それが本当にそれでいいのかと。学校現場の数値は後でお聞きになるということなのであれなんですが、私は、教育というのは性別よりも個性が大事だというところを私は思っております。ので常にそういった指導をやってるんですが、あるときにですね、入学式で男子と女子の胸花といいますか、男性がブルーで女子がピンクの花をつけとったということでご指摘を受けて、翌年からもそれは同じ色にしたとかですね。そういった経緯もございます。

また先日、大川小学校の運動会を議員さん最後まで見られておりました。私もちょっと昼からまた戻ってちょっと見よったですけど。騎馬戦ですね。随分時間かかりましたけど、やっぱり女の子も騎馬戦を楽しそうにやっておりました。ああいったのはやっぱり発達段階に応じてですね、まだそこは男女差が大きく出てないからやれる部分があります。しかし中学になると、その辺は少し性差が出てまいりますので、その辺のところはやっぱり教育的配慮として必要になるのかなと。だから、小学校と同じ教育っていうか、同じ体制は中学校ではできないのはある意味やむを得ない部分はお分かりかと思います。

それと性的マイノリティーの部分でもですね、以前別の議員から私も質問を受けて、学校現場にももう一度この指導をやったところなんですが、やはりあの男女別の名簿だけでいきますとですね、やはりこういったところで悩んでる子どもたちは

救えないということもありますので、やはりそういった男女混合名簿というのもある場面では必要だろうと思います。この作成においてはですね、男女混合名簿をつくることで意識を持っていきたい。だから形をまずつくれという、ある意味強い強制力で私たち現場のほうにおりてきたことを今覚えております。それが今、自然にもう今なってきたと。

だから、やはりあのこういった男女共同参画だからですね、ちょっと私言ってることと少しずれるかもしれませんが、男女差別の問題は私は男性の問題というふうに思っておりますので、される側じゃなくてする側の問題だと思ってますので、男のほうがしっかり考えるべき、または昭和から平成、そして令和の時代まで来ておりますので、そこの時代の変化をやっぱり目ざとく感じる必要があるんではないかなというふうに思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

中野議員。

◎5番(中野敏郎君)

郡内の報告もというふうなところもお願いしてたんですが。私のほうもちょっと 調査してるんで、その辺でもう話したいと思いますが、教育長言われたようなとこ ろで、その性別よりも個性がね、大事というふうなこと、もうこれ基本ですね。基 本中の基本だ。だからこそ行政とかいろんな学校とかそういうところは、性別に関 するところは何ちゃあたらない。あたらないというか、当然のごとくするという原 点でそう言われてると思いますので、そういうところがおかしいところは大いにね、 直してもらう。当然のごとく、この職場でもっていうところで、いきたいと思いま すが。

現実的なっていうんですか、この辺の混合名簿というのは、私のほうもね、地元は言ってもらえるかなと思ってるんですが、福岡市なんかはですね、小学校は100%ですね、男女混合の名簿っていうのは。中学校のほうは56から55、56、だんだん上がってきてますが、69%ぐらいです。そういうぐらいの学校がもう混合名簿にしているんだと。私もびっくりしたのは、佐賀の県立高校で混合名簿にしますとかいう記事がぼこっと出てきたんですね。こういうふうな流れが当たり前にっていうんですかね、出てくるというふうなところでの男女共同参画というのを、やっぱり町もそれから学校も大いにっていうのは当然の、いつまでも言わんでいいようにっていうんですかね。そうなってもらいたいと思うんですが。

ただ怪しいかな、じゃあ、町は何をするのか。ネットで調べたらもうすぐですよね。6月の20何日から1週間、男女共同参画週間なってるんです。何て書いてあるかと。皆さん、男女共同参画のことについて考えましょうねと。どうやって考える

んか、どうやって題材を出すんか。考えましょうねと。両方これだけね、おいおいおいと。だんだんだんだんこういうふうなことがですね、お留守になっていくんじゃないか。後半の今度ね、変革していくわけでしょ。書き換えていくわけでしょ。まだまだパーセンテージ遅いんじゃないですか。低いじゃないですか。何かやってもらわなきゃいけない。で、私もうーんと思いましてからネットでいろいろ調べたら、我が県の男女共同参画の本拠地、拠点である、先ほども出ましたあすばる。あすばるに行ったら、ちゃんとその期間にですね、講演会があったんですよね、ちゃんとしてる。男女共同参画についてのって、私はすぐに申し込みました。出口治明さん、最初に言った彼が来て100人ぐらいでね、彼がしゃべると。ビジネス的なこともあるんだけど、やっぱ企業の中でも女性をどうのっていうふうなこともやってる。県もそうやってやっている。私たちも何かつくっていかなきゃ、こんなことっていうのは前進しないんじゃないかなと思うんですよね。

残念ながら、それ6月26日で教育長、ね、学校説明会の日だったんです。私はどちらのチョイスをというふうなところを思いますが、出口治明さんのことを今回とらせていただきます。申し込んで悪いんです。たった100人で私が行かないのも悪いしですね、で行くんですけど、話はずれたんですが、あれは私も文句言ったんですね。学校経営発表会って、経営なんて使うなよって言って。それは運営協議会というのも今度できたりして、結果的に言った経営という言葉もなくなりましたよね。説明会、これでいいんですよ。でしょう、ね。

そういうふうな言葉とか男女のいろんなことというのがいっぱい僕らの中にあるから、そういうのをね、もっともっと見ていってチェックしなきゃいけないというふうなことを私は思って、まだまだ取り残したことはいっぱいありますが、このくらいにして、最後は町長に締めていただきたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

もう当然のことですね、男女共同という言葉自体もですね、この世の中から無く すように努力しないといけないと思います。

◎5番(中野敏郎君)

簡単だったので30秒余りましたが、確かにそういう言葉をね、なくすような形で 先ほども宣言しましたように。

私はこれをね、議会だよりにちゃんと書こうと思っております。だから文章になるようにちゃんとしなきゃいけないのでね、言いますけど。もう1回言いますけど。 もう、50%にならないような任意同意というのは絶対に賛成はいたしません。 だからね、執行部も努力してください。これで、終わります。

(5番 中野敏郎君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時45分)

◎議長(鞭馬直澄君)

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番(山脇秀隆君)

議席番号14番、山脇秀隆でございます。 2年ぶりに立ちますので、今どきどきしておりますので、よろしくお願いします。

議長からは、質問者におかれましては簡単明瞭に、答弁者におかれましては問題 にそれることなく適切にということが、注意があったと思いますんで、それを守っ てまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、通告書に従いまして質問したいと思いますが、1点ちょっと訂正をしていただきたいのがあるんですけど、消防団員の運転免許についてということで、 準普通免許っていうふうに、ちょっと記載しておりますが、準中型免許っていうことでありますので、よろしくご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、今回は2項目について質問したいと思っております。

まず、教育の無償化について質問をしたいと思います。令和元年の本年10月には消費税が10%となり、その財源を生かして、幼児教育保育を無償化する改正子育て支援法並びに低所得者を対象とする大学など高等教育を無償化する大学等支援法が参議院本会議で、それぞれ自民・公明の与党などの賛成多数で可決・成立いたしました。幼保無償化は10月から、大学無償化は来年4月からそれぞれ実施されます。今回は、幼保無償化について聞いてまいりたいと思っております。

それでは、県からの幼保無償化の詳細説明があると思いますが、今の時点では実施されていないということでございましたので、大方の今回の無償化の概要を説明願いたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

それではですね、担当所管のほうからご説明しますが、今回実施される幼児教育の無償化、これはもう子育て世帯を応援し、生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育の重要性、そして幼児教育の負担軽減を図るという少子化対策の観点などから、大きく四つに分けて制度の概要説明を所管のほうからいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長(中小原浩臣君)

はい、今町長が申しましたように四つの視点から説明をいたします。

まず一つ目ですが、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちについてでございます。対象者といたしましては、3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化となり、0歳から2歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化となります。ただし、各施設で保護者から実費として徴収しております費用、通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外というふうになります。また、幼稚園・保育所・認定こども園の施設に加えまして、地域型保育いわゆる小規模保育や事業所内保育、企業主導型保育事業を行っている施設も同様に無償化の対象となっております。

続きまして、二つ目でございますが、幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちについてでございます。こちらは保育の必要性があると認定を受けた方につきましては、先ほどの幼稚園保育料の無償化分に加え、利用実態に応じまして、最大月1万1,300円までの範囲で保育の利用料が無償化というふうになります。

次に、三つ目といたしましては、認可外保育施設等を利用する子どもたちについてでございます。こちらも保育の必要性があると認定された、3歳から5歳までの子どもたちを対象といたしまして、認可保育所における保育料の全国の平均額、月額3万7千円までの利用料が無償化となりまして、0歳から2歳児の子どもたちについては、住民税非課税世帯の子どもたちを対象として月額4万2千円までの利用料が無償化となります。また無償化の対象となる認可外保育施設におきましては、都道府県等に届出を行い、国が定めます認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要とされております。ただし、これは経過措置があるということでございます。

最後に四つ目でございますけれども、いわゆる障がい児通園施設を利用されておられます子どもたちについてでございます。こちらにつきましては、就学前に障がい児の発達支援施設を利用する3歳から5歳までの方の利用料が無償化というふうになります。なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、もう既に無償化となっております。

その他の詳細の内容につきましては、今月この後ですね、10何日かに県が実施されます市町村説明会で、そこで説明されることとなっておりますので、概要といたしましては、以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

今、概要で説明をいただきました。対象となるサービスっていうのが出てると思 うんで、説明がちょっとなかったと思うんで、対象となるサービスを述べてもらっ ていいですかね。施設ですかねこれね、施設。

どういった施設が対象になるかってことだろうと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

対象となる施設サービスについてでございます。

今分かってる範囲で申し上げさせていただきますと、まず幼稚園、保育所、認定 こども園等を利用する子どもたちについてでございます。幼稚園、保育所、認定こ ども園に加え、地域型保育と企業主導型保育事業も同様の無償化の対象となります。 それと認可外保育施設等利用する子どもたちの分についてでございます。

こちらの認可外保育施設等とは一般的に認可外保育施設、地方自治体の独自認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外事業所保育等を示すっていうところでこのほか、子ども子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育、ファミリーサポートセンター事業が対象となります。

無償化の対象となる認可外保育施設等は都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要ということで先ほど説明したとおりでございます。

それと経過措置といたしましては、先ほどの分に指導監督基準を満たさない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けるというふうな形でなっておるところでございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

無償化の対象施設が今述べられましたが、先ほどの説明では、認可外保育施設等については無償化の対象となるには都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要であるというふうに説明がありました。

経過措置として5年間の猶予期間を設けるというふうに今のところなってるとは 思います。

この粕屋町から、対象から外れる認可外保育施設の有無を聞きます。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

認可外保育施設、あと企業主導型等もございますが、こちらで把握してる分は認可外保育施設が7箇所、それと、事業所内託児が1箇所っていうところで、資料のほうが県のほうから届いておりますので、この分については、対象から外れることはないというふうには思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

そうすると、この今、経過措置というふうに言われてますよね。この、今言われてるのは多分認可外、承認をしてると思うんですよね。県なんで。

ところが、それに外れてる部分っていうのは掌握してありますか。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

こちらで把握している分としては、先ほど申しました7施設プラス1っていうところでは把握してますが、それ以外っていうのはこちらのほうでちょっと把握はしておりません。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

経過措置としてっていうふうにありますので、多分認可外申請をして基準に合わないところもあるとは思うんですよね。今、待機児童対策とかですね、後でも話しますけど、保護者、要するにこのサービスを利用する保護者っていうのは増えてくるとは思うんですけど、そういった受け皿となるですね、やっぱり認可外施設っていうのは今後求められてくるとは思うんですね。

そういった意味では5年の経過措置に当てはまる部分の認可外もあろうとは思いますんで、こういった施設に対してですね、どういった指導していくかっていうことも一つ大事になるんではないかと思いますんで、県が指導するのか、町が指導するのかという問題も出てきますんでね、この辺はどちらが指導するような流れにな

ってるんでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

基本的には、認可外につきましては、県のほうに届け出が必要になりますので、 県のほうでの指導になるかとは思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

掌握は大事だと思いますんでね、やっぱ県にお伺いを立てですね、申請をしているけれども基準にあってないよっていうことは掌握ができると思うんでね。この辺はしっかり掌握をして対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

あと聞きなれない障がい児の発達支援の概要について説明を願います。

◎議長(鞭馬直澄君)

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長(石川弘一君)

山脇議員のご質問についてお答えいたします。

児童発達支援事業につきましては、未就学児の障がい児に日常生活に必要な動作 や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行うものでございます。あと、 保育所等訪問支援事業っていうのもございます。こちらにつきましては、障がい児 支援に関する知識、経験、技術を有するスタッフが、ホーム保育所等訪問し、障が い児本人に集団生活に適応していくための訓練の実施や、保育所のスタッフに対し て支援方法等の指導の実施を行うものでございます。

以上です。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

概要の中では、認定こども園や保育所通いながら、ここに通園してるっていう部分でも無償化になるということで、両方とも無償化っていうふうになってるふうに思いますが、粕屋町にどのくらいの児童がですね、ここに対象となっているか教えてください。

◎議長 (鞭馬直澄君)

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長(石川弘一君)

対象者につきましては、サービス決定の実人数につきまして、児童発達支援につきましては68名、保育所等の訪問については6名の登録がございます。 以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

今回の幼保教育保育の無償化の概要からですね、このサービスを受ける受けないにかかわらず、就学前の3歳から5歳までが無償化の対象になることが分かりました。町では、サービス漏れをなくすためには子どもたちの掌握をする必要があります。

粕屋町の対象となる対象者数とですね、今年度の待機児童につきましては、他の 議員さんの質問でもあったんですけど、改めて待機児童も含めて聞きたいと思いま す。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

まず、粕屋町の対象者数っていうところでございます。

まず無償化対象者の方につきましては3歳から5歳までの方が無償化というふうになります。保育所、幼稚園等に通われているまず3歳から5歳までの児童の総数といたしまして、4月1日現在でございますが、1,629名おられます。また0歳から2歳までの児童につきましては、保育の必要性があると認定された方でかつ住民税の非課税世帯でなければなりませんので、ちょっと正確なちょっと数字の調査っていうのは今後になりますが、今、保育所等に通われている0歳から2歳児の児童全体の人数といたしましては、公立認可保育所、また町外の幼稚園、企業主導型認可外保育所を含めますと703名いらっしゃいます。そのうち対象となる方が約3割おられたとした場合には210名ということになりますので、それに待機児童数を含めますと、概算ではございますが、1,983名の方が対象者になられるのではなかろうかと考えております。

それと、すみません。待機児童のことについてでございます。

待機児童につきましては、4月1日現在の国の定義での人数では39名というふうになっております。こちらにですね、私的待機数を含めますと144名っていうことになります。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

待機児童につきましては、毎年結構な人数が報告をされております。

執行部におきましても、手をこまねいているわけではないと思いますが、今回の 10月からの幼保無償化を受け、多くの対象となる保護者世帯がこのサービスを利用 することが考えられます。

どのような方策でこれに対応していくのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

待機児童解消の方策ということでございます。

待機児童の解消するための対策といたしましては、現在町といたしましてはですね、新しい認可保育所を公募と、それと町立幼稚園の3歳児保育の開始を検討しております。

これによって待機児童の解消を図っていきたいと考えております。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

施設の整備やですね、保育士等の確保も併せて必要ではないかと思います。あと 民間の誘致、町立幼稚園の3年保育、認可外の推進などですね。対策として挙げら れておりますが、一方で、公立幼稚園や保育所の資格保有者確保の必要から公募な ど人材確保に向けて取組んでいるとは思います。

応募が少ないので集まらないっていうことも以前聞いたことがございますが、今 回の無償化を乗り切るためにはですね、この保育士や幼稚園教諭の人材確保が必要 だというふうに思いますんで、どのように今現在進んでいるのかをお聞きします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

議員が言われますとおり人材確保っていうのがですね、今ちょっと困難をきしているところでございます。

町といたしましては、広報紙、また粕屋町のホームページはもちろんのことでは ございますが、福岡県が実施しております保育士就業マッチングサイト、保育福岡 へのですね、求人登録を行うとともにですね、大学等の各教育機関への案内、また 随時ハローワークのほうにですね、求人募集の掲載と今年度ちょっと予算化させて いただいておりますが、地域紙、各家庭に配られますフリーペーパーでございますが、そちらの掲載をしてですね、人材確保を行ってまいりたいと思います。

また保育所でもですね、職員等により、お知り合いの方にもですね、声をかけさせていただいてですね、人材確保に努めているところでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

公募しても、なかなか集まらないっていうのが現状にあるかと思います。給与や 地理的要素もまた多少あるんではないかなと。一朝一夕には片づかない問題である と思います。今いる人材で当面は対応しなくてはならないと思っております。保育 士や幼稚園教諭は、持ち帰りなどの雑用も多いと聞いております。

これらの仕事の軽減もより効率的な仕事となり、少数精鋭のこの時期には大事なことだろうと思いますが、この仕事の軽減におけるですね、仕事は資格がなくても働けるパートやアルバイトで保育士さんなどを支援する保育補助員の導入などを考えてはどうかというふうに思っております。既に保育補助員の人件費の予算を計上している自治体もあります。

こういった意味で、今こういった保育補助員について、町としては考えてあるか どうかお聞きしたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

保育士確保という観点からですね、議員が言われますとおり、保育補助者ですね。こちらのほうの、筑紫野市さんのほうがですね、今回予算のほうで計上されてあるというところでは聞いております。こちらのほうといたしましてもですね、議員が言われるとおり保育補助員、こちらがですね多分子育て支援員っていうふうな呼び方もしております。この制度を平成27年にスタートした子ども子育て新制度のもとですね、保育の仕事や子育て支援に就業することを一つの人を増やす目的で創設された子育て支援の新たな担い手のことでございます。

町といたしましてもですね、こういう方たちを随時募集させていただいてですね、 人材確保に努めていきたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

今、所管の課長のほうからですね、保育補助員の確保に努めてまいりたいという

ような、ご意見ございました。

これお金かかることなんで、町長にちょっとそのへん含めてですね、どういうふうに考えがあるかをお聞きしたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

粕屋町は、子どもが大きく生まれ育っております。

学校のほうのですね支援員も今、確保、増員を行っておりますが、同じように保 育所の子育て支援員の確保も私もやっていきたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

これ民間もですね、民間についても、私立の保育所関係についてもですね、保育補助員に対して補助を出してるんですね。今筑紫野市っていうのがありましたけどね。その辺も含めて、町立だけではなくてですね、私立の保育園等についてもですね、やっぱり軽減策としてですね、保育士不足を助けるっていう意味で、その辺も考えてですね、ちょっと補助を考えたらどうかっていう、今回これ一つの私の提案というか、なっておりますので、それも含めてもう1回補助に対して、検討するんではなくて、これはもう10月から始まるていう流れの中でですね、保育士が足らないと。

当然、箱物についても後ほど聞きますけども、受皿も足らないという状況の中でですね、多くの対象者が今回出てくるわけですから、それに対して、それを当分の間賄う意味でもね、この保育補助員っていうのは重要な位置にあろうと思いますのでそれに対する補助に関して、町長の考えをもう1回聞いていいですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

それぞれの自治体がですね、人材確保に精力を使っております。

福岡市のほうでも採用者の保育士に対して補助を行うというような、大都市でも 行っておる状況がございますが、これにつきましては、担当所管とも協議を積極的 に行っていきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

多くの無償化の対象者を受け入れるにはですね、それに見合う箱物が、箱が必要だというふうに思ってます。

幼稚園では預かり保育時間の延長やですね、3年保育といった要望もあります。 また、保育園も待機児童の解消には新たな保育園の増設が欠かせません。増員を考 えた町立保育所の建て替えも3年は最低でもかかり、財政的なことや建設場所の問 題からいまだ明確な計画も出てきておりません。いずれにしても、今回の無償化に はすぐには追いつかないのが現状だろうというふうに思っております。しかし、喫 緊の課題であることは事実であります。

改めて保育所や幼稚園の施設整備計画を聞きます。昨日かな、おとといか聞いた んですが、改めてその計画等について、もしありましたらお願いいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

この施設整備計画につきましては、老朽化した町立保育所の建て替えはもちろんですけども、今現在使用しております保育所の整備をただ今、緊急に行っているところでございます。町といたしましても、これはもう喫緊の課題でございますので、そしてまた提言もお受けいたしました。

今財源等も含めた検討を進めておるところでございますので、具体的な計画がお 示しできる段階になりましたら、報告をさせていただきたいと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

町立建て替えにつきましても3年かかるわけですよね。議会のほうからも、町立で町立保育所を建て替えてくれというような要望も提言を出してると思いますんで、その辺については、計画はズレてはいくと思うんですけど、しっかり今言われたように決まり次第ですね、議会のほうにもお知らせを願いたいと思うんですけど。

ただ、足らないのが現状なんで、これは早急に対応しなければいけない問題だろうというふうに思っておりますんで、前回の話では3年保育、幼稚園の3年保育を 来年4月1日からやりたいような旨の発言がありましたよね。

そういった計画っていうのはほかにもありますか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

先日の質問にもお答えしましたが、今はですね、やはり、その民間の方々、事業

者の方々が粕屋町に新設保育所を建設したいという非常に強い意欲を持ってあります。そういった声を大事にしながら、町としても新しい保育所の建設について支援をしていく方向でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

結構そういった流れの中で、全国的にもううちの町のほうが出生率が高くてこういった問題が多いということで、全国の事業者がですね、注目をして声をかけて来てるとは思うんですよね。

結構話を持って来るときにはですね、計画がある程度決まってて、例えば来年4月1日からオープンできますよとか、そういった流れの中でですね、あるとは思うんですが、来年4月1日にオープンできるような民間の施設ってございますか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

法的な手続、県、国のほうに手続も必要でございます。

そしてまた立地、場所についての周辺の合意等がほかの自治体でも問題になり、 計画が頓挫したようなことも聞いておりますので、その辺の非常に大事なファクターをですね、クリアしながら進める必要がございますので、来年の4月の開園は物理的に無理とは思っております。

しかし、来年度中には開園にこぎつけるようにですね、努力をしてまいりたいと 思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

あと、今回の無償化の財政措置についてちょっとお聞きしたいんですが、民間はですね国庫負担割合に応じて負担し、公立に関しては全額町が負担しなければならないというふうになってるっていうふうにちょっと思ってます。これは一般財源で対応するというふうにあると思いますけど、この国庫負担割合をまず聞いて無償化に要する費用は所要額を含めて交付申請を行うのか、どのようなお金の流れになっているかをお聞きしたいと思います。

よろしいですか、お金の流れをちょっと教えてもらっていいですか、どのようになるか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

まず、幼児教育無償化の財源っていうところでの、財源の負担割合ということでございます。

財源の負担割合につきましては、現在私立が2分の1が国ですね、都道府県が4分の1、市町村が4分の1っていうところでの財源というふうになっております。 公立に関しましては、全て市町村というところでございます。初年度につきましては31年度ですね、10月から3月までの分につきましては、国のほうは臨時交付金っていうものをですね創設いたしまして、全額国費のほうで対応するというふうに聞いております。

また、それ以降につきましてはですね、地方負担の全額を基準財政需要額のほうに算入いたしまして、それを、地方消費税の増税分の全額を基準財政収入額に算入して、その分を地方のほうに配分するというふうなことでは、今のところ聞いております。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

今回、幼保無償化によってですね、我が町の課題が浮き彫りになってきたとは思います。ソフト、ハード面と厳しい財政状況の中、これを実施していくのはですね、 至難の業であろうとは思いますが、町長のこの無償化を推し進めていくための方策 に尽力することが求められてるというふうに思っております。

一日でも早く住みやすい町、子どもが安心して育てられるまちをつくっていくことが大事だろうと思っておりますんで、改めて町長の今回の無償化に対することに関して、町長の考えを聞きます。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

10月の開始予定となっておりまして、まだ全体の100%の全貌がつかめておりません。しかし、その中で一番大事なのは、市町村に任されるこの無償化の事業でございますが、財政的な負担を市町村がどこまで負うのか、今現在のことではなくて、将来的に市町村がどういうふうな変遷でもっていくのかというのが不安要素の大きな一つでございます。

その辺をですね、県、国のほうにも働きかけながら、一方では、粕屋町に対する ふるさと納税、寄附をこの子育て世帯が多い粕屋町、そして今後の県、国、日本を 背負っていく子どもたちの育成のために寄附を募るようなですね、ことも働きかけ ながら行ってまいりたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

ここからの質問につきましては、10月の幼保無償化までの町の取組みを聞いてい きたいというふうに思っております。

今回は国の施策であるため、広くマスコミなどで大方の町民のほうにはある程度 告知されるであろうと思っております。今回対象者、対象世帯は、町に申請する必 要がないっていうふうにされておりますが、必要な場合はないのかお聞きしたいと 思います。

一応今回の流れでは、保護者世帯、対象になる世帯については、申請する必要ありませんよとなってますんで、逆に申請をしなければいけない場合があるかどうかを聞きたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

保護者の方の手続きということでございます。

議員が言われますとおりですね、保護者の方の手続に関しましては、まだ、国からのですねちょっと説明会が終わっておりませんけども、町立幼稚園とかですね町立の保育所、認可保育園に通われてる方につきましては、町のほうで全て把握はできておりますので、特段の申請の手続は必要はないかとは考えております。ただ、それ以外の認可外保育所、企業主導型、町外の幼稚園に通われてる方につきましては、申請が必要になるかとは思われます。

よってですね、詳細のほうが分かり次第、申請が必要な住民の方に分かりやすく 手間の掛からない方法をですね、検討していきたいと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

先ほどの説明の中にも幼稚園の預かり保育に預かり保育か。申請する場合は申請 しなきゃいけないみたいな、要するにその保育の必要性の認定事由に該当する子ど もをお持ちの世帯は預かり保育に預ける場合は申請が必要ということがあるという ふうに聞いておりますが、この申請主義なんですね、逆に言うと。

町からの提案じゃなくて、申請してくださいっていう流れだと思いますんでね。

この辺の周知が非常に大事だろうというふうにちょっと思っておりますんで、その 辺の周知はどのようにちょっと考えてあるのかお聞きしていいですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

保護者のほうへの周知っていうことでございます。

こちらに関しましては、今議員が言われます預かり保育だけに限らずですね、保護者の方の周知方法につきましては、制度の案内チラシ、こちらも0歳からですね 5歳までのお子さまをお持ちの全世帯に対してですね、配布を行うように今ちょっと準備を進めております。

その中でですね、こういうふうな方につきましては全員申請ですよとか、そういうところをですね、分かりやすく記載したものをですね、お配りしたいと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

先ほどもホームページや広報などでの周知はするということだったんですけど、 今パンフレットとかですね、そういった周知は直接郵便かなんかで送られる予定で すか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

こちらに関しましてはですね、やはりホームページとかですね、広報紙を見てないとかですね、見られないとかいうご家庭もあるかもしれませんのでですね、そういう方たちに対してもですね、周知していきたいと考えておりますので、こちら郵便で各ご家庭のほうに郵送したいと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

今回の周知やシステム改修の費用などはですね、国が財政措置をして当然、当初 予算で考えられてるというふうに思っておりますが、先ほどもありましたように、 人材確保という観点から保育士増員はですね、保育補助員を導入した場合などの人 件費予算っていうのが出てくるっていうふうに思いますが、この予算については、 9月補正で間に合うっていうふうに思っておりますでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

人件費関係につきましてはですね、こちらも県の説明会等はございますが、やは り9月補正のほうでですね、あとは財政部局と協議しながらですね、必要なものに 関しましては、その段階で計上させていただきたいというふうには思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

現在、保育料などの徴収はですね、町が一括して行われてるというふうに思いますが、今回の幼保無償化においてはですね、先ほども説明がありましたように通園バス代とかですね、食材費とかですね、今までどおり有料というふうになってると思いますが、これはどのような徴収方法でやるのか、今までは町が一括してっていうふうにちょっと思ったんですけど、これは個別に今までもやってたんですかね。それとも町が一括してやってたんですか。

その徴収方法をちょっと教えてください。

◎議長(鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

徴収方法につきましては、保育料の中に含めた形でですね町が一括してやっていたと。ただ主食部分につきましては、園での徴収というふうなところもございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

そうすると、今回の無償化が行われた場合ですね、有料となる部分については町 が徴収しないと。もう独自で各園に任せるっていうな流れになるんでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長(神近秀敏君)

保護者の方からですね実費で徴収している、現在通園送迎費また食材費ですね、 行事等につきましては、国のほうはですね無償化の対象外としております。よって、 給食費につきましては保育料の一部として保護者の方が負担されてきたということ から、この考えが維持されるためですね、3歳から5歳の方につきましては、施設 による実費徴収を基本として対応してまいりたいと思います。 しかし、国といたしましてはですね、できるだけ世帯負担が増えないようにですね、年収360万円未満の世帯等につきまして副食費を免除するっていうふうにも打ち出しております。

しかし、給食費に関しましてはですね、食事の質の確保の問題、病欠した場合の 給食費の負担の考え方とかですね、あと滞納に対する対応と行政の関与などですね、 様々な懸念材料がございますのでですね、国のほうで考えられていることですけど も、保護者の方に分かりやすい広報資料ですね、作成しておりますので、その内容 の詳細が分かり次第またこちらのほうからですね、お伝えしたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

今回徴収の問題につきましてはですね、今言われたようにいろんな懸念があると 思います。

学校給食も、今滞納とかですね非常に問題になっているという部分もありますし、 徴収方法がやっぱりある程度負担のないように考えていかなきゃいけないのかなと。 だから今さっきも言いましたように人材不足、仕事量が多いという流れの中でね、 食材費までやっぱり徴収していかなきゃいけないっていう現場はですね、非常に混 乱すると思うんですよね。そういった意味でも保育補助員の導入とかですね、そう いったことが必要になってくるんじゃないかなというふうに思ってますんで。その 辺しっかり検討してですね、実施していただきたいというふうに思っております。

今回の幼保無償化は子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図るため、少子化対策の観点からの取組みであるとの政府の方針であります。日本大学教授の末富芳さんは、今回の幼児教育保育と高等教育を無償化する二つの法律が成立したことは、日本の教育政策において歴史的転換点と言えます。

その理由として高等教育の無償化については、従来の成績、健康や意欲の条件が 揃わなければ、給付型奨学金や授業料減免を利用できませんでしたが、今回事実上、 所得要件で利用できるようになりました。経済的な理由で大学などへの進学を諦め ていた低所得者世帯の子どもに、希望する進路へ進む道を大きく開く意義がありま す。一方、幼保無償化の特徴は、保護者の所得にかかわらず、3歳から5歳の全て の子どもを対象にしている点であります。低所得者から全世帯へ財源を確保しつつ、 段階的に対象を拡大させてきたのは理想的な政策過程といえますとの評価でありま した。日本の教育政策において歴史的転換点だっていう評価であります。

この件につきまして先に教育長に、次に、町長にお願いしたいと思いますんで、

見解をお願いいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

今回の本当にこの国の施策っちゅうのは私、本当にありがたいなと、就学前幼児教育等々についてもですね、ちゃんと配慮していただきますし、また大学という一部の学生かもしれませんけど、しかしその子たちもやっぱり意欲がありながら、能力がありながら、家庭の経済状態でですね、進学を諦めざるを得なかった子どもたちへの救いの手だろうというふうに思います。

条件はですね住民税非課税世帯、またそれに準ずる世帯というような条件もついておりますが、こういった条件がつきながらも、やはり数名のっていいますか、一人でも助けていただけるような国の施策っちゅうのは本当に暖かいかなというふうに思っております。本来教育は、国家100年の大計と言われるぐらいですね、目の前だけですぐ成果が出るもんではないと。やはり国の、それこそさっきからずっとキーワードになってますが、持続性といいますか。これから先、国が継続するためにはですね、やはり教育をしっかりやっていくんだということの表れだろうと思われます。

また義務教育においては、今現在無償化がもうされてます。随分経つんですが。あと高校のほうもですね、支援なんて言いますかね、就学支援金ですか。一時期、高校の無償化というのもございましたけど、今は就学支援金という形でですね、その制度を使って高校のほうもやっていると。議員先ほどからちょっとおっしゃっておりますように、大学は高等教育という領域に入ります。小学校は初等教育で、中学高校は中等教育ですか。で大学のほうは高等教育という形です。専門学校と大学の無償化のほうも今回入りましたので、一応これで就学前から義務教育、そして中等教育、高等教育。欧米のほうではかなり授業料が廃止されてる部分がかなり国としてありますけど、日本がやっとその一歩を踏み始めたかなということで、私はこれはいい教育改革であったかなと。

ただネットで見ますとですね、逆に児童手当を上げていただきたかったとか、医療費または学童または保育所、そういったところにもお金をもうちょっと回してもいいんじゃないかというような反対もございますが。しかし、やはりこういった制度を扱っていくというところについては、こういったところに切り込むのが1番大事なのかなと。

あとは恐らく議員今からおっしゃるかと思いますが、人、物、そしていろんなシ ステムづくりをですね、これからも頑張っていきたいなというふうに思っておりま す。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

国づくりは、人づくり。もうこの1点に今なっとると思います。

人、物、金という、ちょっと教育長が述べようと思われた部分もありますけども、この人づくりがやはり、これからの日本の国をつくっていくという国家的戦略にのった形の政策の転換だろうと思います。先ほどの中野議員の質問の中に、私冒頭でお答えしましたが、粕屋のこの文化のことを言いました。歴史・文化はですね、政策がつくっていく。過去の歴史を紐解いてみますと全て政策の対応、例えば大宝律令とか、そういったふうな政策がこの日本の国家の歴史・文化をつくってまいります。今回のこの幼児教育無償化がそういうふうなことに将来的に評価されるような時代になるかもしれません。

そういった意味で、粕屋町もこれについて協力し、粕屋町独自のまた、子育て支援も行ってまいりたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

よろしくお願いしたいと思います。

次に、消防団員の運転免許にかかわることについて質問したいと思っております。 平成17年道路交通法の改正により、普通免許で運転できる車の範囲が変更になり ました。免許証をとられた方は分かると思うんですけど、8トン未満まで運転でき ますよみたいな表示が免許証にはされていたと思います。このときはそうですね。 平成19年6月以降に普通免許を取得したものについては、旧普通免許と新普通免許 に分かれております。この新しく免許を19年6月以降とった方は、今度は5トン未 満運転できますよっていうような表示に免許証になってたというふうに思っており ます。

そして、平成29年3月ですね。今度3月以降免許を普通免許取得した人はですね、3.5トン未満、最大積載量2トン未満というふうに今度はなっておりまして、ここで問題になるのがですね、消防自動車がですね、3.5トン、大体あるんですね。以上あるんです。そうなると、3.5トン未満の普通免許ではですね運転できないっていう状況がもう生まれてきてる。当然、その前の平成19年6月以降とった方においてもですね、5トン未満ですけど、最大積載量3トン未満っていうふうになってお

りますので、資材等ですね、物によってはですね、重かったりするとですね、もう それ自体でもう違法になってしまう。無免許運転になってしまうというような流れ になっております。

平成29年3月にですね、消防団のほうにはですね、総務課のほうからこの免許に かかわるですね、調査を依頼して、調査していただいたというふうに思っておりま す。そこで、粕屋町には消防団が所有する14分団分の自動車があります。

毎年4、5名のですね、新団員が誕生しております。

そこで対象となるですね、団員数とですね消防自動車の台数をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

お尋ねのこの度、平成29年の3月に施行されました道路改正法ということで準中型免許っていうことができました経緯でですね、いろいろなことが少し消防団にとっても、関係してきているということになっております。

平成29年3月施行の道路改正法施行後の普通免許ですね、を保有している団員につきましては、現在5月1日の団員数189名のうち4名、普通免許いわゆる改正後の普通免許を所持しているというふうな形になっております。続いて消防団の消防自動車ですね。普通免許で運転できるのはですね、3.5トン以下という形になっておりますけれども、未満ですね、すみません、未満ということですね。

現在の粕屋町消防団14分団ございます。の中で15台の消防車を保有しておりますが、車両の総重量が3.5トン未満は3台、3.5トン以上は12台の消防車という形になっております。

よろしいですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

ということはですね、毎年大体4、5名の新入団員が、当然入団してまいります。 結構若い方ですね。が入ってくるというふうに思いますんで、大体普通免許で大 体、今車に乗らないんですよね。若い人。いろんな業界でも今車離れ、若者の車離 れとも言われてますけども、免許取らなくてもいいよみたいな感じになってきてる んですね。ほかの証明書等今いっぱいありますんでね。ただ、そういった流れもあ りますので、この免許取得、消防団当然免許を持ってないと動けないわけですよね。 消防自動車が遊んでしまうと。一千何百万もする消防自動車を、各分団、20年近く たったら買い替えて補助しているわけですから。

そういうことを考えていくと、必ずその今15分団中12分団が3.5トン以上ということを考えればですね、これを運転するには、今からいえば、準中型免許が必要というふうになってくると思うんですね。今まで平成19年6月以降とった方は、5トン未満で何とかできますけど、平成29年3月以降に免許取得した方についてはもう運転できないという状況、今後年々たっていけばですね、そういう方が対象者がどんどん増えてくるというふうに思ってます。

じゃあどうするかっていう問題なんですけど、その普通免許から準中型免許に変更するにはですね、自動車学校に行ってですね、何時間か受ければ免許取れるんですね。それでこの費用がですね、自動車学校大体5万からその免許の種類によって10万ぐらいかかるというふうに言われておりますんで、消防団はボランティア、ボランティア要素を非常に持ってましてですね。やっぱ消防団員の負担軽減をやっぱり考えていかなくちゃいけないっていうふうに思っております。

今回、宇美町においてはですね、4月1日からですね、この準中型免許を取得のための費用の半分はですね、町が補助するということがもう決まっております。そういった意味から我が町においてもですね、この補助をしたらどうだろうかという、人数的には余り大した人数でもございませんので。宇美町の場合は半額補助というふうになっておりますんで、この辺含めて補助にしたらどうだろうと、補助をしてあげたらどうだろうというふうに考えております。

消防団組織はですね、人材育成の場であり、粕屋町の安全安心を守る担い手だというふうに思っておりますんで、この消防団組織を発展維持できるのは、行政の支援が大きいというふうに思っておりますんで、この補助することに対して、町長の考えをですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

消防の消防車を動かすことがですね、消防団の基本的な消火力の基本中の基本でございます。

消防車がなければ消火できないと。今担当部長が説明しましたように、可搬式の 消防車については、今のところ問題ないとありますが、通常のポンプ車ポンプ自動 車は今後の運転は非常に制限されてくるというふうになりますが、併せてですね、 ポンプ自動車の道交法改正に伴う今後の見込みとしては、そのポンプ車の重量の軽 減化も図られております。一部メーカーでございますが、始動したばっかりでもあ ります。従いまして免許取得の補助とともにですね、このポンプ自動車の今後の買 い替えについても検討の余地はあると。

一方、議員ご指摘の免許の取得のことでございますが、やはり私どもで調べたら 5、6万ぐらいはかかりそうでございます。財政的な支援を国のほうはどうするの かというふうに調べましたら、交付税措置がどうもつくようでございます。ただ、 交付税も普通交付税と特別地方交付税もございます。普通交付税だったらですね、 積算根拠もはっきりしますし、その金額についても分かりますが、特別交付税は中 身が全然分からないと。

ただ、国としては2分の1の補助をするというふうに通達も出しておるようでございますので、それも注視しながら、町からの補助もしていきたいなと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

費用対効果の点から見ても、人材確保や意識の向上に利する施策であるというふ うに思っております。

ぜひ、この問題点の解決策としていくことも大事であるというふうに思ってます んで、ぜひ実行していくことを進言して、私の一般質問を終わります。

以上です。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

暫時休憩します。

再開を午後1時ちょうどといたします。

(休憩 午前11時40分)

(再開 午後1時00分)

◎議長(鞭馬直澄君)

再開いたします。

議席番号2番、井上正宏議員。

(2番 井上正宏君 登壇)

◎2番(井上正宏君)

こんにちは、議席番号2番、井上正宏です。通告書に従いまして、一般質問します。

最初に、市制塾についてということで質問しますが、他の同僚議員も、同じ内容 の質問されましたので、重複するかも分かりませんけれども、町民の皆さまも興味 を持っておられると、いう方の多数の意見も聞いておりますので、再度確認という 意味で、町長にお伺いしたいと思いますが、市制塾とは何か。

また、関連で市制塾の指示をされた方が誰なのか。また、この市制塾というのは ワーキンググループという認識で考えていいのか。お聞きします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

市制塾とは何かということでございますが、私は昨年9月に就任して、市を目指 すんではなくて、市政を見据えた、これからの粕屋町の将来像を若手の職員とも語 っていきたいという私の考えも申し上げました。

その中で、昨年の9月議会が終了した後、早々にですね。10月の10日位だったでしょうかね。庁内の各職員が持ってますパソコンに庁内LANといいまして、メール等の配信なのですが、それをもちまして募集をかけてます。当初8人程度の応募を期待してたんですが、私も私もということで、最終的には10人の規模で市制を考える塾と、会と言いますかね、ということでスタートしております。市制塾の命名は、私がせん越ながらですね、市制塾という命名をさせていただいております。

これは申すまでもなくですね、今現在、粕屋町の人口4万7,700人を超そうかというふうな勢いで伸びております。そういった中で、いずれ人口が5万人になることが予想されてます。5万人を超えれば、一定の国が示します市制の施行に対する条件が満たされますので、当然住民の方々からは、その市制に対する機運が高まるということが予想されますので、早い段階で研究を行なおうかと、いうふうなきっかけで始めておるところでございます。

人口もですね、いよいよ5万人になると、これは本格的な検討段階になろうかと 思いますが、今の段階では、私の研究、諮問しました研究グループという位置付け でございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

昨年の町長選挙の公約の一つの中にありました、市制を目指すのではなく、市制 を見据えながら、いつでも施行できるような基盤体制を作っていきたいということ をお聞きしておりましたが、今、答弁いただきましたので、そういう流れで進めら れていく塾ということで、私も認識したいと思っております。

続きまして、これも、同僚議員からの質問の中で答弁があっておりましたが、市 制塾の構成メンバー、人数とか年齢とか男女の比率ということでお聞きしたいと思 っておりますが、今、数とか男女の数までお聞きしてませんが、前回の他の同僚議 員の質問の中でお話しされてましたが、10人中ですね、男女の比率とか、また若手ということで、課長級以上と言われましたですかね。係長以上と言われたんですかね、1番上の方がですね。ですから、大体その辺の方の年齢というのが、どの位の年齢で構成されているのかということで、同じ質問になるかも分かりませんが、人数とか年齢とか男女の比率、また、その場で一番年齢っていうかですね。

当然、今後8年後あたりでそういう動きが出てくるのではないかというようなお話もされておりましたので、そういう流れの中で、今、私が話したような答弁を願いたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

現在の市制塾の構成メンバー、これは当初の立ち上げ時点とは変わっておりません。その中で、年齢を先に申し上げますと、全員で10名の中で、40代の係長級が3名、30代が5名、20代が2名でございます。そして男女の比率でございますが、男性が8名、女性が2名でございます。

まあ、ついでながら、それぞれの今現在の所属部署はですね、総務部が2名、住 民福祉部が4名、都市政策部が3名、教育委員会が1名となっております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

詳しく答弁いただきましたが、当然月日が経つ中でそういうメンバーの流れも 徐々に変わりながらですね、次の準備をしていくための市政塾ではないかなと。

それはもう、私の一個人の意見ですが、そういう意味におきましてはですね、非常に、私もですね、見守るっていうか、できれば、月日が経つ中でそういうですね、 会合があってる中に、入れていただいてるようなこともできるんでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

今の段階でですね、自由闊達にそれぞれの思うところで、いろんな調べたり、調査したり、そして、それぞれの持っている意見を戦わしたりっていう、そういったことをする機関といいますかね、その会合でございます。

議員の先生がおられたらですね、緊張も増しましょうし、意見もなかなか言えないような状況もございます。

今の段階ではですね、職員間のそういった自由研究グループという位置づけでご

ざいます。

◎議長(鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

まだ市制塾を立ち上げてまだ早いという中で、その後月日が経てばですね、そういう時期も必ずくるのではないかなと思っております。

そういう日がくればですね、やはり市制に向けては、当然、議会、特に総務のほうでもですね、市制施行については色んな形で勉強会、また、視察とかいうことでですね、議会の中でもそういうお話しておりますので、ある程度月日が経てばですね、そういうふうな市制塾の方ともお話ができるような、いただきたいと思っております。

市制塾についての最後の質問になりますが、今までの答弁の中でですね、そういう目的とかというのは大体伝わってくるものがありますので、再度お聞きする中でですね、この市制塾の目的とか、役割について教えていただければ。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

冒頭述べました、それぞれのこのメンバーの中でですね、市制とはまず何かと。 そして、市制を施行するための条件とは何か、そして、全国的には5万人を超えて もまだ、市制に移行してない自治体がございます。

そういったところの調査を含めてですね、市制のメリット、デメリットを大きい 視点でとらえるような、そういう勉強会でございます。私自身もですね、市制塾の メンバーから、定期的な報告が月に1回ございます。定期的な報告を受ける中でや はり、全然知らなかった部分もございます。そういったことで、本当自由にですね、 フリーハンドで、動けるような勉強会を、今現在行っておるところでございます。 いずれ、このメンバーが粕屋町の今後の将来、屋台骨を背負ってもらえるような ですね、人材育成という意味でもこの会の重要性はあろうかと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

この市制塾の中から今後のですね、リーダーを育てる中で市制に向けての準備を されるということではありますが、当然、市制だけではなくて、ちょっと耳が痛く なることを言うかも分かりませんが、前執行部の長でありました、前町長、並びに 池田前副町長は、やはり市に向かう前に、職員の意識改革だということを、何か叫 ばれてたようなことが今でも頭に残っておりますが、そういう意識改革、職員の意 識改革について関連になるかどうか分かりませんが、その答弁お願いしたいと思い ますが。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

これは反問ではございませんが、議員さんのご感想としてですね、粕屋町の今の 職員の意識はどういったレベルにあるか、忌憚のないご意見で結構でございます。 ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

当然、たくさんの方から、色んな職員のお話は聞かしてもらってますが、たくさんの職員がおられる中で、やはり色んな職員がおられる中で、やっぱり一日一日ですね、やっぱりその色んな形で、職に全うされてるという方がほとんどだと思いますけれども、どうしてもやはりそういう、間違ったお話とかですね。ここはそうじゃないんじゃないかなとかと、いうようなことも私自身思ってることもあるんですけれども。

やはり、そういう職員の意識改革を進める中で、市制施行に向けてやっていきたいという前回のトップのお話でしたので、今少し、そういうお話をさせていただきました。具体的に、私もどうだとか、ああだとかというのは、この場では控えたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

ありがとうございました。

今、議員がですね、ご指摘の消極的な職員。これは私無くしたいんですね。やは り自分たちが、この粕屋町の行政の携わってる人間として、この町の将来、まちづ くりを考えていくんだっていう主体者意識を主体的な意識をですね、持ってもらい たいという意味で、これも一つの、そういったきっかけになるように、この市制塾 も開催したところでございます。

他の議員さんからも質問がございましたが、外に飛び出せ公務員。地域に飛び出せ公務員というのをですね、外の空気に触れて、正にその議員さんが色々意見を持ってあるというふうなことも、今ご披露していただきましたが、そういった意見を

ですね、本当に耳が痛い意見でもいいから、外から聞いてこいと。役場の中で、机上においてはですね、そういったことは、情報入ってこないんですね。

反面また、自分が考えている意見とか、このまちづくりのビジョンとか、そういったものをですね、それぞれの分野で住民の方々に説明し、情報発信をしていくっていうのが非常に大事だろうと思います。まさに消極的な職員、これはあの私自身もですね、そういう職員がいるというのは否定しません。

ですから、その職員を今後も無くすようにですね、努力していくためのこういった機会を捉えた研修を含めた職員の養成をしていきたいと思っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

よく分かりましたので、今後もですね、しっかりと色んな人の意見を聴きながらですね、また、そういうお話ができる場所があればですね、しっかりとさせていただきたいと思っております。今後、市制塾の動きというのは、これは当然議会だけではなく、他の行政ですね。他の行政、今日午前中、久山町の議運の方がおみえになっておられましたけれども、やはり他の行政の皆さまもですね、今後粕屋町はどうなっていくんだろうかと、いうやはり興味関心というのを持って見られていると思いますので、先ほどもお話ししましたけれども、月日が経つ中で月日といいましても、あっという間に月日が経つなというのを議員になって感じておりますけれども、市制塾につきましてもですね、定期的に進捗状況など教えていただく、また、伝えてもらえばなと思いまして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、平成29年6月議会において一般質問をしました、福岡市営地下鉄福岡空港線とJR長者原駅との接続についてです。

ご承知のとおり、平成28年7月4日、飯塚商工会議所等民間団体が主体となり、飯塚地区の促進協議会が発足し、平成29年9月19日に福岡、糟屋地域の企業や団体約70団体が主体となり、JR長者原駅と福岡市営地下鉄福岡空港線接続促進協議会が設立されたと同時に、署名運動が開始されました。その後、平成30年10月3日において、飯塚地区、福岡地区の両促進協議会が、九州経済連合会会長の麻生泰氏とともに、福岡県議会、福岡県、福岡市に10万人の署名を持って要望されたことは、皆さんもご承知と思います。私も、町民の皆さまと積極的に署名運動を展開しましたが、町民の皆さまより今後の展開を教えてほしいとの多数のご意見をいただいております。

そこで町長に伺いますが、粕屋町においてこれまでどのような検討がなされて、 どのような動きがあったのでしょうか。具体的に、お答えください。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

この件につきましてはですね、副町長の吉武のほうが担当として動いております ので、お答えいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

井上議員のご質問にお答えいたします。

今言われたとおりですね、民間では2団体がそういうふうな動きをしております。 地下鉄の空港線の延伸につきましては、広域鉄道ネットワークの観点からですね、 粕屋町独自で検討、動きを行うことはですね、非常に難しい状況でございます。

現在はですね、飯塚市を事務局として、JR福北ゆたか線、JR香椎線沿線の自治体が事務レベルでですね、福岡市営地下鉄福岡空港駅、JR九州 福北ゆたか線、地下鉄接続検討協議会を構成して、今、意見交換とか情報の共有をですね、行っているところでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

この件について今、お話していただきました。確かにですね、この質問を2年前させていただいたときに、雲つかむような話をせずに、もっと町民のためになるような一般質問もしてくださいという町民の意見はありましたけれども、やはり2年前からの状況から比べると少しずつですね、この話も前にこう進んできているのかなという感じはしておりますが。

次の2番目の、ちょっと質問になるかも分かりませんが、やはり他の自治体なん かとの連携とか、いうのはお考えでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

地下鉄ですから、これ福岡市ですよね。福岡市との連携をとるのが本当一番なんでしょうけど、今のところですね、先ほど申しましたようにですね、JR福北ゆたか線、JR香椎線沿線の自治体とですね、地下鉄について、本当、意見交換、情報共有をですね、今しているところで、ちょっと進展がどのようになってるかというのはですね、まだ本当に進んでるといえば、どうかで言えば、進んでない状況かな

というふうに。今、情報のどういうふうにするかという検討段階いうところでございますかね。そういうところでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

ちょっと私が、正しい情報かどうか分かりませんが、31年2月22日ですね、2月22日に国交省、福岡県周辺自治体による事務レベルでの協議会の会合があったとかですね、また令和になりましても5月、福岡地区の協議会より糟屋地区の周辺自治体に対しての要望がありましたということで、これはもう、確かな情報かどうか分かりませんが、そういうのもまたですね、私も調べもせずに、こういう議会で質問してるっていうことにつきましてはですね、申しわけないと思いますが、そういう結局もう事務レベルと言いながらも、やっぱり国交省とか県とか、また身近なところでのそういう周辺自治体に対しての要望があったということにつきまして、あったのか、なかったのか、お伺いします。

◎議長(鞭馬直澄君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

今申しましたようにですね、地下鉄の検討協議会そういうふうな参加自治体がですね3市8町ですね、アドバイザーとして、九州運輸局、運輸局鉄道部、福岡県交通政策課が参加してですね、飯塚市を事務局として、年1回程度の会議を実施しておりますので、そういうところの話ですね。

だから、全然話し合いっていうかですね、検討っていうかそういうのをしてないかということは、そういうふうにやってるということであります。

以上でございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

今の会合の中に、粕屋町の担当課というのも一緒に入ってお話はされてますでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

吉武副町長。

◎副町長(吉武信一君)

3市8町と申しましたけど福岡地域では、粕屋町、篠栗、須恵町、宇美町、志免町、久山町ですね、久山。筑豊地域では飯塚市、直方市、嘉麻市、桂川町、小竹町

ですね。その中に入っております。

◎議長(鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

非常にですね、大きなプロジェクトということでもありますが、やはり、今後のやっぱり20年後、30年後の粕屋町を考えてみた場合にはですね、非常に当面、今は必要ないよねという人だってたくさんおられるという声も聞いておりますが、当然今からの世代の人の達のことを考えてみた時にはですね、これはもう非常にいい計画ではないかなと思いますので、少しずつでもですね、前に進んでいけばゴールは見えてくるのじゃないかなと思いますので、時間はかかるかも分かりませんけれども、じゃあよしと粕屋町、行政でもしっかりこの件について取組んでいこうという時期が来ましたらですね、是非話を進めていってもらいたいと思います。

それでは最後の質問に移りたいと思います。最後の質問ですが、これも質問も、 平成29年の9月議会で質問しました子ども議会について、再度質問したいと思って おります。

子ども議会は、小学校などの児童や、中学校、高校などの生徒を対象として行われる地方公共団体の模擬議会ということで、私が議員になる前、平成28年の1月、29年の1月に粕屋町の子ども議会が開催されておりますが、児童や生徒が町長始め、町の執行部のほうに一般質問をするというそういう展開の子ども議会だったんですが、アンケートですね。これも2年前に西村教育長のほうにも質問させていただきましたが、アンケート結果でもですね、非常に好評で、今後も続けていってほしいという声が約9割でしたが、私が議員になってからの2年間は、児童、生徒の行政執行部に対しての一般質問は無くなり、小学校6年生と議場内交流会になりました。

昨年の町長選で、箱田町長に変わられましたが、前の執行部の長は、私の一般質問の中で、子ども議会は議会の活性化のための子ども議会だから、子ども議会は議会のほうの主導というそういう発言がありまして、児童、生徒の議場での一般質問というのが無くなった訳ですけれども、やはり、平成28年の1月の子ども議会、また、29年の子ども議会では、28年は、一般質問者の児童、生徒を含めて100名。次の年は、もう次の年で終わるんだよというような約束をされてたというようなお話を聞いておりますが、次の29年ですかね。当然参加者が半分と。52名。さらに、私が議員になりまして、行いました、子ども議会ですかね、子ども議会といいますか、小学校6年生との議場内の交流会では、児童と保護者を含めて30年度は24名、そして、本年度行いました、小学生のですね、小学6年生の交流議会では、6名、そして、保護者が7名ということで、非常にですね参加者はもう非常に少ない中でも、

充実した内容で、参加していただきました児童、保護者にはもう大変感謝しておりますが、議員なってからの子ども議会、二度の経験をさせていただきましたが、この子ども議会に対する町長並びに、教育長の見解を伺います。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

中学校では、生徒会の方針とか、生徒会による自主的な自主的で具体的な活動に 対して、各学級会で審議し、そして生徒総会という立場で言われば、自主的な中学 校内の議会があっております。

私も、もう、数十年前の記憶では学校での先生たちが監督下ではない、生徒達が 自分達自主的に運営する生徒総会で、様々な意見を戦わした記憶もございます。

そういったその生徒の主体的な自主的な成長をですね、助ける意味では、子ども 議会とは、子どもに議会とはどういったものか、何かということをですね、進めら れる、進めていく観点から、この議会で、それを体験してもらうというふうな認識 で私は捉えておるところでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

私このこども議会はですね、最初の年は、私は現役でしたので、町のほうからそ ういった依頼がありました。

総務常任委員長のほうから話があってですね、学校教育課長のほうも学校のほうにおみえなりました。校長をを通して学校のほうに、こういった趣旨でやられるということで、子どもたちを集めてくれということでしたので、大変人選に苦労したんですが、最終的には生徒会役員でということで、東中、粕中ともこういった対応をさせていただきまして、小学校については児童会を中心にですね、人選をしたというふうにお聞きしております。

ただその時にですね、中学生が果たしてどこまで町のことを知っているのか。また町に対してどういった要望してどういう改善策を、若しくはどういう提案ができるのかっていうのが、全く未知数の状態でですね、1月にやりたいということだけをお聞きしとったもんですから、非常に当時はですね、学校教育課、特に指導主事あたりにご迷惑をかけて、テーマが被らんようにしようとかですね。小学生はここまでの内容で、中学生はやっぱりここまでのやっぱり質問のレベルを上げたいよねとかですね、そういった打ち合わせをした段階で、この議場でやりとりをしたのを私は覚えております。

そして翌年目は今度はこの立場でですね、今度はもう一度同じような形でやってくれというようなことを担当の議会活性化特別委員会ですか。担当の方からまたお聞きして、学校教育課長ともですね、話をしながら、また校長会等で、昨年に引き続きというようなことで話が来てるがと。私最初の頃は、これは1年間でというふうに私も聞いとったもんだから、この立場になってですね、今年もするのかなっていうのが正直なとこでした。

しかし昨年そういった良いアンケートの結果も出ておりましたので、何とかやれる方向でということを校長先生方にも少しお話をしましてですね、やったと。このときは生徒会ではなくて、一般公募で、校内選考をやって、テーマについても少しもかぶってもいいのかなと、ちょっと自由に今度子どもたちからさせてみようかなと。しかし、このときも同じように、やはりあの通告書の書き方とか、町が今どういう状態かというのは、やはり学校のほうがそこはもう指導をしていただいたという経緯がございます。

それで、その次の年に入りますとですね、ここでちょっと中学校側からですね、 それ当時のある校長を2人からですけども、ちょっと1月はどうしてもきついと、 じゃあほかの月はと言ったらそれもまたなかなかきついんだけど、ちょっと中学校 これ外してくれるかというような要望がございましたので、小学校の6年生のほう にということで、議会特別、先は議会活性化特別委員会でしたが、途中で変わりま した、議会特別委員会ですか、報告特別委員会ですか。担当者の方からまた話があ りましてですね。今度は小学校6年生で。ただ、行政側とですね、やっぱりやりと りをするというの目的であればですね、それなりのやっぱり準備とか、また子ども がそれを行政側に言ったときにその後行政がどう動いたかっていう、結果報告もや っぱしていくのが本来の姿だと思います。

しかしそういったことが、現実的に時間的に取れるかどうかとかですね。やはり学校があってる時間帯にそういった子ども議会開けるかといったら、それはもう無理なので、やっぱり今も行ってますように土曜日になるかと思います。ただ土曜日になりますと、これは保護者の送り迎えがやっぱりどうしても必要になってまいりますので、やり方としてですね、やはり小学生を呼んで、親のほうに来ていただいて、本物の執行部がどこまで立ち会うことがいいのかっていうのも、ちょっと分からない部分もありますし、例えばやることだけが先立ってですね、やる必要があるからやってるんだじゃなくて、こうやってやるからやってみれと、そしたら質問とか、要望とか、粕屋町のことをどこまでですね、予習された上で出てるかっていうのはなかなかちょっと私も、何回かを見てきて思ってるところです。

また学校もそういった議会に向けてという授業はできませんしですね。6年生の

内容には、国会とか議員とか、そういったものについて学ぶ時間がありますが、それはあくまでも国政とか、こういった町の議会あたりも触れてはあるんでしょうけど、私は本物の議員さんあたりがこの必要性、議会の必要性あたりをですね説いていただく今のやり方も、僕は意味があるのかなというふうに思っております。

そして、私これやりながら思ったんですけど、子どもたちにやっぱこの議場は是非見せたいという思いはずっとあります。ただそれを、学校のほうに下ろしてもですね、やはり役場に来るまでの、安全性が担保できるのかということをやっぱり言われました。そうすると、自由見学ちゅうわけにもいかんしですね。土曜、日曜ここを開けてという訳にもいかんので。何らかの形で私はこの議場の公開あたりも、何かできないかなというのは思ってますけど、子ども議会とはちょっと直接違いましたけどですね。

それで結論と言いますか、私の最終的な考えは、子ども議会を執行部と子どもが 向かい合ってやるためには、その準備がいる。また、そこまでに向けて子どもたち に議会というものに対する、意識を高めないといけない。そういったところが抜け た状態で、執行部と子どもがそれぞれ議論をする子ども議会をどう考えてるかって いう質問は、私はちょっと性急過ぎじゃないかなっていう気はいたします。

以上です。

◎議長 (鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

今、教育長が言われたのは、大体そういうふうな答弁で返ってくるんじゃなかろ うかなという、予想はしておりました。

ただですね、この2年間私が議員なって見た子ども議会のこの2年間ですね。どうも当然、議会の活性化のためにやってるんだろうというような、これはもう私一個人の考えですが、やはりこの2年間の子ども議会については、行政とか、教育現場の協力とまで言いませんけれども、サポートがなかったような感じがしますが、教育長どうでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

議員のですね募集について、またはそのこういったものをやりますよっていうことは、議員が直接学校のほうに出向いていただいて、説明会をしていただいております。そして募集についても、実際募集要項等の説明をされてですね、集約は学校教育課がいたしますが、そういったところで自発的にやっていただいておったとい

うことは私も見ております。

ただ、その後はですね議員さん方が、そういった子たちにそれぞれ分担をされて、通告書を作成あたりもされているのは、うちの指導主事は恐らく参加をしとったと思いますが、その後ですね、こういうふうに言われました。執行部はいいですと。これ議会でやりますからと。そしてまた、逆に言うたら議会でさせてくれと。それまでのできるだけ学校とか、学校教育課のほうにも迷惑をかけんで、自分たちでできるだけ議会というものを子どもたちのほうに知らせてからっていうことで、私はそういうふうに言われたので、1回目の小学生は行きましたけど、今年の分だけはちょっと別の用事で私顔は出せませんでしたが、むしろ控えてくれということを言われたほうです。

◎議長(鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

そういうですね、議員は控えてくれって言われたかも分かりませんが、どうでしょうか。言われたからちょっと引いてたという感じで、よろしいんでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

◎教育長(西村久朝君)

今年はですね、職員の結婚式があったもんですから、私欠席をさせていただきました。昨年も同じように言われとったんですけど、昨年私は来ました。で、来たところでですね、議員の方たちが、議長さんのほうからも教育長が後ろに来てるからということで、ちょっと紹介もしていただいたような場面もありました。

当然、指導主事もここには来ませんでしたが、学校教育課のほうに待機をしてる とかいう形でですね、協力はしてるかと思います。

ただ、それがそういった声もあったっちゅうこともあってですね、ある意味議員 さん方の風通しもあるんではないかなっていう気がいたしますけど、その辺、反問 権になりますので、結構です。

◎議長(鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

ちょっと私が、耳が痛いことまた言ったのかなと。先ほども、箱田町長からも具体的にと。今、教育長からもですね、そういうことをいただいておりますが、この場で言わなくちゃいけないかも分かりませんが、今後ですね、子ども議会についてもですね、しっかりとまた、議員間は議員間のほうでですね、しっかりお話しさせ

ていただいて、実際今、教育長が言われたお言葉の中で、実際私も知らない部分もありましたので、今後は教育長ともですね、時間をあげて今回議会報告会のほうでもですね、若い委員長も生まれておりますし、また、私が副委員長ということで担当もさせてもらいますので、今後はですね、粕屋町の子どものためというかですね。やっぱり先ほど言われましたが、やはり、こういう議場の中でですね、しっかりと子どもさんたちに勉強させていただくというのは、当然教育的な価値が十分にあるものだということでですね、私も、2回目のこういう質問をさせていただいております。今後はですね、色んな形での行事、特に子どもを対象した行事については、私はですね、やっぱり色んな形で忙しいかも分かりませんが、やはり2回子ども議会した中で、保護者と生徒が来てる中で、やっぱり何ですかね。小学校の先生が1人でも2人でも、2年間、小学校6年生を対象ということでしたけれども、やはり自分のところの子どもさんが、出てるということであるならばですね、当然その時間的には、されるのが無理であるんだったらですね、やはりこれは、学校行事以上にですね、非常に大切な子ども議会じゃないかなということを私強く感じておりますので、そういうところもですね、今後やはり議会だけじゃなくて、執行部だけじ

やっぱりあの色んな人を巻き込むから教育じゃないかなと思いますけれども、ちょっと、関連ということで、教育長にお聞きしてよろしいですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

西村教育長。

やなくてですね。

◎教育長(西村久朝君)

もっともなご意見だと思っております。

またそういうふうに捉えられたということを、教育長として深くお詫び申し上げますが、ただ学校長、担任等にはですね、私のほうから来ないでくれという指示を出しております。それは、学校に迷惑をかけたくない。執行部も来ないで、議員のほうでこれやりますからと、教育長も来なくていいですよと言われましたので、私はあえて学校のほうにそういう指示を出しております。

本当にですね、子どもがこういった行事に参加する場合は、私は来るべきだと思いますし、校長たちも来たがっておりました。私も本来は見たかったです。ところが、そういった配慮していただける議員さん方なんだなというふうに私は思ってましたので、今、井上議員から私もそう思うだろうっていう思うことを、今言っていただきましたので、やっぱり行かせるべきだったのかなと、また自分も来るべきだったのかなと。

また子どもたちにですね、自分が行けなくても、翌日、月曜日ですか。子どもた

ちどういう様子やったかということも当然聞きには回りましたし、校長達も当然そういった形の接触は月曜日にしていただいておりますので、そこに教育的な配慮があったのかなと思いますけど、参加をしなかった学校側の意識はどうだということに関しましてはですね、それも私の責任であるということを、ちょっとこの場で申し上げたいと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

井上議員。

◎2番(井上正宏君)

教育長のほうからですね、お言葉をいただきましたので、子ども議会についての 今後のあり方ということで町長からも、また教育長からも、具体的な答弁をいただ きましたので、当然議会の中での子ども議会、今後もですね、やっぱり計画的に、 また、継続的にですね。やっていけるように、また議員と行政の風通しがですね、 うまくいくようにですね。私も一個人でありますが、議員としてしっかりとですね、 両方に色んなお話をさせていただきながらですね、何かこう仕組みというか、そう いうものが作れればいいんではないかなと思っております。

子ども議会についてですね、2回、質問させていただきましたけれども、やはり 今後の子どもたち、また、次の子どもたちを育てていく中での、教育的価値という のは十分にあると思いますので、今後も行政並びに教育委員会の、サポートをお願 いしますということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

(2番 井上正宏君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

暫時休憩いたします。

再開を午後2時といたします。

(休憩 午後1時50分)

(再開 午後2時00分)

◎議長 (鞭馬直澄君)

それでは、再開いたします。

本日午後から小池議員におかれましては、欠席届が急きょ出されておりますので、 お伝え申し上げます。

それでは、議席番号10番、久我純治議員。

(10番 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

議席番号10番、久我純治。通告書に従いまして質問します。

3日間の最後でお疲れさまです。ありがとうございます。最後になりますけど、 よろしくお願いします。

まず、駕与丁公園についてと、国鉄志免炭鉱ボタ山開発についての、2問を質問します。

1問目、駕与丁公園についてですが、粕屋町在住の人なら誰でも知ってると思います。我が町に1番先にくらい自慢したいのが駕与丁公園です。次は、JRの駅が町内に6箇所あるということでしょうか。公園も桜の花が咲く頃、今年は池の中に小さな小さなアイガモが6匹生まれました。今年は6月になると、親鳥と同じ大きさぐらいになって今は親離れをしております。時折り、6月というのに朝5時頃にはホトトキが鳴いております。バラ園というところに、青色のアジサイが咲いております。これはシルバーの人たちが植えたと聞いております。私は、毎年桜の花が終わるのを楽しみに待っているのがあります。さくらんぼです。花が終わると実をつけます。大きいもので小指の先ぐらいになります。真っ黒になった実を口に入れますと甘く、昔を思い出します。小さい頃はよく口にしたものです。朝歩いている人の中にも、やはり私と同じように食べておられる方もいらっしゃいます。4、5年前までは一羽の白鳥がいたのですが、今はいません。

私たちは、平成25年と29年桜の木を植樹しました。当時、大川保育園、中央保育園、わかば保育園の園児120名と30本ぐらいの桜を植樹して、毎年花を咲かせております。愛称、太鼓桜として立派に育っています。当時の園児たちの大きくなったときに、この桜の木を見て昔を思い出してほしいものです。皆さんも駕与丁公園に行かれたら、ぜひ見てください。前置きはこれくらいにして本題に入ります。

桜の木の植樹についてですが、公園内には多くの桜の木が植えてありますが、心ない人のせいでしょうか。根本からおられた木や途中からぽっきり折られた木、また根本から植えてなかったように、ただつっかい棒だけが立っています。本当は折る人が悪いのですが、余りにも細く小さいので、手ですぐ折れてしまうような桜の木です。

なぜ、せっかく植樹するのならもう少し大きい木を植えることはできなかったのでしょうか。お願いします。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

駕与丁公園にあります個別の植樹、そして施設につきましてのご回答は担当所管のほうから申し上げますが、まず駕与丁公園の粕屋町、粕屋町民にとっての位置づけ、これはですね、もう言うまでもなく一番だろうと思います。

私はシビックプライドとよく言ってますが、郷土愛、ふるさとを愛する気持ち、そしてそれぞれ住民の方々が粕屋町の誇りとしておるのは何かと言いますと、多分90%以上の方がですね、駕与丁公園と。春は町木である桜が咲き、そしてこの頃でございますが、町花でありますバラのバラ祭りも行いました。1万2千人の方々にご来場いただきました。そういった意味では、この粕屋町が誇る駕与丁公園を今後もですね維持、そしてまた発展させるべきものとして位置づけられると思います。以降につきましては、担当所管のほうから申し上げます。

◎議長(鞭馬直澄君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長(田代久嗣君)

駕与丁公園の遊歩道にはソメイヨシノや八重桜など、約700本の桜の木が植樹を しております。先ほど議員さんもおっしゃられましたように、各種団体のご厚意に より、平成27年・29年に粕屋和太鼓振興会のほうから桜の寄贈をいただき、町内の 保育園児の方々にソメイヨシノを植樹していただいております。

また昨年に引き続きですね、本年5月にもジュニアサッカーグリーンカップの中で、子どもたちより桜の植樹式があっております。先ほど議員さんのほうで申されました、非常に桜の木が小さい分ですが、こちらにつきましては、平成28年に福岡県の植樹祭において、記念植樹としてソメイヨシノの苗木を50本ほど植樹をした経緯でございます。

その当時の植樹式の意向とかそういうのがございまして、ちょっと苗木ということで、小さい木になっているところでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

そしたらせっかくですね、見て分かるように途中から折れてますよね。それっていうのはもう根本からないんですよ。もともとが植えてないように。

だから、それはどうされるんですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長(田代久嗣君)

まず、現場のほうをですね、再度ちょっと確認させていただきまして、支柱あたりも必要のない分については、撤去をさしていただこうかと思います。

折れてる分につきましては、今後、生育が可能かどうかあたりをですね、ちょっと判断をしていきたいと考えております。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

せっかく植樹された木ですからね。なかったらもう1本植え直せばいいんですよ。 だから1mぐらいんとが折られてるんですよね。だから横にはってるんですよ実際 は。だから、桜の木植えるんやったら、もう少しですねやっぱ、私がこの質問する 前に見に行ってほしかったですよね。実際は、今から見に行くじゃなくて。

やっぱり、あそこのシルバーの人なんかも言ってあるんですよ。もう少しうまくできんかなって言われるから。やはりおたくたちがされるんやったらなおさらのことですね、1回下見ぐらい行ってですね、私が質問するときに何で言いよっちゃろうかぐらい思ってほしかったですよね。

どうですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長(田代久嗣君)

一応、駕与丁公園のほうについてはですね、職員のほうでも現場のほういろいろ 回ったり見に行ったりしております。

すみません。今回桜の木のほうについてはですね、短い、低い木のほうについて、 ちょっと注意深く見ておりませんでしたので、ちょっとご回答のほうがこのような 形になった次第でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

せっかく駕与丁ちゅうのは桜の木が有名ですからね。せっかく、間引きしたみたいにちょうどのうなっとうとこに植えとうから、大きくなればざらっとなるんですよ。だからやっぱりですね、もう少しやっぱり気を引き締めてですねやってほしいんですね。そして植えた以上は少しやっぱ観察してほしいんですよ。もうそれ以上言いませんけど。

次の水鳥観察小屋について質問します。当時は、出来ているときは立派なきれいな小屋でしたが、何年たったか知りませんが、できたからは何年位たったんですかね、あれ。

◎議長 (鞭馬直澄君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長(田代久嗣君)

水鳥観察小屋につきましては、駕与丁公園の整備と併せ、平成4年3月に完成を しております。

ですので、完成から現在27年が経過しておるところでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

私は、これも何でこんな小まめに質問するかというとですね。あそこ水鳥橋見に 行かれてないですよね、結局それを私今こう言いようから。根元が全部腐ってるん ですよ、もう。それで、屋根もですねもう腐食して、少し真ん中落ちてるんですよ ね。観察小屋ですよ。だから、これ今度台風とか大雨来たらどげんすっちゃろうか と思って、やっぱ歩く人も心配してあるんですよね。

だから、こんなものはこれから先どんなふうつもりですかね、見に行かれて。

◎議長(鞭馬直澄君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長(田代久嗣君)

はい、水鳥観察小屋につきましては、現場のほうはもう確認をさせていただいて おります。議員さんおっしゃいますとおり、多分これ雨水などの影響により、木材 が腐食をちょっとしているような状況でございます。

公園利用者の方の御利用に支障がないように、予算を考えながらですね補修を検 討したいと考えております。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

折角のですね、やっぱりあんなものを観察小屋まであるとこですから、3つあるんですよね。だからせっかくやったらあげん言われる前にですね、やっぱしてほしいんですよね。まして、この前のバラ祭りの後よく言われたんです私も。これから今から八ッ橋の件もこのバラ祭りの後に言われたんですよね、実際私たち見よったけど、他町の人から言われたんで、これは。

3番目の八ッ橋木のガードレールについてですね。足元にはショウブが咲いててきれいですよね。あそこは写真撮りに来たりなんたりされますよ。そして結構町外の人が多いんですあそこは。ところが知ってあるとおり、三角みたいなの工事用のポールみたいなの立てて進入禁止とかなんかしてありますよね。それかと思ったら、木のガードレールちゅうたら、レール言ったらもう鉄やろうけど、木で足が腐れとうとが多いですよね。足元プワンプワンするとが多いですよね。それとここだけじ

やなくてですね、そこの大きい通り、なんちゅうですか、役場から下からずっとあ の酒殿に抜ける道のあそこの横んとこも結局で木で冊してありますよね。あそこも 大分壊れてますもんね。

だからもう少しですね、言うように壊れる前にですね。どうかできんとかなと思うんですよ、いっつも私も。それかっちゅうて、しょっちゅう言うたらまたしゃあしいって言われるかも分からんけど、見る人は見る人でいつもそんなこと言うんですよね。たまたま歩きよったらいつも会うもんだから言われるんですけど、私たちもそれ思って見よってるんですよ。だから、今後はやっぱそんなことをですね、やっぱりバラ祭りある前にやっとって欲しかったんですよ、私は。

やっぱりいろんな人が来てそのバラを見て散策するために、わあ木の橋がある。 憩いの場と思っておったら、通行止めになっとう。橋はプワンプワンしよう。やっぱもうせっかく粕屋町の誇りの駕与丁公園がですね、やっぱりちょっと落ちますもんね、あれじゃあ。

だから、私こんなふうで一つ一つ質問するようですが、今後は、木の修理はどんなふうにするつもりですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長(田代久嗣君)

八ツ橋につきましても、現在完成から27年が経過しておるところでございます。 全体的な補修もですね、検討いたしましたが、ちょっと多くの費用が必要なため ですね、腐食の著しい箇所である、いわゆる木の床板ですね、それを支えておりま す根太材というのがあるんですが、それの取り替えを平成28年度より部分的に補修 はさしていただいておるところでございます。

また、先ほど議員さんのほうからおっしゃられました木のガードレール、横桟っていうんですが、その部分につきましては、ちょうどですねバラ祭り前にですね、私どものほうで壊れているの発見いたしまして、5月中ごろにですね、業者のほうに修理を依頼をかけまして、その後材料である木材の防触、防腐処理。いわゆる雨に濡れても腐らないような加工が必要ですので、その処理を行いまして、昨日なんですが、修理が終わっているところでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

だけん今言うたようにですね、やっぱせっかくやったバラ祭り前にですね、やっぱりやって欲しかったね。実際に直ってますよ、あそこ何箇所か。それは私も見て

ます。ただ遅いんですよね、それじゃあやっぱ。

これからまた4番目に入りますけどですね。駕与丁踏切横の駐車場、自動販売機がたくさんあるとこですよ。踏切渡る手前の左側の。あそこは網のフェンスがずっとしてあるんですよね。あの右側の方向はですね、もうそこが折れてるんですよ。あれも前から気づいとったんですけど、もうこれ幸いと思って、悪いけど全体的な質問するために言うんですけどね。

あれはどんなふうにされるんですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長(田代久嗣君)

こちらのほうにつきましても、先日なんですが現場のほうを確認させていただきまして、雨水などの影響によって支柱の下の部分ですかね。こちらが破損している 箇所がございました。

こちらについても補修のほうをですね、素早く行いたいとは考えております。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

何か重箱の隅つつきのごたあこと言ってますけど、私も駕与丁を愛してますから、 この20何年歩いてますからよく分かるんですけど。

4番目、5番目行きますけどですね、蛍小屋、例の。あすこも結局私たちがですね、約20年ほど前ビオトープの勉強を粕屋町で始めたときに、前の渡辺副町長っておられましたよね。あの人たちと一緒にビオトープの勉強したときに蛍の里とかいろんなとこ視察行ってですね。今のフォーラム、あそこのせせらぎを使って何とかできんかっちゅうことでしたんですけど、何か水は使えんからいうことで、蛍のあれはできなかったんですよ。

そのあと今度阿恵大池改修したときに、あそこのせせらぎをつくりますからいうことやけん、あそこでしょうかちゅうたら、あそこも出来んずく終わりましたよね。そのあと結局蛍のほう諦めて私たち西小学校、あそこの中庭にですね、6年生を半年間お借りして、紙粘土でいろんな模型をつくって9クラスでですね、あそこにビオトープの循環型の池をつくったんですよ。そして、もうずっと期間がたってですね、何かもうある校長先生は潰してくれっちゅう話になったらしいんですけど、教頭先生がそれじゃいかんということで、5年ぐらい前ですかね、当時のPTAの人たちが復興させてくれてですね、また今ちゃんとした池になってるんですけど。

あのときは、九電から250万のお金いただいて、循環型の屋根に溜まった水を下

に落として回すような装置でつくったんですよ。その代わり5年間は発電した電気料を毎年、九電に報告せないかんやった。それせんと250万返さないかんことになったんですけどね。

そんなふうでやったんですけど、蛍小屋がですね、去年おととしですかね。中止になりましたよね。今その上にはあんずの木と思うんですが、きれいな実がいっぱいになってますよね。見られたら分かりますけど。ところが中はもう、もうもうと茂ってますが。そしてあのネットで囲ってありますよね、あそこは。だから結局あそこに実とかですね、なんか落ちて、あれ今ネットがちょっと丈夫やけんいいっちゃろうばってん、もう少ししたら落ちると思うんですよね。

今後、あれはどんなふうにされるつもりですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長 (田代久嗣君)

元蛍小屋につきましては、エコアップ推進事業として平成28年度までですね、蛍 の育成場所として管理を行ってまいりました。

現在、この事業で蛍の幼虫の放流は行ってはおりませんが、実際昨年も数匹の蛍、 それとまた今年も蛍の自生をしておったところを確認しましたので、今のところちょっと蛍小屋は残しているような状況でございます。

今後は、検討をまたしていきたいとは思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

まして、その蛍が飛びよったら尚さらのことですね。行かれたら分かりますけど、 今言うあんずの実か何かと葉っぱが落ちて屋根がもうたわってるんですよ。あのま まするとあれ腐れますよね、すぐ。だから、できたら行って綺麗にのけるか何かせ んとですね、あのままバチャンと落ちますよあれは。せっかく蛍飛びよろうけどで すね。やっぱそんなところもう少しやっぱり気を使ってほしいんですよね。せっか くその蛍が飛びようとを確認したっておっしゃるなら尚さらのこと。

今ですね、このくらいの梅の木をちょっと実がまっ赤になるですよね、黄色く赤く熟れた。あん中ピシッとなってますよ、きれいに。あんずやから酸っぱくはないです。食べたらおいしいですけどね。ぜひよろしくお願いします。

6番目。駐車場横の酒殿区の墓地について。これ言うとまたかって言われるか分かりませんけど。前々町長の因清範町長のときに質問したのですが、この場所の話は元町議の安河内利明さんから申し送りのように言われたことです。それと地元の

人、また、地元からよそに嫁がれた人たちからの要望がずっと続いております。あの広さは900坪あります。そしてあの中に墓がちゃんとしたら今4基建っております。だけど昼間行ってもうっそうとしてます。そしてあとはもう墓を移転されたか何か知らん、掘りくり返した跡がたくさんあります。それが球場の横なんです。だから、当時質問したときには、調べてみますということやったけど、次の町長のときにはそんな金かかることはしませんということで否定されましたけど。

今、粕屋町においては、区画整理じゃ、開発じゃ言うてやってありますよね。ましてあれは、公園の大事なところの横なんですよ、酒殿区の。そして酒殿の人に言わしたら、粕屋町が何も言ってこんからってよく言われます。逆に、粕屋町に言わしたら、区から何も言ってこんからって。お互い水かけっこですよね。これじゃ、前進みませんよね。そして今幸いに粕屋町は駐車場もなりませんよ、あの近所は。いっつも何かあるたんびに警察、この頃はあまり知らんけど、猫の捨て場にもなっとります。だからよかったらですね、粕屋町から話しかけてですよ。今墓ちゅうのが一番大事なんですよね今。

今、粕屋町の人口が増えた人も、40年、50年前からずっと住み着いた人。それも地方から人が多いんですよ。そうすると今その人たちがですね、田舎に残した墓のことでよく相談に来られるんですよ。そのぐらい墓が大事なんですよね。そして、墓じまい。今商売になってます。そんなにある墓なんですよ。だから、あそこの900坪の中にたった4基しかないから、酒殿の人とぜひ話し合ってですね、前から酒殿の人は何回も言うんですけど、何か聞いたら確認書も1回とってあるらしいんですよ。これ酒殿の人から聞いたんですけど。以前、いつごろか知らんけどとられたことがあるらしいんですよ。

だからぜひ、粕屋町から話しかけていただけませんでしょうか。 町長。どんなふうですか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

この墓地につきましてはですね、今議員がおっしゃるように過去からの経緯がご ざいます。

墓地法、あるいはその土地の所有者の権利にもございますので、非常にデリケートな問題であります。基本的なスタンスを言いますと、これ民有地ですので、町が積極的に介入してこうしろ、ああしろって言えるような、そういう議論をできるような状況ではないことはちょっと申し添えます。

そのほかに意見もありますので、担当部署とも・・・。

以上でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

この件はですね、昔はその分譲型の墓を建てるちゅうことで、県がその頃権限持っとったらしいんですよ。だから粕屋町においては、その分譲するような墓つくることはならんちゅうことで許可がおりんかったらしいんです。ところが、何年か前県に行くと、今は粕屋町が権限を持ってるらしいんです、墓地に関しても。

だから、できたらそれは今言わっしゃるように民有地ですから、町から話しかけられんておっしゃるけど、できたら話し相手になってほしいんですよ、私は。

いや、逆に言うと酒殿から話を持って来たら話乗ってもらえるんでしょうか。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

ご相談はお受けしたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

分かりました。酒殿の人もおられるか分かりませんけど、ちゃんと言うときます。 それとか今度は7番目、管理棟のカフェ化について。管理棟ちゅうのは一時なん か店ができましたよね。だいぶ前にちょっとだけ。店か何か知らんけどちょっとで きて、すぐ閉めましたよね。今あれは何に使ってるんですかね。

◎議長(鞭馬直澄君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長(田代久嗣君)

駕与丁公園にあります元管理棟につきましては、トイレと併設した建物のことだ と思います。

以前はまだ管理人さんがいらっしゃったときは管理棟ということで使っていただいてたんですが、現在は特に利用を行っていない状況でございます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

町長の言ってあったようにカフェか何か作ってですね、もう少し常時あそこに人 がおるようにすれば、もう少し栄えるっちゃないかと思うんですよね、粕屋町の公 園としては。だからぜひ何かつくってほしい。

建物あるから少し改装すればですね、とりあえず何かできるんじゃないかと思う んですけど、どんなふうですか町長。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

管理棟のカフェ化っていう限定した問題ではなくてですね、駕与丁公園そのもののステージアップを図りたいという観点から言うとですね、例えば民間の業者さんの意欲を活用したカフェ化もあるでしょう。

全体のゾーン化を図ってですね、駕与丁公園のこの部分は例えば楽しめるゾーンとか、ここは研究できるゾーンとか、あるいは、ランニングに来られた方が休めるようなゾーンとか、そういったゾーン化もですね今研究している最中でございます。そういった一連の流れの中で、このカフェ化も考えていきたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

はい。ぜひ何かいい方法を考えて実行してほしいと思います。

8番目、水鳥橋について。設計料4,400万円の水鳥橋架け替えについての対して、修正案で設計図がなくなったため橋がかけられなくなったと一時はたくさん言われました。橋を架け替えたいのは人一倍思っております。何かいい方法があると思います。これは一つの案というより、今でいうふるさと納税などを利用してするのも何か手はあるんじゃないかと思います。

まして人や、乳母車ぐらいしか通れないでいいし、安全で安心な安価な橋だとい いと思うんですが、

町長はいかがでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

はい。この架け替えはですね、今おっしゃられるように人と自転車ぐらいが行ける橋という感覚でおっしゃったと思います。

実をいうと私もそういう感覚だったんです。しかしですね、道をその幅で造るのと、例えば大きく造るのは確かに費用は大きく違いますが、橋梁の場合はですね、 やはり安全性とかという部分で道とはちょっと感覚的に違いますね。橋梁幅が狭くなったとしてもですね、経費的にはそれほどの変わりはございません。 私もこれは驚いた部分なんですが。そういった意味で設計部分についてもですね、 通常の道路を造る設計料と全く違う設計管理費がかかるようでございます。これは 以前、私が就任する前にですね、設計費についての議会の採決も聞いております。

慎重に設計料だけじゃなくて、どういった形の橋梁にするかはですね、時間をかけて検討してまいりたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

はい、ぜひよろしくお願いします。それとなぜ私駕与丁のことをこげん細かく言うかというとですね、やはり駕与丁が好きなんですよね。

年間で結局あの形あるものは壊れると分かってますけど、修理費ちゅうのは大体 どのくらいとってあるんですか。それとも全然とってないんですか。

◎議長(鞭馬直澄君)

田代都市計画課長。

◎都市計画課長(田代久嗣君)

一般的なですね、例えばトイレの蛇口の修理とか、そういう軽微なやつの分の修繕費につきましては、確か年間130~140万だったと思います。

もう少し大がかりな、先ほど申し上げました八ッ橋ですかね。昨年も修繕とか行 わさせていただいたんですが、そういうのとか公園内の遊具の補修とか、そういう 工事的な修繕料っていうのは、昨年度は、確か300万だったと思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

私、修理費がないとかと思っとっておりましたけど、ある程度出とるから安心は しましたけど。

できたらですね、やっぱある程度回って早目早目にやっぱ修理してほしいし、あれ見える部分ばっかりですもんね。公園やから。そして粕屋町の人だけやないけん、よその人が来るから尚さらよく見えるんですよあれ。だから、愛するあまり私もこんなふうに細かく言いましたけど、ぜひ今後ともよろしくお願いします。

2問目に移ります。国鉄志免炭鉱ボタ山開発について、福岡県立特別支援学校の 誘致を問う。

まず、ボタ山開発の経緯についてしゃべります。昭和61年度7月1日、国鉄と地元3町志免町、須恵町、粕屋町との間で1億円有償譲渡契約締結で、志免町12.2~クタール、須恵町7.9~クタール、粕屋町約8.3~クタールで約28.4~クタールで、

ボタの量約320万立方メーターである。平成3年3月21日、ボタ山開発計画を提案、4件の企業説明があり、A案の人工スキー場を核としたもの、B案ゴルフ場を核としたもの、C案競馬場を核としたもの、D案人工スキー場と競馬場を核としたもの。いずれもだめになり、平成21年7月31日、現状を生かした自然活用型ぼた山開発を基本とし、3町合同で初めて視察に行きました。

場所は平成22年5月27日、3町合同の委員会で、佐世保市世知原、かじか健康公園ボタ山555段の視察です。昼食時、当時の志免町長よりプロジェクトチームの設置の提案がありました。平成23年8月18日、ボタ山開発プロジェクトチーム設置の承認。平成23年11月29日、第1回プロジェクトチーム会議。そのとき私もこのメンバーに入っておりました。平成25年8月5日、ソフトバンクホークスファーム用地に関する応募で協議。8月16日、全員一致で誘致活動を行いました。平成25年9月25日、ソフトバンクよりの返事、第1次審査で落選。平成27年1月21日、第11回プロジェクトチーム会議、これで最後の会議が終わりました。解散もこれはプロジェクトチーム自体の解散も何もいまだにあってありません。そして2018年1月20日、志免町福祉施設シーメイトにて、未来環境都市協議会設立シンポジウムとかいって、降ってわいたようなような話ですが、FECA設立執行。50年手つかずであったボタ山跡地を世界に発信できる未来環境都市として開発を行うために協議会を設立し、本地域の再生をスタートして地方創生を目的とすると言います。

発足人がひどくアニーグループの二枝氏、志免町議、古庄氏に加えて、当時の3 町長が並んでおられましたから、うちの町長は当時は入院して出席しておりません でした。当日は、来賓代表挨拶で前内閣府、地方創生大臣の山本幸三氏が挨拶され ました。その後、当時の因町長に聞くと、他の町長もそうですが、何かはっきりし た返事はもらえませんでした。

2018年これは基礎調査、活動計画策定に始まり、2033年第3次5か年計画で完成するという夢のような話でしたが、いまだに何の進歩もないようです。これがボタ山開発の現状だと思います。我が議会でも、九大用地跡に県立特別支援学校を誘致したのがだめでした。しかし、粕屋町において多数の要支援者の子どもおり、将来にはきっと大切な学校になると思います。また必要だと思います。

ボタ山開発数十年もたって何も変わりませんが、粕屋町3町だけじゃなくといつ も言うように、県や国を巻き込んで、ぜひここに誘致を働きかけたいと思いますが、 町長、いかがでしょうか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

まずボタ山開発の位置づけ、これにつきましてはもう議員御存じのとおりですね、 以前のそのボタ山対策協議会、通称ボタ協といいますが。その中で、考えを直すプロジェクト委員会もありましたけども、管理計画そして開発推進体制等の検討を行うように、その会議で意見が出され、このことを踏まえてですね、それぞれ3町の事務レベル協議を行った結果、5月20日の日にこの方針等の町長協議を行っております。

まだこれは進行形でございますが、基本的なスタンスとしてはですね、一般町有 財産の管理を任意団体であるボタ山協議会が行っている現状は好ましくないだろう と。様々なお話も舞い込んでは来ますけども、基本的には3町長で今後の方針を考 えるべきじゃないかというふうなことを話しておる最中でございます。

新たなボタ山管理計画、そしてボタ山のこれからの開発推進体制はですね、今から先それぞれの各町のボタ山対策協議会のほうにお話もさせていただき、ご協議も願いたいとは思っておりますが、今議員がご提案されました特別支援学校、この誘致条件といたしましては、まず土砂災害区域内ではないこと。要するに、傾斜地があったらだめだということと、最低でも2万平米の土地を無償で提供する必要があると。そして施設を設置する以上、坑道の調査やある程度の整地を行う必要もある。そしてその費用も当然負担しなくちゃいけないと。無償ですのでですね。

これはもろもろのそういった状況を考えますと、非常に誘致の可能性は低いだろうというふうに私は思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

ただ、私もここ10何年ボタ山開発にかかわってきておりますけども、結局何も進まないとですよね。3町長で話し合っても、プロジェクトチームをつくっても、結局どっか言えばどこかだめになる。もう繰り返しなんですよね。

だから、結局これはもういっつも言うように国やら県やら巻き込んでですね、やっぱせんと3町だけ絶対できないと思うんですよ。

町長はできると思ってあります。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

思いは現実的に成就するかどうかというのは分かりません。

ただ、この3町を負の遺産として子々孫々までですね、残すことはそれはいかが なものかと私は思います。いずれかの時点でこのボタ山が開発するように、開発さ れるようにですね、私も尽力してまいりたいと思います。

◎議長(鞭馬直澄君)

久我議員。

◎10番(久我純治君)

とにかくやっぱりあの粕屋町にとってはその負の財産になるかどうかは分かりませんけど、今後のもとで考えられることでしょうけど、とにかくやはりあの28平米を、というかへクタールですよね。やっぱりうまく使える方法。ただ、利益をとろうと思ったら、とてもやないけどできないと思うんですよね、まだ。だから、やはり方向性を早く3町長で出されるんやったらですね、そしてやっぱりボタ協でも何でもいいんですけど、話を早く説明してほしいと思います。

そうせんと私たちはいつもその、もう視察行くとこもないんですよね、実際。どこ行っても同じことやから。一時期、大山町ですかね。あそこはボタ山削ってサッカー場やら作ってるんですね、山の上に。そしてあの水洗トイレもつくってきれいなところありました。あんなふうなところになればいいっちゃないかなと思ったりするけど、やはり経費がかかりますよね。だからお金はかけんでということはできないと思うんですけど、とにかく何かいい方法をですね。町長さんたちでされるとおっしゃるなら、早く結論を出して、私たち生きとる間に何かできたらと思っております。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。 (10番 久我純治君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

これにて3日間にわたりました一般質問を終結いたします。 以上で本日、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時41分)

令和元年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(閉 会 日)

令和元年6月18日(火)

令和元年第2回粕屋町議会定例会会議録(第5号)

令和元年6月18日(火)午前9時30分開議 於 役場議会議場

- 1. 議事日程
 - 第1. 委員長報告
 - 第2. 委員長報告に対する質疑
 - 第3. 討論
 - 第4. 採決
 - 第5. 委員会の閉会中の所管事務調査
- 2. 出席議員(16名)

1番	末	若	憲	治		9番	福	永	善	之
2番	井	上	正	宏		10番	久	我	純	治
3番	案	浦	兼	敏		11番	本	田	芳	枝
4番	安	藤	和	寿		12番	八	尋	源	治
5番	中	野	敏	郎		13番	木	村	優	子
6番	太	田	健	策		14番	Щ	脇	秀	隆
7番	Ш	口		晃		15番	小	池	弘	基
8番	田	Ш	正	治		16番	鞭	馬	直	澄

- 3. 欠席議員(0名)
- 4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(23名)

町 長 彰 副町長 吉 武 信 一 箱 田 教 育 長 西村久朝 総務部長山野勝寛 山 本 都市政策部長 浩 住民福祉部長 中小原 浩 臣 総務課長 堺 哲弘 今 泉 真 次 経営政策課長 中原一雄 税務課長 収納課長 臼井賢太郎

協働のまちづくり課長 豊福健司 学校教育課長 早 川 良 一 吉村 健二 新宅信久 給食センター所長 社会教育課長 都市計画課長 田代久嗣 八 尋 哲 男 地域振興課長 道路環境整備課長 安 松 茂 久 上下水道課長 松本義隆 神近秀敏 総合窓口課長 渋 田 香奈子 子ども未来課長 介護福祉課長 石 川 弘 一 健康づくり課長 古 賀 みづほ 会 計 課 長 藤川真美

(開議 午前9時30分)

◎議長 (鞭馬直澄君)

改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、た だ今から本日の会議を開きます。

◎議長(鞭馬直澄君)

議案第32号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番(安藤和寿君)

おはようございます。

議案第32号は、「専決処分の承認を求めることについて」、付託を受けました総 務常任委員会の審査の経過と結果につきまして報告を行います。

10月1日から予定されている消費税の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、自動車税及び軽自動車税に環境性能割を創設し、現在の保有課税についても、種別割と名称を変更するなど、大幅な見直しを行うこととし、また、地域間の税財源の偏在性を是正し、地方の安定的な財源を確保するため、法人住民税、法人税割を縮小し、その分を交付税措置の原資に充てるための、国税化措置を講ずることとし、地方税法などの一部を改正する法律から、粕屋町税条例などの一部を改正するものです。

内容としては、個人住民税に関する主なものとし、1、住宅ローン控除の拡充に 伴う措置、ふるさと納税制度の見直し。法人住民税に関する主なものとしては、法 人住民税の交付税原資化、自動車税に関するものとなっております。

地方税法などの一部を改正する法律などが、平成31年3月29日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例などに反映させることが、必要な改正事項について整備することを目的とし、平成31年3月29日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求められたものです。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、委員1名の欠席、ほか全員 賛成にて承認すべきと決しましたことを、ご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑は、委員長に対する審査の経過と結果でございま す。それでは、質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第32号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

全員賛成であります。議案第32号は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

続きまして、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といた します。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

おはようございます。

議案第33号、住民福祉部総合窓口課より、厚生常任委員会に付託されました、議 案第33号「専決処分の承認を求めることについて」、審査の経過と結果について報 告いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日公布、4月1日より施行されることに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。第2条第2項ただし書き中、58万円を61万円に改める。第23条各号列記以外の部分中、58万円を61万円に改め、同条第2号柱書中、27万5千円を28万円に改め、同条第3

号柱書中50万円を51万円に改めるものであります。

改正後の粕屋町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健 康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお、 従前の例による。

当委員会におきまして慎重に審査した結果、全員賛成で承認されましたことをここに報告いたします。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより議案第33号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

続きまして、議案第34号「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」を議題と いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番(安藤和寿君)

議案第34号は、「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきましてご報告を行います。

現在、粕屋町教育委員会委員をしていただいております、青木政広氏の任期が、本年9月21日をもって満了することに伴い、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。同氏は、筑紫野市役所に勤務される傍ら、町内の子どもたちへの剣道の指導に携わられ、退職後は糟屋地区の剣道連盟の事務局長を務められるなど、教育委員としての、識見人格ともに優れた方であります。

審査において、意見の中には、粕屋町の教育委員の男女の配分を考えたらという 意見もありましたが、付託を受けました当委員会での審査の結果は、賛成多数にて 同意すべきと決しましたことを、ご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、人事案件につき、先例・申し合わせ事項により討論を省略し、これより 議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

賛成多数であります。よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、議案第35号「粕屋町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とい たします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第35号「粕屋町森林環境譲与税基金条例の制定について」、付託を受けました建設常任委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

この議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日に 国により施行されたことに伴いまして、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、 粕屋町森林環境譲与税基金を設置することにより、森林の整備及びその促進に関す る施策の財源に充てるため、議会の議決を求められたものです。

国の環境税では、2024年から、納税義務者から一人年間千円徴収されることとなっております。森林環境譲与税は、国にいったん集められ、その後粕屋町に配分されることとなります。森林現場の課題に早期に対応する観点から、課税に先行して今年度から配分がされることとなっております。その譲与額は、見込みですがこれは、2019年から21年は、198万5千円。2022年から24年は、297万8千円。2025年から2028年は、421万9千円。2029年から31年は、546万円。2032年以降は、670万1千円となっております。市町村における活用例といたしましては、1番.森林整備、2番.地域課題に対応した取組み、あるいは3番.森林経営管理制度の円滑な運用に向けた取組み、4番.木材利用を促進する取組み、5.普及啓発活動などです。

粕屋町の場合、森林のほとんどない町としては、4番の木材利用を促進する取組 みが主なものとなるかと思われますが、世界的な地球環境、そして森林環境の整備 に寄与するような施策をこれから行っていくこととなります。

建設常任委員会で慎重審査いたしました。その際、地域振興課職員より、「持続可能な」という言葉も飛び交っておりました。結果、全員賛成で可決しましたことを、ご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の、委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより議案第35号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、議案第36号「北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例について」、及び「議案第37号粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

議案第36号、住民福祉部総合窓口課より厚生常任委員会に付託を受けました議案 第36号「北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例について」 であります。審査の経過と結果について報告いたします。

北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例(第26号)の一部を、第4条中「北筑昇華苑使用料金補助金交付」及び「(別記様式)」を削り、「しなければならない」を、「するものとする」に改めるものであります。

改正の趣旨は、北筑昇華苑組合立北筑昇華苑の火葬料金が平成31年4月1日に改 定され、火葬料金に対する補助金が組合内で統一されました。これに伴い、補助金 申請用紙が、組合統一様式に変更になるため、条例の改正を行います。

改正の経緯につきましては、ご遺族、葬祭業者等の利便性の向上及び事務効率化のため、令和元年7月1日火葬許可分より、これまでの住所地で収納していた火葬料金の本人負担を北筑昇華苑で収納することになりました。これにより、死亡届の届出地と死亡者の住所地が異なる場合、住所地に行う補助金の申請も北筑昇華苑で併せて行えるようにするため、構成市町村の様式の統一を図るものです。

当委員会におきまして、慎重審査の結果、全員賛成で可決されましたことを、報告いたします。

続きまして、議案第37号住民福祉部介護福祉課より、厚生常任委員会に付託を受

けました、議案第37号「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」、審 査の結果と経過について報告いたします。

理由等につきまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する条例の一部を改正する政令(平成31年政令第118号)が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるためであります。粕屋町介護保険条例平成12年(粕屋町条例第1号)の一部を、次のように改正するものであります。第4条第1項各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「28,620円」を「23,850円」に改め、同条に次の2項を加えるものです。3、前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,850円」とあるのは、「36,560円」と読み替えるものとする。4、第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,850円」とあるのは、「46,110円」と読み替えるものとする。

施行期日については、この条例の公布の日から施行するものとし、経過措置について、改正後の粕屋町介護保険条例第4条の規定は、令和元年度の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとする。当委員会におきまして、慎重審査した結果、全員賛成で可決されたことを報告いたします。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑は一括議案番号順にお願いいたします。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより議案第36号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長(鞭馬直澄君)

続きまして、これより議案第37号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、議案第38号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

議案第38号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算(第1回)について」、予算特

別委員会に付託された審査ですが、議員全員による審査でしたので、要点のみ経過 と結果について報告いたします。

議案第38号補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億944万5 千円を追加し、歳入歳出それぞれ、総額149億644万5千円とするものです。

内容について、総務課、経営政策課は歳入757万6千円を増額で、財源不足を補 うため、財政調整基金より繰入れたものであります。

2番目、住民福祉部子ども未来課、歳入259万2千円。幼児教育無償化補助金、 歳出259万2千円。システム改修費委託料、これは国が10分の10だそうです。議員 の質問で、具体的にはどのような改修がされるのか。また、無償化にあたり、職員 の不足の対応について質問がありましたが、行政より、状況を見ながら人員の補充 につけて検討し、対応していきますという返事でした。

介護福祉課、歳入額1,089万7千円。障がい者総合支援補助金、広域所得者保険料負担金、県と国よりです。歳出額が、1,469万6千円。システムの改修費、低所得者保険料軽減分であります。議員から、負担割合はとかシステム改修費の国庫補助金の具合はとの質問が出ました。

3番目、健康づくり課、歳入150万5千円。風疹追加的対策補助金、これは、手数料1件につき300円で30万円が計上されております。歳出120万8千円。風疹追加対応とシステム改修費でございます。

都市政策部地域振興課、総額歳入 2 億8,687万 5 千円。これはプレミアム補助事業事務事業分、また商品券の販売収入です。農林環境整備事業交付金です。歳出 2 億9,057万 5 千円、農業地域振興事業、プレミアム商品券発行、農村地域防災事業等です。議員から、商品券の特徴はとか、低所得者の非課税の人数を聞かれましたが、これは、非課税者の 2 万円で 2 万 5 千円の商品券が買えるそうです。そして、地域振興、地震については、粕屋町は12箇所であって、篠栗に 2 箇所、須恵町に 1 箇所、町内では箇所所は今年中にかかりますが、残りの 8 箇所は来年度以降になるそうです。

6番目、議会事務局、歳出のみで37万4千円です。システムライセンス使用料金が2つに増えるそうです。質問により、他町は篠栗は2つ、志免には3つ、久山は2つ、新宮が2つ、古賀は4つ。それで粕屋町は今1つあるのが2つになって、スピードアップになるそうです。

議案第38号は、議員全員による審査の結果、全員賛成で可決されましたことをここに報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

○議長(鞭馬直澄君)

この議案につきましては、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって質疑を省略し、これより議案第38号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決といたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、議案第39号「令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」を、 議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

議案第39号「令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会におきまして、審査の経過と結果について報告いたします。 議員全員による審査でしたので、要点のみ報告いたします。

保険事業勘定歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ67万2千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,070万6千円とするものであります。

内容といたしまして、歳入1款保険料、1項、介護保険料で補正前に対して 1,380万円の減額で、5億3,797万4千円となります。減額の理由は、低所得者の保 険料の減額によるものです。3款国庫支出金、2項、国庫補助金。補正前、5億 805万1千円にて、42万4千円をプラスされ、5億847万5千円になります。介護保険 料システム改修に対する、国からの補助金です。7款、繰入金、一般会計繰入金。 補正前、4億2,014万円に1,404万8千円の繰入れで、4億3,418万8千円となります。 低所得者保険料軽減にする介護保険システム費用の繰入金です。歳入合計、24億5,003万4千円で、補正額、67万2千円。補正後、24億5,070万6千円となります。歳出、1款、総務費、補正前、24億5,003万4千円に、67万2千円を、消費税変更によるものを足し、介護報酬改定に伴うシステム改修費で、補正後は、24億5,070万6千円となります。

議案第36号は、議員全員により慎重に審査しました結果、全員賛成をもって可決 されましたことをご報告いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

委員長、39号です。

◎10番(久我純治君)

39号です。すみません。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

この議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。

よって、質疑を省略しこれより議案第39号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、議案第40号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番(安藤和寿君)

議案第40号は、「工事請負契約の締結について」、付託を受けました総務常任委 員会の審査の経過と結果についてご報告を行います。

議案第40号は、仲原小学校第1期大規模改造工事に伴う工事請負契約で、工事を施行するため、指名競争入札により契約の金額、2億6,458万9,200円。契約の相手方、因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者、因建設株式会社、代表取締役 因善嗣。工事の期間は、契約効力発生の翌日から、令和2年3月31日まで。

工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付するべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例昭和42年粕屋町条例第3号の規定により、議会の議決を求め られたものです。

付託を受けました当委員会での審査では、前回の工事において、工事延長の契約 変更をした業者が、今回も落札しているとの意見があり、所管の説明において、業 者の責任ではないと確認が取れました。

付託を受けました当委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田議員。

◎6番(太田健策君)

質疑は、3つあります。1つ目はですね、今委員長が報告されました契約の延長をしたということに報告されましたが、この契約の延長するには議会の同意が要るんじゃないでしょうかね。その辺を委員長に、一つ目お聞きいたします。

それと、この入札の金額によって、指名業者の数の選定の基準が町のほうにあるんじゃないかと思いますが、それについて質問をいたします。それと業者が6社を選定されておりますが、それの選定基準の方法を教えていただきたいと思っております。

◎議長 (鞭馬直澄君)

安藤委員長。

◎4番(安藤和寿君)

太田議員の今の質問につきまして、今回のと、総務常任委員会での審査の中におきましては、延長当時、2年前に遡るかと思いますけど、延長等、まあ選定の基準、

選定、3つ目の選定基準ですね。その分に関しましての質疑応答等は、ございませんでした。

あくまでも、当日の委員会の審査の経過ということで、報告させていただいています。

◎議長 (鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

では、質問の返答の趣旨にあってないような気がしますが。もう少し、議会の議決がいるっちゃないかと質問しておりますので、その辺もはっきりしていただきたいなと。それと、指名のですね、6社に限られておりますけど、金額によって指名される数の基準がですね、町のほうにあると思いますので、それによっての数がどうなっておるのかと。それと、この6社に選定されたのは、ただ、どういう理由でか、方法でされたのか。粕屋町に指名願を出している業者、AのスモールAにしたっちゃ、これは6社というものではない。何十社もあると思いますが、その中から6社を選んだっていうことは、やっぱ、そこ確かな理由がないと、平等なやっぱり業者の選定にはならないと思います。ひょっとすると差別になるんやないかと思っておりますので、その辺を正確にお答えいただきたい。

◎議長 (鞭馬直澄君)

安藤委員長。

◎4番(安藤和寿君)

今回の工事請負契約の審査ですけども、事前に開会前に、議案書っていうのを配られてますので、今ここで詳しく正確に答えるっていうのは難しいかと思います。 そのあたり、そういうふうに思いますけど、議長、どうでしょうか。正確にお答えしてくださいという質問ですけども。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員の1番目の質問でございますが、工事請負契約の変更について、延長についてということについてはですね、私のほうから当時の議事録がここに手元にありますので、これをご報告いたします。

日にちはですね、平成29年3月1日、「工事請負契約の変更について」ということで議案として上がっております。これについても、議会としては可決ということになっておりますので、ここについては、このとおりでございます。それから、それでいいですか。ほかに。安藤委員長。

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

執行部に分からないってなったら、聞くこともできるというふうに、議員必携ではなってると思いますんで、執行部のほうで答えられたらですね、答えてやったほうが、ちょっと行政の中身なんで、その辺を聞かれておるのでね、その辺は執行部のほうで答弁させたらいいんじゃないかというふうに思ってます。

(注釈 粕屋町議会会議規則第43条(委員長報告等に対する質疑)「議員は、委員長(中略)に対し、質疑をすることができる。」、町村議会の運営に関する基準94号「委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできない。」)

◎議長(鞭馬直澄君)

冒頭に委員長に対する質疑についてはですね、委員長の報告に対する審査の経過 と結果であるということになっておりまして、案件そのものに対する質疑はですね、 定例会初日あるいは委員会で十分に尽くされているものというふうになっておりま すので、ここにおいては、そういうことに留めさせていただきたいと思います。

太田議員、それでよろしゅうございますか。

太田議員。

◎6番(太田健策君)

それはちょっと、議長の答弁は答弁にはなっとらんごたぁけん。今、執行部に代わって答弁していただいていいっていうことに、議員必携なっとうということが言われましたので、よかったら町のほうで答弁をしていただきたいと。

◎議長(鞭馬直澄君)

それではですね、あくまでも答弁については、冒頭申し上げましたとおりでございますが、運用例の中で、それでも執行部のほうで答弁をされるということであれば、ここで認めたいと思いますが、執行部、答弁されますか。この件に関して。

堺総務課長。

◎総務課長(堺 哲弘君)

では、すみません。今、手元に資料とかある分かる範囲でお答えをさせていただ きたいと思います。

1番目のご質問でありました、工期の延長について、議決が必要ではないかという点は議長からお答えがございましたので、2つ目の金額によりまして、指名の業者の基準があるんじゃないかというところでございますが、町のほうの建設工事等競争入札参加者指名基準要綱というのがございまして、これの基準に基づきまして、設計金額により指名をする業者数が決まっております。

今回の工事案件につきましては、7千万円以上3億円未満ということで、共同企業体6社指名となっておりますので、6社を指名させていただいてるというところ

でございます。

次に、3番目の質問であります6社の選定基準についてでございますけれども、こちらは、議員言われましたとおり、たくさん工事業者がございます。所管であります学校教育課のほうからですね、過去の実績ですとか金額によりますランク等ですね、そういったものを加味しまして、6社 $\rm J$ $\rm V$ を含みます業者12社の選定が上がってきております。それを指名委員会のほうでですね、十分審議をいたしまして、妥当であろうということで、指名をしました6 $\rm J$ $\rm V$ 、12社のほうに決定をしておるところでございます。

以上でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

今お答えになりました、町のほうの答えなんですが、これにはですね、過去3年か5年の経過を見ていただくとですね、同じ業者がずっと入っとるんですね。だから新しい業者はもう粕屋町に税金払いよっても固定資産税払いよっても、何しとっても指名に入られないというような状況で、たくさんの苦情が上がっております。

やはり、これはやっぱり皆さんに広く、チャンスを与えてやって、やはり仕事とるとらんは業者間の入札によって決まるでしょうけど。やっぱりそのチャンスを与えてやるのは、町の責任やないかと思っております。

是非ともですね、今後ともそういう業者もたくさんおられますので、是非ともそういう考え方に立って、差別が起こらないようにしてやらないと、町政うまくいかないことになるんじゃないかと。町長の考え方によって、そういう方法をとっていただくというのが、私は普通やないかと思いますので、その辺で是非とも考えていただきたいと申しまして終わります。

◎議長(鞭馬直澄君)

ほかに質疑ありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより議案第40号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

賛成多数であります。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、議案第41号「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法 について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第41号「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果を報告いたします。

この議案は、平成17年度駕与丁区域の住居表示変更から始まり、今回は第11番目の対象区域となる酒殿地区における住居表示の実施区域及び方法を定めるにあたり、提案されたものです。区域といたしましては、現在、酒殿地区区画整理事業が進行中の、酒殿駅前を含む0.795平方キロメートルであります。隣接するイオンモール福岡エリアは、今回含まれておりません。

建設常任委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決しましたことをご 報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の、委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより議案第41号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、議案第42号「粕屋町指定金融機関の指定について」を議題といたします。 本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番(安藤和寿君)

議案第42号は、地方自治法第235条第2項の規定により、町の公金の収納及び支払いの事務を取扱う指定金融機関について、現在、株式会社 福岡銀行、株式会社 西日本シティ銀行、粕屋農業協同組合の3金融機関での交替制でありますが、粕屋農業協同組合からの指定辞退の申入れに伴い、株式会社 福岡銀行、株式会社 西日本シティ銀行の2行による指定とするため、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求められたものです。

付託を受けました当委員会での審査では、今回の粕屋農業協同組合の指定自体の 申入れに、惜しむ声も上がりましたが、所管からの説明において、人材の確保等、 組合の諸事情によることの説明があり、付託を受けました当委員会での審査の結果 は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の、委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより、議案第42号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

続きまして、意見書案第2号。

(休憩動議を求める者あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

討論が多いと思いますので、時間がかかると思います。

◎議長 (鞭馬直澄君)

ただ今、山脇議員から動議ありました。休憩動議でございます。

これに賛同される議員の方は、起立を願います。

所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

よって暫時休憩されたいとの動議を議題とし、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり、採決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

よって、暫時休憩されたいとの動議は、賛成多数によって可決されました。 よって、ここで暫時休憩といたします。

再開を10時40分といたします。

(休憩 午前10時30分) (再開 午前10時40分)

◎議長(鞭馬直澄君)

再開いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

意見書案第2号「「主要農作物種子法」に代わる福岡県独自の条例制定を求める 意見書(案)」を議題といたします。

意見書案第2号につきましては、開会日に提出者の趣旨説明及び質疑を終了して おります。

よって、これより意見書案第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

安藤議員。

◎4番(安藤和寿君)

意見書案第2号「「主要農作物種子法」に代わる福岡県独自の条例制定を求める 意見書(案)」に、反対の立場から反対討論をさせていただきます。

平成30年4月に主要農作物種子法が廃止されました。これは昭和27年制定され、 戦後の食育安定供給を諮る目的で、8条からなる短い法律です。米、麦、大豆の3 種類を対象に、奨励品種の選定や原種の生産に、都道府県が責任を持つことが定め られた法律です。

福岡県が行ってきた種子の改良や、安定供給に懸念をしていますが、福岡県では、種子法廃止時に種子法に準拠した、福岡県稲麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱を策定し、これまでと変わりがないように、種子生産者や農家に対しての不安解消を行っています。独自に条例化している都道府県は、山形、埼玉、新潟、富山、兵庫県です。全国的に広がりを見せているものの、福岡県では、平成30年の時点では、県内2割にあたる、12市町村議会からの県への意見書しか出ておりません。8割の地方自治体は、今後の動向を見ているものと思われます。全国JAグループも、農家や消費者団体からの陳情や要望を受けていますが、いまだ結論を出しておりません。

早急過ぎる対応は、条例化によってかえって本来の方策に制約をつけることになるので、時期尚早と考え、今回の意見書に反対するものです。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。 案浦議員。

◎3番(案浦兼敏君)

意見書賛成の立場からの討論を行います。

種子法が廃止されてから1年経ちます。一昨年、2017年4月に当時、森友、加計学園問題に揺れていたそのさなか、国会での十分な審議がなされないまま、主要農作物種子法、いわゆる種子法の廃止が可決され、昨年2018年4月から廃止となりました。衆参両議院合わせて12時間しか、審議されなかったというふうに聞いております。マスコミであまり取り上げられなかったために、廃止に伴う弊害について、多くの国民はですね、あまり知らされていないと思います。先ほど農協のことがありましたけど、TPP、阻止あれだけ頑張った全中もですね。農協改革で牙を抜かれましてから、今回の反対運動を展開することは、できませんでした。

私は今回、意見書が出されて初めて種子法廃止について考える機会をいただきました。率直な感想として、これは単に農業経営の影響の問題だけでなく、食の安全性確保の問題、ひいては食料主権の問題など、余りにも多くの問題をはらんでおり、国の在り方が大きく変わっていくんじゃないかということで、心配しております。

国は廃止の理由として、民間による優秀な種子の利用を種子法が妨げているので廃止するとしてますけども、これはアメリカなどが主張しております、非関税障壁の除去にあたりまして、TPP交渉等における、相手国の主張を受入れたものでございます。これまで米、麦、大豆は、国民にとって大事な食糧として、種子法によりその種子は国が管理し、都道府県に種子の改良や、技術の維持を義務付けし、公共のものとして守ってきました。ところが、種子法廃止により法的根拠がなくなり、都道府県においても、予算の確保が今後困難になることが危惧されます。また、現在、野菜の種子生産は民間事業者に任せられておりますけども、皆さんご承知のことと思いますけども、ほとんどが外国産であり、不安品種、要するに1代限り、種というのができないそういう品種が増えております。また、特定の除草剤に耐性がある品種とか遺伝子組みかえ作物など、種子代の高騰や食の安全性に不安が持たれております。

今後、米、麦、大豆におきましてもですね、民間事業者任せでは、同様の事例が 生じるのではないかと危惧されます。このため、農業県が率先して、種子法に代わ る条例の制定をする動きが、広がっております。

先ほど、安藤議員のほうから紹介がありましたけれども、今年4月までに、条例 制定した県は、山形、埼玉と全部で9県でございます。鳥取県は6月議会で提案さ れる予定でございます。これ以外にも、千葉、栃木、福岡、高知でも条例制定を求める運動が始まっていると聞いております。福岡県では、大牟田市が自民党の議長の働きかけによりましてから、昨年9月14日、主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書等、主要農作物種子法に代わる新たな法律の制定を求める意見書を全会一致で採択し、その後、福岡県内では、現在14の市町、郡内では宇美町ですけども、意見書を採択しております。

先ほど要綱、県が要綱を定めておりますけど、要綱のほうはですね、要綱じゃあ不十分なんです。やはり条例できちんとですね、しないとですね、種子は守れません。また、種子法に廃止に賛同した国会議員の中でもですね、廃止に伴う、様々な問題があることを反省しましてから、種子法に代わる新たな法律の制定の動きが出ております。

このことから、粕屋町においても、今回の「主要農作物種子法」に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書に、多くの議員の方々が賛同が得られますことをお願い申し上げましてから、賛成討論といたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案反対の方の発言を許します。 太田議員。

◎6番(太田健策君)

意見書案第2号「「主要農作物種子法」に代わる福岡県独自の条例制定を求める 意見書(案)」に反対します。

福岡県が策定した基本要綱は、稲、麦類及び大豆が福岡県の水田農業における、 基幹的な作物であり、気候及び土地に適した品種の作付を基本とし、県育成のオリ ジナルブランド品種のブランド力強化等により、農家所得の確保を目指しているこ と、及び生産者の基本的な資材である種子を稲、麦類及び大豆の生産振興を図る上 で重要な戦略物資であることから、優良な種子の生産及び供給に取組むとしていま す。

福岡県産米、元気つくし、夢つくし、ラーメンのためのら一麦は福岡県の誇る自主ブランド品です。ら一麦に関しては、以前は、国内需要が低かったことから、国内生産は数パーセントでしかありませんでしたが、今では、全国からの受注が増え、海外からも求められるほど、成長ブランド品種になりました。種子法が廃止されても何ら今までと変わりなく、県内生産者や農家の所得向上に寄与しています。

あえて法律を制定するのではなく、柔軟性を持った要綱で対応したほうがよいのではないでしょうか。また、どうしても必要とあれば、そうした時期に対応しても遅くはないのではないでしょうか。

そういったことから、この意見書案に反対します。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。 田川議員。

◎8番(田川正治君)

種子法の廃止についてですね、これから日本がですね、食糧、そして食物、これを責任を持って、日本の国民に対して作り、そして食べてもらう。このような立場からですね、考えれば、やはり、それぞれの国、世界各国でもそういう点で言えば、独立してですね、自分たちの国内で作ったものを国民に食べてもらうという点では、安全安心なですねものが必要だというふうに思うんですね。そういう点で言えば、今回の種子法の廃止によって種子、いわゆる種がですね、あらゆる形で作られる。それに対して、今まで公共的に責任持ってですね、新しい品種も含め、作っていくという、そういう役割を果たしてきたことが、破綻されるいう状況になる。やはり、どうしても国が責任持つ。そういう立場がなければですね、企業が新しく作るその種子を、使わざるを得ない。農薬も使わなければならない。そういうことでですね、全て企業のもうけの範囲の中で、私たちの胃袋が握られてしまうという状況ということは、子々孫々にあたってですね、本当に子どもが、孫が安心して生きていける、そういう食物を確保するという点が困難になるいうふうに思います。

今、日本で300品種のものが、米でも作られているということが、言われております。こういう米はですね、それぞれの地域によって作られている。特殊性があります、東北の米とですね、南のほうの九州の米とは違います。それぞれの状況に応じて、米が作られ、作物が作られるという状況だと思うんですよね。そういう点から言えば、福岡県でもですね、そういう責任を、県としても持って、やっていくように求めてる訳ですね。国で種子法が廃止されても、地方自治の立場から、福岡県で条例を作るいうことをすれば、今までと同じように、福岡県内でのそういう作物を作っていく保証ができるというふうに私は思います。そういう点では、例えば、米そのものを食物をですね、企業が単一的ないわゆる品種しか作らなくなっていくということに、どうしても開発もそう、後回しになっているという状況などが出てくると。そうなった場合には、病虫害、妨害虫などによってですね、この米が被害を受けると、いうようなことになったら一網打尽という状況にですね、私はなると思います。やはり、いろんな品種があって、日本全国でこういう今までの成果を引き継いでやっていくことこそ大事だということであります。

そういう立場から、福岡県が独自にですね、条例を制定していくことをですね、 求める意見書に対して賛成いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案反対の方の発言を許します。 末若議員。

◎1番(末若憲治君)

意見書案第2号「「主要農作物種子法」に代わる福岡県独自の条例制定を求める 意見書(案)」に、今回反対させていただきます。

今回の意見書案にも謳われているように、種子法は廃止時には、国会で都道府県 に引き続き種子生産に取組みをするための財政措置のほか、特定企業による種子の 独占防止に万全を期すような附帯決議がつけられております。

福岡県が策定した、先ほども出てる要綱にはですね、これまでどおり種子法を遵守し、民間の参入や海外資本の参入によって独占化することは考えにくく、一部の企業が独占することも、非常に難しいと考えます。また、遺伝子の組替えの種子流入する懸念はありますが、検疫や審査会があり、国の対応は引続き行われています。

意見書案の懸念することは、種子生産者や農家にとって不利益を被ることを考えてのことだと思います。十二分にその意見は分かりますが、その思いを酌んで福岡県議会の動向はまだはっきりしておらず、JA福岡の意見書、陳情も出ていない状況であります。その状況を見極めてからでも遅くないと考えますし、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。

守るべきものは守る、変えていくべきものは変えていく、そういった方向性を見 出さないままでは判断がしづらく、まだ時期尚早ではないかと思い、反対をさせて いただきます。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

賛成少数であります。よって、意見書案第2号は、否決されました。

◎議長(鞭馬直澄君)

今、定例会中に二つの特別委員会から、委員長及び副委員長の互選を行った旨の 報告がありましたので、事務局長が読み上げます。

古賀事務局長。

◎議会事務局長(古賀博文君)

それでは、読み上げます。

交通対策及び九州大学農場跡地対策特別委員会、委員長 太田健策議員、副委員長 末若憲治議員。

町立保育所の建て替えに関する特別委員会、委員長 本田芳枝議員、副委員長 田 川正治議員。

以上であります。

◎議長(鞭馬直澄君)

以上のとおり、それぞれ互選された旨の報告がありました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、委員会の閉会中の所管事務調査の件を、議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議はありませんか。

(「異義なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続 調査とすることに決定をいたしました。

ここで、町長から発言の申し出があっておりますので、これを認めます。 箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

去る、6月7日の日に招集をいたしました、今議会におきまして、令和元年度補 正予算案や教育委員の任命同意、そして、基金条例の制定など、数多くの議案の審 議を賜り、活発なご議論をちょうだいいたしながら、全ての議案に可決、承認及び 同意をいただきました。ありがとうございました。心から御礼申し上げます。 この10月に予定されている消費税の引上げに伴い、教育の無償化、事業に対する 対策やプレミアム商品券の発行など、様々な施策をこれから展開してまいります。 これらのことにつきまして、しっかりと準備を行い、対応していきたいと思ってお ります。

さて、いよいよ遅いながらも、まもなく、梅雨入りを迎えると思います。多雨で 長期になるという予報も出ておりますが、これからの時期を全ての職員が緊張感を 持って、有事に備えてまいりますことをお誓いし、また、議会におかれましても、 自治の両輪として、ご指導、ご鞭撻、そしてご協力を賜りますよう重ねてお願いし、 閉会にあたってのご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎議長(鞭馬直澄君)

これをもちまして、本定例会に付議されました、案件の審議は全て終了いたしま した。よって、令和元年第2回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

異議なしと認めます。よって、令和元年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたしま す。

(閉会 午前11時02分)

会議録調製者 古賀博文ほか議会事務局職員

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鞭 馬 直 澄

署名議員 末 若 憲 治

署名議員 山 脇 秀 隆